

平成26年第4回（12月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （11月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告、質疑	7
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第84号～議案第90号の上程、説明	18
○議案第91号～議案第105号の上程、説明	27
○議案第106号の上程、説明	39
○議案第107号の上程、説明	42
○議案第108号の上程、説明	43
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○散会宣告	46

第 2 号 （12月1日）

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	49
○職務のため出席した者の職氏名	49
○開議宣告	50
○議事日程説明	50

○一般質問	5 0
森 良 雄 君	5 0
西 島 信 也 君	6 5
小長谷 朗 夫 君	7 8
三 田 忠 男 君	9 2
小長谷 順 二 君	1 1 0
木 村 建 一 君	1 2 2
○延会宣言	1 4 1

第 3 号 (12月2日)

○議事日程	1 4 3
○本日の会議に付した事件	1 4 3
○出席議員	1 4 3
○欠席議員	1 4 3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 3
○開議宣告	1 4 4
○一般質問	1 4 4
山 下 尚 之 君	1 4 4
大 川 明 芳 君	1 5 4
永 岡 康 司 君	1 6 5
青 木 靖 君	1 7 6
○散会宣告	1 9 1

第 4 号 (12月4日)

○議事日程	1 9 3
○本日の会議に付した事件	1 9 4
○出席議員	1 9 4
○欠席議員	1 9 4
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 9 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 9 4
○開議宣告	1 9 5
○議事日程説明	1 9 5
○議案第84号～議案第90号の質疑、委員会付託	1 9 5
○議案第91号～議案第105号の質疑、委員会付託	2 1 2

○議案第106号の質疑、委員会付託	248
○議案第107号の質疑、委員会付託	262
○議案第108号の質疑、委員会付託	263
○散会宣告	265

第 5 号 (12月16日)

○議事日程	267
○本日の会議に付した事件	268
○出席議員	268
○欠席議員	268
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	268
○職務のため出席した者の職氏名	268
○開議宣告	270
○字句の訂正について	270
○発言の撤回について	270
○議案第84号～議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決	273
○議案第91号～議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決	281
○議案第106号の委員長報告、質疑、討論、採決	301
○議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決	306
○議案第108号の委員長報告、質疑、討論、採決	307
○請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	308
○日程の追加	309
○報告第15号の上程、説明、質疑	309
○発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	311
○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	312
○伊豆市議会 議会改革特別委員会委員の選任について	313
○閉会宣告	314
○署名議員	315

平成26年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年11月28日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告
- 日程第 6 議案第 83号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）
- 日程第 7 議案第 84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）
- 日程第 8 議案第 85号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 9 議案第 86号 平成26年度伊豆市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第10 議案第 87号 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第11 議案第 88号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第12 議案第 89号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第13 議案第 90号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）
- 日程第14 議案第 91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 92号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 93号 伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第 94号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第 95号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第 96号 伊豆市天城会館条例の一部改正について
- 日程第20 議案第 97号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 98号 伊豆市環境基本条例の制定について
- 日程第22 議案第 99号 伊豆市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第23 議案第100号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第101号 伊豆市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の制定について

- 日程第25 議案第102号 伊豆市立認定こども園条例の制定について
日程第26 議案第103号 伊豆市立学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部改正について
日程第27 議案第104号 伊豆市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第28 議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について
日程第29 議案第106号 伊豆市建設計画の変更について
日程第30 議案第107号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任について
日程第31 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）
日程第32 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田勝久 次 長 杉山和啓
主 幹 鈴木康子

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成26年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。9番、小長谷順二議員、10番、西島信也議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりでございますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（杉山 誠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、去る9月定例会にて可決されました地震財特法の延長に関する意見書及び魅力ある地方都市の構築に向けた施策の推進を求める意見書、並びに危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書については、関係方面に提出いたしました。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びに、その他、議長等の会議・出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

次に、本日までに受理した要望書は2件であります。既に配付してあります、家族従業員の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める要望書及び燃油税制に係る特例措置に関する国への意見書の提出を求める要望書につきましては、第2委員会に審査を要請いたします。

次に、本日までに受理した請願書は1件であります。既に配付してあります行政書士法違反書類の伊豆市各機関への提出排除に関する請願は、第1委員会に審査を付託いたします。

以上で報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山 誠君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告申し上げます。

まず、湯の国会館レジオネラ属菌検出について。

既に新聞報道等で御承知のことと思いますが、市営施設である湯の国会館においてレジオネラ属菌が検出され、市民の皆様にご不安を及ぼしたことを、まずもっておわび申し上げます。経過について時系列に沿って御報告いたします。

10月28日火曜日、湯の国会館の指定管理者である株式会社サンアメニティより、東部保健所修善寺支所から「病院から、レジオネラ症の患者が出たとの連絡があり、その患者が湯の国会館も利用しているので、浴槽水等の採取や管理状況の調査に行く」との連絡があったと、市に報告がありました。同日、保健所が湯の国会館内の各施設から6カ所6検体を採取し、結果が出るまで2週間程度の期間を要するとの説明がありました。翌29日に株式会社サンア

メニティ、市の担当者がともに保健所に出向き、施設管理方法について再確認をいたしました。

11月5日、保健所から「検査の途中経過で、採取した6検体中4検体から陽性反応が出た」との連絡があったとの報告が、市にありました。その同日、指定管理者は利用者の安全を確保するため、検体での陽性反応が確認された施設だけではなく、湯の国会館を全面休館といたしました。

なお、保健所から「湯の国会館で複数の患者の発生届が出ていないために、当該施設、湯の国会館が発生源とは特定できなかった」との回答を得ております。

11月11日、保健所より、環境衛生指導票により指導事項を受け、タンク清掃・配管洗浄・浴槽などの洗浄と消毒を行い、洗浄後の水質検査の結果、問題がなかったことから、水質検査の結果並びに改善計画書を11月21日に保健所に提出し、承認をいただきましたので、11月22日から営業の再開を決定いたしました。

市といたしましては、このたびの事態が発生したことを深く反省し、再発防止に万全を期し、利用者の方々の信頼回復に務めていく所存でございます。

2つ目、有害鳥獣捕獲の再開について。

7月20日に発生しました有害鳥獣捕獲中の誤射事故を受け、捕獲作業を銃猟、わな猟ともに一時中断しましたが、その後、農作物・林産物への食害、土手の掘り崩しや敷地内の掘り起こしなど生活環境被害、市街地への出没、交通事故など、鹿・イノシシを中心に鳥獣被害が増加しておりました。こうした状況から、田方猟友会などの関係機関と安全対策、再開について協議し、わな猟に限定した有害鳥獣捕獲を10月5日に再開いたしました。再開により、10月31日までの期間中、鹿15頭、イノシシ119頭を捕獲いたしました。

なお、銃猟につきましては、事故の原因分析、再発防止のための安全対策が構築できるまでの間は、引き続き実施しないこととしております。

3つ目、敬老感謝祭の開催状況について。

今年度から地区開催としてお願いしました敬老感謝祭については、11月20日現在、81地区で開催され、2,380の方が参加されております。12月及び1月に9地区155人の方の参加が予定されており、全体で91地区での開催と参加者が2,535人となっており、出席率は昨年度に比べ倍近い40.7%の見込みでございます。開催形態は敬老感謝祭単独開催が最も多く、全体の67%ですが、その他の区ではサロンや子供会、お祭りなどの行事にあわせて開催された地区もあり、また、幾つかのところでは共同で開催されたところもありました。土肥の八木沢地区では、12月に8地区での共同開催が予定されていると聞いております。

参加者からは、歩いていける範囲でよかったなどの意見を聞く一方で、区長の方々からのアンケートでは、補助金内での開催が困難など、幾つかの課題をいただいております。改善できる点は改め、次年度も地区開催の方向で実施していきたいと考えております。

最後に、中伊豆地区のこども園について。

旧中央公民館跡地と周辺農地を建設用地とし、定員156人のこども園の平成29年4月開園を目指して、来年1月13日から3月20日までの間、民間の事業者を募集いたします。4月に審査を行い、5月上旬には事業整備の予定者を決定し、7月に県への申請を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で行政報告は終わりました。

◎伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告、質疑

○議長（杉山 誠君） 日程第5、伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長報告を行います。

同委員会より、会議規則第39条第1項の規定により最終報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長、山田元康議員。

〔伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長 山田元康君登壇〕

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） 皆さん、おはようございます。

5番、山田元康です。

伊豆市行財政改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本年3月議会において伊豆市の大変厳しい財政状況を考慮し、議会の立場として市の行財政改革への取り組みを推進、持続可能な市政運営をチェックするとともに、必要に応じて提言等を行うことで市の発展に寄与することを目的として、本委員会の設置が決議されました。

伊豆市では合併10周年を迎えましたが、これまで合併特例による普通交付税の増額加算は来年度から5年間で段階的に減額され、平成32年度には現在より約13億円の減額が見込まれております。

そこで、本委員会として、報告書に記載のふるさと納税の充実、市有財産の処分と市有施設管理の見直し、市税等収納率の向上、市長・市議会議員同日選挙、各種補助金の見直し、公会計制度の導入、広域連携の推進の7つの項目について調査・検討した結果を報告いたします。

各項目の調査内容につきましては報告書という形で提出いたしますが、本委員会報告書が迫り来る財政状況の悪化に向けた一助となることを期待し、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） ただいまの委員長報告に対する質疑を受けます。

質疑はありませんか。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、ただいま行財政改革特別委員会委員長から報告がありました件についてお伺いをいたします。

全部で項目が7つあるわけですがけれども、これのちょうど真ん中のところにありますけれども、市長・市議会同日選挙ということについてお伺いをいたします。

この行財政改革ということは、当然、市の執行部に向かって提言をするという性格のものであると思います。しかしながら、この市長・市議会議員同日選挙というのは、要するに伊豆市の市議会議員が任期途中で解散をして、やめて、市長選にあわせたらどうかというようなことであると思います。これは行財政改革に関する、執行部に対する提言にもかかわらず、伊豆市議会のことについて言っているわけです。性格が少しおかしいのではないかと私は思うわけです。

そこでお伺いをいたしますが、この同日選挙のこのことについて、これはどなたからの提案ですか。執行部側からの要請に基づいてこういう特別委員会でやったのかどうなのか、これを一点お伺いします。

その次に、この委員が何人かいらっしゃったわけですがけれども、この委員全員が一致して同日選挙に賛成したのかどうなのか。これに対する異論はあったのか、なかったのか、この2点についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの西島信也議員の質疑に答弁を願います。

山田委員長。

〔伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長 山田元康君登壇〕

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） 西島議員の質問にお答えさせていただきます。

同日選挙について執行部からの要請があったのか、どなたか議員からの発案かということでした。

執行部からの提案ではございません。我々委員から出てきたことで、要するに財政が厳しくなる中で、先ほど申しましたように13億円の減額に対しまして、市長・議員選別々にやっていることよりは、同日選挙にしたほうが、雑駁ですがけれども、1,400万円ぐらいは減額されるのではないかということで、提案をさせていただきました。しかしながら、委員が全員一致して同日選挙に賛成したか否かという質疑でしたけれども、決して全員が賛成したわけではございません。異論も当然ありました。我々も、ここに載せさせていただきましたが、これは執行部に対する行財政改革は提言であります。当然議会改革という中で、議員の承諾を得なければなりませんので、余り我々もこれを深く検討したわけではございません。

よって、ここに8ページの意見として、ただし、本案件には議会内部の検討事項に当たることから、今後、議会改革検討委員会を設置し、調査・検討を進めた上で結論を出していきたい。これは議員に対する提言になるわけです。これは西島議員がおっしゃったように大変難しいことで、以前からもしかしたら出ている課題かもしれませんけれども、我々市会議員としましても、行政にこういう提言をする以上、我々市会議員の威儀を正し、進めていくこ

とがよいのではないかということで、ここに載せさせていただきました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） ただいま委員長からの答弁があったわけですがけれども、反対者がいる、あるいは異論があるということにもかかわらず、この報告書に無理やりに載せるというのはいかななものかと思うわけです。これは議会の解散というようなことは、議会議員の本質、根幹にかかわる問題ですので、議会の中で特別委員会でやったかもしれませんが、議会全体の中では何もやっていないというのに載せるというのは、無理やり報告するというのには、これは非常に問題であると思います。

議員の任期は4年ということですね。これは選挙民の負託で4年間やっているわけなんです。解散するというのはどういうことをしなければならないか。議会みずから解散することになるわけですがけれども、解散の議決は4分の3以上の議員が出席して、その5分の4以上の同意がなければだめなんです。これは法律で決まっております。例えば、市長の不信任議決、これはどういうことになっているかということ、3分の2以上の議員が出席して、その4分の3以上が同意しなければ市長の不信任議決は得られないと、こういうことです。市長の不信任議決よりさらにハードルが高くなっているわけなんです。

そういう大事なことを議会内で何も話していないのに、執行部に提言ですか、我々に提言ですか、わかりませんが、議員の了解なしに、何も検討されていない、何も議論もされていないというときに、同日選挙の実施をあたかも議会の意思のごとく、この報告書で報告するということは、これは問題だと私は思うんですけれども、委員長はそこら辺をどう考えるか、お伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁をお願いします。

山田委員長。

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） ただいま西島議員のほうから無理やり載せるとかいう質問もございましたけれども、我々は行財政改革として決してこれを無理やり押し込んで、各議員さんに何とかこの方向に向けろというような意思ではなくて、先ほども、私、答弁の中で申しましたように、これから議会改革等つくっていただき、その中でもしかしたら長いスタンスになるかもしれませんが、これはやはり執行部も議員もお互いさま、この伊豆市の先を見て検討していったらよいのではないかということで、委員会としてここに記載させていただきましたので、以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） いわゆる先走ってこういう報告をするというのは、私は非常に問題だと思います。これは行財政改革特別委員会に何らかの圧力があったのではないかと、私は

推測するわけですが、いずれにせよ、こういうことをとにかく伊豆市議会議員が、例えば選挙をやっけて済むとか、そういうことを何もしていないのにこういう報告をするのは、私は問題ではないかなと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はありませんか。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

一生懸命報告書をつくってくれたんだと思うんですけども、私の見解については、私の昨日のブログに多少載せてあります。もう少ししっかりやってくれよというのが私の見解です。今の西島議員の質問にもありましたように、もう少し配慮した報告書をつくっていただきたい。結論から言うと、これは思いつき報告書ではないかと。笑い事ではない。真摯に受けとめてもらいたい。この程度の問題意識は僕は誰でも持っていると思うんです。市民の皆さんも持っていると思います。そういう意見は聞いております。ふるさと納税一つとってもそうです。私は、やるのは結構だと思うんです。ふるさと納税の関心の最大は何ですか。要は、寄付して税額が控除されるというような問題よりも、特産品等のお土産ではないんですか。そこまで検討しましたか。

私もふるさと納税、やってみたいと思います。しかし、伊豆市の最大の問題点は、このお土産なんです。何を土産にするのか。はっきり言って、シイタケとワサビだけではお客さん飛びついてきませんよ。特産品をつくらなければだめですよ。その辺まで突っ込んで議論されたのかどうなのか。そのほかにもいろいろあります。

今のちょっと順番が前後しますけれども、同日選挙にしようというような意見がありました。確かに同日選挙にすれば選挙費用が一千何百万円か浮くでしょう。しかし、それだけではないんです。分かれていることよってのメリットもあるはずですよ。私なんかから言わせれば、市長選挙のとき、ここにいる議員の皆さんの大半が市長側についた。こういうことも市民の前で、市民の皆さんが見ることができるわけです。伊豆市の将来がどうなるか、非常にわかりやすい。これは今、西島議員がおっしゃった地方自治法を考慮したのかどうなのか、答弁で教えてください。地方自治法を考慮しているとか、していないとか、はっきり教えてください。それとメリットも考えたかどうか。経費削減というメリットも確かにあるわけです。だから、ほかのメリットもあるんだよ。伊豆市の動向がどうなるのか、今後の動向がどうなるのか、そういうことがわかります。

補助金についても見直し。見直しという言葉はいいですね。何を見直すかというところまで突っ込んだのかどうなのかです。補助金だっていいものは確かにあるはずなんです。これは残したい、これはなくてもいいのではないかと、そういうところまで突っ込んだかどうかです。

そのほかにハコモノについて、5ページの一番下に書いてありますね。新規整備は原則として行わない、こんなこと書いてしまっているんですか。箱物をつくる予定、これからあるのではないですか。その辺まで考えたのか。この新規整備は原則として行わないというのはどこまで考えたのか。例えば新しい美術館はつくるのか、つくらないのか。これからいっぱいあるでしょう。保育園をつくるのかつくらないのか、学校を建てかえるとか、建てかえない、そういうのも考えたのかどうなのか。

公会計制度について突っ込む。確かにそうなんです。公会計制度とは何なんです。これ、私も考えているんです。民間の公認会計士とか何かにぜひ入ってもらいたい。我が町の監査委員、代表監査委員は何て言いました。市の用意した資料でもって監査をやっていると、堂々この席で言っているわけだ。当局が自分に都合の悪い資料を出すわけがないでしょう。何のことはない、我が町の、我が市の会計監査は都合のいいことしか監査していない。都合の悪いことは監査していない。私は常々言うておるでしょう。官製談合ではないか。そういうことまで考えましたか。確かに僕はやってもらいたいです、これは。公認会計士を監査に迎えると。別にやってもらうと。外部監査をやってもらう。ぜひ進めてもらいたいと思うけれども、そこまで突っ込んだ議論がされたのかどうなのか。そこもぜひ教えてください。

広域連携についてどこまで議論されましたか。将来の統合も含めて考えたのか、それとも単なる一部事務組合みたいなのをさらに進めようというだけなのか。どこまで考えたのか、お伺いしたい。

以上。

○議長（杉山 誠君） ただいまの森良雄議員の質疑に答弁願います。

山田委員長。

〔伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長 山田元康君登壇〕

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） ただいまの森議員の質問に対して、お答えできる範囲で答えさせていただきます。

初めに、ふるさと納税ということでしたけれども、現在、伊豆市でふるさと納税が行われておりますけれども、現在は財務課のほうで行っていて、先ほど伊豆市の特産品とか言いましたが、今現在では、たけのこ母さんとかいう種類に限られたような状態しております。これは以前小長谷順二議員が一般質問の中でされていますけれども、市長からも、例えば伊豆市の宿泊券とかカーフェリーとか、いろいろそういう答弁の中にもありましたように、我々もその辺を取り上げさせていただきまして、しかしながら、そういうことは財務課だけでは到底無理なことです。例えば観光協会とか商工会とか、それらに協力していただくような形で、行政のほうに提言させていただくようなつもりでしております。これは、これからそちらのほうの取り組みにはなると思っていますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

それと、同日選挙ですけれども、先ほど西島議員にお答えしたとおりでございます。

補助金の見直し等ありましたけれども、これは、現在106団体ぐらいに補助金のほうは出ている、現在も各施設、団体において市のほうから下げただけでないかというようなことはされているようでございます。しかしながら、どうしても補助金がなければ運営していけないという団体も多くございますので、一応これは前向きに継続していただいて、補助金の減額なり、できる範囲でしていただきたいなという提言でございます。

箱物とありましたけれども、新規整備は原則として行わないと載せてありますけれども、例えば、これは小学校とか保育園とか、それは別でございますけれども、現在、公民館とかそういったものは継続的に修理をしていって長くもたせるとか、例えば住民と、本当に必要なのか、必要ならば地域が本当にランニングコストなり何なりをどういうふうにしていくのかという、またこれは行政と市民との協働で行っていく作業だと思われまますので、後は、ここに我々が書かせていただいたような方向性で行政も進めていっていただきたいと思えます。

公会計制度導入ですけれども、これは国がもう提唱することですので、市としても3年を目途に進めていくと思われまますので、これは載せさせていただきました。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質問いっぱいしたいんですけども、2点だけにちょっと絞らましよう。

ふるさと納税なんですけれども、これは問題もあるんです。実施した場合の当局側の負担がふえるという、この辺が僕はデメリットの最大の問題ではないかなと思うんですけども、その辺はどのぐらい議論されたのかどうなのか。

それから、この報告書はどこへ出されるのか。議会へ出したのか、当局側へ出すためのものなのか、その2点お伺いしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

山田委員長。

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） 1点目、ふるさと納税ですけれども、まだまだふるさと納税、されている方も少ないんですけれども、いただいているほうも大口で2件、100万円相当、一口いただいているようですけれども、全国的に見ますと、結局ふるさと納税、本当に自分の本当のふるさとに、こうしてもらいたいから寄付をするんだということよりは、要はおまけと言いますか、見返りが魅力でふるさと納税をしている方が全国的には多いです。それについては我々も議論させていただきました。本当にそれがいいのかどうなのか。ということよりは、ここに載せさせていただきました。本当に地元で使えるような、地元泊まっていたり、ゴルフをしていたり、本当に地区、地区の方が、例えば伊豆市外に出ている方に、本当にこういう形で地元でいただきたいんだ。ただ、行政側に幾ら幾らが入るのではなくて、本当は例えば支部、土肥なら土肥、中伊豆なら中伊

豆から出た方に、本当にそこの地元によくなっていたらいいという意味合いでやっていただけることが一番いいのではないかとということで、その辺は検討して、本来あるべきふるさと納税ということで検討させていただきました。

それと、もう一点はすみません、記憶が飛んでしましまして、森議員、もう一回聞きたい。もう一回ちょっと……。

〔「報告書はどこへ出すのか」と言う人あり〕

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） この報告書は行政側に提出するものですから、行政側に報告いたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） この報告書の提出先が行政側ということになると、これは委員長への質問というより議会への質問、当然、ここで議決されてから出そうとするものなのかどうか。

それから、もう一つ質問させてもらいたいんですけども、議員の任期の問題がありましたけれども、今の衆議院選挙でも一つの問題点として議員定数について何も考えなかったのではないかとようなことがありますけれども、議員定数については考えたかどうか伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

山田委員長。

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） ただいまの森議員へのお答えですけども、これは議決されてから提出されるものなのかと聞かれましたけれども、恥ずかしいですけども、委員長としてその辺はちょっとわかっていません。これは事務局のほうでちょっと答弁していただきたいと思います。

それと、議員定数のほうは検討しておりません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はありませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村です。

行財政改革は何度となくやられて、常に言われているのは、これは永遠のテーマです。こうなっているんですね。今回、行財政改革を設置するに当たって、私はどういう中身ということで、より具体的には、今まで行財政改革特別委員会を何度となく開いて、一定のそれぞれの委員会の結論めいたものを出されたんですけども、それに基づいて今後どうやっていくんですかとなったときに、提案理由の中では具体的な中身がちょっと見受けられなかった

もので、大もとから2つ聞きますけれども、1つ聞きます。

こういう項目がそれぞれもう相当、10回にわたってやられてきたことは、相当苦勞されたのかと思うんですけども、こういう項目を出す前提というのはあったと思うんです。多分、いわゆる委員の方々がお集まりになったときに、どういう趣旨で今回行財政改革をやるかという話をされた上で、では具体的にその大前提に立ってこういう7つの項目を絞り込んだのかなと私は思ったんですが、もしその前の前段というのか、今回の行財政改革特別委員会は何をやるのかということが話されたんだしたらお願いします。多分、そうしないと、こういう7つの項目出てこないのかなというのは思ったんですが、お願いします。

それから、より具体的には5項目めの各種補助金の見直しについて。これも前にもこの補助金の見直しというのが特別委員会でやられましたが、その基準となったのが、平成18年度に市のほうでつくった補助金の基準の文書があるんですけども、それに基づいてより具体的に幾つかの補助を出している団体の申請書と、それから結果表というのを見比べながら討議をしたと、話し合いをしたという経過があるんです。今回はさらにもう一度各種補助金の見直しという項目が上がりましたが、一度市がその平成18年につくったことに対して、どういうふうに評価されて今回こういうふうに、より自分たち自身で今回の特別委員会で報告されたのをまとめられたのか、この2点にわたってお尋ねします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの木村議員の質疑に対して答弁願います。

山田委員長。

〔伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長 山田元康君登壇〕

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） 木村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、この7項目に及ぶまでにどのくらいのものを検討されたか、前段で出されたかという質問ですけども、このほかにもいろいろありましたけれども、全て、今現在私が覚えているわけではありませんけれども、例えば入湯税の見直しとかもありましたけれども、入湯税というのはこの辺、地域ずっと調べてみたら、どこでもほかには変わらないということで、これは下げたりもいたしました。各種補助金の見直しということですけども、以前の報告書なども見させていただきました。諸先輩方、木村議員なんかこの中に委員として入られていた資料も見させていただきました。我々、確かに行財政改革の委員ですけども、まだまだ新人でございますので、どこからどこまでやったらいいのかということも非常に難しかったです。

しかしながら、各種補助金の見直し、いろいろ、例えば地域の公民館やそういうところどのくらい行っているとか、そういうのは調べさせていただきましたが、我々の段階で、ここはこのぐらい下げるとか、全体的に何%下げるとか、その辺までは到底いくようなことではございません。ですので、あとは一応提言はさせていただいて、行政にあとは委ねるというように形にさせていただきました。数字的には見させていただきましたが、では、ここを

減らすとか、我々は議員、確かに行財政改革委員ですけれども、そこまでのことはできませんので、あとは行政のほうに委ねる形で提言させていただきました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 一つだけお尋ねします。

最初の、どういうことで行財政改革は必要なのかというところからお尋ねしますけれども、今、委員長言われたように、今までずっと何回かやられてきた。常にそのときには項目が先にありきではなくて、今、伊豆市はどういう状況だから、では議会として行財政改革をやる、いわゆる大きな柱というのは何だろうなという話し合いをしながら、それをもとにして個別の問題がこう出てきたという記憶があるんですね。個別に、今言ったように入湯税の問題とか個々の問題をどうしようかということをお尋ねしているのではなくて、それを出すに当たっての前提というのは行財政改革特別委員会の設置主体という、その目的の中に私、質疑をしたんですが、結果的には賛成しましたけれども、よくわからなかったもので、そのあたりは委員会として詰めて、そして具体的に項目が出てきたのかどうかというお尋ねであります。お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

山田委員長。

〔伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長 山田元康君登壇〕

○伊豆市議会行財政改革特別委員会委員長（山田元康君） 今、おっしゃられたように、やはり伊豆市が抱えている問題を提言させていただいた中で、この7つに絞らせていただきました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの委員長報告をもって伊豆市議会行財政改革特別委員会の調査を終了し、委員会を廃止いたします。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第6、議案第83号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第83号について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は12月14日執行が見込まれております衆議院議員総選挙の執行経費について1,840万円を追加し、歳入歳出総額を175億2,140万円とするものでございます。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（杉山 誠君） 提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

議案第83号について、詳細説明をさせていただきます。

平成26年度伊豆市一般会計補正予算、先ほど市長が申しましたとおり、衆議院議員総選挙の執行経費に係る経費を補正させていただいております。前回ですと、特に総選挙のように急を要する選挙経費につきましては、議会を招集する時間的余裕がない、そのような場合は専決ということで補正予算を組ませていただいております。しかし、今回、12月定例会の市長の招集告示が、11月19日に招集いたしまして、その2日後、11月21日に衆議院議員の解散ということで、議会の招集後に解散でありましたので、招集する時間的余裕がないということに当たらないということで専決をいたしませんで、この12月定例会に選挙経費分の一般会計補正を第4回として上程させていただいております。

なお、この次の議案第84号につきまして、通常の事業費予算等の一般会計の補正予算を上程させていただいておりますので、御承知いただきたいと思います。

それでは、議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入歳出につきましては、補正額それぞれ1,840万円で同額となっております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費でございます。今回の1,840万円の内訳でございますが、まず1節の報酬205万8,000円。これにつきましては、右側説明欄に書いてございます投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人と、あと選挙委員会委員の報酬、あと外部立会人、これは6月議会で新しくできた制度ということで、施設等の立ち会いをお願いされた場合、派遣する外部立会人ということでございます。

3節職員手当等984万9,000円。これにつきましては職員の選挙にかかわる時間外手当等となっております。

7節賃金98万8,000円。これは期日前投票に従事していただく本庁、各支所の臨時職員の賃金となっております。

8節の報償費。これは選挙啓発等明るい選挙推進協議会の委員の方への謝礼が12万8,000

円です。

9節旅費。これは費用弁償といたしまして、選挙管理委員会の委員の方、また明推協の会長等の旅費等になっております。

11節需用費30万円。これは自動車燃料費とございますが、投票所の暖房用の燃料でございます。

11節の06印刷製本費。これにつきましては氏名掲示表の印刷でございます。

修繕費。これは枚数計算機等機械備品類の修繕の予算でございます。

続きまして、12節役務費176万8,000円。これは郵便料、あと機械等の調整手数料、腕章、クロス等のクリーニング手数料、選挙公報の新聞折り込みの手数料、あと選挙啓発用の広報CDの作成手数料となっております。

14節使用料及び賃借料ですが、これは投票所の借上料としまして8万5,000円、あと個人演説会の会場使用料としまして、6施設程度を見込んでおりまして、6万円を計上しております。

備品購入費202万8,000円。これは投票用紙の枚数計算機を2台と投票用紙の読み取り分類機を1台、購入を予定しております。

続きまして、10ページ、11ページになります。

先ほどの3節の職員手当等で選挙にかかわる職員の人件費を計上させていただいております。

11ページの職員手当の内訳のところを見ていただきますと、こちらに時間外手当として984万9,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

今、御説明あったわけですがけれども、ちょっと細かいところで申しわけないんですけども、この選挙費の補正予算、下から4行目、広報用CD製作手数料4万円。金額も大したことないんですけども、これはよく理解できないので、どんなようなもので、誰が見て、誰がつくるというか、そういうことするんでしょうか。お願いします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの西島議員の質疑に答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） ただいまの西島議員の手数料の広報用CD作成手数料でございます。

すが、選挙広報といひますか、自動車に乗ってスピーカーで音楽等を流していろいろ投票を呼びかけるというCDをつくっていただく、そういう手数料となっております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第83号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第84号～議案第90号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第7、議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第13、議案第90号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）の7議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第84号から90号まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第84号は、人事院勧告に伴う職員の給与費等の増額、国民健康保険特別会計への繰出金の減額、台風18号による災害復旧費など1億8,490万円を追加し、歳入歳出総額を177億630万円とするものでございます。

議案第85号は、職員の給与費等の増額のほか、確定に伴う国・県への償還金の増額など5,909万5,000円を追加するものです。

議案第86号から90号までは、それぞれ人事院勧告に伴う職員の給与費等の増額分を追加するものでございます。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第84号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 議案第84号につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に平成26年度12月補正予算資料というのをお配りさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、議案書14、15ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましてはそれぞれの款、項につきまして、歳入歳出それぞれを記載してございます。

続きまして、16ページの第2表 繰越明許費でございます。

8款土木費、6項都市計画費、事業名が都市計画推進事業。こちらの事業につきましては、都市計画の新制度の概略設計の検討を現在しております。これにつきまして1,382万4,000円を繰り越しさせていただくものです。

続きまして、9款消防費、1項消防費、防災対策事業につきましては、土肥地区、八木沢地区に予定しております津波避難タワーの事業費、工事費、設計費等につきまして、大臣協議がおくれているというようなことがございまして、まだ発注に至っておりません。1億6,900万円を繰り越しさせていただくものでございます。

続きまして、17ページの第3表 債務負担行為補正でございます。

認定こども園整備事業費補助金としまして、平成27年度までの債務負担を設定させていただくものです。3億110万2,000円を限度額とさせていただきます。これは天城地区に開園予定の認定こども園の事業費補助でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正でございます。

まず、追加する地方債としまして、災害復旧債限度額を7,600万円追加させていただきます。

す。これは台風18号によります農業水産施設の災害450万円と公共土木施設災害7,150万円、合わせて7,600万円の補正を追加させていただきます。下の表、変更に係る分でございます。市道整備事業、こちらにつきましては当初9,900万円の限度額を設定しておりましたが、交付金や一般財源等への財源を振替によりまして6,100万円を減額しまして、限度額を3,800万円とするものでございます。

また、下の表、廃止でございますが、県営中山間地総合整備事業及び急傾斜地崩壊対策事業、これにつきましてはそれぞれ一般財源への財源の振替ということで、地方債のほうを廃止いたします。

次に、補正予算の主なものについて説明させていただきます。

今回の補正予算のうち、まず市長申しました人事院勧告に伴います職員の給与費等人件費に係るものを、まず先に説明させていただきます。

この人件費の総括的な補正の状況でございますが、議案の64、65ページ、後ろでございますが、ごらんいただきたいと思えます。

職員給与費等の改正内容につきましては、この後、条例改正のところ細かく説明させていただきますが、大きく今回給料表の引き上げ改定がございます。平均0.3%の引き上げを平成26年4月1日にさかのぼって遡及適用するという改正が一つございます。あと、12月の勤勉手当、これを0.15月引き上げて支給するというもの、あと、通勤手当につきましても100円から7,000円程度の引き上げと、これも4月にさかのぼっての引き上げということで、給料表の引き上げ、主には勤勉手当の引き上げ。あとそれに、4月にさかのぼりますので、若干時間外手当や6月に支給済みの期末勤勉手当にも加算されるというような状況になっております。

まず、64ページの特別職でございます。特別職につきましても、この後の条例で審議いただきますが、期末手当の支給割合を一般職と同等に0.15月引き上げてございます。ただし、こちら、76万1,000円の減額になっておりますけれども、6月の期末手当分、これが副市長の在職期間が4月、5月ということで、100%の支給になっておりません。30%の支給でしたので、こちらが100万9,470円執行残という形になっておりますので、今回市長、副市長の期末手当の増額、これが24万8,400円となっております。24万8,400円と先ほどの執行残を差し引きますと76万1,000円を減額するという予算となります。支給する期末手当につきましては24万8,400円増額するというところでございます。その横のその他の手当でございますが、8万6,000円。これは通勤手当、これを4月にさかのぼって計算し直しますので、こちらが増額となっております。

続きまして次の65ページ、一般職でございます。

人数につきましては変わっておりません。

下の(2)の表を見ていただきたいと思えます。

増減事由の内訳のところ、説明欄、人事院勧告による給与改定に伴う増ということで、

これが先ほど申しました給料表の改定によります増額分509万5,000円。この分が今回の制度改正に伴う増額となっております。

その下、その他の増減ということ、育児休業等による減。これは、現在育児休業をしている職員、また部分休業をしている職員、こちらにつきましては給料を支払いませんので、その分を減額しますと、この分が842万1,000円。差し引きしますと給料費は332万6,000円の減額となります。

その下の段、職員手当でございます。通勤手当、勤勉手当等の改定に伴う増。これが先ほど申しました人事院勧告に伴う制度改正によるもので、2,006万円の増額となっております。

その他の増減分でございますが、これは給料等が上がることによりまして退職手当の特別負担金の増額となっております。

上の表、職員手当の内訳を見ていただきますと、今回の制度改正に伴うものとしまして、主には通勤手当が188万3,000円、期末手当が52万7,000円、勤勉手当が1,765万円となっております。総額の手当としましては4,397万1,000円を増額させていただく。あと、それに伴う共済費等も上がってございますので、それが196万7,000円。合計としまして4,261万2,000円を増額させていただきます。

続きまして、人件費以外の補正の内容について説明させていただきます。

議案書のほう、戻っていただきまして、28、29ページの歳出からお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理費のうち、一番上のところの庶務一般事務事業、市長交際費100万円でございます。これは7月の有害鳥獣の誤射事故によりまして亡くなられた方への弔慰金ということで、交際費のほうに100万円を計上させていただいております。

4目会計管理費、会計事務費でございますが、こちらにつきましては10月31日に源泉所得税の自己点検による対応ということで議会へ報告させていただきました。そのときの所得税源泉の漏れがあったということで、所得税等々につきまして10人分、60件、これを314万3,000円、またそれに伴います平成21年からの不納付加算税及び延滞税として、それぞれ12万1,000円と11万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、34、35ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目国民健康保険事業でございますが、国民健康保険特別会計繰出金、これを9,857万8,000円の減額をさせていただいております。これは基準外繰出金の減額、決算見込み約1億円等の減額と、あと、先ほど申した人件費が上がってございますので、その約142万2,000円を差し引きまして9,857万8,000円を減額させていただくものがございます。

一番下の介護保険事業の介護保険特別会計繰出金ですが、78万6,000円。これは人件費の増額に伴う繰出金の増額となっております。

続きまして、36、37ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費の2目児童措置費の児童扶養手当給付事業でございますが、

こちらにつきましては給付件数がふえているということで360万円を追加させていただきます。

3目保育所費の37ページの2保育園一般事業、19-50保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、これにつきましては国の補助事業でございます、民間の修善寺保育園とあゆのさとへの保育士等の処遇の改善のための補助金340万円を追加してございます。

続きまして、38、39ページでございます。

2項4目こども園費でございますが、事業の2こども園一般事務事業、19-40認定こども園整備事業補助金、こちらは先ほど債務負担行為のところでお話しさせていただきました天城、月ヶ瀬地区に予定されております認定こども園の補助金でございます。補助基準額3億3,127万6,500円の補助基準の金額に対しまして、国が2分の1、市が4分の1等の補助率でございますが、それぞれの1%分を今年度補助を見込んでおります。これは国と市同等に補助金全体の1%分を平成26年度で支出させていただくと。この金額が248万4,000円となっております。

続きまして、42、43ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、一番下の目し尿処理費でございます。事業5、汚泥再生処理センター運営事業のうち、電気料と施設運営業務委託料でございますが、これは現在建設中の汚泥再生処理センターを、3月の検査等終了後、市が引き渡していただくわけですが、施設のほうは運転をとめられないということもございますので、市が引き継いだ後、約半月分程度、この施設の運営費ということで電気料と委託料、それぞれ40万円と190万円、計230万円を補正させていただくものです。

続きまして、44、45ページでございます。

6款1項1目の農業委員会費でございます。

事業の2農業委員会事務事業でございますが、農地情報システムの改修委託料として139万4,000円。これは、農地法の改正に伴う国等の制度といたしますか、変わった関係で、農地台帳システムを改修する必要がございます。この農地台帳システムの改修に要する費用が139万4,000円。これは国からの補助金を見込んでございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

7款1項の4目観光施設管理費のその他観光施設管理事業でございます。まず、施設の修繕料としまして、これは修善寺の温泉場でございます。菅湯の浴槽がちょっと傷んでいるということで、この浴槽の改修に249万円。観光施設維持補修工事としまして、これは県有施設の補修工事となります。85万4,000円。これは浄蓮の滝の園地にありますトイレ浄化槽のマンホールふたが壊れておりますので、その交換と、天城遊歩道の木柵を設置する工事となっております。これにつきましても県からの支出金で賄えるものと思われま。

続きまして、56、57ページをお願いいたします。

下の中学校費でございます。

1 目中学校管理費の、まず中学校一般事務事業で14節のコンピューター借上料の減額136万7,000円がございます。これは入札により既に価格が決定しておりますので、その部分を減額するというものがございます。

事業5の天城中学校管理運営事業でございますが、維持補修工事として120万円。これはグラウンドに張ってあります防球ネット、この支柱が斜めに傾いてきているということで、倒壊のおそれ等がございますので、防球ネットの支柱とネットを張りかえるという工事でございます。

続きまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

一番下でございます保健体育費の学校給食費、中伊豆給食センター事業160万円。これはセンターの雨どいが傷んでおりまして、これの修繕に160万円をお願いするものです。

次に、62、63ページ。

11款の災害復旧費でございます。

1 項農林水産業施設災害復旧費でございます。

1 目農地災害復旧費、こちらにつきましては800万円の補正をお願いするものがございます。工事請負費としまして、63ページの上のところですが、農地災害復旧工事、これが農地の畑等の畦畔の復旧、こちらが3件ございまして、これが700万円。あと、小規模な復旧工事、これが2件ございます。こちらが100万円で、合わせまして800万円をお願いするものがございます。

2 目の農業用施設災害復旧費でございます。こちらも工事請負費として100万円を見込んでございます。これは水路の護岸が被災しまして、こちらの復旧工事となります。

4 目治山施設災害復旧費でございます。こちらも工事費として100万円、これは堀切山田の流路工の復旧に伴う工事が100万円を見込んでございます。

続きまして、同じく11款の2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費でございます。こちらにつきましては道路橋梁の災害復旧事業といたしまして、合計で2億683万円をお願いするものです。まず、測量等調査の委託料としまして433万円、あと、工事請負費、道路橋梁災害復旧工事としまして6路線の工事分を計上してございます。これが1億9,800万円でございます。お手元に災害の写真等の資料があると思われまして、そちらには災害復旧箇所、7カ所が載っていると思われまして、そのうち滝沢楠沢線につきましては個人住宅への進入路ということで、早急に対応しないと間に合わないということで、こちらにつきましては予備費のほうで対応させていただいております。ですので、被災箇所7路線のうち、今回補正で計上させていただいているのが6路線ということになっております。

17節の公有財産購入費でございますが、災害復旧工事に伴う2路線の土地を購入する必要がございます。450万円を計上させていただくものです。

以上が今回補正をお願いいたします事業内容でございます。

それらの財源としまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきまして、22、23ページをお願いいたします。

歳入の12款分担金及び負担金のところでございますが、1目の農林水産業分担金、これは先ほどの畑等の畦畔に伴う受益者分担金ということで120万円。

14款国庫支出金の1目民生費国庫負担金でございますが、先ほど申しました児童扶養手当の件数がふえたということで増額させていただいております。これを120万円。

14款同じく国庫支出金の1目民生費国庫補助金でございますが、保育緊急確保事業費補助金としまして1,049万2,000円を見込んでございます。これは先ほど申しました保育士等処遇改善臨時特例事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、乳児家庭全戸訪問事業の5事業に対する補助金となっております。

7目総務費国庫補助金、がんばる地域交付金が9,126万円。がんばる地域交付金の金額が確定しております、この9,126万円に対しまして、市道整備や中央公民館の解体、光ファイバー網の整備など、全7事業にそれぞれの事業費の一部を充当するというので9,126万円を計上させていただいております。

8目災害復旧費補助金。先ほど申しました農地農業用施設の災害復旧費175万円。公共土木災害復旧費、こちらが7,150万円となっております。

全体の災害復旧工事に関する補助金としましては1億4,300万円を見込んでおりますが、これが2カ年、平成26年、27年度で交付されるということで1億4,300万円の2分の1、7,150万円を今回計上してございます。

15款の県支出金、2項の5目農林費県補助金、農業委員会交付金でございますが、こちら、先ほど申しました農地台帳システムの改修に伴う交付金として139万4,000円を見込んでございます。

次の24、25ページをお願いいたします。

同じく県支出金の3項委託金、3目商工費委託金でございますが、県有施設の修繕工事としまして、浄蓮の滝の園地のトイレ浄化槽のマンホールの交換と、天城遊歩道の木柵の設置の歳出のほうを計上させていただいております。それに伴う県委託金として85万2,000円。

あと、20款の諸収入、雑入でございます。これ、その他の収入としまして289万円を見込んでございますが、会計事務費のところでは申しました源泉徴収漏れに伴います個人事業主様から徴収漏れの源泉所得、これを歳入として計上してございます。

21款市債、1項の市債の3目農林水産業債でございます。こちらにつきましては、4表の地方債の補正のところの説明させていただきました農林水産業債を一般財源へ振り替えるために全額を減額。土木債につきましても市道整備事業で6,100万円の減額。あと、急傾斜地崩壊対策事業債につきましては、全額一般財源へ財源振替ということで2,630万円を減額します。

8目災害復旧債でございます。先ほど来申してございます公共土木の災害復旧事業債ということで7,150万円を見込んでございます。あと、農地・農林等の災害復旧事業債としまし

て450万円。こちらは農地・農林等の災害復旧事業債350万円と治山施設の災害復旧事業債100万円。合わせまして450万円を見込んでございます。

以上が、一般会計の主な歳入歳出の補足説明でございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第85号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） 皆様、こんにちは。

市民環境部長の山口です。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第85号 伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について補足説明をさせていただきます。

議案書67ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ5,909万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億173万1,000円とするものでございます。

議案書74、75ページをお願いいたします。

まず、歳出の主なものでございますが、先ほど一般会計の補正にも話がありましたが、人事院勧告による給与費等の改定によるもの及び償還金でございます。

償還金では前年度の療養給付費等の確定による精算金5,687万円を国に返還し、前年度の特定健診に係る精算金50万6,000円を県に返還するものでございます。

ページは戻りまして72、73ページをお願いいたします。

歳入では一般会計からのその他繰入金で1億円、支払準備基金からの繰入金を1億5,000万円をそれぞれ減額し、減額相当分に対して前年度からの繰越金を充当する財源振替を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第86号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから議案第86号 介護保険特別会計の第3回の補足説明をさせていただきます。

77ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ78万6,000円増額しまして、総額を32億7,374万2,000円とするものです。今回の補正ですが、人勧に伴う人件費の増額と、通常事務に加えまして来年度から介護保険制度が大きく変わるということで、これに伴います時間外手当の増額でございます。人件費の内訳につきましては85ページのほうをお願いいたします。

なお、財源につきましては介護保険特別会計の基準に基づきまして、一般会計からの繰り入れとなっております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第87号から議案第90号について、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、議案第87号から議案第90号までの補足説明をさせていただきます。

議案書の87ページをお願いします。

議案第87号 伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）になります。

今回の補正は、職員3名分の給与改定分の32万6,000円の増額補正をお願いするものです。増額補正には繰越金を充当いたします。

続きまして、97ページをお願いします。

議案第88号 伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）になります。

今回の補正では、職員7名分の給与改定分125万5,000円の増額補正をお願いするものです。増額補正については繰越金を充当する予定です。

続きまして、109ページをお願いします。

議案第89号 伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）であります。

今回の補正では、職員1名分の給与改定分11万9,000円の増額補正をお願いするものです。増額補正分については繰越金を充当する予定でいます。

続きまして、119ページをお願いします。

議案第90号 伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）であります。

収益的支出、第2条の1款1項営業費用、このところの39万円の増額をお願いするものです。これは5名分の給与改定分になります。

資本的支出、第3条ですけれども、1款1項建設改良費18万8,000円、2名の給与改定分になります。第4条で今の39万円と18万8,000円を合計した57万8,000円の職員給与分を議会の議決を求めるものです。

内訳の説明といたしましては、123ページのちょうど中間あたりのところに、2流動資産（1）現金預金、ここが、金額が今の増額補正分だけ変わるわけですがけれども、9月議会のときに未処分利益剰余金の処分関係も全て入っていますので、9月のを見ても、これと見ても金額がうまく合いません。そのために今回は122ページ、キャッシュ・フローで説明をさせていただきます。まず、39万円ですけれども、これが1番の一番上から2行目、当年度純利益、ここが3,588万4,000円、このところが39万円下がっています。要は39万円職員に給料を払うものですから純利益が39万円下がりますよということになっています。そして18万8,000円のほうですけれども、これが2番の投資活動によるキャッシュフローのところの有形固定資産の取得による支出、このところが18万8,000円減となっています。

これは9月の補正予算と見比べていただけるとわかるかと思います。合計としまして一番下の欄ですけれども、このところで57万8,000円の減ということになっています。要は給料がふえる分だけ39万円純利益が減って、預金のほうが18万8,000円現金がなくなりますと

いう予算書になっています。よろしくご審議のほどをお願いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第90号までの7議案に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

◎議案第91号～議案第105号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第14、議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第28、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正についてまでの15議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第91号から105号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第91号から94号までは、平成26年度分の一般職の給料の引き上げや12月支給の勤勉手当支給率の引き上げなどのほか、特別職、教育長、特定任期付職員の12月支給の期末手当支給率の引き上げを行い、また、平成27年度からは給与制度の総合的見直しによる一般職の給料の引き下げなど、人事院勧告に伴う所要の改正を行うものです。

議案第95号は、物品の借入れや役務の提供を受ける契約について、商取引の実態に即するよう所要の改正を行うものです。

議案第96号は、平成27年4月から現行の指定管理者制度を廃止し、市直営とするために所要の改正を行うものです。

議案第97号については、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額及び医学的管理下における出産に対する加算額について改正を行うものです。

議案第98号は、伊豆市の環境の保全と創造について基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例制定するものでございます。

議案第99号は、条例で引用している法律名の改正により所要の改正を行うものです。

議案第100号は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、それぞれの施設及び運営に関する基準を条例で定めるものです。

議案第101号は、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等を実施するための設備及び運営の基準を条例で定めるものです。

議案第102号は、就学前の子供たちに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、認定を受けた幼保連携型の伊豆市立認定こども園を設置するための条例を定め、また、認定こども園への移行に伴い廃止する伊豆市立幼稚園及び保育園について、

関係条例の所要の改正を行うものです。

議案第103号は、湯ヶ島幼稚園、狩野幼稚園及びしゃくなげ保育園を平成28年4月から民設民営の認定こども園へ移行するため、それぞれの幼稚園、保育園を市の条例から削除するとともに、関係条例の所要の改正を行うものです。

議案第104号は、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行うための設備及び運営の基準を条例で定めるものです。

議案第105号は、平成27年4月から修善寺資料館を廃止し、同所に伊豆半島ジオパークの中央拠点施設を整備するために所要の改正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第91号から議案第95号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私のほうからは議案第91号から95号までの補足説明をさせていただきます。

お手元に平成26年第4回条例議案説明資料というのを配付させていただいております。そちらとあわせて説明させていただきます。

まず、議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。先ほど一般会計の補正予算のところでも人件費について若干触れさせていただきました。こちらの条例で職員の給与のほうを改定させていただきます。

説明資料を見ていただきたいと思います。

まず、内容のところでは第1条と第2条と記載してございます。

まず、第1条関係ということでございますが、こちらが平成26年度分の給与等の改正に該当するものです。1つ目として給料表を平均0.3%引き上げ、また通勤手当を距離に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げます。これは平成26年4月1日にさかのぼりまして、遡及適用するものです。

2つ目としまして、12月支給の勤勉手当の支給率を0.15カ月分引き上げるというものでございます。これは、12月の期末勤勉手当につきましては12月1日が基準日となっておりますので、こちらは平成26年12月1日から遡及適用するというつくりとなっております。

また、2条関係でございます。

こちらにつきましては平成27年4月からの施行となるものでございます。

単身赴任手当につきまして、現在の2万3,000円から3万円に増額し、かつ、現在適用となっておりません再任用職員にも単身赴任手当を適用させるというものです。

④管理職員特別勤務手当の休日等の支給条件を平日の夜間にも適用するというところで、課長、部長等の管理職につきましては、時間外等は支給されません。ただ、条例で管理職員特

別勤務手当という手当がございます。これは週休日、休日等に管理職が行事等に出た場合、支給できることになっているんですが、伊豆市では週休日の振りかえで対応しておりますので、実際に支給の実績はございません。ただ、今回の改正は平日の深夜0時から朝5時まで、災害などでどうしても夜中に詰めなければならないというような場合もございます。このような場合、平日の夜間勤務の場合にも適用するという改正でございます。

⑤給与制度の総合的見直しに伴い給料表を2%引き下げる。これは平成27年度から国のほうが3年間かけまして、給与制度の総合的見直しをするということで、まず給料表を平均2%引き下げます。これは民間賃金の低い県を国のほうで調査しまして、まず2%引き上げた後、国のほうは地域手当を逆に上げまして、それぞれの地域の実情に応じた制度を確立するというので、このようなことになっております。ただし、2%来年度から引き下がるということで、経過措置としまして3年間の現給保障ということで経過措置を設けております。

⑥再任用職員に対し単身赴任手当を支給する改正を行い、育児短時間勤務職員には単身赴任手当を支給しないための改正をする。これは先ほど申しました単身赴任手当は再任用職員にも適用しますと。ただし、育児短時間勤務職員には適用しませんというための改正となっております。

新旧対照表のほうを見ていただきたいと思います。

議案第91号の新旧対照表の139ページをお願いいたします。

先ほど申しました第1条の通勤手当の関係でございます。

民間の支給状況を踏まえまして、距離区分に応じて100円から7,100円の幅で引き上げてございます。4,100円が4,200円、6,500円が7,100円等、次のページの片道60キロメートル以上の利用区分までそれぞれ引き上げてございます。

第27条の2項1号でございます。これが本年の12月に支給される勤勉手当の支給率の改定でございます。100分の67.5を100分の82.5、これによりまして実質0.15月分引き上げるというものでございます。

2号につきましては、再任用職員の勤勉率を同様に引き上げるものでございます。

別表、給料表でございます。こちらは平均0.3%の引き上げとなっておりますが、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた広い範囲での引き上げとなっております。ただし、143ページ以降を見ていただきますと、ある一定の年齢の職員についての見直しは行われておりません。下線を引いていないところ、143ページで7級の56号以下、また、144ページでは5級の85号以上、6級の76号以上、ここら下線の引いていないところは給料表の改定は行わないということになっております。

続きまして、147ページの新旧対照表をお願いいたします。

こちらが第2条の関係となっております。

民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するため、3年間をかけて給与制度を見直すと先ほど申しましたが、その改定となります。

まず、15条単身赴任手当でございますが、こちら2万3,000円を3万円に、あと距離区分に応じた加算額、これ4万5,000円を7万円に引き上げます。3万円に引き上げるのは民間に合わせております。また、7万円に引き上げるのは、現在の規定ですと単身赴任者ですので、帰宅をする回数、これ9回を想定しておるんですが、やはり民間に合わせて9回から年間12回相当ということで、最大7万円まで加算ができるということでございます。

22条でございます。

こちらが先ほど申しました管理職員特別勤務手当の平日の午前0時から午前5時まで勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給するという改正でございます。

148ページを見ていただきますと、3項の第1号、こちらが現規定の管理職員特別勤務手当、週休日等に出た場合は1万2,000円を超えない範囲で支給できるという規定でございます。今回の平日の夜間勤務の場合は第2号になります。6,000円を超えない範囲内で規則で定める額ということで、災害等の夜間勤務した場合に6,000円を上限として支給できるという改正になります。

続きまして、27条の勤勉手当でございます。

これにつきましては、平成26年12月分の勤勉率を0.15月分引き上げてございますが、それを来年度からは6月分と12月分にそれぞれ振り分けるという改定となります。0.15月分ですので100分の15、これを100分の7.5ずつに振り分けてございますが、現在の6月の規定では100分の67.5が6月の勤勉手当でございます。100分の67.5に100分の7.5を足しますと100分の75ということで、それぞれ本年引き上げた100分の15を6月と12月に振り分けるという改正でございます。

2号は再任用職員につきまして、同じく6月と12月に振り分けるという改正でございます。

給料表の改正でございますが、こちら、先ほど申しました平均2%を引き下げるという給料表の改正でございます。ただし、若年層に配慮しているということもございまして、同じく下線の引いていないところ、1級は全てです。2級は12号まで、これにつきましては下線を引いてございませぬので、引き下げを行わないということとなっております。

新旧対照表の155ページをお願いします。

これにつきましては、単身赴任手当の適用を再任用職員にもするというための改正です。と同時に、任期付短時間勤務職員には適用しないという表の読みかえを改正してございます。

主な改正内容は以上です。その中で条例案文の議案の137ページをお願いいたします。

この附則でいろいろな経過措置等を設けております。

4項の給与の内払でございますが、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定の内払とみなす。これは給料、通勤手当につきましては平成26年4月1日にさかのぼって適用するというのでございますので、既に給料と通勤手当は支給してございますので、それを4月にさかのぼると、どうしても差額というのが発生します。ですので、既に支給さ

れている給料や諸手当はこの給与制度の改正に伴う内払ですと、その分の差額につきましては今後支給するという意味の規定となっています。

次のページの6項給料の切りかえに伴う経過措置でございます。

切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。先ほど申しました3年間の現給保障ということで、平成27年4月から、給料表は下がるわけですが、平成27年3月31日に受けていた給料に対して下がった分、これにつきましては3年間についてだけ現給保障しますよという経過措置となっております。

議案第91号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第92号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案説明資料のほうを見ていただきますと、補正予算のところでも申しました期末手当を0.15月分上げると、これは一般職と同様でございます。

158、159ページの新旧対照表を見ていただきますと、こちらでも1条、2条となっております。

1条につきましては、今年度、平成26年度の12月の期末手当を引き上げるという改正でございます。100分の205を100分の15引き上げて100分の220に改正するというものです。

2条につきましては、その引き上げた100分の15を、また6月と12月にそれぞれ100分の7.5ずつ振り分けるということで、第2条のほうは、6月が現在100分の190、これを100分の197.5、100分の220を100分の212.5、これは100分の220というのは1条のほうで一度100分の15引き上げたものが100分の220ですので、もとの規定でいきますと、158ページの改正前の100分の205、これに100分の7.5を足しますと100分の212.5ということになりますので、100分の15引き上げたものを平成27年度から6月と12月にそれぞれ振り分けるという改正でございます。

続きまして、議案第93号でございます。

161ページ、伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらでも新旧対照表の163ページ、164ページで特別職と同様に期末手当を100分の15引き上げ、第2条で、またそれを6月と12月に100分の7.5ずつ振り分けるという同様の改正でございます。

続きまして、議案第94号でございます。

伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても人事院勧告の趣旨に従いまして、給料表の改正と期末手当を0.15月分引き上げるというものでございます。

167ページを見ていただきたいと思います。

任期付職員等につきましては、特定任期付職員について、給料表をこの条例で持っております。高度の専門的知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を任期を定めて採用した場合、この第7条の給料表になるわけですが、現在、伊豆市では該当する職員はいませんが、制度として給料表は改正するものでございます。

また、8条の3項の勤勉手当につきましても、100分の15引き上げる改正をしてございます。

168ページの第2条関係、これは一般職と同じように、平成27年4月からは、また給料表を引き下げるとい改正でございます。8条の期末手当の支給の改正は6月と12月にそれぞれ引き上げた分を振り分けるという改正となっております。

続きまして、議案第95号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正でございます。

説明資料の裏のページを見ていただきたいと思います。

改正理由でございますが、OA機器等の借り上げや役務の提供を受ける契約において、契約日から契約履行の開始日まで準備期間を要する契約がございます。この場合、当該契約期間が商取引の実態に合わせた期間と合わなくなっているために、条例で定めております長期継続契約ができる年数から、この準備期間を除くという改正を行います。あわせて、物品を借りる契約に付随する保守業務、これも商取引の実態に合わせて長期継続契約できる改正を行うものです。

新旧対照表171ページをお願いいたします。

現在のまず第3条の契約の期間を見ていただきますと、長期継続契約を締結することができる契約の期間は、前条1号の契約にあつては、前条1号ですので、複数年度にわたり契約を締結することが商慣習上一般的である物品を借り入れる契約、いわゆるOA機器等のリース契約でございます。これは5年以内というふうになっています。いわゆるリース契約、通常商取引上は60月、5年が一般的でございます。しかしながら、その物品を借り入れるのに、当然リース会社は準備期間が1カ月程度必要となります。現在の規定ですと、契約自体が5年以内ですので、本来60月リースすべきものを、準備期間を入れた5年ですので、1カ月の準備期間がかかってしまいますと、1カ月の準備期間プラス59月の借り入れとなりますので、これをリースする期間そのものを5年分、60月分契約するというような改正をする。

また、同条2号の契約にあつては3年、これは役務の提供を受けるものも3年、これにつきましても同様に、役務の提供開始までには準備期間等ございますので、準備期間を除くということで、改正後の3条を見ていただきますと、長期継続契約を締結することができる期間は契約履行の準備に要する期間を除き、物品の借り入れを開始する日から5年と、役務の提供を受ける日から3年という改正をお願いするものです。実質的なリースする期間、実質的な役務の提供を受ける期間、それをそれぞれ5年、3年とするものです。

また、2条の第1号の改正は、役務の提供はこの条例でいきますと3年ということになっ

ております。しかし、リース物件、これに対する保守等の契約を一緒にする場合、リースするものだけ5年、保守だけ3年という不都合が生じてございますので、リース物件にかかわる保守業務については、同様に5年まで長期継続ができるという改正をお願いするものです。私からは以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第96号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第96号 伊豆市天城会館条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

議案書の173ページをお開きください。

天城会館の一部施設における指定管理による管理運営については、平成23年10月1日から一般社団法人伊豆市観光協会が指定管理者となって進めてまいりましたが、平成27年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。平成27年4月1日以降の運営形態について、平成26年8月6日に開催をされました伊豆市営施設運営委員会、こちらにおいて検討をいたしました結果、指定管理者制度による運営を終了し、市の直営により運営するとの方向が示された。これによりまして条例を改正するというものでございます。

議案書の177ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第1条の設置目的でございますが、改正前は生活文化と産業の振興及び地域経済の活性化を図るためということをお願い込んでございましたが、改正後は市民文化の向上及び地域の活性化を図るためという文言に改めます。

第3条の施設ですが、まず第1号の天城劇場ホール、第2号のエントランス、第3号の夕鶴記念館、第4号の休憩所、これが従来どおりの市の直営の施設でございます。第5号の多目的ホールは改正前の（1）展示館、現在指定管理者が管理運営を行っている3階部分でございます。第6号の食体験施設、これは同じく2階部分でございます。

そして、第6条の第2項に、市が管理上の理由により使用を制限できる条項を追加してございます。

めぐりまして178ページに移ります。

第8条につきましては、第3条に規定する施設全てに使用料の規定を設けますので、改正前の天城劇場ホール及び夕鶴記念館、この文言を第3条に定める施設に改め、別表第2を削除する関係上、別表第1を別表ということに改めます。

そして、次の指定管理者による運営について定めた第14条、指定管理者による事業報告について定めた第15条、これをともに削除いたします。先ほど申し上げましたとおり、別表第1を別表に改め、第3条の第1号から第6号に定める施設ごとに使用料の規定を定めております。これまでも劇場ホールの使用料と夕鶴記念館の入場料については定めておりましたが、今回、エントランスホール、夕鶴記念館のミニシアター、休憩所、多目的ホール、食体験施設の使用料についても規定を定めております。

条例の施行日を平成27年4月1日とし、市直営での管理運営を実施する予定です。

以上、補足説明でございました。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第97号及び議案第98号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） それでは、私のほうからは議案第97号、第98号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第97号 伊豆市国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書183ページと185ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。

現在、出産育児一時金は原則39万円に産科医療補償制度の掛金相当額である3万円を加えた42万円となっております。このたび、健康保険法施行令が改正され、産科医療補償制度の掛金が見直され、3万円から1万4,000円引き下げられ1万6,000円となりましたが、支給総額を現行と同額の42万円に据え置くため、出産育児一時金を1万4,000円引き上げ、40万4,000円とするものでございます。

なお、施行期日は平成27年1月1日からとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第98号 伊豆市環境基本条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書187ページからとなります。

今回提案させていただく環境基本条例の制定では、既存条例の伊豆市環境保全条例の一部改正も行います。改正前の環境保全条例は不法投棄の禁止等の生活環境保全に関し具体的内容が記述されたものとなっておりますが、新たに制定する環境基本条例は、生活環境保全にとどまらず、地球環境保全や生物多様性等幅広い分野を視野に入れた環境の保全と創造に関する理念条例となっているため、環境保全条例の一部改正では生活環境保全部分の規定を残すものとし、その他の基本理念や市の責務等については環境基本条例でうたい込むものとなります。

それでは、環境基本条例の主な内容を説明させていただきます。

まず、第1条ですが、環境の保全及び創造についての理念を定め、市や事業者、市民等の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。

第3条では、環境の保全及び創造についての基本理念として、美しく住みよい環境の維持、市、事業者、市民、滞在者が協働して人と自然が共生できる循環型社会の構築を目指すなどのことを示しております。

第4条から第7条までは、条例の目的達成のために市、事業者、市民及び滞行者が行うべき責務について規定しており、市の責務として環境施策の策定と実施などを規定、事業者の

責務としては、事業活動を行う場合の公害の発生防止、廃棄物の適正処理、自然環境の適正保全などを規定しております。

市民の責務としては、日常生活における環境負荷低減への努力を規定し、滞在者の責務としては、伊豆市に滞在中の環境負荷低減の努力等を規定しております。

第8条で、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、市が環境基本計画を策定することなどを規定しております。

3項では、環境基本計画を定める際に市民等の意見を聞くことに加え、第17条に規定している伊豆市環境審議会の意見を聞くことを義務づけております。

第9条では、市の実施する事業の環境基本計画との整合性と配慮について明記しております。

以下、16条までは、市が行うものとして環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずることなど、また、広域的取り組みが必要とする施策について、国・県、他の市町村と協力するよう努めることと規定しております。

第17条では、環境基本法第44条に基づく審議会となる伊豆市環境審議会を置くことを規定しており、第18条及び第19条では、審議会の所掌事項や構成員、人数等について規定しております。

なお、附則で、冒頭説明しました伊豆市環境保全条例の一部改正について規定をしております、この改正では、条例の題名を改め、第1条の目的を生活環境に特化する内容に改め、環境基本条例で定めるところになる条文である第2条から第6条、第2章、第4章及び第5章を削り、残る条文につきまして、条番号等の整理をする内容となっております。

以上、補足説明をさせていただきました。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第99号から議案第102号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから議案第99号から第103号までの補足説明をさせていただきます。

第99号ですが、福祉事務所の設置条例の一部改正となっております。

平成26年4月に次世代育成支援対策法等が一部改正されました。父子家庭の支援が拡大されたということに伴いまして、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたということでございます。この関係から一部改正をお願いするものです。

なお、事務所の位置が役所の本所になっておりましたので、ここで一緒に改めさせていただくということでございます。

203ページ、新旧対照表のほうをお願いいたします。

第1条で今まで伊豆市役所内となっていた事務所の住所を、小立野38番地の2を小立野66番地の1というふうに改正をします。それから、第2条のほうで、先ほども申しました法律名の改正をさせていただくということでございます。

続きまして、議案第100号、205ページをお願いいたします。

伊豆市特定保育・保育施設及び地域型保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

205ページのほうをお願いいたします。

現在も認定こども園あゆのさと、それから私立保育園修善寺保育園には、市のほうから運営費負担金を支払っております。子ども・子育て関連3法案、このことによりまして私立幼稚園、それから認定こども園、保育園への運営費の給付を施設型給付と改正したことから、新たな条例の制定が必要となりました。子ども・子育て支援法の施行日が平成27年4月1日から予定されているということから、この条例の制定の議決をお願いするものです。国の準則によりますと条文が長くなるということになりますので、一般原則など必要な条文と関係機関との円滑な連携等を義務づける条文の条例となっております。その他につきましては規則で定めるものというふうになっております。議案第101号、第102号についても同様です。

なお、設置条例につきましては県のほうで制定をいたします。

205ページ、第1条趣旨に始まりまして、第3条一般原則、それから1枚めくっていただきまして、第4条で利用定員、それから第6条で小学校等との連携、第7条で勤務体制の確保等、それから209ページ、最後に11条のほうで委任ということで、そのほかこの条例に定めるほかは規則で定めるということとしております。

施行期日につきましては、法の施行の日から施行するというところでございます。

続きまして、議案第101号のほうをお願いいたします。

ページ数は211ページのほうになります。

伊豆市家庭的保育事業等の設備並び運営に関する基準を定める条例につきましてということで、これにつきましては議案第100号と同様に、子ども・子育て関連3法案の関係から、現在県が行っております日赤などで行われております事業所内保育、保育ママなどの事業の新たに市のほうで設置許可、それと運営費の給付を行うということとなりました。そういうことから、施行日が平成27年4月1日から予定されているということから、この条例の制定の議決をお願いするものです。

211ページをお願いいたします。

趣旨に始まりまして、第2条、第3条で最低基準、それから1枚めくっていただきまして、212ページのほうで家庭的保育事業者等の一般原則、それから第6条で保育所等との連携、それから213ページであります。第12条のほうで規則で定めるという委任になっております。

続きまして、議案第102号 認定こども園条例の制定についてでございます。

215ページをお願いいたします。

今まで土肥、さくらのほうをこども園という形と呼んでおりましたが、これにつきましては幼稚園・保育園の両方の認可を得て、幼稚園・保育園の設置条例で運営をしてきました。

しかし、平成27年4月から認定こども園法が施行されるということから、この設置条例をつくり、今までの土肥、さくらに熊坂、修善寺東を加えた4園の設置条例の議決をお願いするものです。

設置ということで、第1条で認定こども園法の規定に基づき設置すると。

第2条で、熊坂こども園、修善寺東こども園、土肥こども園、さくらこども園というふうになっております。

第4条で利用定員、それから216ページのほうで、第8条で休園日、第9条で利用の許可等々、委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというふうにしております。

施行日につきましては、この条例につきましては平成27年4月1日からということでございます。

これに伴いまして、伊豆市の学校設置条例、それから調理場条例、それから保育所条例の一部改正をお願いするものです。

219ページ、新旧対照表をお願いいたします。

伊豆市立学校設置条例なんですが、別表第3（第2条関係）、今までこちらの土肥幼稚園、それから一番下のさくら幼稚園、これを削りまして、湯ヶ島幼稚園、狩野幼稚園というふうに2園にするということでございます。

それから、220ページをお願いいたします。

学校調理場条例の関係ですが、改正後のほうですが、第2条の表の修善寺中学校調理場下の土肥幼稚園調理場を削ると、それから、中伊豆給食センターからさくら幼稚園を削るというものでございます。

次に、221ページをお願いいたします。

保育所条例です。

今まで熊坂保育園、修善寺東保育園、土肥保育園、それから下から2番目のさくら保育園、こちらを削るということでございます。

次に、議案第103号 伊豆市立学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部を改正することについて、これについて補足説明をさせていただきます。

223ページをお願いいたします。

一般会計の補正予算（第5回）のほうに、旧月ヶ瀬小学校のグラウンドに計画されている私立の認定こども園の補助金を計上いたしました。これは静岡県より当初予定しておりました平成27年度建設ということより1年前寄せて、今月の7日に、正式に平成26年度の事業採択の通知が来たことによります。こうしたことにより、平成28年4月1日施行の伊豆市立学校設置条例及び保育所条例の一部を改正させていただくというものでございます。

第1条で、伊豆市の学校設置条例の改正、第2条で保育所条例の改正。

施行期日、これにつきましては、平成27年ではなく平成28年の4月1日から施行するとい

うこととでございます。この関係から、学校給食調理場条例、それから教育施設の利用に関する条例の一部改正、それから、224ページをお願いいたします。学校教育審議会条例の一部改正、それから、伊豆市立幼稚園授業料徴収条例の廃止、それから、伊豆市立幼稚園預かり保育条例の廃止ということとでございます。

225ページをお願いいたします。

学校設置条例ですが、湯ヶ島幼稚園、それから狩野幼稚園を廃止しますので、伊豆市には幼稚園はなく、全てこども園になるということで、(3)の幼稚園別表第3を削るということとでございます。

それから、226ページをお願いいたします。

こちらの保育所条例、改正前にはここにしゃくなげ保育園があるわけですが、改正後はしゃくなげ保育園を削るということとでございます。

それから、227ページ、学校給食調理場条例の関係ですが、この中の第2条天城給食センター、こちらから湯ヶ島幼稚園、狩野幼稚園を削るということとでございます。

それから、第7条運営委員会、この(1)の中に小、中学校長及び幼稚園長ということになっております。この幼稚園長を削るということとでございます。

1枚めくっていただきまして、228ページをお願いいたします。

ここに、(2)の中に小、中学校及び幼稚園のPTAという形になっておりますが、幼稚園が存在しませんので、幼稚園を削るということとでございます。

それから、229ページ、教育施設の利用に関する条例でございます。

この中の第2条市立幼稚園の遊戯室というのが、今までございます。この部分を削るということとでございます。

それから、別表の第6条関係なんです、施設の使用料が幼稚園遊戯室ということで載っております。こちらを削るということとでございます。

それから230ページ、伊豆市教育振興審議会条例でございます。第2条の関係なんです、2の(2)、こちらに市立の小学校、中学校及び幼稚園のPTAという形になっておりますが、こちらの幼稚園を削るということとでございます。

それから、(3)の小学校及び中学校の校長並びに幼稚園の園長という形で現在ありますが、こちらの幼稚園の園長を削るということとでございます。

私のほうからは以上です。

○議長(杉山 誠君) 次に、議案第104号から議案第105号について、教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 森下政紀君登壇]

○教育委員会事務局長(森下政紀君) それでは、私のほうから議案第104号及び第105号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第104号 伊豆市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

議案書231ページから233ページ及び条例議案の説明資料とあわせてごらんをいただければというふうに思います。

児童福祉法第34条の8の2が新設されまして、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされ、今回制定するものでございます。この条例を定めるに当たりまして、厚生労働省令第63号に規定された放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を参酌しまして、市長が監督する放課後児童健全育成事業につきまして、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のための必要な水準を確保するものでございます。

最低基準、対象児童、人格の尊重、適切な構造設備、秘密保持など、その基本的な事項を義務づけしてございます。

施行期日は法律の施行日ということでございます。

続きまして、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは235ページから238ページになります。

ことし5月15日に、平成26年度伊豆半島ジオパーク推進協議会の総会におきまして、修善寺総合会館の1階を伊豆半島ジオパーク中央拠点施設とすることが決定をいたしました。その決定を受けまして、1階内に設置してございます修善寺郷土資料館を今年度末に廃止といたし、伊豆市資料館条例の一部を改正するものでございます。改正の概要につきましては、修善寺郷土資料館の廃止に伴いまして、中伊豆歴史民俗資料館を伊豆市資料館とし、修善寺郷土資料館に関する設置条項及び別表を削除するという内容でございます。

施行期日は、平成27年4月1日ということでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号から議案第105号までの15議案に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

ここで議事の都合により昼の休憩にします。再開を午後1時10分とします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時09分

○議長（杉山 誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第106号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第29、議案第106号 伊豆市建設計画の変更についてを議題とい

たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第106号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたことに伴い、伊豆市におきましても、今後も継続して総合的かつ効果的な施策を推進するために、新市建設計画の期間を5年間延長するとともに、主要指標の見通しや施策について変更するものでございます。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第106号 伊豆市建設計画の変更についての補足説明をさせていただきます。

まず、新市建設計画についてでございますが、旧合併特例法の規定に基づきまして、合併する市町村が合併前に新市の建設の基本方針や施策の方向性、財政計画などを定めた計画を策定するということが法律で義務づけられております。また、合併特例債など国からの財政支援を受けるためには、この計画に、対象となる事業が位置づけられているということが必要となっております。この計画の期間ですが、合併特例債を起すことができる期間と同じく、平成16年度から平成26年度までの11年間となっておりますが、先ほど市長が申しましたとおり、東日本大震災の関係で合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されましたので、平成31年度までの16年間に計画期間を延長するとともに、市の施策につきましても国の財政支援を受けて効果的に推進していくために、今回変更させていただくものでございます。

この新市建設計画を変更する場合の手続でございますが、変更につきましては、あらかじめ県知事と事前に協議をいたします。その後、議会の議決を得て計画変更をするという手続になっております。県知事との協議につきましては、平成26年11月5日付で知事から異議のない旨の回答をいただいておりますので、今回、議会にお諮りするものでございます。

内容につきまして説明させていただきます。

新旧対照表247ページをお願いいたします。

今回、変更させていただきますのは、先ほど申しました計画の期間の変更と各指標等の見通し、また財政計画等の変更となっております。

まず、新旧対照表247ページの計画の期間、これを平成26年度までを平成31年度までの16カ年とするいたします。それぞれ指標の見通しですが、今まで直近の国勢調査ということで、平成12年の人口等の数値を使っておりましたので、直近の平成22年の人口移動をもとに推計すると。また、合併後の社会基盤整備や新産業育成などの施策により人口減少を緩やかなものとし、平成32年における総人口2万9,870人と見込むという変更をしております。この(1)の総人口と下の(2)の年齢階層別人口でございますが、既に公表されております国立社会保障・人口問題研究所が公表しています数値を踏まえまして、静岡県では独自の人口推計のシステムを使っておりますので、伊豆市でもこの社人研が公表した数値を踏まえて、県のシステムにより推計したものでございます。

また、(3)の就業人口につきましても、平成17年、22年の実績値をもとに算出、推計しております。

7の人口及び世帯の見通しですが、先ほど申しましたとおり、社人研の公表の推計及び県のシステムを使いまして、その表のように平成32年までの人口推計を変更いたします。

249ページ、第6章の新市の施策ということで、創造力ある人づくりの施策の方針について変更をさせていただきたいと思えます。

(3)学校教育の充実ですが、現行の計画では施設整備については学校規模の適正化を考慮しながら、子供たちが安心して学習できるよう老朽化した校舎や体育館などの補修、改修を推進するというので、今回、変更をいたしますのは、学校規模の適正化を考慮しながらというところを、伊豆市教育委員会では第2次の学校再編計画というものを策定しておりますので、具体的に再編計画を明記するものとします。施設の整備については、学校再編計画に基づく施設の新設、改築を進めるとともにというように変更させていただきます。

次の250ページです。

同じく具体的施策の表の中でございますが、現行、小中学校の改修整備という学校教育の充実のところにつきまして、同じく再編計画に基づく施設ということを明記するために、学校施設の再編整備という文言に変更させていただきたいと思えます。

251ページからの財政計画の部分につきましては、平成25年度までにつきましては決算の実績値の数値に直してございます。平成26年度は今年度の決算見込みの数値に変更してございます。

252ページの平成27年度から平成31年度まで、5年分の財政計画を追加してございます。

これにつきましては、実績の数値や今後の見通しを再推計して追加してございます。本年、さきに財政シミュレーションということで議会のほうにも報告させていただきましたシミュレーションと一部数値の見直しはしてございますので、御了承いただきたいと思います。

253ページですが、財政計画の積算に当たってということで、財政計画の積算の考え方についても一部変更してございます。そのただし書きのところに括弧書きとして、平成25年度までの値は実績。平成26年度以降の値は、過去の実績や最近の傾向を勘案し、再積算した

と追加させていただいています。

主なところでは（４）の国庫支出金等のところがございますが、過去の実績等をベースに、新市建設計画事業分等大型事業の実施を見込み、交付額を算定した。

また、２款歳出の人件費のところでは、定員管理計画に基づき、定年退職予定者と新規採用職員の増減を勘案し算定した。物件費につきましては、過去の実績等により算定し、消費税率の上昇やアウトソーシングによる委託料の増加等を見込んだと変更させていただきます。

次の254ページですが、扶助費につきましては、過去の実績等を基に支給対象者と人口動向の増減を勘案し算定したという変更。

（４）補助費等につきましては、同じく過去の実績等を踏まえ、政策的な補助以外について大幅な削減を見込む一方、広域ごみ処理計画に基づく一部事務組合負担や通学費補助等を計上した。

（５）公債費。平成25年度末までの起債残高と平成26年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定したと変更いたしました。

（７）の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計等、特別会計への繰出額を見込んだというような変更をさせていただきます。

内容としましては、ただいま見ていただきました新旧対照表の内容に従いまして、239ページ、それぞれの変更箇所について改め方式で書いてございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

◎議案第107号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第30、議案第107号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第107号について提案理由を申し上げます。

本議案は、田沢財産区管理委員に1名の欠員が生じたため、伊豆市財産区管理会条例第5条の規定に基づき、補欠の委員を選任するため、議会の同意をお願いするものでございます。

委員となる方の資格は、当該財産区の区域内に3カ月以上住所を有し、伊豆市議会議員の被選挙権を有することとなっておりますが、選任する鈴木氏は資格要件を満たしております。

なお、任期につきましては、前任委員の残任期間となっておりますので、平成28年3月31日までとなります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

◎議案第108号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第31、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第108号の提案理由を申し上げます。

平成27年3月31日をもって終了する指定管理施設の修善寺総合会館について、公募によらない指定管理者の候補者として、修善寺総合会館運営委員会を伊豆市指定管理者審査会に諮問し、その審査結果が、引き続き指定管理者と指定することを適当と認めるとの答申を受けましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第108号に関する補足説明をいたします。

議案書は259ページになります。

本件は、指定管理協定の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は修善寺総合会館。指定管理者となる団体は修善寺総合会館運営委員会でございます。指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

提案に至る経緯でございますが、業務実績に関して、平成26年2月10日付伊豆市指定管理者審査会の答申では、現指定管理者、修善寺総合会館運営委員会について、施設の設置目的を達成するため、行政と協力して利用客の増加を図り、地域のにぎわい、経済の活性化につなげてほしいという答申が出されております。また、同年の5月27日付で修善寺総合会館運営委員会のほうから指定管理者の継続についての要望書が提出されてございます。その内容としましては、収支を明確にし、運営の改善を進め、これらの経験を生かし、また市当局と連携して施設管理に取り組みたいというお話でございました。

同委員会は、修善寺総合会館に入居する伊豆市観光協会修善寺支部、伊豆市商工会、修善寺温泉旅館協同組合、温泉区により構成されておまして、昭和56年1月の修善寺総合会館

の開館時から管理運営に携わっており、事業の継続性及び同委員会の実績から公募によらない指定管理者の選定が有利であると判断しました。

6月3日に開催されました修善寺総合会館審議会において、引き続き修善寺総合会館運営委員会が管理するという方向性が示されました。そして、7月25日には指定管理の継続に関する提案書というものが提出をされてございます。このため、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の公募によらない候補者の選定条文第5条1項により、指定管理者の候補者として選定のために伊豆市指定管理者審査会への諮問をいたしました。その結果、平成26年11月13日付で指定管理者として指定することは適切であるという答申を受けましたので、条例第6条の規定により指定管理者の候補者について、議会の議決を求めるといふものでございます。

団体の概要については261ページにございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号に対する質疑は、12月4日開催予定の本会議において行います。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第32、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第2号について提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市町長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、人権擁護委員の山居英明氏、朝倉啓二氏、瓜島昌子氏が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

安藤裕夫氏は、人格識見高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任でありますので、新たに委員として推薦しようとするものでございます。

また、朝倉啓二氏、瓜島昌子氏の両氏は、平成27年3月31日をもって任期満了となりますが、朝倉氏は就任2期目、瓜島氏は就任3期目で依然熱心に活動を賜っており、年齢的にもまだ若く、今後の活躍が期待されるところから、再度の推薦をお願いしようとするものでございます。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議ありの発言がありましたので、これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。

討論は通告順に行います。

反対討論、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるということになっております。3名の方がこれから人権擁護委員になるのでしょうか。私は伊豆市の衰退の一環として、伊豆市に人権はあるのかということを提議したい。私が常々市内を回ってよく言われることは、あなたと話しているのを見られると、私はこの地区では生きていけないと、こういうことを言われるんです。笑い事ではない。いつまで笑っているんだ。真剣に考えていただきたい。市長、あなたも笑っているね、市長、菊地豊君。君はこの町に村八分があるということを承知しているはずだ。いいですか。だれだ。

〔「擁護委員と違うじゃん、話が」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） おい、正志君、君は擁護委員の仕事を理解していないのではないかな。市長が言ったのではないかな。基本的人権の擁護だと。ええ、正志君。

○議長（杉山 誠君） 森委員、討論を進めてください。

○14番（森 良雄君） 討論だよ。基本的人権とは何ぞやということを僕は言っているんだ。議長もしっかりしてくれよ。基本的人権がない限り、擁護されない限り、伊豆市の発展はありませんよ。基本的人権が守られているのかと。私がここで訴えたいのは、伊豆市には村八分があると。それを恐れている人は結構いるんだということを訴えたい。この方たち全員ではないようだけれども、今まで人権擁護委員として何をしてきたんだ。もしこれからやるんだったら、しっかり活動していただきたい。伊豆市では人権は守られているんだと、何も心配なく伊豆市へ来てくれと言えるような町をつくらなければ伊豆市の衰退は続きます。新しい計画も立っているようだけれども、私から言わせれば数値は甘い。これからの伊豆市はますます衰退の道を進む。

市長、あなた、ストップ・ザ人口減少なんて言っているけれども、とうとう破綻しましたね。まずは市民の人権を守っていただきたい。伊豆市の発展はここから始まるでしょう。

以上、反対討論を終わる。

○議長（杉山 誠君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立多数。

よって、諮問第2号 安藤裕夫氏及び朝倉啓二氏、並びに瓜島昌子氏の人権擁護委員の推薦については、適任であることに決定をいたしました。

◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は12月1日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序6番の木村建一議員までを行います。

また、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は12月1日の正午となっておりますので、御承知ください。

なお、質疑の通告に当たりましては、本日配付済みの通告書記入例に沿って、質疑の趣旨、内容を明記していただくよう申し添えます。提出に際しまして議長が確認をさせていただき、質疑内容が不十分な場合はその場で差し戻す場合がありますので、よろしくお願ひいたします。

す。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

平成26年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年12月1日(月曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	飯田勝久	次長	杉山和啓
主査	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） 日程に基づき、一般質問を行います。

続いて、質問に先立ち、質問者と答弁者に御注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また、議題外にわたらないよう、答弁者にあつては、質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は10名の議員より通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。本日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序6番の木村建一議員まで行います。

これより順次、質問を許します。

◇ 森 良 雄 君

○議長（杉山 誠君） 最初に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

まず、私の質問に先立ち、ぜひ皆さんに理解してもらいたいことがある。私たちのまちは、いかに疑惑に満ちたまちであるか。これが入札審査会の資料です。市長、よく見てください、あなた。真っ黒だ。幹部職員、これが伊豆市の実態ですよ、真っ黒。議員諸君、これでいいんですか。傍聴者の皆さん、インターネットでごらんの市民の皆さん、これが伊豆市の実態なんだ。私のこれから始めようとする質問は、昨年からやっておる。全然進行しない。

ようやくここでわかってきたのは、あの田代へつくっているし尿処理場、どういう方式の処理方式をとっているのか。処理方式の名称は、浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式、こういう処理方式の施設を、今つくっているんです。しかし、その内容は、いまだに全くわからない。

いいですか、約10億円の投資を現在しているわけです。何をつくっているのか、議員の皆

さん、わかっているんですか、10億円の中身。9月議会で追加補正した4,700万円の中身。今度の予算でもまた追加しておりますね。どの程度の議論がされて、こういう施設がつけられようとしているのか。私は質問を続けたい。疑惑の入札、し尿処理場の入札方法、施工、処理方式について質問します。

田代に建設しているし尿処理場について伺います。

この質問は、過去、昨年6月議会から毎回質問しています。いつもまともな答弁はありません。疑惑は高まるばかりです。

それは、答えようとしなからずです。隠そうとしているからです。答えないということは、隠そうとしているのと同じです。伊豆市を隠しごとのないまちにしませんか。透明で公正な、隠しごとのない伊豆市をつくりませんか。隠そうとするから官製談合を疑われるのです。

入札審査委員会にコンサルタントが参加しています。さしずめ、コンサルタントからの情報でしょうが。情報というよりも入れ知恵ですね。参加しているコンサルタントはどこですか。参加している理由を伺いたい。

公共工事の品質確保の促進に関する法律ですが、この法律は、公表が大原則です。いかがですか。何が公表できないのですか。明らかにしてください。

品確法を根拠に入札参加者と話し合いをしたのですか。話し合いの内容を伺いたい。

品確法第8条を根拠に公表しないというのは、どちらから言い出したのですか。はっきり教えてください。市長ですか、それとも業者側ですか。その記録はどこにありますか。この席で読み上げてください。

受注者を保護するために内容を公表しないということは、おのおのの審査委員も承知していますか。審査会で入札参加者に公表の可否を聞いたのですか。このことは審査委員会の議事録に記録されていますか。記録されているなら、どこに記録されているのか、ここで述べてください。

審査委員会の委員長は承知していますか。今までの質問では、事業の核心を公表できないと言っています。事業の核心とは何を指しますか。設備全体を指すのですか。それとも、特定の設備ですか。設備名を教えてください。いいですか、この席ではっきり教えてください。

私もいつまでもこんな質問を続けたくない。受け入れ設備ですか、前処理設備ですか、貯留設備ですか、固液分離設備ですか、生物処理設備ですか、凝集設備ですか、消毒設備ですか、資源化設備ですか、その他の設備ですか。この程度のことが、なぜ公表できないのですか。いかがですか。今まで設備の概略も公表していません。なぜですか。

ようやく主要設備の処理方式を知ることができました。ここまで来るのに1年以上かかっているんですよ。膜分離高負荷生物脱窒素処理方式、確認したい。膜分離高負荷生物脱窒素処理方式で間違いありませんね。ちゃんと教えてください。

フローチャートを見ることはできません。何も私、難しいことを言っているわけじゃないんです。こういうのをフローチャートというんですよ。これ、いいですか、市長、よく見な

さい。なぜこの程度のごことが公表できないんですか。議員の中じゃ、どこかから自分独自に調べて持っている方もいらっしゃるようではございますけれどもね、伊豆市のフローチャートはこれだ。それぞれのメーカーによって、フローチャートは多少違ってきます。ぜひここで、いいですか、配付してくださいよ、このぐらいのごことは。次へ進めないんですよ、これがないと。

一体これ全体が公表できないのか、それともこの中の、多分私は、膜分離装置、この部分です、これが公表できないと言っているんであろうとは思いますが、こんな高度な技術を僕も知ろうとはしません。それぞれのメーカーの特徴があるであろうということは承知しております。ぜひこの場でフローチャートを出してください。

膜分離高負荷生物脱窒素処理方式に決定した根拠を示してください。ここは入札に参加した4社です。4社間の違いを、他社との違いを示してください。いいですか、この脱窒素、どういうところに特徴があるかということ、あと、後年度負担がかかるということなんです。そういうのを勘案してこれを選んだのかどうなのかということ、ぜひ市民の前で公表していただきたい。私は、この高負荷生物脱窒素処理方式を否定はしません。ただ、やはり恐らく最終的には10億以上かかるでしょう。これだけの負担を私たちのまちはするんです。審議の過程をしっかりと市民に知らせるべきなんです。

入札参加者の処理方式はどんなものだったのでしょうか。クボタとの違いがあるのなら、説明してください。品確法第8条に書いてある、閣議決定事項に書いてあるという。閣議決定に書かれている文言はどんなものなんですか。市長が公表できないとする根拠となる文言をここで述べてください。

官製談合の疑惑はますます深まります。疑惑を消しませんか。

続いて、有害鳥獣の捕獲に移ります。

7月20日に発生した誤射事件以来、銃による有害鳥獣の捕獲が中断しています。有害鳥獣による被害に農家は苦慮しています。困っています。わななどによる捕獲状況はいかがですか。これはね、市長が先手を打って公表してくださいました。公表できるなら、ここでも改めて言ってください。

死亡事故の原因は、捕獲方法にあることは明白です。すなわち、巻き狩り式という捕獲法に問題がありませんか。猟銃の前に人がいれば、必ずまた事故は発生します。狩猟方法の変更が必要ではありませんか。狩猟方法について何か考えていますか。伺いたい。

猟友会の幹部の人心を一新し、新しいアイデアを出すためにも、トップの交代を考えるべきではありませんか。

この問題の、やはり個人の責任は追及したいとは思いますが、組織としての責任はあると思います。いいですか。傍聴者の皆さん、市民の皆さんはまだ御存じないと思いますが、伊豆市は、この死亡者に対して100万円の弔慰金だと思いますが、出す予定です。100万円ですよ。やはりこれは組織の責任を感じて出すものだと思います。この辺も含めて、ぜひ市長みずから答えていただきたいと思っております。

続いて、トレイルランニングレースについて伺いたいと思います。

来年になると、トレイルランニングレースの時期となります。来年もトレイルランニングレースをするのでしょうか。予定はいつですか。どういう団体がしたいのか、しようとしているのか教えてください。団体名を教えてください。

トレイルランニングレースは自然破壊を起こします。自然破壊を起こすことは明白なんです。いいですか、富士山周辺でのトレイルランニングは、静岡県が変更を命じているんです。自然破壊、環境破壊は明白です。残念ながら我がまちでは、市長以下、この辺を理解していない。議員諸君もトレイルランニングレースって何だと、本当にわかっているのでしょうか。今度やるときは、ぜひ市長以下、議員の皆さん、幹部職員、全員レースの前と後に歩いていただきたいと思います。

自然破壊は誰でも想定できるのです。できないのは市長だけではありませんか。伊豆市議会も自然破壊を想定できないようです。できますか、議員諸君。

環境省は、このトレイルランニングについて自然破壊の可能性を想定し、協議会に文書を出しています。文書の内容を伺いたい。

なぜこんなことをここで聞くかと言ったら、調べようがないんですよ。見せてくれないから。ぜひ、あるかないかだけでもいいです、公表してください。環境省の担当者が出した文書がですよ、現在保管されていませんで済むと思いますか、皆さん。議員の皆さん、市民の皆さん、これが伊豆市の職員の仕事の実態ですよ。

静大理学部の増沢武弘特任教授は、自然はただだ、いわゆる無料だと言っています。だが、今のままで自然を保てるのか考えてほしいと言っています。自然破壊の可能性がありませんか。考えられませんか。少しでも考えられるなら、対処するのが行政の責務ではありませんか。市民の皆さんも、ぜひ考えていただきたい。

環境省は、年内にトレイルランニングレースについて指針を出すと言っています。環境保全について指針が出れば、指針に従いますか。市長、教えてくださいよ。

市長は、このコースを歩いたことがありますか。歩いていないようなら、大会のレースの前と後にどんな違いが起こるか、ぜひ検証していただきたい。コースの自然破壊があるかないか、実感してみたいはいかがでしょうか。

次に移ります。

安心安全のまちづくり。

子供の事故が多発しています。下校途中の連れ去り事故がありました。連れ去られたり、殺されてしまうケースもあります。子供の安心安全が重大な関心を集めています。市民の通勤や児童の登下校時の安心安全について伺います。

いろいろな不安があると思いますけれども、1つずつ不安を取り去りたいのです。ぜひそうしませんか、市長。

通学や通勤のための道路の安全について伺います。

これからと書いておきましたけれどもね、現状、日照時間がどんどん短くなっています。道路は真っ暗になることが早くなっていくのです。

伊豆市の暗さは半端ではありません。きょうは、天城地区の民生委員の皆さんがいらっしやっている。私は、この問題を9月からやっておりますけれども、どこで感じたかといったら、天城の佐野地区のあれで感じているんです。私は歩いているんですけども、真っ暗なんですよ。人が鼻の先に来たって見えないような状況があるんです。ぜひ民生委員の人たちも、やはり1年に1灯でもいいですよ。少しずつでもいいから明るくするように、ぜひ頑張ってください。

伊豆市の暗さは半端ではありません。真っ暗となる道路を把握していますか。伺いたい。

こんな真っ暗となる場所が至るところにあるんです。街灯を管理する担当課に照明の設置をお願いするのめたびたびですが、全く実現しません。市民からの声はありませんか。なぜ街灯の設置が進められないのでしょうか。1年に10カ所でも設置できれば、10年経てば100カ所となります。少しは伊豆市は明るくなるでしょう。市長は、道路の安心安全についてどのように考えていますか。

千葉県では、対向車の車載カメラが事件の早期解決をした事件がありました。防犯カメラが事件の解決を進めるケースが多いようです。防犯カメラが事故防止に、犯罪防止に役立っています。

東京で起こった放火事件、これもどうも防犯カメラから犯人が割り出されてきたようです。いろいろプライバシーの問題とか等ありますが、プライバシーも大事です。ぜひ守っていただきたい。しかし、プライバシーは、公表するからプライバシーが漏えいしてしまうんです。私は、この議会でプライバシー問題も取り上げたいと思います。しかし、何も当事者がプライバシーを公表しなければいいんです。

子供や市民の安心安全のために、ぜひ防犯カメラは事故防止に、犯罪防止に役立っていることは事実です。一挙に700台の防犯カメラを設置しようとする自治体もありますが、問題は、我がまちでやろうとするかどうかです。市民の安心安全のために、防犯カメラの導入を進めませんか。市民の協力を求めませんか。安全な伊豆市をつくりませんか。防犯カメラの設置を、コンビニや自動販売機の所有者に協力を求めているかかでしょうか。そういう自治体もあるようです。

事故防止のために、街灯の設置、防犯カメラの導入を進めませんか、市長の考えを伺いたい。

次に、国道に電光掲示板を。

また雪の降る季節が近づいてきました。天城峠や船原峠は交通の難所ですが、交通状況を知らせる電光掲示板は出口付近にある1基のみです。

きょうの傍聴者は天城の方ですから、出口と言えばわかりますね。あそこに1基あるだけなんです。その結果、どういうことになったかと言うと、船原峠のほうへ行く人たちは、ど

んどん行ってしまうんですよね。

ところが、2月14日、雪はどんどん降っているんです。立ち往生する車が続出です。土肥方面からも同じです。何も、土木事務所に言わせれば、あると言っているんですけれども、どこにあるのかさっぱりわからない。やはりしっかりした電光掲示板がついて、大雪、タイヤチェーン必要ぐらいなことが掲示できるようにしていただきたいと思います。

電光掲示板があれば、峠へ向かう車も準備したでしょう。電光掲示板の設置を考えることはできないでしょうか。土木事務所はやる気がない。伊豆市から設置を促すことはできないでしょうか、お願いしたい。

続いて、学力テストの結果について。

きのうの、月末の静岡県の広報では、県知事が結果を公表しろというようなことを書いておりましたね。2ページぐらい書いてあったですね。私もそれについて言及したいと思います。

学力テストの主要な目的は、子供たちの学力アップです。全国学力テストの目的は何でしょうか。伊豆市ではどのように考えていますか。伺いたい。

成績のいかに問わず、学力の結果を問われるのは仕方のないことではありませんか。成績の内容を、是非を問われるのは仕方のないことではありませんか。学校間の格差、序列につながるという意見もありますが、学校や生徒の努力で成績アップを図るのが教育ではありませんか。その結果が、本年度の学力テストの結果なんです。公表されている範囲では、小学校の部門では、少なくとも平均を上回ることができた。やはり結果を公表しなければ、努力目標がないんです。

伊豆市の中学生の学力テストの結果はどうでしたか。公表できませんか。市内の中学校の全国学力テストの結果はいかがですか。いろいろ理由はあるでしょうが、テストの結果を公表するのが正論と考えます。県知事もそう考えていると思いますよ。序列化につながるかどうかいろいろ理由をつけて公表しないのは、テストの結果を親に知らせない生徒と同じか、それ以下です。テスト結果を公表すべきではないでしょうか。

今回中学校に限定したのは、前回小学校についてお伺いしているからです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

安全安心のまちづくりについては総務部長に、それから電光掲示板については建設部長に説明をさせます。入札については、答弁と資料提供をお求めですが、資料は既に文書で議員にお渡ししていますので、これまでに答えていないご質問のみ、後ほど市民環境部長から答弁をさせます。

まず、有害鳥獣についてですが、捕獲状況について、中止しておりました有害鳥獣捕獲業務については、県警、静岡県、猟友会等との関係機関と協議、調整を重ね、業務における安全対策の徹底を確保した上で、10月5日から10月31日まで、わな猟に限定して再開をいたしました。

市内全域を有害鳥獣捕獲隊96名、総隊員数は248名ですが、これに従事者証を発行し、捕獲業務に当たっていただき、有害鳥獣による被害拡大の防止に努めてまいりました。期間中に捕獲した頭数は、鹿が15頭、昨年度は同時期に37頭だったようです。イノシシは125頭、昨年度は22頭、合計134頭、昨年度は59頭という結果になっております。

それから、狩猟方法ですが、巻狩りという猟法は、捕獲者の豊かな経験とお互いの信頼関係によって実施されてきた日本の伝統的な猟法の一つだそうです。捕獲者の安全対策を確保した上で、引き継がれていくのだろうと考えております。

現在この巻き狩り猟における安全対策の一つとして、捕獲者の位置情報を専用端末に示すことのできる無線システムの導入について、捕獲隊の役員や関係機関などと協議を重ね、捕獲者の事故防止、安全対策など、捕獲現場の環境整備を再構築する準備を行っているところでございます。

それから、トレイルランニングについては、伊豆トレイルジャーニー2014として、来年3月15日、16日に開催をされます。

実施いたしますのは、伊豆トレイルジャーニー2014実行委員会で、委員長は齋藤省一松崎町観光協会長がお務めです。

本大会は、伊豆半島の宝である自然、歴史文化を理解、尊重し、それらと共生し、地域の持続的発展に貢献するという理念に賛同した松崎町、西伊豆町、伊豆市が広域連携して取り組んでおります。

御質問の大会後の自然への影響については、第1回大会後、実行委員会が現地調査を実施し、国立公園内における環境、植生調査報告書として、環境省及び静岡県自然保護課に報告、提出いたしました。

調査の結果は、大会により影響を受けたという明確な結果は得られないというもので、環境省及び遊歩道を管理する静岡県からも、開催をやめるべきとの意見はなく、今後も利用者がルールを守りながら開催し、データを積み重ね、見守ることとしたいということでございました。

御質問の環境省からの文書ですが、環境省の沼津自然保護管理官に確認したところ、環境省から協議会に文書を出した事実はありませんとの回答で、またレース実施に際しての環境配慮事項については、競技規則の自然保護に関するルールに反映されているという回答でございました。

実行委員会では、こうした経過を踏まえ、来年3月の開催に向け、環境省や伊豆森林管理署からも御指導、助言をいただきながら、自然保護のルールづくりや運営体制の構築、準備

作業を行っております。

伊豆市といたしましても、ハイカーの皆様への配慮や天城山の自然植生に配慮した競技運営について、参加者や参加するスタッフにも、自然植生の保全を強く認識して大会に臨んでいただくよう、引き続きお願いしてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） おはようございます。

それでは、森議員の学力テストの結果についてお答えいたします。

本調査、本調査といいますのは、学力学習状況調査、この目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることであることについては、文部科学省も示しております。伊豆市教育委員会も同様の立場に立っていることは、9月の議会でもお答えしたとおりでございます。

学力調査の伊豆市の中学生の結果公表についてですが、これ小学校もあわせてなんです、正答率の高かった設問や低かった設問、全国と比較して上回った設問、それから大きく下回った設問等については、もう既に10月2日付で伊豆市のホームページに掲載してございます。今でも、ちょっとトップからは隠れておりますけれども、一覧から出していただくと、10月2日のところに公表されております。各学校におきましても、それに準じた形の公表を各校のホームページで公表してございます。

学力向上をさせるためには、学校や児童生徒の努力は必要であるということはもちろんですが、多岐にわたる教育ニーズがある昨今ですので、個に応じた支援ができる体制づくり、これが必要になってきております。議員におかれましても、きめ細かな支援ができる伊豆市の体制づくりに御理解、御協力をいただけるよう、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 続いて、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） 皆さん、おはようございます。

市民環境部長でございます。

森議員の質問に答弁させていただきます。

まず、伊豆市汚泥再生処理センター建設総合評価審査委員会に参加したコンサルタントは、中日本建設コンサルタント株式会社でございます。このコンサルタントは、当該評価審査委員会の委員としてではなく、市が委託した汚泥再生処理センター建設に係る発注支援業務委託に基づき、審査委員会に出席し、必要に応じ技術的説明をさせることを目的に参加しております。

処理方式についてでございますが、先ほど議員から話がありましたように、浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式になります。この方式に決定した根拠でございますが、建設業者を総合評価方式一般競争入札で募集及び選定するに当たり、入札参加者に入札に関する説明書、入札説明書でございますが、これを配布し、この中で3つの処理方式のいずれかで提案していただくこととし、4つの提案がなされ、総合評価の結果、クボタ環境サービス株式会社に決定したものでございます。3つがクボタと同様な方式で、残り1つは高負荷脱窒素処理方式でした。

なお、フローチャートにつきましては、現在、最終調整段階ではありますが、施設紹介用のパンフレットに記載するフロー図があります。こちらのほうが設計図書に添付されているものよりわかりやすいと思われまますので、よろしければ所管課のほうにてお受け取りいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 続いて、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

それでは、森議員からの安心安全なまちづくりということの御質問についてお答えさせていただきます。

この御質問につきましては、9月定例会でも森議員の一般質問にお答えした内容とほぼ同旨ということでございますので、その旨、御理解いただきたいと思います。

まず、防犯灯の設置についてですが、防犯灯につきましては、地区要望により毎年30基程度、実際に設置しております。本年度も来年度の要望を前倒しをしまして、28基を設置することを決定しております。そういうことですので、議員ご提案されています1年10基をはるかに超えて、実際は設置しているというのが現状でございます。

各地区におきましては、おおよそ要望された年に防犯灯の設置が完了しております。また、予算等の都合により設置できなかった箇所については、次年度以降、優先的に対応しているというのが現状でございます。

次に、防犯カメラの設置についてでございますが、通学路などを中心に防犯カメラを設置するということは、犯罪の抑止効果は、これは高いと考えておりますが、やはり周辺住民の承諾、また不特定多数の個人情報の保護への対応など課題がいろいろあると認識しております。また、具体的に防犯カメラを設置してほしいという要望も直接聞いてございませんので、現在、市では具体的な設置の検討は行っておりません。

また、コンビニ等への協力要請をしたらどうかということでございますが、市内20店舗のコンビニでは、事故やトラブルの防止ということで、店の中と外にそれぞれ自衛策として防犯カメラを設置しているということを既に行っているというのが状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 続いて、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） おはようございます。建設部です。

森議員の国道に電光掲示板をとという部分についてお答えさせていただきます。

まず、森議員の質問ですけれども、森議員の質問は、まず出口付近に電光掲示板が1基のみですよということと、その電光掲示板が天城峠の通行どめを表示していたために、船原峠のほうの状況が表示されなかったという問題の御指摘だというふうに考えます。

まず、船原峠、国道136号になるわけですけれども、青羽根の湯の国会館前を1基と勘定しまして、全部で八木沢までで電光掲示板は6基あります。また、その6基ですけれども、上船原新田の天城茶屋付近、それと上船原の新田の旧道入り口ということで、天城側に3基、そして土肥の新田の昭和橋と土肥の馬場の青木興業付近、そして八木沢の八木沢トンネル、こここのところに3基ということで、計6基があります。

また、船原トンネルの修善寺側、ここにはライブカメラが設置してありまして、インターネット等で路面の状況を随時発信をしているところです。

議員御指摘のように、青羽根のところの電光掲示板が今回天城峠だけを通行どめという表示になっています。現在表示する文字が決められた表示しかできない、そのために船原峠の表示ができなかったということで、今現在では、県のほうでは、その表示を自由な文字に変えるように改良を行っているということで、この次からは両方が通行どめとかというような表示、国道414号、136号通行どめですよとか、いろんな表示ができるようになるかと思いません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） 一応答弁終わりましたので。

○14番（森 良雄君） 何を言っているんだ。終わっていないじゃないか。

○議長（杉山 誠君） 再質疑の中で深く。

○14番（森 良雄君） ちょっと議長、しっかりしてよ。私は再質疑しないように……

〔発言する人あり〕

○14番（森 良雄君） うるさい。時間がないから、再質問しなくて済むようにいろいろ質問しているのに、何でそれ質問に答えさせないの。答えさせてよ。

○議長（杉山 誠君） 一通り答弁終わりましたので、具体的に。

○14番（森 良雄君） 後、私の質問の時間7分ある、まだ。7分しかないんだよ。全部質問できないよ。書いてあること同じこと質問したってしょうがないでしょう。

〔発言する人あり〕

○14番（森 良雄君） 君の指示なんか受ける必要なんかないんだよ。議長がやるんだ、そ

れは。

〔「議長お願いします」「しっかりお願いします」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 森議員、起立の上、質問をお願いします。

○14番（森 良雄君） 時間がないんでね、絞りますけれども、まず3つの処理方式があると。こんなのは常識なんですよ、この業界では。主要な施設処理方式は3つある。しかし、その3つを各社の比較をした、どういうあれで比較をしたのか、そういう結果はどういうふうになっているんですか。何もわからないんですけれども。

○議長（杉山 誠君） 今の質問に答弁をお願いします。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） ただいまの質問でございますが、処理方式3つあるということで、その3つの比較をしたかということでございます。これにつきましては、総合評価の委員会の中で、処理方式だけではなくいろんなもので評価をしておりますので、処理方式で1つ1つ比較をしたわけではございません。

ただ、先ほど話をさせていただいたように、入札の説明書の中に、処理方式ということで3つを提示させていただいてございます。この処理方式の中で、各社がおのの持っているノウハウ、技術で出してくださいと、それはどれでもいいですよということで、当初、入札説明書の中で説明をさせていただいております。

それによって業者が出してきたものに対して審査をしておるわけですが、その1つ1つの処理方式に対しての評価というんですかね、それを出してなくて、全体で評価、点数を出しておるものですから、そのようなことで御理解をいただければというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 評価表みたいなのはあるんですか。あるんだったら公表できますか。伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） ただいまの質問ですが、今回の評価につきましては、建設総合評価審査結果報告書というものを作成してございます。これによって評価をしております。これについては、既に平成24年11月、議員の方々にこの審査結果報告書については報告をさせていただいてございます。その内容を見ていただければ、審査の内容がわかるものと思います。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） おたくさんの出した書類いろいろ集めているんですけども、さっぱ

りわからない。

さて、もう一度確認しますけれども、調べて。

次に、品確法第8条を根拠に公表しないということですが、これはどちらが言い出したのですか。その記録はありますか。これは当初の質問でしていることですから、議長、しっかり答えさせてくださいよ。

○議長（杉山 誠君） 答弁をお願いします。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） この質問は、以前にも回答をさせていただいてございますが、質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

まず、情報公開個人情報保護審査会では、環境衛生課から品確法第8条第1項に基づく基本方針に基づいて、審査会委員に説明した中で市が開示しないと決定したことについて、御判断をいただいております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 言っていることが全然違うじゃないか。市長は何て言ったんだ。あなた言ったこと、覚えていますか。覚えているんだったら答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁できますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） あれだけ言われても、覚えていない。

○14番（森 良雄君） 全く……

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○14番（森 良雄君） 無責任過ぎる……

○議長（杉山 誠君） 指名するまで立たないでください。

再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） ここから時間カウントしてよ。そうだね。

市長、あなたは、業者との話し合いで公表しないと言っていないですか。今の確認だと、伊豆市側から公表しないということを行ったんですね、再確認したい。

○議長（杉山 誠君） 答弁をお願いします。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） これにつきましては、公表しないという件でございますが、森議員のほうから開示請求がございまして、その中で技術提案につきましては、業者の技術、ノウハウということで知的財産に当たります。これを公表するに当たっては、情報公開条例の中で規定しております業者保護というのがございまして、それがありますので、業者のほ

うに意見書を出させていただきました。公開していかどうかの意見書を出させてい
いただきました。

それによって、業者のほうでは技術提案書については、自社の技術、ノウハウ、知的財産
であるというところで、公表はしないでくれという回答をいただきましたので、意見書をい
いただきましたので、それによって部分開示ということにさせていただきました。

その後、それを不服として議員のほうから異議申し立てがございましたので、再度、業者
のほうに開示できる部分はあるかということで再確認をさせていただきました。意見書を出
していただきました。

結果としては同じ結果で、公表は困りますという回答をいただきました。それによって、
今度は情報公開の審査会のほうに開示しないことについての諮問をさせていただき、その情
報公開の審査会を開いていただいた結果、市が開示しないと決定したことに対して妥当であ
るという意見を諮問して回答いただきましたので、それを森議員のほうにもお渡しをしてあ
るものと思います。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） まず、その業者とのやりとり、伊豆市側から業者に出した開示につ
いてどう思うかというような、そういう文書があるんですね。それから、業者からの回答の
文書もあるんですね。そのあれは開示できますか。そのやりとりの内容。

○議長（杉山 誠君） 答弁をお願いします。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） 当然、文書はございます。この文書につきましては、情報公
開の開示請求で請求していただければ、見せられるものは開示できる、そういうことです。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 一々開示請求しなければ我々が知り得ない、その辺ですよ、伊豆市
の閉鎖性、暗黒性。大体技術の範囲、さっきもこう見てもらったけれども、全体を開示して
いないんだね。その技術の範囲をどの点とっているんですか。一部、例えば膜分離装置は開
示できませんよといったって、膜分離装置の全体を開示できないわけではないはずなんですよ。
何度も言っているけれども。いわゆるろ過膜については公表できないけれども、その他は公
表できるようなことは請求しなかったんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） ただいまの質問は、今回の質問にありますように、フロー図

とかそういうものを開示できないかというところだと思いますが、これにつきましては、フロー図、これはし尿処理場の施設、どういうものができるかというもので、市民対象に昨年9月12日に生きプラのほうで説明会を開かせていただきました。そのときにこのフロー図につきましては、資料としてではないんですが、ビデオ等によって、そこで皆さんに見ていただいております。決して非開示というところではございませんので、了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 市民に公表していると。それだったら、議員が開示請求したら全部見せてくださいよ。何で見せないのか。他社との違いなんかも説明してくれば、何もこんな1年半もかけてやっていないですよ。

次、有害鳥獣の捕獲についてお伺いしますけれども、いろいろやっているというんですけども、私は常々、何か事件、事故が起きたら速やかに原因追及と安全対策をすべきじゃないかと言っているんですけども、原因追及と安全対策はやっているのかやっていないのか、やるんだったらいつまでにやるのか、それから再開の見込みはあるのかどうなのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁をお願いします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先般も申し上げましたけれども、まだ警察のほうは調査結果を取りまとめていないんです。私どもは調査機関ではございませんので、原因解明は詳細に警察のほうが行っておりますので、まずはそれを待ちたいと思っております。

それを待つまで何もしないのではなくて、先ほど申し上げましたように、現在の狩猟のどこを改善すべきであるかと、それと新たなシステム開発を含めて、現在検討中でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 警察の結果が出るなんていうのは、1年先か2年先かわからないんでしょう。この対策はどこがやっているんですか。伊豆市がやっているんですか、猟友会がやっているんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私どもと猟友会の皆さんと、それから政府のほうも含めて、今いろんな検討作業に入っているところでございます。

○14番（森 良雄君） 見通しは、それはできる。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

○14番（森 良雄君） 何だよ、ちゃんと質問に対して全部答えさせなさいよ、あんた。

- 議長（杉山 誠君） 森議員。
- 14番（森 良雄君） 見通しは。
- 議長（杉山 誠君） じゃ、見通しについて市長。
- 市長（菊地 豊君） 政府が新たな、政府としての事業をつくりました。まち・ひと・しごと創生本部のほうとも連携をとりながら、あるいは林野庁とも連携をとりながらやっているんですが、話を始めたところで衆議院が解散してしまったものですから、なかなかその後の事業は進まないところもございますし、また、そもそも銃を使って完全な安全体制を確立してというところは、決して易しいものではございません。現時点で銃を使った山の中での組織的な有害駆除について、まだめどは立っておりません。
- 議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。
- 森議員。
- 14番（森 良雄君） 有害鳥獣の駆除は、みんな何とかしたいと思っているのは確かです。その結果として、伊豆市は銃による駆除を積極的に進めたんです。その結果は、また犠牲者が出てしまった。今の市長のお答え見ていると、再開の見通しは当分立たないというふうに考えますね。
- トレイルランニングレースについて移りたいと思いますけれども、私は団体について質問しておりますけれども、この裏に団体があるんじゃないんですか。ないですか。どこが、どういう団体がここやってくれと申し入れてきたのか、その前の段階を伺いたい。
- もうゼロ。
- 議長（杉山 誠君） 後29秒あります。
- 答弁願います。
- 観光経済部長。
- 観光経済部長（杉山健太郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。
- 先ほど市長が答弁しましたとおり、実行委員会は松崎町の齋藤省一観光協会長ということでございまして、組織体は松崎、西伊豆、伊豆市ということでございます。
- 議長（杉山 誠君） 森議員、あと24秒ですので、まとめてください。
- 森議員。
- 14番（森 良雄君） トレイルランニング、松崎町長が申し込んできた。松崎町のこのレースは、ほとんど舗装道路でしょう、松崎町は。ところが伊豆市に入ると、国立公園の中を走らなければならない。先ほどの質問でも答えなかったけれども、環境省が指針を出したら、それに従いますかどうか伺いたい。
- 議長（杉山 誠君） 答弁願います。
- 観光経済部長。
- 観光経済部長（杉山健太郎君） 指針が出れば、当然それに沿って運営をしなければならないというふうに理解をしております。

○14番（森 良雄君） まだあるかな。

○議長（杉山 誠君） 1秒です。

一言をお願いします。

○14番（森 良雄君） じゃ、今の言葉を、市長さん、笑いごとじゃないよ。伊豆市の、あなたね、今度の……

〔発言する人あり〕

○14番（森 良雄君） うるさいよ、お前は。

○議長（杉山 誠君） 静粛に願います。

○14番（森 良雄君） あなたね、今回の条例改正で環境保護、自然保護一生懸命やるつもりなんですよ。その辺との関連はどうなんですか。

〔「オーバーだよ」「時間厳守しろよ」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） オーバーを、1秒でも認めないのかどうなのか。

こんなの議長……

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 条例の趣旨を含めて今まで答弁申し上げたとおりでございます。

○14番（森 良雄君） さっぱりわからない。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（杉山 誠君） 次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、通告に基づきまして、市長に2点、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、湯の国会館レジオネラ菌発生事件についてということでございます。

11月13日に、湯の国会館の温泉施設から基準値を超えるレジオネラ菌が検出されました。そこで、同会館の営業を停止したとの新聞報道がありましたが、次の点についてお尋ねをいたします。

なお、新聞報道では、レジオネラ属菌と言っておりましたが、一応レジオネラ菌と呼ばさ

せていただきます。

湯の国会館の利用者からレジオネラ症の患者が発生したという報道もありましたが、発症の経緯及びその後の対応はどうしたのか、市としてどうされたのかお伺いをいたします。

2つ目ですけれども、レジオネラ菌が、これは保健所の検査ですけれども、源泉タンク、それから内風呂、露天風呂、書いてありませんが、薬草風呂からも検出されたとのことですが、皆さん御承知のとおり、この湯の国会館はサンアメニティという会社が指定管理者になっておりますが、この指定管理者は適切な清掃、消毒、検査等を実施していたのかどうかお伺いをいたします。

また、市当局は、この指定管理者に対しどのような指導監督を行ってきたんでしょうか。

市は保健所の採水検査の結果を待ち、施設を再開させる方針とのことだがと書いてありますが、これはもう既に11月22日から再開しているようですけれども、このレジオネラ菌の再発生防止について、市はどのように取り組むのかお伺いをいたします。

次に、2番目ですけれども、天城地区賑わい創出業務委託についてであります。

平成25年2月から、市は伊豆市観光協会に天城地区賑わい創出業務というものを委託しているわけですが、その内容ですけれども、天城会館の敷地内に店舗をリースして、店の名をガットビアンコと名づけ、アンテナショップとして飲食物の販売等を行っているようであります。

平成25年度、昨年度ですけれども、市は650万1,600円を委託料として伊豆市観光協会に支出をしているわけですが、この650万円の内訳は、店舗のリース料、人件費、食材購入費等々運営費用の大部分が含まれております。

また、売り上げについても伊豆市観光協会というか、伊豆市観光協会天城支部が収納しているようですけれども、次の点についてお伺いをいたします。

650万円もの公費を使っているわけですが、具体的に、この天城地区賑わい創出業務というのはどのような成果が上がっているのかお伺いをいたします。

次に、2番目としまして、平成25年度は何をしたかということですが、その一つに地産地消フェアを実施したと書いてあるわけですが、どのような内容であったのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 1つ目は、観光経済部長から説明をさせます。

賑わい創出事業ですが、国の緊急雇用創出事業を活用し、天城地区の拠点施設である天城会館に設置しているアンテナショップ運営を拡充し、地場産品や新規開発商品のPRを実施するもので、伊豆市観光協会に業務委託し実施いたしました。

主な委託業務内容は、観光客や地域住民に向け、地場産品を活用したメニュー開発とさまざまな機会を通じたPRを通じて、新たな誘客素材の造成の取り組みをハローワークを通じて雇用した2名の臨時職員が取り組みました。

具体的な内容ですが、今回の事業では、アンテナショップ運営を通じて、地域農業者との連携により地場産品を生かしたメニュー開発に取り組んでまいりました。

具体的には、イズシカ肉と茅野地区産のみどり米を使ったハンバーガーやプルコギドックを開発し、ハンバーガーは伊豆市が認定するTHIS IZU LOVE バーガーに登録され、プルコギドックは今も公表販売中でございます。

このほか、本ワサビを使ったわさびようかん、天城軍鶏親子丼、猪うどんなど、地場メニューの開発に取り組みました。

地産地消フェアについては、こうした地場産品を活用し開発したメニューを多くの人が集まる機会を通じて提供し、伊豆の食の魅力をPRしてまいりました。

具体的には、天城ほたる祭りイベントや天城越え紅葉まつり会場、あるいは首都圏では、JR東日本温泉いっぱい花いっぱいキャンペーンや友好都市である平塚市での伊豆市観光物産店、静岡市のエスパルスドリームプラザキャンペーン、伊豆文学祭り会場などにおいて、来訪されたお客様や友好都市の皆さん、伊豆市民の皆さんに大変好評をいただきました。

特に、井上靖のしろばんばに出てくる黒玉、おめざの復刻は、新聞でも大きく取り上げられたほか、おぬいばあさんのライスカレーも、昔の懐かしい味を提供し喜ばれたところがございます。

地産地消フェアを通じて、地域の歴史や文化、生活と密着した伊豆の食魅力の再発見と情報発信ができたと考えておりますので、今後も、こうした取り組みが6次産業化への展開につながり、地域の活性化につながるものと期待しております。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、西島議員の湯の国会館レジオネラ菌発生事件についてお答えをいたします。

まず、第1点目の発症の経緯及びその後の対応についてでございます。

新聞報道のとおり、レジオネラ症を発症した患者さんが湯の国会館を利用して発症したということは特定されていません。そのようなわけで、発症の経緯は市では承知はしておりません。

しかし、市と指定管理者は、保健所の採取した検体の一部より陽性反応が出たという電話連絡を受けまして、利用者の安全重視の観点から、正式な結果を待たずに休館を決定した次第でございます。

2つ目の適切な管理ということでございますが、指定管理者は施設の清掃、消毒、検査等については、公衆浴場衛生法及び静岡県条例による汚染防止のための衛生措置基準等に基づ

きまして、貯湯槽については年1回、1月に行います。浴槽水は、循環式浴槽は年2回、6月と12月、かけ流し浴槽については年1回、12月に実施しております。

また、市は指定管理者より湯の国会館の事業報告、これが毎年度4月には出されますけれども、その提出を受けまして、基本協定書及び管理仕様書に従って行っているか確認をし、適切な管理を実施するように指導をしてございます。

また、日常業務で問題が発生した場合、市と指定管理者とは迅速に連絡を取り合って、事案への対応を速やかに行っておるということを、あわせて報告いたします。

3つ目ですけれども、再発防止にどのように取り組むかということでございます。

保健所からの指摘で、改善計画の提出、これを環境衛生指導票というものをいただきまして、求められております。浴槽水を循環させるための配管等の清掃、消毒、貯湯槽の消毒を行った上で再検査を実施し、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するように指導を受けておりますので、これを指導内容のとおり実施をいたしまして、11月21日に保健所に対し関係書面の提出をし、承認を受けまして、指定管理者と協議の上、22日より営業の再開をしたところでございます。

レジオネラ属菌の再発防止については、レジオネラ属菌が4つの施設で検出されたことを受けまして、保健所の指示だけでなく全施設の消毒、これを実施いたしました。また、今回の菌の検出に伴いまして、水質の安全を確保するために、新たに原湯のタンク、これ80トンと20トンございますけれども、こちらに塩素注入設備の設置を進めるほか、現在検討中ではございますけれども、より高度な感染防止装置などの導入を検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、最初にレジオネラ菌について、発生源についてですけれども、今説明があったんですけれども、レジオネラ属菌を湯の国会館という市営施設から発生させて、なおかつ患者が出たと。わからないと言っているのですけれども、患者が出たということについて、何の危機感もないということをまず言うておきたいと思っておりますけれどもね。

そのレジオネラ症の患者は、湯の国会館に入ったから感染したと特定されていないと、今言いましたけれども、それは、確かに特定はされていませんけれども、非常に可能性は高いと言わざるを得ないわけです。

レジオネラ症とは、果たして何ぞやということなんですけれども、これちょっと私も調べたものですから言いますけれども、まず、レジオネラ症、主なものはレジオネラ肺炎といいますけれども、レジオネラ肺炎は、陽性の進行が高く、病気の進行が早く、致死率の高い感染症なんです。それで、それにうつるとどうなるかということ、腎不全や多臓器不全を起こして死亡する場合もあると。レジオネラ肺炎は、平均四、五日の潜伏期間を経て発症し、悪寒、高熱、全身倦怠感とか頭痛とか、そういういろんな症状が出てくると。

それで、医療機関への受診がおくれ、有効な抗生剤療法が間に合わないと、死亡例は発病から7日以内と、こういうことになっているんですよ。致死率は60%から70%。病院への受診が間に合えば、死亡率はおよそ10%から20%。これは大変な病気なんですよ、レジオネラ菌というのは。それに対して、まるでどうということはないというような、そういうような今説明があったですよ。

この新聞報道その他によりますと、10月27日に60歳代男性が高熱を訴えて病院に入ったと書いてあるんですよ。それで、そのときにレジオネラ症と判明して入院したというわけですよ。病院のほうは、そういう患者が出た場合は、1週間以内に保健所に連絡しろという法律がありますから、保健所へ連絡して、それから伊豆市のほうへ言ったと、こういうことなんですよ。

この患者は、湯の国会館を1週間前に利用したということなんですよ。何も1年前じゃないんですよ。だから、湯の国会館のレジオネラ菌からレジオネラ症になったという可能性は非常に高いと言わざるを得ないんですよ。この人だけなんですけれども、言わざるを得ない。

それを市は承知していないということなんですけれども、湯の国会館が発生源とは、それは確かに特定できていないかもしれない。それは特定するにはかなりの大変なあれがありますから、保健所としてもお金がかかるかもしれないから、しなかったかもしれませんけれども、遺伝子レベルでやれば、それはすぐわかることなんですけれども、それもお金がかかるからじゃないかなと思うんですけれども、これ以上やらなかったということなんですけれども、現実基準値を上回るレジオネラ菌が発生しているのは間違いありませんよ。基準値を上回るレジオネラ菌。

どれぐらいの基準値を、大幅かわかりませんが、上回るレジオネラ菌が発生したかお答えください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） ただいま基準値のお尋ねでございますので、御回答申し上げます。

水質基準でレジオネラ属菌は10CFUという単位でございます。これがパー100ミリリットル未満ということでございます。今回の検出されたのは、30トンタンクで270CFU/100ミリリットルで、男子の薬草風呂、男子の内風呂で20CFU/100ミリリットル、女子の露天風呂で10CFU/100ミリリットルということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、まことに驚くべき数字が発表されたんですよ。おっしゃたわ

けですけれども、いわゆる原湯タンク、温泉をためておくタンクが270倍ですよ、270倍の基準値を超える、要するに100ミリリットル中270CFUと言いましたけれども、CFUというのは、コロニーフォーミングですかね、コロニーフォーミングユニットという単位ですけれども、要するに、レジオネラ属菌の集団という意味ですけれども、それが100ミリリットルで270、これは物すごい大変な基準値オーバーなわけです。こんなのを吸いこんだら、一発でレジオネラ菌になってしまいますよ。大変なことですね。

この湯の国会館は、循環式浴槽ということになっていると思うんですけども、循環式浴槽における水質基準というのは、さっきも言いましたが、100ミリリットル中10の菌は検出されてはだめだと、10以下でなければだめだということになっているんです。これが270出ているわけで、27倍と出ているわけです。

それで、先ほど公衆浴場法によって管理しているというお話がありましたが、公衆浴場法によると、毎日換水しなければ、換水というのは水がえね、お湯がえ、全部抜いて次の日入れるというのを換水と言いますけれども、毎日換水していたのか、それとも連日使用型循環式浴槽ということになりますと、これは1週間に1遍でいいということですけども、毎日やっていたのか、1週間に1遍やっていたのか、それをひとつお伺いいたします。

それから次に、塩素消毒はどの程度行った。このレジオネラ菌を発生抑制するには、塩素消毒が有効ということが言われているわけですけども、塩素消毒はどのような頻度で行っていたのか。

それから3つ目、大腸菌、レジオネラ菌の検査は、さっき言いましたけれども、年2回と言いましたね。年2回やっていたということですけども、直近の検査において、レジオネラ菌のいつやったのか、そして、レジオネラ菌が出ていたのか出ていなかったのか、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 冒頭の御発言の中で、西島議員にちょっと修正をしていただきたい部分がございますので、先に言います。

先ほど、レジオネラ菌の基準について270倍という御発言がありましたけれども、それは27倍のことですので、御了承ください。

それと、最初の1点目、毎日の換水ということでございますけれども、県条例によりますと、これは1週間に1回です。これでやっておるはずですよ。

それと、消毒の方法、塩素消毒ですけども、循環式ですので、循環器のところで塩素、固形剤を投入しまして塩素消毒をさせていただきます。

直近の検査は、先ほど申し上げたとおり法定で6月にやっております、そちらでは問題なかったということです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） じゃ、訂正しますけれども、27倍ですね。270倍じゃなくてね。

私が毎日換水したらどうかということ聞いたのは、先ほど公衆浴場法に則ってということを行ったから聞いてみたわけですが、公衆浴場法によると、毎日かえなければならぬと、こういうことになっているんですよ、公衆浴場法は。まあまあ、それはいいです。

1週間に1遍というの認められていることだからいいんですけれども、それでは、なぜ発生したんですか。こんなに27倍も、なぜ発生したんですか。そういう消毒は、清掃とかそういうのが不十分じゃなかったからじゃないですか。そこら辺はどう思っているんですか。当局側としては、どういうふうに指定管理者を指導していたんですか。

今までは、湯の国会館でレジオネラ菌が出たなんてことは1回もなかったんですよ。市がやっていたときは。直営のときは。それがここへ来て何でそんな出ちゃうんですか、そんな27倍も、あんだ。それで患者も、私は湯の国会館のせいで患者に発症したというのは、うんと可能性が高いと思うんですよ。そこら辺、どういうわけで患者が発生したと思っているんですか。ちょっと答弁願います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 原因ということをございますけれども、この施設については、旧天城湯ヶ島町が設置をしていただいて、伊豆市に引き継いだものでございます。それから相当数の年月がたっておりまして、27年間の経過をしております。指定管理にお願いしたわけなんですけれども、施設の老朽化等は原因の一つにあるのかなということは考えております。

ただし、原因の特定に至るまでは至っておりませんが、施設の総点検は既に行い、先ほど私が述べたとおり、保健所の確認も受けておることをございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 1週間に1遍換水して、それで消毒液を入れるとか、そういうのは全部記録に残していかなければならないんですよ。そういうのをごらんになりましたか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 先ほど来、西島議員、1週間に1回ということ御発言でございますけれども、これはろ過機を使用していない循環式浴槽については、毎日完全に水を抜くということを書いておりまして、私どもの施設は1週間に1回ということですので、御理解をいただきたいと思っております。

それで、施設の点検記録ですけれども、それについては確認はしてございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） じゃ、そういう消毒とか清掃とか、あるいは検査というのは、今までは問題ないということで、そう理解していいですか。どうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） はい、そのとおりでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員、ちょっと返事をしてから立ってください。

○10番（西島信也君） はい、わかりました。

○議長（杉山 誠君） 西島議員。

○10番（西島信也君） なかなか的確にやられていいですね。

とにかく幾ら老朽化するといったって、ちゃんと管理をしていれば、こんなレジオネラ菌なんていうのは発生しないんですよ。伊豆市で大体こういう温泉施設は幾らあるかというのと、何か180ぐらいあるんだそうですけれども、伊豆市でそんな発生したなんていうのは聞いたことないじゃないですか。まことにもって遺憾でありますね。

先ほどレジオネラ菌がどういうものかということを私、言いましたけれども、レジオネラ菌というのは、大変死亡者が多く出ているんですよ。近いところで言いますと、2011年10月、3年前、群馬県水上温泉の旅館に宿泊した60歳代の男性が入浴施設が感染源となり発症し、死亡したと。次の年は、埼玉県日高市にある温泉施設、これは4人が発症して、これは死亡者はなかったんですけども、昨年、平成13年2月には、千葉県船橋市の入浴施設に入った人が、60代の男性が発症して死亡したと。ことしも埼玉県北本市というんですか、温泉施設を利用した男性客3人が発熱や呼吸困難などの症状を訴え、60歳代の男性が死亡したと。大変危険な菌なんですよ、レジオネラ菌というのは。

それで、市長がこの前行ったところのカナダにおいては、おととし2012年の夏にカナダのケベック州で発生して11人が死亡したと。その何年か前の2005年では、カナダのトロント市、21人が死亡したと。こういう大変死亡例の多い危険なレジオネラ菌なんですよ。ですから、そんな感染源といいますか、レジオネラ菌の発生源といいますか、何で発生したのかわからないなんていうんじゃない、そんなことだったら、やる資格はないですよ。レジオネラ菌というのは、一番温泉施設で怖いんですよ。旅館とか飲食提供するところの食中毒と同じなんですよ。

今、先ほど言いました指定管理をやっているわけですけども、現実に業務を行っている指定管理者の責任というのは、どういうふうに捉えているんですか。お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 指定管理者の責任ということでございますけれども、事案が発生したことは非常に残念でございますけれども、指定管理者としては法定に定められた、直近では6月にやった結果、一切それが出なかったということでございますので、やはり私は、原因については老朽化という部分が非常にあるのかと考えております。

そして、そのレジオネラ菌、議員もいろいろお調べになったと思いますけれども、レジオネラ属菌については、本来環境細菌であるということで、土壌であるとか、河川などの自然環境に生息をしておるものでございます。ですから、その老朽化の中で、どこかのすき間からそれが侵入したとかということがあるのではなかろうかというふうに考えておまして、そのあたりを先ほど申し上げた、施設の総点検をして結果を出しておりますということでございます。

それと、なおかつ冒頭述べましたけれども、念には念を入れた形で、新しい形のレジオネラ対策を検討しているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） レジオネラ菌はどこにでもいる、土中でもどこでもいるというお話で、入って来ないようにする。そうじゃないんですよ。その入ってくるのは、どんどん入って来るんですよ。ちゃんと消毒をしていけば、塩素殺菌をしていけば、レジオネラ菌なんて発生できないんですよ、死滅しちゃうんですよ。

先ほど、ろ過機の中へ塩素を投入するというけれども、あれには投入していないんですか、浴槽の中には。前の市でやっていたときには、毎日2時間ずつ検査して、水をとって検査して、それで足りなければ塩素を入れていた、浴槽に入れていたんですよ。塩素を浴槽に入れていないんですか。それどうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 市でやっていたときには、西島議員のおっしゃる言い方ですと、浴槽の中へ塩素をポチョンと入れていると、塩素錠剤を入れているというふうには私は理解するんですけども、実際今やっているというか、市でやっていた当時からそういう方法ではなくて、循環式ですから、ろ過機のところに塩素注入機がございます。それでやっておるということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私のちょっと思い込みもあったようですけども、とにかくちゃんと検査をして、湯の国会館はそんな何遍も行ったことないだけですけども、よくほかの、例えば中伊豆のプールとか何かじゃ、それこそ1時間置きぐらいに水とっていますけれども、と

って検査していますよね。あれもレジオネラ菌の検査、あるいは大腸菌の検査だと思うけれども、とにかく検査、消毒はしっかりやっていただきたいと思いますね。

そこで、伊豆市の中には、先ほど言いました約180カ所の温泉施設があると。それで、大昔は知りませんが、最近では、最近というか、この何十年かわかりませんが、レジオネラ菌が検出されたということは、ついぞそんなことは聞いたことないですよ。伊豆市は、この伊豆市ですよ。市役所の伊豆市でも何件か温泉施設やっているわけですけども、こういう観光施設の模範となって民間業者を指導する立場にあるわけなんですよ。

このレジオネラ属菌が出て、患者が出たということは全国に報道されて、伊豆市、ひいては伊豆半島観光の全体の足を引っ張っているんですよ。引っ張ったんですよ。大変大きな観光に対する打撃ですよ。このことについて、市長はどういうふうにお考えですか。お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民と観光のお客様の健康の場ですので、先ほど部長からありましたような管理を適切にして、これからも振興策に努めてまいりたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私が聞いているのはそういうことじゃなくて、そういうありきたりの答弁じゃなくて、要するに、市がこういうレジオネラ菌を出したということはどう思っているんですかと、責任は感じているんですかと、そういうことを聞いているんです。お答えください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当面の対策としては、先ほど部長からありましたように、具体的な対策をとっております。

ただ、その根本的な原因、正直言ってわからないところがあるんですが、やはりその原因の一つとして施設の老朽化というものは、やはり我々は深刻に考えなければいけない。したがって、これまでも申し上げましたとおり、湯の国会館も含めて、市の全体の施設のあり方については大胆な見直しをしていきたいと、このように考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） だから、私が聞いているのは、伊豆市の観光に対してこんな影響があることについて、市長としてどう考えるかということ。申しわけないとか、いや、あれはあれでいいとか、そういうふうに言ったらどっちですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 報道もされましたし、続いて伊豆の国市でも同じことが起こりましたので、全く影響がないとはもちろん申し上げませんが、その後、私も実際お風呂に入りに行きまして、指定管理者が変わって、今回の原因、究極的にどこをどうしなければいけないのか、まだわからないところがあるんですが、しかし、指定管理の湯の国会館管理においては、いろいろ職員の皆さんが手編みの椅子かけというんでしょうか、つくられたり、決して高いものではありませんけれども、いろんなこの中の配置を変えたり、きれいにしたり、メニューを変えたり、努力されていることはわかりますし、今回私が行った時点でお客様が減っているような感じもございませんでしたし、指定管理は指定管理事業者として努力をされているんだろうと思っております。

今回は大変に申しわけないことをして残念にも思いますけれども、これによって著しく伊豆半島全体の観光に影響があったというところまでは、事実としては認識はしておりません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） こんなことは大したことないだろう、そう市長は言っているんですけども、大したことあると思いますよ。それによってどれだけ民間業者が迷惑を受けているかということは、ちょっとは考えてもらっていいのじゃないかと思うんですけども。

それでは、余りこればかりやっても時間がないから、次へ移りますけれども、天城地区にぎわい創出業務委託ということです。どのような成果があったかということですけども、さっきいろいろずらずら並べましたけれども、紅葉まつりとか、地場産品PR、プルコギドッグとか。

だけれども、紅葉まつりとかそういうのは、伊豆市観光協会天城支部がやっていることじゃないですか、天城支部が。何でもかんでもごっちゃ混ぜにして、この650万円の使い方についてどうかということを知っているんです。650万円の使い方。何だか天城支部がやったことを、あれもやった、これもやったとみんなごちゃごちゃにしているじゃないですか。それはおかしいと思いますよ。

あるいはほたる祭りがどうだとか、そんなこと言っているわけですけども、地産地消フェアで、先ほど言ったように地産地消フェア、こんなことやってこんなことやったなんて言っていますけれども、地産地消フェア、これ委託業務収支精算書というのを私もらったんですけども、37万円使っているんですよ。これじゃ、何に出したのかみんなごちゃごちゃでわけがわからない。

この業務委託は、伊豆市観光協会に委託したと、こうなっているんですけども、今さっき市長がおっしゃったことは、全部天城支部がやっていることなんですよ。どういう関係になっているんですか、伊豆市観光協会と天城支部の関係は。又委託しているわけ、また丸投げしているんですか。伊豆市観光協会が伊豆市観光協会天城支部に丸投げしてやっている

んですか、どうですか。

委託費が650万1,600円しているんですけども、これは全額天城支部に行っているんでしょうか。お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） お金の流れは観光経済部長から説明させてます。

議員の質問よくわかりません。

○10番（西島信也君） わからない。

○市長（菊地 豊君） 国の財源を活用しながら……

○10番（西島信也君） もう一回言おうか。

○市長（菊地 豊君） 国の財源を活用しながら、財源650万円、だけれども、緊急雇用創出事業で国の財源を活用しながら、地域の活性化事業をしようとしているわけです。法人は伊豆市観光協会だから観光協会に委託をすると。事業は天城地区賑わい創出事業ですよ。天城地区賑わい創出業務を天城以外でやるということ、天城地区の創出業務だと言っているんだから、その事業をやるというのは、最初から事業目的がそういっているわけですから、ほかの事業をどこかに集中してやっているのならわかるけれども、天城地区の賑わい創出業務を天城でやっておかしいというのは、一体どういう御心理なのかかわからないのですが、そもそも先ほど何でもかんでもごちゃごちゃにというお話あったんですが、恐らく議員が職員さんのころはそうだったんです。

これはこの事業、これはこの事業、これはこの事業できちんと縦割りになっていて、細かい事業も多分個別に縦割りだったんだろうと思うんです。それではもうだめなんです。この事業をやりながら、ほかの事業と連携をしながらやる。ほたる祭りはホテルだけじゃなくて、もみじはもみじだけじゃなくて、ほかの事業も一緒にやる、あるいは国の補助金をもらいながら、あるいは県の事業も一緒にやる。例えばふるさと文学フェアなんかは、県の事業と湯ヶ島の事業を一緒にしているわけ。それによって効果を高めようとしているわけ。

それを議員はごちゃごちゃとおっしゃいますけれども、我々は総合的に連携をとりながらの事業と、こういうように認識しているわけであって、全て縦割りであるような非効率な事業に戻すということはございません。

お金の流れについては、部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 議員のお話の中で丸投げということがございましたけれども、その部分について御説明をいたします。

議員がおっしゃるとおり、この契約は伊豆市と一般社団法人伊豆市観光協会とで結ばれております。伊豆市観光協会と任意団体である伊豆市観光協会天城支部、こちらの間で事業実施と経理事務の委任についての覚書が締結しております、それに基づいて事業が実施され

ているということでございます。

なお、伊豆市観光協会天城支部は、一般社団法人伊豆市観光協会の正会員でございます。
以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私が言っているのは、この650万1,600円が全部天城支部で使っているのかどうなのかと、そういうことを聞きたいんです。それを言ってください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 議員の先ほどの御発言の中にありました委託業務収支精算書、こちらに記載してあるとおりでございますけれども、こちらは天城支部が経理をしてくれたものでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、市長がこれはごちゃごちゃじゃないやと、いろんなどころからお金を集めてやっているんだと、総合的にやっているんだというお話しですけど、そういうことだったら、何で委託費650万1,600円をやっているんですか。おかしいですよ、そんな。それで何で支払っているんだ、それだったら一括まとめてぼんとやって、何でも使ってくれと言ったほうがいいんじゃないですか。

いいですか、今、天城会館の横にある、要するにアンテナショップと称しているけれども、あそこのことを言っているわけですけども、修善寺の虹の郷でも食堂土産物店が幾つもあるんですよ、虹の郷の中に。みんなテナント料を払って営業しているんですよ。あそこ天城会館のところでも、よくミカンなんかを売ってくるおばちゃんみたいな人がいますけれども、あれどこから来るか知らないけれども、あれ1日1,000円所場代払っているんですよ。何で天城地区だけそんな優遇するんですか。

じゃ、修善寺でやっているやつも、ああいう虹の郷でやっているやつも、そういうふうにしないんですか。修善寺だって、修善寺賑わい創出業務っていうのは、つくればあるじゃないですか。何で天城だけそんなことやっているんですか。それは市長があれですから、市長に答弁お願いしますよ。市長答弁、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 天城地区賑わい創出事業だから天城でやっている、これ当たり前です。駿河湾観光、フェリーの振興を駿河湾でやっている、フェリーでやっている。当然ですよ。虹の郷のもみじ祭りは30日に終わりましたけれども、もう御存じのとおり、議場で何回もいろんな説明をし、いろんな予算の説明をし、これだけの事業じゃないことは十分御承知のと

おり。

しかも財源なんかは、議員は御承知かどうかわからないけれども、実は財源というのは、いろいろ国とか県とかから、単品の事業で補助金が来るんです。そうやって一括では来ないんです。1つ1つの事業の補助金集めて、最後に使う我々が事業は連携をとりながら、総合的な事業というのは我々の工夫のしどころなんです。そういった行政の仕組みをぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。あと4秒ですので、一言をお願いします。

○10番（西島信也君） いろんなところからお金持って来てやるというのはわからなくはないけれども、それじゃ、検査も何も市の主として何もできないじゃないですか。私は、非常にこの経費はおかしい、それから天城会館の本体のミュージアムのほうもおかしいと思っはいるんですけれども、いいですか、質問これで終わりますけれども、いいんですか、市長。何かまた言いますか。一応私はこれで終わりますけれども。

○議長（杉山 誠君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） そもそも費用対効果のお話がありました。そのとおりで、大変我々は苦しんでいるわけです。例えば観光事業全体でいけば、補助金で5,000万円、事業全部で1億を超える事業費を毎年使っているながら、平成25年度、残念ながら宿泊、それから入湯税ともに下がっている。このトレンドはずっと下がりっきり。商工会に対しても、2,000万円だったでしょうか、補助金出していますが、毎年会員さん減っていく。

では、これやめますか、皆さん。これやめて、伊豆市が崩壊しませんか。我々は大変その成果を上げるのが厳しい中で、改善しながら、改善しながら、何とかこのまま伊豆市が衰退しないで頑張っていけるようにいろんなことを教訓を得ながら、改善しながらやっいてこうとしているんです。

ですから、ぜひそういった、これも成果が出ていないから、あれも成果が出ていないからとやめろ、やめろ、しかも西島議員は、圧倒的に天城地区のものだけはやめろ、やめろ、そうではなくて、教訓を得ながら改善策を練りながら進めていく、その点については基本的な考え方、私と違いますけれども、私はそのような方向で考えております。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質問を終了します。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（杉山 誠君） 次に、3番、小長谷朗夫議員。

〔3番 小長谷朗夫君登壇〕

○3番（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

議員の中から元気がいいですねというお声をかけていただきました。それはもちろんです

よね。元職が学校の先生ですから、返事はしっかりしなさいということをして40年近く指導してきたわけですから、自分がみずから返事をしないというのは、挨拶をしないというのは、やはりいささかどうかなということを考えます。

それから、きょう、私の知り合いの方が大勢見えていただいているわけですが、私、ここへ登壇するのは受け付け順なんです。それで私、3番で、議席ナンバーも3番ですが、今回のこれでは3人目なんです。これはお昼にかかってしまうんです、時計見ると。よくわかりますよね、あと30分で12時ですから、多分質問の中で、途中で終わるんじゃないかなと、午後にかかってしまうと。次回からは2番を目指しますので、ぜひ応援をしていただければと、そんなふうに思います。

それでは、早速、通告書に従って御質問させていただきます。

大きく2つ用意しました。

1つ目が敬老会事業の評価（総括）と来年度に向けてということでお尋ねいたします。

今年度より、長年にわたり地域社会の発展に貢献してきた高齢者の長寿を祝うとともに、敬老意識の高揚を図るという従来の目的を達成するため、市主催による4地区開催から、新たに各自治会等、予算書では自治会等と入っていますので、そういうふうに呼びますが、行政区、各区の実施に切りかえました。

12月に入り、各自治会においては、それぞれの特徴を生かした敬老会が実施されたことと推察いたします。また、同時に担当課においては、実施内容の把握のため、アンケート等の実施、来年度に向かって評価、考察をし、より一層、目的実現のための作業がなされている最中だと思います。そこで、来年度に向けて幾つかお尋ねいたします。

まず最初に、総括的な質問をいたします。

①としまして、新規事業として実施してみて、調査結果からどのような問題点、課題が浮かび、それをどのように評価いたしましたか。

次に、以下来年度に向けて、ピンポイントで質問します。

②としまして、昨年度まで、市主催の敬老会にあわせて、独自に自治会でも敬老会を実施していたところがあったと思います。その数をつかんでおりますか。

3つ目、これについては、11月28日敬老会開催状況についてということで、市長の行政報告の中にございました。私は、そこでこれは解決しているわけですが、きょうは傍聴の方がたくさんいらっしゃいますので、改めてもう1回御説明をお願いします。

今回、自治会開催をした総数、数はどのぐらいですか。

④として、伊豆市管内75歳以上の対象者は、⑤として、これも行政報告の中にございました。今回、敬老会に参加された対象者数は。割合は。

⑥敬老会関係約488万円のうち敬老会事業負担金、要するに実施団体に1人1,500円として渡す補助金の予算が300万円なんです。その根拠を予算どりのときにもお聞きしましたがけれども、改めてもう1回聞かせていただきます。

7番としまして、自治会開催でも参加できない対象者への感謝の気持ちというのは、市はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

大きな2番に行きます。

中央教育審議会の答申内容と伊豆市第2次学校再編計画との考えを聞きたいと思います。

文部科学省の諮問機関であります御存じの中央教育審議会、略して中教審というわけですが、10月31日に小中一貫教育についての議論を取りまとめたことについては、御承知だと思います。内容は、学校の区切りを自由にできる小中一貫教育、仮称でございますが、と、別々の小学校と中学校が統一したカリキュラムで学ぶ小中一貫型小中学校、これも仮称でございますが、制度化するものでございます。いずれも市町村教育委員会の判断で設置できるものとあります。

これを受けて文科省は、学校教育法などの改正案を来年の通常国会に提出し、最速で2016年度、平成28年度の開校を目指すという、こういうようなまとめがございました。このことは単線型、6、3制だった我が国の戦後の約70年続いてきたわけですが、この義務教育が大きく転換するかが切られたこととなります。言いかえれば、今子供たちを取り巻く多くの課題を解決するためには、今後の日本の教育は小中一貫または小中一貫型の教育を推進していこうということになるのではないかなと思います。

そこで、今、伊豆市教育委員会が進めようとしている第2次伊豆市学校再編計画との関係で2点ほどお尋ねいたします。

①としまして、今回の中教審のまとめを教育委員会はどのように捉えましたか。

②として、従来型の6、3制の設置もしかりですが、今後日本の学校、新しい枠組みの学校を目指し進めようとしているときに、再編計画にうたっている進め方でいいのでしょうか、ということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 敬老会事業についてお答え申し上げます。

まず、1つ目ですが、アンケート調査では、参加された皆様の御意見、御感想は、飲食を伴った懇談ができて非常によかった、あるいは、歩いて行ける範囲でよかったなど、総じて好評だったようです。

調査結果からは、補助金額が少なく開催が困難である、あるいは、申請書類の作成が複雑で大変であるという問題点が浮かび上がってまいりました。また、開催しなかった地区では、地区役員の負担が大きいという御指摘がありました。そのほか、参加できる人だけを補助対象とするのか、対象者全員に補助金を交付するのかなどという課題も浮かび上がりました。

総括といたしましては、出席率が大幅に増加したこと、また、高齢者の皆様に好評であっ

たという結果を受け、来年度以降も地区開催の敬老会を実施していきたいと考えています。

次に、以前から市主催の敬老会とあわせて、自治会でも実施していた自治会の数ですが、16地区でございました。また、敬老会開催予定の地区は、交付申請時点では、今後実施予定の地区を含め、124地区中91地区となっております。

対象の方の数ですが、9月1日現在では6,224人でした。今回敬老会に参加された方は2,435人で、参加率は40.7%となり、昨年の倍ぐらいということになっております。

次に、敬老会事業負担金の算出根拠ですが、これは予算編成の参考ですので、全員ということではなく、75歳以上の対象者、約6,200名の方々のうち、例年見ると33%ぐらいだろうと予測し、2,000人の出席を見込み、お1人当たり1,500円を乗じて300万円を予算計上いたしました。

敬老の日は、もともと長年にわたり社会に尽くしてこられたお年寄りの方々を敬愛し、長寿を祝う日でございますので、9月の敬老会の日にあわせ、対象の方全員に市長としてお祝いのメッセージをお送りしております。これは、気持ちとしては行政の長ではなく、市民の代表である市長として、直筆で毎年書いてまいりました。

わずかなはがきなんですけれども、お送りした後、毎年何人かの方々からはがきか封書で、あぁいったお祝いの言葉がありがたかったというようなお手紙を頂戴しております。こういったことだけは、やはり自分の文章と自分の文字で続けていきたいと思っております。

ただ、もしほかによりよい選択肢があるのであれば、ぜひそれは検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） 私も、元教員です。よろしくお願いします。

それでは、小長谷議員の中央教育審議会の答申内容と、伊豆市第2次再編計画の考え方を問うの質問にお答えをいたします。

まず、最初に1つ目の質問ですが、今回の中央教育審議会のまとめに対し、市教育委員会としても大きな後押しを得たというふうに考えております。なぜならば、現在、土肥小中一貫校の設置に向けて準備委員会で議論を重ねておりますが、その根底にあるのは、今回のまとめと同様に、義務教育9カ年の連続した確かな学びと成長を子供たちに保障するということだからです。まとめの中には、教科担任制、乗り入れ授業、1人の校長によるマネジメントなど多くの成果が報告されており、小中一貫にすることの多くの利点が理解できます。

一方、学習指導要領に関する事、教職員の定数に関する事、それから施設設備に関する事等、まだまだ解決しなければならない課題となることも多くあることがわかりました。今後も審議の動向を注視していきたいというふうに思っております。

この一貫校につきましては、議員御指摘のとおり、平成27年度の通常国会において制度化

されるということも考えております。

それから、次に、伊豆市第2次学校再編計画との関連についてですが、伊豆市では、小中一貫校設立への取り組みとは別に伊豆市教育センターの取り組みとしまして、保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校の連携をより充実させるために、保・こ・幼も含めてですが、小中連携教育を進めております。

今年度は、修善寺地区においてその連携、幼保こ小中、その連携のイメージ図を作成しまして、具体的実践を重ねております。修善寺中学校区連携目標としまして、子供の心身の発達段階を系統的に捉えた連携体制により、学ぶ力、かかわる力の育成、これを目標として、目指して各園、各小学校、修善寺中学校の重点目標も併記して、学びの段階としてゼロ歳から6歳、ここを学びの萌芽期、萌が芽生えるです。それから7歳から10歳、ここを学びの基礎充実期、それから11歳から13歳までを学びの展開期、そして14歳から15歳を発展期、学びを発展させる。そして16歳以上、要するに高校生以上になるわけですが、これを学びの成就期として、それぞれの発達段階を考慮し、目標を立ててイメージ図をつくっているわけです。

これは、小中一貫教育のまとめ、4・3・2の段階を意識したものとなっております。まだまだ研究途上ではありますけれども、今回の中教審のうたう小中一貫型の小中学校と考える方は近いというふうに考えております。

第2次再建計画で示しました新中学校、修善寺地区の新小学校設立に向けて、連携から一貫へと、さらに研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） ありがとうございました。

質問に対して、私が意図していたことを説明していただきました。

そこで、ちょっと幾つか聞きたいんですが、私は、地区開催の敬老会というのは、予算取りのときもそうですけれども、賛成をいたしました。それは、いろんなデータを見たときに、こちらの開催の仕方のほうがよりベターだろうと。ベストとは言いません。ベターだろうと。だから、これはよろしいんじゃないかということで、私も賛成したんですが、要するに大きくこれがかじを切ったわけですね。要するに、4地区で開催しているのを各行政区でやっってくださいということで。

そこで、新しく区におろしていく、自治会におろしていくというときには、私は並大抵の努力では、本当にやってもやっても、理解できないところというのはたくさんあると思います。

そこでちょっと聞きます。自治会におろしていくまでどういう経過、要するに区長会だと何かとか会で説明したか、もう一度改めてお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） おろしていくということで、なかなかことしにつきましては予算、区のほうも当然予算を持ってやっているものですから、浸透してなくて、予算がなくて、迷惑をかけたということで反省はしております。

昨年といいますか、前年度の区長会がことしの2月になるかと思いますが、そちらのほうで各地区の区長会に回りまして、書類と一緒にこういう形でやらせていただきたいという話はさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） こういうことというのは、やってもやっても満足する域までは達しないというのが世の常だと、私は考えています。

そこで、例えば修善寺地区なんかにおいては、他の地区よりも1回多くやっているわけですよ、区長会を。余分に。そうですよね。それってどういうことなのかと言うと、やはり行政が説明してくれる内容では不十分だと、理解できないところがたくさんあるという、そういうあかしじゃないかなと思います。

このことについて細かくつつく気持ちはないんだけど、やはり新しく事業をするときに、少なくとも3年、5年は定着するまで私がかかると思うんです。であるならば、やはり懇切丁寧な説明をしていかなければ、受けたほうはたまったものじゃないと思うんです。だから、そういう意味で、ぜひ今後、来年度に向けて改善をするならば、やはりそこが大きな改善策の一つであると。やはり各区、自治会が困らない説明、困らない方法をやはりとらなければいけないんじゃないかなと思います。

1つ目、それは来年度に向けて、ぜひ会議の中で丁寧な説明をしていただきたいということを改めて要望いたします。

じゃ、その次へ行きます。

先ほど市長の説明の中に、124の要するに自治会の中で91が実施したと。ちょっと参考までに聞きたいんですが、じゃ、残りはなぜやらなかったのか。または、対象者がいないということとはちょっと考えられないんですが、どういう理由ですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） アンケートの中で、全員の回収にはなっていないんですが、補助金内での困難であるとか、それとか区の役員の出役が大変であるとか、それと出席者が少ないと、この3つが大きな理由というふうには、アンケートの中でいただいております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 1番最後の質問とかかわってくるわけですが、これは。それじゃ、その区の役員はそういうふうを考えているんだけど、その区内に、自治会内に、当然慶祝される75歳以上の対象者がいるならば、そういう人は捨てられたということになるわけですよね、要は。何にもしないということは。もうはっきり言うと、うんと端的に言うと。

いや、そうじゃないよ、こういうところでも救っているよというような、そのやらなかったところにもあるのかもわからないですけれども、それは後ほどの質問にさせていただきますが、さて、1,500円という要するに1人頭、これは算定基準というのを私も区長会で説明した資料というのはここにいただいて、持っているわけですが、33%出席、参加者見込みが2,000人だと。だから、1,500円だとちょうど300万円になるという、そういう計算ですよ。

だから、この1,500円の中で各自治会がおさめるか、いやいや、私どもの区はこれ以上のことをやらないと、要するに75歳以上の長寿の方々にお祝いできませんという、それは区の勝手なんです。自治会の勝手なんです。だけれども、1,500円という金額については、僕はいささかどうだろうと思います。

他市と比べる必要はないんですが、伊豆市のこの部分は、やはり多少低いんじゃないかなと思います。というのはなぜかと言うと、実際に行った場合、ちょっと牧之郷区の例で大変恐縮します。ほかの区がどの程度のあれをしてどうというのは私は見ていないですから、83名の75歳以上の方が敬老会に来ていただきました。市からは12万4,500円の負担金をいただきました。同じ額、区から今年度から特別に出しています。だから12万円ぐらいの自腹も切って、合計で敬老会をやったんです。

これは、行政から見れば、それは区の勝手だよというのは、そのとおりなんです。でも、私たち区は、やはりこういうことが牧之郷区でできる長寿のお祝いだろうということで、区の区長さんを中心に判断してくれてやったわけですよ。そのときに、やはり1,500円というのはなかなか厳しいものがあるという。どうでしょう、もう予算どりのことをいろいろ来年度の当初予算を考えていらっしゃると思いますが、1,500円というのを多少なりとも変えていくお考えはあるでしょうか。端的に聞きます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その御質問の趣旨のところが一番本質的なところで、これは敬老感謝祭の具体的な事業を健康福祉部が説明していただく前に、地域づくり協議会の趣旨についてのタウンミーティングのところで各区長さんにも私から申し上げてきたんです。10年前までは4町があったので、それぞれの町役場がちゃんと中心にあり、そして大体小学校ぐらいとか区とかと直接連携をとりながら敬老会をやったり、いろんな事業をやってきた。

しかし、今は市長が1人になり、364平方キロの中でどんどんコミュニティが消防も含めて弱体化していく中で、私はもう1回歩いていける範囲内の村、まさに西豆村のような村を

再生しませんかということで、地域づくり協議会を提案し、実はその時点で、例えば敬老会なんかを旧小学校単位、昔の村、土肥村とか西豆村とか上狩野村とか、その単位でやったらいかかでしょうかということも提案申し上げている。

今回1,500円か、あるいは2,000円に見直すかというのは、また健康福祉部で検討させますが、そういうことによって、地域ごとの特性、うちは秋祭りと一緒にやろう、だから、どうせやるからお弁当の1,000円だけをそこに使おう、あるいは、ある地域では、うちは敬老会だけをちゃんとやりたい、そこには3,000円ずつ使おうということも、その地域ごとの自主裁量で地域づくりができるほうがいいと私は思っている。

今、国が一括交付金を考えているのと同じように、市から各地域にそれぞれの昔の村にある程度の予算をお分けして、自分の中で自分のやり方に合った事業、その中にできれば敬老会も入っていただくと一番その地域にふさわしいやり方ができるだろうなと思っていて、今は、私はその過渡期だと思っている。

ですから、去年はこういう算定で1,500円というものを計算をさせていただきましたが、去年の反省を踏まえた上で、当分このやり方は続けざるを得ませんので、より厚く財政支援をすべきかどうかについては、市長としては考えていきたいと思っております。

それ以上のことがあれば、すみません、部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 当初のこの1,500円に決める段階で、当然伊豆市として近隣町村等の調査をさせてもらったり、当然その中で、敬老会の開催の形態がどういう形でやっているのかということも調査をさせていただいています。

その中で参考にさせてもらったのは、伊豆の国市、それから三島市、伊東市というような形で、伊豆の国市につきましては、1人2,000円だと、それから三島、伊東にしては1,000円ということで、その中で記念品、それは食事代等ということではなくて、敬老会という形での記念品を差し上げていただく物と事務費と合わせて1,500円にしたということでございます。

ただ、アンケートの中でこういう結果になりましたので、これにつきましてどういう形が一番いいのか、厳しい財政の中で来年度に向けて検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 最初に申し上げたように、区の勝手なんですよね、やり方は。だから、それは市長も言ったように、例えば、また行政報告の中にもあるように、サロンでやっただとかなんとかでやったとか、それはもうあくまで区の勝手であって、要するに市役所から、要するに行政側から問われることじゃなくて勝手にいいんですよというのは、もうこれ

は十分承知なんです。

だから、そういう中で各区がやったわけですよ。その1,500円の使い方についても、もう1点視点を変えれば、じゃ、それをお世話してくれた人たちには、本当にゼロ円なのかというところありますね。かなり長いスパンで準備から何からやってくるわけです。そうすると、例えば同じ会に出ている、あんたたちは対象者じゃないから、はい、負担金1,500円いただきます、きょう、かかるものに。そうせざるを得ないわけじゃないですか。これってやはりありなのかなと、それも区の勝手なのかな、勝手じゃないのかなって、私はその辺よくわからない。

できれば、拡大をしてほしい。要するにお世話係さん、役員の方、御苦労なさってくるわけですから、そこら辺もやはり今後は考えていってほしいなという、これは願いです。

それから、もう一つ言いますと、区の勝手でその内容はやるわけですから、それはあんたたち区はそれだけお金かけたからしょうがないじゃんということなんだけれども、だけれども、さっきなぜ私は昨年まで同時並行でやっていた区の数を聞いたかと言うと、16と言いましたよね。そうすると、16地区は区の予算に当然それがもう乗っかっているわけです。もうずっと長い間やってきたわけですから、幾らかかるということ。

ところが、ことし初めてやる場所は、もし持ち出しがあるならば、来年度以降、区の予算にそれを計上しなければならぬ。そうすると、今こういう世の中で各自治会、区だって、私は財政的に大変厳しい世の中だと思うんです。そういうことを考えていくと、大変なんですよね。だもんで、1,500円というのを考えていただければと、そういうふうに思った。だから、1,500円については、拡大と1,500円そのものをもう一度考えていただければという、そういう願いです。

じゃ、最後のお願いをします。前はこの敬老会に関しては、83歳以上の方にタクシー券を出していたんですが、敬老福祉金を1,000円掛ける6,000人の対象の600万円をやめて、財源をちょっと変えていった。要するに80歳以上の方にタクシー券も出るようになりましたよね。でも、敬老福祉金というのは、75歳以上の方がもらっていたわけですよ。そうすると、75歳から79歳の方は、今回出席しなかった75歳以上、私が言っているのは。出席した人じゃない、出席できなかった人、病気だとかいろんな理由で、行きたくても行けなかった人が区内に、自治会内にはいるわけですから、牧之郷もちょうど市が予想した33%なんです、大体出席率。

でも、実際はきょうのお話だと40.7%ということで、かなり伸びていて、これはいいことだと思います。だけれども、出席できない人、そこの抜けた人、その人たちに、先ほど市長の話の中には、長寿お祝いはがき、私も実際のものを見させていただきました。毛筆で書かれて、味わいのある字で端的にお祝いを書かれた内容で、ああこれはいいことだなと思います。だけど、そのはがきだけでいいのかどうか、そこら辺を、やはりちょっと来年度に向けて考えたほうがいいんじゃないかなとお伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 先ほど役員手当、または1人の参加費の増額等々ありました。それも含めて、当初予算に向けて今現在検討をしているということでございますので、その辺を含めまして、できるところからやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 小長谷朗夫議員、すみません、あと質問時間11分ありますので、ここで都合により昼の休憩にしたいと思います。再開を午後1時からといたします。

○3番（小長谷朗夫君） はい、ありがとうございます。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時58分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、小長谷朗夫議員の再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） すみません。血液が脳のほうから胃のほうへ動いていますので、ちょっと途中で切れた関係で、何を自分は質問したのか、その辺もちょっと定かでないところがあるんですが、大きな1番の敬老会についての最後の再質問をさせていただきます。

ちょっとまとめて言います。先ほど、要するに各地区開催になっても、行けない方というのはいらっしゃるわけです。ちょっとその行けない方というのが、自分勝手で行けなければ、これは仕方ない部分もあるんですけれども、例えば体調を崩して、または長期にわたって療養していて、行きたいんだけども行けない人だって、中には私はいると思います。で、要するに75歳以上です、40.7%ということは、60%近い人は出ていないわけですから、そういう中にはそういう人いらっしゃるでしょうということ。

それから、敬老会の福祉金のことで、1,000円をこれから出しませんよということでやってきて、それについては、タクシー券等の80歳以上の方は引き下げていますから、私は、これはこれでいいんじゃないかと。ただし、75歳以上から79歳までのその出られなかった人、要するに敬老会に出たくても出れなかった人、こういう人については、いろいろなケースがあるわけなんですけれども、何とかこう謝意をあらわす方法はないだろうかということでも質問するんですが、全く今の要するに行政で示したやり方では、先ほど言いましたように、市長の長寿のお祝いのはぎだけで済んでいるわけです。これでいいのかどうかということも、まずちょっとお尋ねいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） そうですね。その辺のカバーは大変難しい問題だと思います。どちらにしましても、今は市長からのお祝いのはがきを出させていただいております。それから、全員の方に何らかの形で記念品を出すということであれば、またそこには地区の役員さんにお手数をかけるとか。では、こういう形で把握するんだということも出てきますので、その辺は今後の課題という形で、宿題という形にさせていただければと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） ありがとうございます。

これも何度も申し上げております。区の勝手でございますから、ただ1つの例を挙げると、私どもの区では、出席できなかった75歳以上の方にも、箱入りのタオルといったらおかしいんですけれども、それで謝意を示してチャラにしましょうということをやっています。だから、そういうことも一つ考えられるということで。

いろいろ質問させていただきました。来年度に向けて、1つ目に、区長会等での説明を本年度の反省を生かした開催内容でぜひやっていただきたいということと、2つ目に、参加者1人当たりの1,500円の増額と用途の拡大ということでお願いをしました。3つ目に、参加できなかった方々への謝意のあらわし方も、もう少し伊豆市らしいと言ったらおかしいんですが、何らかの形であらわす方向でお願いできればなんて、そんなふうに思います。

大きな1番についてはこれで終わります。

次の中教審の今回のまとめでございますが、教育長のほうからいろいろ説明がございました。それで私、話を聞いていて、さすがだなと思ったのは、土肥の小中に関しては、今から再質問していきますけれども、全くこのまとめが後押しになるんですね。それで、私の再質問の中に一番最初にそれが書いてある、よかったですねって。要するにどういうことかという、その前に順番よく聞いていきます。

もう一回、ちょっと教育長さんに聞きたいんですがね。なぜ今、今日、要するに小中一貫校ということの中教審は打ち出したんでしょうかという、教育長さんなりのというか教育委員会のお考えをまずもう一回聞きたいと思います、なぜかと。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 子供たちですね、これ私の考えというよりも、文科省も言っていることとあわせて私が理解していること、また私自身も納得していることということで、やはり今、子供たちのその学びというのが、やはり連続した学びということが、これから非常に大事だろうと。ただ区切った子供、ゼロ歳から、例えば今までの修学前の子供たち、そして義務教育、それから高校、大学と、そうつながるわけですが、その中で教育そのものが細切れになってきている。もちろん高校から大学も入試という中での問題が出てきています。

その中で連続した学びをいかに生み出していくかということが、これから日本の教育では問われている。その中で、義務教育においては、小中という義務教育の間を9カ年の連続した学びと捉えて子供たちを育てていくことは、非常に大事であるということを考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 今1つの例として、教育長さんのお考えを聞いたわけですが、全くそのとおりだと思います。細々としては、ほかにも幾つもある点があるかと思いますが、じゃ、次にちょっと進めさせていただきます。

大変失礼な質問ですけれども、教育長さんは、小中学校一貫校を視察したことがありますか。そのあったときに、お邪魔して視察したときに、幾つもあるとは思いますが、一番象徴的に感じになられたことというのはどういうことですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） もちろん学びの中では、実際の授業を通して見た段階では、例えば相互の学び、これは非常に印象に残りました。例えば、中学生と五、六年生、その学び、これは非常に印象に残りました。そしてさらに、例えば給食ですとか、あと児童会、生徒会、そのときは児童会、生徒会も一緒にやっていたけれども、その中で上級生が下級生に対して、これは上級生としての立場で子供たちをかかわっている。もちろん、私が見た一貫校というのは4・3・2の、この一貫校でした。ということは、4年生の子たちが、要するに10歳ですね。ここが1つのリーダーとしての役割を果たしていました。そしてさらにそこから2つ後、中学1年生が、またこれ13歳ですね、そこでリーダーとしての役割を果たしている。そして15歳、卒業のときのまたリーダーとしてやる。それぞれの中で、やはり囲いの中で、子供たちが年齢というんですかね、今までの6・3というその1つの区切りの中ではだめ、これ一貫校の場合ですよ、施設一体型。一体型の場合ですが、そういうそれぞれのところで成長というんですかね、そのリーダー性なり、また学習面の面でも、はっきりと子供たちのその段階での成長が捉えることができたということは、やはり一貫校の大きな特色かな、そんな思いもしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 今、教育長のお話ししてくれた、そういうものが裏づけになって、教育委員会でも十分議論して話し合った結果が、土肥の小中一貫校だと思うんですね。挙げなさいといったら幾らでも挙げられるんだけど、私のちょっと経験で話をさせていただければ、私は一体型の京都の九条通りの九条地域の陶化小、陶化中学校のところへ2回お邪魔させていただきました、現役のときに。それから、品川区の日野学園さんにも、これは一体型ですよ、型じゃなくて本当の1つの施設の中にある、これはもう学校がうんと大きい

んですよね。小学校が3学級ありますから、ちょうど教育長さんの認識では函南小学校ぐらいの規模だと思います。それで中学校が4クラスありますから1,000人を超す小中学校なんです。これは伊豆市が目指してきた学校再編成とちょっと意味合いが変わってきますから、ちょっとこれはこっちへ置いておいて、ただ私が言いたいのは、それからつい最近、行政視察で信濃小中学校に行かせていただきました。

この4校を見て、4校に共通したことが1つある。それは何かというと、大変抽象的な言葉で恐縮するんですが、15歳の顔を見てください。どこの学校の校長もそういうふうにする。何を意味しているかということ、単独校であった中学1年、2年、3年生の15歳の中学3年生の顔と、1年生から9年生までいる同じ年齢では15歳なんだけれども、顔つきが違いますよという話を伺いました。

それは、やはりある程度の教育効果があってこそその中学3年某の女の子も男の子も、そういう顔つきになるんだろうと。それが非常に僕は感銘を受けた、抽象的なんだけれども、非常に味のある、まさしくそのとおりであるという校長先生のお話だったと、今でも覚えています。

そういう中で、今度のまとめがあって、今後2016年以降、開校に向かうわけですが、日本の学校の今100校ちょっとあるんですが、公立、私立入れて全部で100校ちょっと全国展開、小中学校あるんですが、ふえていくかどうか、そこをちょっと教育長さんにお尋ねいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これは数字的にははっきりふえると、減ると。ふえるということについては、確証はありません。ただし、やはり制度化されますと、当然、今回もうたわわていますけれども、もちろん整備に対するその国の補助もあります。それから、一貫校に対するその定数、要するに教員の配置、これも増という案が出ております。

そういう中で、環境も含めた整備がされていく上では、そこもあわせて、一貫校のその持つ意味もあわせて、そしてその整備されていく環境も質を高めていくということが加わっていけば、当然これはふえていくというふうに思います。もちろん単なる統廃合ということではなくて、恐らくその意味、小中一貫の持つ意味、目的、それに応じた教育、1つの学校としてふえていくだろうというふうに思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 私も、今後は日本の教育はその方向でこう進んでいくと思います。

ただし、一番最初冒頭に言ったように、市町村教育委員会の判断ですから、うちの町は、うちの市は、小学校、中学校別で今後も行きますよ、設置していきますよというのは、これは教育委員会の判断ですから、あえて制度化になったとはいっても、その方向に行かなくて

も、判断がそうであるならば、これいたし方ないところなんです、先ほど、例えば学力なんていうことでいきますと、当然これ教育長も御存じだと思うんですが、OECDの学力テストっていうのがありますよね。それで4年連続首位を保っているのはどこの国かという、フィンランドなんですね。それで、フィンランドという国は我が国と全く同じで6・3制だったんです。ところが、あるときにそれを小中を統合した学校、いわゆる直訳すると総合学校というんですが、そういう学校に仕立て直しをした、制度を改めた。それで教育していった。その結果が、1つのバロメーターなんだけれども、こういう結果もある。

ただし、小中、要するに一貫校のまだまだ検証しなければならない、評価をしなければならないことがたくさんあると思うんです。それも百も承知で話をしているんですが、そういう小中学校には望むこともできる、可能性がある。それとこれちょっと例としては非常に悪いんですけども、戦前考えてみますと、私たち日本の国には、そういうことじゃなかったけれども、小中一貫校みたいな学校があったんですね、当たり前。要するに、尋常科6年を終わると、働くか、その上の高等科2年に進むか、旧制中学校へ進むか、その3つの選択肢があって分かれていくわけですけども、どこの学校にも、尋常科と高等科が併設されて行われていたわけですよ。だから、ちょっとこれ小中一貫校に似たタイプのことが、そう呼ばれていなかったけれどもあったんだということですね。

そういう意味で、前の話に戻りますが、土肥の小中というのは、例えば保護者の総意を生かした、地域の総意を生かした、もう皆さんがこぞってそれがいいねと言って拍手していくような小中学校を望む、今どこまで進捗しているか、私はわかりません。ただちょっとくすぶっているところもありますよというお話は聞いています。

しかしながら、今回のこの国の制度は、もうまさしく土肥小中でやろうとしていることを押してくれる大きな印籠ができたわけですよ。だから、そういう意味で、ぜひ教育長さんには、その方向で行きたい。ちょっと時間がなくなったもので、お答えは結構なんです、ちょっとあるだけしゃべります。

私は再編計画で進もうとしていることと今度の制度化で行く選択がありますが、伊豆市はこの道を選ぶということで、3校の中学校の統合ということを考えているわけです。でも、小中一貫校にするというほかの地域、そういう選択肢はゼロなんですか、全く。そこだけ聞きたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁求めます。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 計画の段階では、今各地区、土肥と同じように、例えば天城中と天城小の一貫という意味ですね。それから修善寺中学校、それからあと4校の小学校の一貫、中伊豆中、中伊豆小、これについては、やはり私自身は、私ではなく教育委員会ですね。教育委員会は、そのエリア、伊豆市の地域というよりはエリアの中で、子供たちが、例えば通学だとかそういうところに危険性がない、それから身体的、精神的な負担をかけない。そう

いう状況の中でよりよい教育をつくっていくには、やはり新しい中学校、そしてそれぞれの小学校という形の中で新しい中学校をつくっていく。このことがやはりこの伊豆市のこの平野部と言っちゃおかしいですかね、こここのところの土肥を除くこの地域では、それがベストとは言わないけれども、私はベターであるというふうな思いは持っております。

その中で、先ほど修善寺の小学校の話もしましたが、当然中学校を中心とした今度は小学校の一体型ではないんですが、連携型の一貫教育というのは、当然これから進めていくということは可能であるというふうには思っています。

○議長（杉山 誠君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了します。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（杉山 誠君） 次に、2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） 2番、三田忠男です。

常日ごろから質疑をするときに、伊豆市全体の課題を1つ、生まれました旧中伊豆町の課題を1つ、今生活しています地元の白岩の課題を1つ、そして専門分野であります社会保障の分野で1つ、これをバランスよく質問しようかなと思っております。そんな観点から、今回4つの質問をお願いいたします。

通告に従い、取り組み状況と課題等市長の所感と来年度予算編成等への反映について、質問させていただきます。

まず初めに、森林活用事業と「木育」推進について取り組みませんかという課題です。

伊豆市の森林活用について、間伐等の整備状況と産業としての育成状況と対策について伺います。また、伊豆市未来づくりセッションで提唱されました「木育」、「ウッドスタート市町村宣言」について所感を、市長並びに教育長にお伺いいたします。

2番目として、地域芸術文化育成事業と旧中伊豆中央公民館利用団体の支援の充実をということで伺います。

旧中伊豆中央公民館が解体され、それまでの利用団体の活動場所が分散され、騒音対応困難等で会場制限や利用料金の負担増等現状が生まれているようですが、その認識と支援対策について伺いたいと思います。これも市長及び教育長にお伺いいたします。

3番目として、道路網の充実と交通安全対策の推進について伺います。

地区懇談会等で要望の強い中伊豆地区の道路網の整備と支援の充実について伺います。

これも以前からいろいろな議員が質疑していますが、矢熊筏場線の整備の問題、112号線を中心とする冷川地区の道路網の整備、あるいは生活道路にならないかという伊豆スカイラインの無料化の問題、また上和田地区の狭い道路の拡幅問題、修善寺駅前の渋滞緩和等の認識と今後の方針、あるいは取り組みについて、あえて伺います。

また、交通量の増加に伴う子供、高齢者、障害者等交通安全対策の現状と推進について、

これも市長及び関係する部分のみ、教育長にお伺いいたします。

最後になりますが、地域包括支援センターの公募後の伊豆市としての取り組みにさらなる福祉の向上を図りませんかということで、前回も質疑させていただいておりますが、地域包括支援センターの機能の充実強化と地域密着型サービスのための地域に適した適正配置について伺います。

住みなれた地域で生活し続けるための支援の中心でかなめとなる地域包括支援センターの職員適正配置数と、これも以前から質疑しています新規リハビリ職の加配等について、市民サービスの質の向上の観点と公正さ、あるいは介護保険料負担軽減策等から見て、いかに今後予算措置等を検討するのか、所感を市長にお伺いしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず最初の森林事業について、施業面積で申し上げますと、平成24年度が210ヘクタール、平成25年度が245ヘクタール、シイタケ用の原木を含む素材生産量で平成24年度が1万6,000立米、平成25年度が1万9,000立米と、いずれも着実に増加しており、県の東部農林事務所管内においても、面積、素材生産量とも増大が目覚ましい地域となっております。

産業としての育成状況ですが、現在、市内の10の林業事業体で41人の作業員が雇用されております。市内の森林整備、林業を取り巻く環境も、昨年、上船原地区に完成しました「中間土場」これは県森連の事業ですが、月間取り扱い目標500立米を大きく上回って活用されており、また東部地区の富士市において、年間13.2万立米の合板用木材を必要とする合板工場が、年度内に稼働を開始する予定となっております。

林業事業体にとって、木材の運搬コストを削減できる土場が市内にあり、また切り出した木材の需要が大きくなります。豊かな資源量を利用し、さらなる施業の集約化を進める等によって林業振興をしてまいりたいと考えております。

また、木育推進については、地域の資源を子育てに取り入れていくことにより地場産業が生み出され、また森も元気になるということで、我々の大切な日本の生活文化の継承にもつながっていくものと期待しています。

現在、子育て支援センター主催によるぬくもりのある木製おもちゃを使って親子で楽しく遊ぶことを目的とした「木育教室」を、市内4地区で開催する予定であり、既に終了した教室には多くの親子の参加があったものと報告を受けております。

次は、教育委員会所管で、道路と地域包括については総論だけ私から申し上げて、具体的なことは部長に説明をさせます。

道路の御指摘の矢熊筏場線、これは何とか県と移管を変えていただきたいと、こう話を始めているところですが、やはり全体的に見たときに、伊豆半島の真ん中の伊豆縦貫道と東海

岸との交通の要衝は大平インター、そして西海岸との交通の要衝は月ヶ瀬インター、それから、その月ヶ瀬インターから中伊豆地区にどのようなアクセスの改善を目指していくのか、これは市の問題であるとともに伊豆半島の課題でもありますので、私は私で、伊豆市の活性化、なかんずく上大見地区の活性化に何とか絡める形で市にも要望し、それによって我々がどうなっていくのかというものも具体的に示して、働きかけていきたいと思っております。

それから、地域包括のほうは、これはもう本当に国家的な課題で、厚生労働省は住みなれた在宅でということ、その方向に誘導していく方針ということはわかりますけれども、2025年以降、本当にこう団塊の世代の方々が75歳以上になったときに、一人っ子、あるいは2人の子供さんでも1人は遠くにいるような、そういった家庭状況になったときに、本当に在宅にちゃんと誘導できるだろうか。我々は都市部のような入所施設とか介護施設とかできないような、そういった構造的な問題は中心部とは違うと思えますけれども、しかし、やはり高齢化の波が全国の平均より先んじて起こる伊豆市の中で、在宅とそれから入所施設とのバランス、それから負担の求め方というものは、もちろん国との話し合いになるんですが、一番制度設計の前提となっている負担の求め方についても、一市長だから何も知らないではなくて、志を同じくする市長仲間とまずは勉強会として始め、真に2025年以降、どのような介護のあり方、負担のあり方が適切であるのか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、三田議員の木育推進及び地域芸術文化育成事業と旧中伊豆中央公民館利用団体の支援充実をということについてお答えをいたします。

まず1点目です。「木育」と「ウッドスタート」についての所感でございます。

議員御承知のとおり、当市の面積、これ8割が山林であり、農業に必要な水源の涵養、それから洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの森林の多面的機能に、私たちは恩恵を受けております。

森林を守ること、このことは教育の立場からも重要な責務であり、森林に関しての理解をし、そして木材等を有効に活用していくこと、これはやはり子供たちにとっても、大人で生涯学習にとっても、これ必要なことであろうというふうに思っております。

未来づくりセッションの中で、パネラーの田足井さんから提唱がされました「木育」とそれから「ウッドスタート」については、木を子供のころから身近に使っていくこと、これを通じて森林を守る意識の醸成、それから人と森と木とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育むことにおいては、もう大事な事業であるというふうには思っております。

教育委員会としましても、社会教育課で行う「ふるさと学級」の中で木を扱ったメニューや、図書館では、木に関する特設コーナーの設置やお話会のときに木を題材にした本を取り入れるなどして、木や森林に親しみを持てるように、生涯学習の一環としてできることから進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、旧中伊豆町中央公民館が解体されて、それまでの利用団体の活動の場所が分散され、騒音対応困難での会場制限、それから利用料金の負担増等現状に対する認識、それから支援対策等についてです。

中伊豆中央公民館は耐震性が低く、また老朽化が著しいことにより、廃止とする方針後、担当課においては、定期的に利用されていまして皆さんへの周知と御理解を求め、代替先について各団体の意向を伺いながら調整をさせていただいてきました。

騒音対応困難での会場制限ということにつきましては、楽器演奏などの鳴り物については近所への配慮ということで、生きいきプラザや八岳の体育館を代替先として担当から提案をさせていただいております。その結果、八岳体育館に3団体が利用となりました。そのうち、1団体が近所から「音がうるさい」と注意を受けたと聞きましたけれども、他の2団体については、何も注意は受けていないという状況でございます。

今後は、市民文化ホールのステージを利用させていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

次に、負担増の認識と支援対策についてですが、生きいきプラザにおいては会議室及び市民文化ホールのステージについては、文化協会に加盟している団体については6割減額で、230円ほど中伊豆中央公民館の使用料より高くなりますけれども、施設の経費の違いによるもので御理解をお願いしております。そのほか、体育館等のステージまたは会議室の使用料につきましては、これまでと同額でございます。

それから、3点目になりますが、交通安全対策の推進強化についてお答えをいたします。

交通量の増加に伴う子供たちの交通安全対策の現状と推進について、中伊豆地区に限らず、各小学校で開催する交通安全リーダーと語る会、それから道路管理者等連携した通学路の点検により子供たちの通学の安全確保に努めております。

地域においては、登校時・下校時を問わず、さまざまな団体の協力をいただき、たくさんの方の目で見守っていただいております。感謝しているところでございます。

交通安全教育としましては、交通安全協会や交通指導員会等の協力をいただき、特に新入学児童を対象とした交通安全教室、正しい自転車の乗り方教室などを開催し、交通安全の啓発を推進しております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、道路網の充実と交通安全対策に推進強化をという部分での道路のネットワーク、ここについてお答えをします。

まず、道路網、道路のネットワークですけれども、国道、県道、市道という道があるわけですけれども、国道を補完する道路が県道です。さらにその県道を補完する道路として市道があるというふうにお願いをします。

その中で矢熊筏場線ということについてはすけれども、矢熊筏場線はもともと天城湯ヶ島地区にある達原線と同じように、ふるさと林道ということで道路改良を進める予定でいたわけですけれども、その事業がなくなってしまったということです。

そのために、矢熊筏場線を道路網の道路ということで市道に認定をして、これを静岡県への移管ということで働きかけをしているところです。

次に、冷川地区の道路網についてということですが、冷川地区、先ほどいう道路のネットワーク、要は県道が主になります。県道から延びている道路、生活道路として出ている道路、それが市道になるかと思います。その市道の中でも、伊豆市では市道下尾野線、沢口に延びる道なんですけれども、この下尾野線を中山間地域整備事業みらい伊豆地区ということで今、道路の計画を立てているところです。これはもう事業化がされる予定になっています。

それと伊豆スカイラインの無料化ですが、これは前にも答弁しましたけれども、伊豆スカイラインは道路法の道路ではなくて、運送法の道路ということで、将来に向けても無料になる予定はないということをお願いしたいと思います。

続きまして、上和田線の拡幅ですが、ここバス路線でもあるし狭いところがあるという中で、山を削る方法しかないというふうに考えています。反対側がもう河川になっていますので、山を削って道路を広げるとことで地元関係者と協議を進め、事業化に向けて今検討中のところになります。

続きまして、修善寺駅前の渋滞緩和についてです。これについては、中心市街地まちづくり階層型道路ネットワーク構想検討業務ということでちょっと難しい名前ですが、プロブ調査を実施しています。これは日本語で言うと渋滞実態調査と訳されてもいますし、自分なんかは渋滞損失調査というような言い方もされているところです。あわせて静岡県では、県道の部分についての交通量調査を実施しました。そして、このプロブ調査ですが、これは11月5日と16日に実施をしました。水曜日と日曜日になります。あわせて、県のほうの交通量調査もしましたので、その結果が12月に出る予定になっています。

その結果を待って短期、中期、長期というように分けて整備方針を出していこうと考えています。短期では信号機とか交差点の隅切り関係です。それで、中期では交差点の改良、長期では道路拡幅のような形になろうかと思っています。

そういうことで今修善寺駅についてはそういう調査をやって、今の道路状態がどうなっているかという実態を調べているという段階です。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 続いて、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから、3番目の交通量の増加に伴う子供、高齢者、障害者等の交通安全対策と推進ということで、こちらのほうと、もう一点、地域包

括センターについてお答えをさせていただきます。

まず、交通安全なんです、幼児の交通安全対策としましては、保育園、幼稚園、それからこども園で年3回ほど安全な道路の歩き方等々のことを交通安全指導員から学んでいるということでございます。形態につきましては、各園に任されておりまして、保護者と合同の勉強会もあるというふうに聞いております。

それから、子ども子育て支援センターのほうでも、交通安全指導員による親子交通安全教室というものを開いております。

それから、高齢者の関係なんです、単位老人クラブと毎年1回、地区の公民館レベルになるんですが、これにつきましても、交通安全指導員にお願いしまして、交通安全教室を開いているということでございます。

それから、地域づくり課のほうで主催しているんですが、シルバーポリス、それから老人クラブ役員に交通安全対策に関して実験等を行って現在やっているということでございます。

それから、障害者の関係なんです、各当事者、会のほうからいろいろ意見を聞きまして進めているということでございます。現在は聴覚者障害の方から、狩野川公園の前の信号に音楽が流れるようにというような要望がございまして、これにつきましても、地域づくり課を通して大仁署のほうにお願いをしているところでございます。

それから、大仁署、それから伊豆市のほうに手話通訳士を置きまして、いろいろ連絡がとれるような体制をつくっております。

次に、包括支援センターの関係ですが、国から示されている基準に基づいて職員数を配置しているということなんです、伊豆市につきましては、包括支援センター充実のため、国の基準を上回る人員配置をしております。

今後、現在に加えまして、在宅医療と介護連携の推進、それから認知症対策、それから生活支援サービス等の支援など、充実を図っていくということで考えておりますが、リハビリ職につきましては、包括支援センターへの加配ではなく、一般介護予防事業の中で地域ケア会議、サービス事業者会議等々、専門職が自立に向けた指導を行うような形でやっていただくのと、それともう一点、介護ボランティア養成講座などに積極的にリハビリ職を関与できるように予算措置をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問はありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） それでは、項目ごとをお願いしたいなと思います。

1番目の森林活用なんです、私もしいたけ農家の息子に育って、山は子供のころから使われて、また山というと労働への場ということで、余り自然を楽しむとかじゃなかったんですが、市長が日ごろ言っている宝の山だということを議員の目から見まして、最近つくづく本当にそうだなと思って、そうすると非常に木がもったいなく見えまして、何であれ整備し

ないのかなというふうにかう変わったんです。

そんなことがあって、地元で間伐を森林組合と一緒にやろうかという話が出てきたときに、昔枝打ちしたところに行ってみたら、鹿対策で囲いがいっぱいあったりするんですが、搬出の道路がなくて非常に必要経費がかかってしまって、地元にお金がおりにあるかどうかかわからないと、赤字だからやりませんなんて言われてしまって、もったいないなということを感じて、ここの質問に行き着くわけなんです。

それでいろいろ調べてみたんですが、分収林のことになります、主には。分収林というのは国の林業政策の中で昭和30年代、30年から35年ぐらいに、荒廃した土地を国策で、いわゆる燃料革命の中で、杉・桧に切り替えるということで、土地はもともと所有者で、例えば市とか国の団体。それ地元がやったときに、仲間でやるような契約が結ばれていてということで、どうも大ざっぱに言っていますけれども、なるわけです。

ただそのときの分担割合というのは、伊豆市の場合もそうでしょうけれども、条例で決まっています、伊豆市の条例というか規則ですかね、後ほど細かく説明して下さるかと思えますけれども、4が市ですか、6が地元かな、そういうような配分をするというようになっているわけです。

今回の質問の趣旨は、経費を、宝の山を、やはり宝だけじゃなくて、地場産業に結びつくには、やはり間伐等をやりやすい、あるいは意欲を持って森林事業に地元が取り組むような施策にしないとなかなかうまくいかないだろうということと、もう一つは、林道が非常に道が狭くて10トン等の大型がトラックで入れないということの中で、搬出経費がかかって利益が生まれにくいという構図がどうもあると、そういうことに私は行き着いたものですから、いわゆるその分収林の配分の見直し、地元がもっと意欲が出るような6・4を、例えば3・7とか2・8ぐらいにして、地元が頑張れば頑張るほど地元にも潤うよというように制度変更できないかということと、森林道路についても昔の道ですから、当時4トントラックなんてもまだそんなになかった時代で、あの道の幅でよかったんですが、10トンではとてもじゃないけれども搬出できない。ちなみに、今、私の地元でかかっているところの搬出ができないところはゴルフ場になってしまって周りが何もなくなっちゃったもんだから、出す道もないし、地元の住民が住んでいるところを借りなきゃいけないと、10トン車だと道が壊れてしまうのでとてもじゃないですけれどもという話があって、最終的な折り合いをつけてもらって、何とかやれる方向で今動いているんですけども、やはり道がないとできない。行政視察等で見て来たところは産業として成り立っているのは、そういった道も、あるいは間伐等もきれいになって地元がやる気になっているみたいですが、そんな観点から質問しているんですが、その分収林の契約した当時の伊豆市の農林業の割合は3割ぐらいの人が第1産業にかかわって、今は3.5%ぐらいしか、平均的にかかかっていないんですが、伊豆市は今でも7.7%ぐらいやっているんですかね。マスタープランを見させてもらったら、そういうようなデータが出ていたんですが、しかも日本の国土、あるいは全国の平均値よりも高い88%が森林だ

ということで、これが宝の山ならば一番大金持ちの山になるわけですが、そのためにはそういった環境整備が整わなきゃいけないんじゃないかということから、端的で申しわけないんですけども、見直せないかということと、道の整備についてはどんなもんかなということ、まずお伺いさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 分収林については、後ほど部長から説明をさせます。

今は実は林業、森林は物すごいビッグチャンスであって、ドイツでは木工を含む林業での従事者が100万人と言われているんです。日本は今、林業で5万人、それからドイツ、オーストリアでは1ヘクタールから大体200万円近くの収益が上がります。今、日本の山で1ヘクタールで100万円ぐらいになっていますので、大体米には近いところへ行っているんですが、もう一押しというところです。

その日本の森林林業のところをドイツ、オーストリア並みにするために団地化ですね。一つ一つの山持ちではなくて、それを集約化して施業をするということ、施業の集約化、それから機械化と、それから路網の整備と、この3点セットで林野庁はより効率化をしようとしていて、その最後のところが作業道のところ、今御指摘のところになるわけです。

今、私が林野庁なんかにも、あるいは県にも申し上げているのは、施業計画の中で一緒に作業道をつくるんじゃなくて、作業道を先行的にやらせてほしい。今舗装してある林道から、すぐに来年切るわけじゃないけれども、5年、10年の間には必ず切りますからというところを、作業道を入れておかないと、7月に死亡事故が起こった本柿木の奥でも、作業道が全くなくて、けがをされた、撃たれた方を搬出するに1時間半ぐらいたしかかかっているんですね。そういったことにも使えますので、作業網をこれはもうもどす方の道路になりますけれども、先行的にやりたい。そして、それを計画的に先行的にやりたいということを申し上げているところです。

分収林については、部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 分収林についてですが、ちょっと今手元に細かい資料はなくて申しわけないんですが、4対6、また地域によっては、もともと合併する前の4つの町の制度でそのまま引き継いでいると思います。ですので、今、議員おっしゃられた4対6、もしくは3対7というところもあるのではないかと思います。

また修善寺地区につきましては、分収という形じゃなくて、市の土地を借地して、その市の土地の上で施業をしているというような形態もございますので、一律にここですぐ見直すどうのこうのというのは非常に難しいこととは思いますが、方向としましては、分収で木を伐採した後、仮に伐採した後、それをもう返還するというのではなくて、引き続きまた地元で分収なり、借地でやっていただけるような方法が一番いいかと思いますが、その分収の

分担割合については、ちょっとここですぐ見直すということについては申し上げられないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） この提案ができたときは33%の人が第1次産業で、当時、材木はもうかる。私もおじいさん、おやじに連れていかれて、将来お前はその木で家を建てていいぞと言われて、何となく手入れをさせられたような記憶があるんですが、そのぐらい金になったということは大事で、その大事な金だから6・4でもいいやと思ってやったような気がするんですが、私、勝手に思っているんですけども。今の5%ぐらいの人から今のままで手入れに行こうぜって、村の若い者に言っても行かないですね。どこにあるんですかで終わっちゃって、行こうよ、役員やってますから、行こうよといっても、なかなか腰が重い。だけど、これが金になるぞというようなことをきっかけに、何とか仲間づくりを含めて、地域づくりを含めて声かけたいんですが、そのためにはこういった制度の中で、もっと地元が潤うよというようなものに制度設計しないと進まないと思うんですが、ここで答えを求めているわけじゃなくて、検討する余地はもう時代とともに変わっているんじゃないか。これが私の手元では、伊豆市有林野地区分収造林管理運営規則、平成16年4月1日、ですから全然見直していないわけですね。やはり外部環境が変わっているわけですから、それなりにこういった規則も見直すのが当然だという観点から、見直さないかということをおっしゃっていただいているんですが、いかがですかね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、分収林の比率は私、正確に実は市長として調べたことなかったんですが、現状は先ほど総務部長が答えたとおりでございますけれども、林業全体の将来図を考える中で見直す余地があるかどうか、これはぜひ市長の課題として引き取らせてください。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 先ほど教育長は森林の多様な役割等について説明していただきましたが、当然伊豆市が進めている観光事業等についても、森林を使ったいろいろな観光と、あるいは6次産業等に結びつくと思うんですが、いわゆる森林を林業として捉えるんじゃなくて、よく日頃から市長が言う多面的なことを見れば、やっぱり本当に違っていけばまた宝の山だという認識になっていて、その認識と同じだということで、今後またいろいろ相談させていただければありがたいと思いますけれども、そういった面から見て、やっぱりさっきの林道とかやれば、トレイルランニングとはまた違いますけれども、山を使ったいろいろな企画の

中で、いわゆる地元にお金が落ちたり、産業としての林業を売だけの産業だけじゃなくて、いろいろな産業が成り立つ、レクリエーション事業もそうです。そんなような気がします。

その中で、木育の話になるわけですがけれども、伊豆市未来づくりセッションの中で非常にそういったことが訴えられていて、教育長から出ました田足井さん等が積極的にかかわってるみたいですが、この文書等、資料を見させてもらう限り、本当にいいことだなと、ウッドスタート市町村宣言なんてこと私、知らなかったんですが、いわゆる6次産業とも結びつきますし、子育てにも結びつきますし、いわゆる伊豆を売り出すいいチャンスじゃないかと。私のいただいた資料の中では、まだ全国で8つの市町村しかそういった宣言していないみたいですが、ここは先んじて伊豆市もこれで行くぞというキックオフ宣言みたいなことをしないのかという提案なんですけど、いい、いいじゃなくて、宣言しませんか、しましょうよという呼びかけをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ぜひ、ぜひ近々宣言できるように考えさせてください。私、全国市長会の林政問題研究会の座長と、それから森林レクリエーション協会の東京支部長をしておりますので、林野庁の注する情報がかかり入ってくるんですが、今まで心理面は評価されてきました。学級崩壊が減ったとか、それから最近では、秩父市の消防署を木造でつくったら、待機消防官が非常にリラックスできるようになった、それから優位な数字を持ってインフルエンザが減ったということがあるんです。これは空気の乾燥を抑制する機能があるとか、そういったものを含めて、我々の生活文化の中で、特に伊豆市が木の価値というのは本当に今、議員御指摘のとおりだと思いますので、木育宣言だけ、すみません、ウッドスタート宣言、ぜひ早く宣言できるように検討させていただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） これ民間がやるのではなく、市町村がやることに意義があるということみたいです。まだ私も勉強不足で、これ以上質問しませんが、ぜひ実現できるようにお願いしたいなと思います。

次に、2番目の中央公民館の関係なんですけど、やはりどういったらいいでしょうかね。その団体の都合じゃなくて、行政あるいは財政等の観点からの居場所がなくなるということで、ちょっと見方を変えれば、市民の利便性をちょっと減らした上でやっているということで、その辺については、何らかの経過措置というか現状保障というかあってもいいんじゃないかなというところで、いわゆる教育委員会の所管のところは、そのようなことが引き継がれたみたいですが、他の一般のところに行く、それがマイナス面になるということについては、本来避けるべきじゃないのかなという観点から何か軽減策はないか。

聞くところによりますと、いわゆる縦割りの所管で使っていたところが、他の団体も使っていていいよとか、そういう配慮はされたみたいですが、料金についての配慮がない。今後、公共施設等をどんどん削減し複合化していく中では、もうこういった、今からでもそういった複合化して同じような条件のもとで使えるようにしていく必要があるんじゃないかという観点からも、具体的な例として軽減を導入してもいいんじゃないかという趣旨の質問なんですが、いかがでしょうかね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

〔「考え方で結構ですよ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 三田議員から御質問いただいた、この通告によりますところは、教育委員会にかかわるといことで認識していたんですけども、今、議員さんおっしゃるとおり、市全体の考え方としてどうするのか、これ教育委員会だけの話じゃなくて、健康福祉部関係、そういった部分との兼ね合いが出てきます。

ですから、今の段階でそこらの調整をしているという事実はないんですけども、この先、現に中伊豆中央公民館を2月には解体完了します。そういった部分で、今まで使っていたものがなくなる、その代替で教育委員会だけフォローができればいい、そういうことじゃなくて、市として調整をしていく必要があるかというふうに考えておりますので、今後そういった向きで調整ができればというふうに思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） よろしくお願ひします。やはりそういったことをやった上での解体等でもよかったのかなみたいな認識にもなっていたもんですから、質問させていただきました。

次に、道路網の話については、以前からお願いしてはいますが、山下議員等も質疑されていますので、私はこの中の伊豆スカイラインのところについて触れたいと思っておりますけれども、観光とか流出人口の面では、全線無料化がいいなということを思っておるんですが、なかなかそれは難しいということをお聞ひしております。

では、生活で使っている沢口から天城高原区間ぐらい、何とか伊豆市の力でその住民の利便性を高めることができないか。過去には社会実験等で県からやったみたいですが成果が上がらなかったということで、またそれも成り立っていないみたいですが、何らかの形で生活、住民が住んでいる範囲ぐらい、何とか割り引きとかパスとか支援ができないかという、ちょっとこれは要求を下げ過ぎなんですが、いかがでしょうかね。今までは全線と言いましたけれども、ちょっとこの区間、伊豆市が全部持つわけじゃないんですが、何とか生活道路としていかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 縦割り行政ということで、伊豆スカイランについても、国交省のほうの許可を得て料金体系を決めているというのがあります。伊豆中央道、修善寺道路についても、修善寺道路、伊豆中央道路について、地元の半額という回数券というのを打ち出して、合併採算性に持っていったわけですけれども、それと同じ手法が伊豆スカイラインにもとれるのではないかというふうに考えています。

そうすることによって、通過交通、観光客とは別に回数券を求めた方には何らかの、割り引きの回数券で対応できるかな、これはそういう前例もあるものですから、要望していく価値があるかと思えます。それと無料にはならないんですけれども、実現可能な方策というふうには考えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 先ほどの回数券の話は、ちょっとある事業所ではそういったこともやっていますので、ぜひ住民にもやってもらおうと助かるということになるかと思えます。

あわせてですけれども、その112号線ですか、この拡幅については、この前、議会の中ではやる気はあるんで、あと県にお願いしているということだったものですから、引き続き拡幅のほうにお願いしたいなと思えます。

上和田についても、さきの地域懇談会の中で、建設部長等が御幸橋、その次ぐらいが上和田の優先順位かなと、「かな」と言っておったんですが、その「かな」を外していただいて、優先順位だというぐらいのつもりでやってもらえば、あそこは本当に私は知らなかったんですが、車椅子の方が落っこってしまって死亡したような狭い場所、あるいは大型バス等は通らないでくれと言われていても、一般の方がワイナリー等行くときに、それなりのスピードで飛ばしていくというような危険な箇所、あれが大きくなることによって、さらに大型バス等も堂々と入って観光に結びついて、地元の産業、雇用に結びつくんじゃないかと。ひいては、住民の安全が守られるという道だと思えますので、優先をさらにお願いしたいなと思うわけですね。

そして、やっぱりいろいろ先輩等に教えを乞うたところ、中央の道があって、その中央の道というのは、血液で言えば末梢神経の末梢のほうに血を流す大きな道であって、ここができて、末梢がうまく流れるようであれば、いわゆる本線が生きないわけですね。末梢を生かすためには、やはり本線が必要。相互があって初めての伊豆市全体の道路網になると思いますので、ネットワークと言っていましたけれども、その末梢の部分についても光を当てて、予算配分等については、当然ながら順序もあると思いますけれども、決して忘れていない、順番があるんだと。できればそれを工程表ぐらいの明示できるぐらいに10年計画の中でどんどん入れていってもらえば助かるなという趣旨でお願いしました。

あわせて、交通安全については、どうなんでしょう、いわゆる地区の要望として上げると、私も対外的にぱっと交通安全で標識とかつくってもらったんですが、そういうものが上から

ないと、今の県道、市道含めて安全策というのは講じないのかどうか、まずお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、交通安全の前に前段の話のところ、上和田線で車椅子が落ちたという話ですけれども、車椅子ではなくて、アシストカーがガードレールとガードレールのちょうど2メートルぐらいあいているところへ、本来ならガードレール、車のことしか考えなかったものですので、しかもそこが林だったものですのでガードレールが切れていたんですけれども、そういうところに、アシストカーがお通夜の帰りに老人の方が落っこってしまって亡くなられたということで、私もそのときには建設課の職員でしたので、よく記憶をしているところでございます。

そういう場所ですので、今は、車のためのガードレールではなくて、そういうアシストカーも含めた、歩行者も含めたガードレール柵、防護柵というものが必要というような認識で道路の設計をしているところです。

それと優先順位ですけれども、やはり御幸橋も、もう橋が相当古くて、どちらも一緒にやりたいというぐらいのつもりで考えているところです。

それと交通安全ですけれども、やはり交通安全については、特に通学路というところについては重要なところがありまして、要望ばかりではなくて、こういう動きがあります。大仁警察署と道路管理者、これは国道、県道の静岡県、それと伊豆市、そして総務の地域づくり課、そしてさらに教育委員会として学校教育課と小学校7校があわせて、通学路対策推進会議というものをやりながら交通安全についてやっています。

それとは別に、急にこういう事故があったよとか、ここが危ないよというような提案のほうはいただきたいと思います。我々も市民のそういう情報は知りたいという部分であります。

そういうことで、交通安全についても、基本は各区の要望なんですけれども、また気がついたところがあったら、建設部のほうへお知らせ願いたいということでお願いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 今の質問については、地元の区からもあったものですから、行政のほうにお願いしたら、すぐ出たということです。

あわせて、いろいろな懇談会の中で、具体的には徳永地区の伊東に行く道が、市長がよく言っている、2万台以上になったということで、徳永の三差路のところ、信号があるわけですが、伊東から来たときに、あの信号を青のうちに渡ろうということでかなりスピードが出るということで、そこを見たら、やっぱり交通安全とか何にも標識がたしかなかったような気がしたんです。そんなところで、交通安全についてどうなんだという質問をちょっと

いただいたものですから、あえてここで質問させてもらいましたが、地区要望とともに行政としてもちゃんと見て、ああここは必要なんだと判断したならば、地元と協議して何らかの対策が必要かなと思うような道だったものですから、上げさせていただきました。

あとガードレールの設置等についても、考える箇所も幾つかあるのかなと思いつつも、全体的にはどうかということでも上げさせてもらっております。

まだ15分あるんですか。

○議長（杉山 誠君） 10分です。

○2番（三田忠男君） 10分になりますか。まだ時間ある。徳永のところの道については建設部長、地元でわかると思いますが、あの辺はどのような協議か何かされているんですかね。

○議長（杉山 誠君） 建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 徳永の三差路について、交差点はなかなか難しく、道路の標識で安全を図っているところもあります。冷川峠にも伊東方向、中伊豆バイパス方向にも伊東方向とやると、どちらへ行ったらいいかと迷いながら、最後にはその正面へぶつかってしまうと、そういう方もいるものですので、冷川峠のところは峠というような表示で、峠という表示を出すと皆さん行かなくなるものですから、中伊豆バイパスのほうへ持っていくというような標識にして、安全化を図っているところです。

ただ、あそこが直角曲がりのようなところですが、そのところに車屋さんがありますので、そのところの車屋さんのほうの用地まで了解得られるかということ、その後ろはもう既に川というところで、ぎりぎりまで交差点は広げて、山を削ってあるというような状態ですので、やはりスピードを落とすとかというような方策で安全化を図るしかないかなというふうに考えておるところです。

ただ、幸か不幸か、徳永の同じ、もう少し先なんですけれども、道路改良を狭いところがあってやろうとしたんですけれども、地元がうまくまとまらなくて道路改良ができなくて、ガードレールあたりでうまく濁ってしまったというんですか、というような前例があるものですので、やはり地元のまとまりが重要なところになるかと思えます。

あとガードレールの関係ですけれども、ガードレール、今のアシストカーとか、そういうものにも配慮も必要になるんですけれども、何でもかんでもガードレールやるとどうなのか。落差が少ないところについては、やはりガードレールがないほうが、車がいっぱい寄ってきたとき、歩行者が水路なり、土手側のほうへ逃げられるということで、何でもかんでもガードレールが合うかということ、それもまた問題があるというところもあります。

そのため、防護柵設置要綱というものが決められていまして、それにのっとって、現場の状況にも合わせてガードレールの設置は考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） ぜひよろしくをお願いします。

それでは、最後になりますけれども、包括支援センターについてお願いしたいなと思います。

ことしまで伊豆市で直営が1点あったんでしょうか。包括支援センターというのは、本来責任主体が市だということですね。それを民間等に委託してもいいというお話で公募があって、広報等にはたしかどこかの民間になったと出ていたと思いますけれども、議会でそれ聞いたことないものですから、改めてどこになったか、すみません、よろしくをお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 今年度に募集しまして、来年の4月からお願いをするところでございます。

土肥につきましては、信愛会土肥ホームということで引き続きお願いをします。それから中伊豆につきましては、あやめ会ということで、やはり特養を持っているというところをお願いをするということになっています。天城につきましては、今まで春風会さんのほうにお願いしてきたんですが、天城の杜がことしの7月にオープンしまして、そんな関係から特養を持っているところをお願いをするということになっています。それから、修善寺につきましては、中央ケアセンターを持っています春風会さんのほうにお願いするというので、各地区とも特別養護老人ホームをその地区で運営する社会福祉法人にお願いするというのでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 地域包括支援センターの運営要綱等が県の通知が出て、そのとおりやっているということだと思いますが、大目にと言われたような気がしたんですけれども、市の直営のときは多かったような気がしますけれども、民間でも多くなっているんですか。民間ってごめんなさい、委託したところでもなっているんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 平成25年3月に国のほうから都道府県のほうに、これは厚生労働省の老健局計画課長、それから振興課長、老人保健課長の連名で出ております。

それから、配置については人口規模、事業量を市が換算して設置するよというので、おおむね何人というものはございません。例えば、沼津でいいますと、原地区には1包括ということになっておりますし、沼津で見ますと、原が1地区1包括、それから戸田が1包括ということになっていますので、人口規模とかそういうことではなくて、市のほうで裁量を

持って行いなさいということになっています。

それから、要は人員配置の関係なんです、国のほうは保健師、それから社会福祉士及び主任介護支援専門員、要はケアマネジャー、3職種を置くようにという話になっているんですが、ただ、この中で1,000人から65歳以上の1号被保険者です。1,000人から2,000人未満、ここについては3職種のうち2人を配置すればいいというふうになっています。この地区が1,000人から2,000人といいますと、伊豆市でいいますと土肥地区が該当になっております。土肥地区が平成26年4月1日、1,594人ですので、土肥はここに該当するということになっています。それから、天城、中伊豆が2,000人から3,000人未満ということで、天城のほうは2,242人、それから中伊豆が2,484人ということで、これにつきましても、3職種のうち2人が配置されると。ただし、1名は必ず保健師を配置しなさいということになっています。それから修善寺地区なんです、4,917人ということで、こちらにつきましても、3,000人から6,000人、ここについては、正規に3職種を置きなさいということになっています。ですので、6,000人未満ということですので、修善寺についても3職種を1名ずつ配置すればいい。そのほかの地区につきましても、やはり現在3職種1名ずつ配置されていますので、国の基準に比べれば厚くなっている。または、1名増になるということになると思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 健康福祉部長、勉強しています。私が今、そのデータ全部言おうと思ったらさきに言われてしまったものですから、その中で、あくまでも市町村が独自にやるということなんです、その配分についてですけれども、何と云えばいいんでしょうかね。地域性とか文化性とか公益性等を加味しながらやるということで、いわゆる配置が今、旧町村単位の配置になっているんですが、旧町村単位の今の平成25年度までですと、人口が違う人も同じ配置しているのかな、同じ予算なのかな。その延長で今度は修善寺が民間になったときには、人口が多くて同じ配置では、いわゆる今度は1人当たりのサービスというか業務量というか、それがいろいろ変わると思うんですね。その辺でいわゆるどのような予算措置していくのかなというのがちょっと関心があったものですから、決まっていることじゃないんでしょうけれども、考えていただきたいし、いわゆる伊豆市は1つと考えれば、もうちょっと違う分割のやり方もあるかなと思いますけれども、包括ですと、やはり地域性、文化性が大事かなと思うところもあったりして、ちょっと私も答えはまだ明確に答え示さないんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 伊豆市も合併して10年過ぎています。当然議員のおっしゃるように、例えば修善寺の田代と中伊豆の白岩につきましても、川一つというようなこともあ

ります。それから天城と中伊豆につきましても、大平と松ヶ瀬、佐野と日向というような形、陸続きといってもいいかなというふうに感じています。

ただ、その関係から当然見直しが必要になってくるだろうなというふうには考えています。ですから、準備につきましても、これからその辺を十分見直しを行っていきながら、予算といますか、包括のほうへ反映させていくということで考えています。

ただ、平成27年度につきましては、時間が少なかつたものですから、その辺については今までどおりという形をお願いをしていくというふうには考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 当然そういった見直しについては、地域包括支援センターの運営協議会というもので決めるということになっているかと思しますので、ぜひその意見を尊重しながら、本当に市民のためになるように配置等を検討していただければ助かるなと思います。

あと、その中で的人员配置なんですけど、これも以前から言っていますが、伊豆市は病院のベッド数も日本一多いんだよという、日ごろから言われることも含めて、リハビリの病院が多いわけです。その中でリハビリ職員がいろいろいるわけで、前から言っていますリハビリ特区みたいな形で、リハ職員にうまく協力してもらうことが、やはり介護予防の充実とか人の管理とか、あるいはしいて言えば保険料が上がらない政策だとも思うわけです。

それで、高齢者のリハビリの地域のあり方という答申も、今、国のほうで一生懸命やっていますので、そこからいくと、やはりリハ職員を何らかの形で積極的にもっともっと関与してもらったりという話で、加配とかそういった話に結びつくわけですけども、もう一つ、私は今度は行政側として、前から言っていますけれども、いわゆるそういった民間活用をするには、それなりの指導、監督含めて、いわゆる民間が本当に適切にやっているかの評価というの必要だと思うんです。そういった意味では、行政側にもそういった専門職がいないと、なかなかそこを評価、分析できないんじゃないかということ、前からお願いしていると思うんですけども、そんな意味で、今の雇用制度の中で任期付き職員とか、この特定任期付き職員というのは、ちょっと私、特定がちょっとわからなかったんですが、いわゆる任期付きで一時的にこうやるとか、あるいは教育委員会のほうでスクールソーシャルワーカーを契約というんですか、何ていうんですかね、雇用じゃなくて委託でやっているんですかね。何かそういうようにやり方があって、いわゆる行政のほうに100%断ち切って、その間は伊豆市の介護あるいは対専門職同士の質を評価し合うというような体制もいろいろな意味で必要かなと思っているわけですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 先ほども申しましたように、平成27年度につきましては、包

括の指導であるとか、ケア介護事業者等の指導のほうへお願いをしていきたいというふうに考えています。

当然リハビリ職のほうは介護予防事業に必ず必要になってくる関係から、今、職員も含めましてボランティア講座等と一緒に出させていただいているというふうな形で、現在は行っています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） すみません。ちょっと突っ込みますが、包括等の指導となると、どういった立場での指導になるのでしょうか。どこに配属されているのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 包括の指導という言い方をするとおかしくなるかもしれないんですが、例えば、ケアプランであるとか要支援1・2の方のケアプランは包括に義務づけられております。その関係からリハビリというか、その辺をどのように個人個人の計画に盛り込んでいくというような形になってきますので、その辺の指導をいただいていくということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 先ほど申しましたのは、私、実施責任は市町村だという言い方して、その上で指導となると、いわゆるそのときは一時的に、臨時的にも身分は市の関係者となるというふうにとってよろしいんですか。それとも、あくまでもどこかの事業所から来てもらって技術的に助言を得るという意味でしょうか。どちらでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 後者になります。助言を得るという形で、今事業は進めております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 後者ですと、なかなか客観性、その職には失礼なんですけど、あくまでも行政というか、保険者側に立たないとどうかなと思うところもあるんですが、別段何ら心配なくてよろしいのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 当然、個人個人のケアプラン、要支援1・2の方を含めましてリハビリ職の関係、要はどのようにプランをつくっていくかということになっていく。個々に関する指導もありますし、その中には総体的な指導、こういう形でつくっていったらどうですか、要は勉強会です。当然その中で人間関係を築いていただいて、個別の相談等はやっていただいているということがございます。

ですので、どこまでという形という、なかなか表現が難しくして申し訳ありませんが、以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田議員。

○2番（三田忠男君） 毎回同じような関連の質問で申しわけなかったですが、確実に進捗しているということ、私なりに確認させていただきました。

ですが、もうちょっとスピード感を持っていい事項もあるなというような感想を持っているものですから、いろいろ質疑させていただきました。

以上をもって終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉山 誠君） これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここで午後2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時29分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（杉山 誠君） 次に、9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

2点について通告してありますので、答弁を市長に求めます。

1、高く売れる6次産業化の推進について。

農林水産業の活性化のためには、生産物の価値を高め、生産者の所得を向上させ、関連の雇用をふやしていくことが必要です。

6次産業化とは、そのための取り組みであり、1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業を含め、1次から3次まで一本化した産業として、農林水産業の可能性を広げるものとするということで理解をしております。

国においても、現在、1兆円と言われる6次産業の市場規模を、2020年には10兆円に拡大するという目標を持って、各種の施策を展開しています。その一つである、農商工等連携事

業については、新たな商品や用途の開発、規格外や未利用品の有効活用、新たな作目や品種の特徴を生かした需要の拡大など、さまざまな取り組みを行っています。他方、ことし3月に行われた調査によると、農商工等連携事業において、供給する農林水産物の販売価格が、事業開始前に比べ、「上がった」は26.6%、「変わらない」が66.5%という結果が出ています。価格向上のために、さらなる工夫や努力が必要の状況と言えます。

1つ目の質問といたしまして、伊豆市における6次産業化の取り組みは、どのような方針のもとで、何に重点を置いて行われているのでしょうか。また、事業化の状況など具体的な成果についてお聞きします。

最近、いわゆるトクホ飲料が、ちょっとしたブームになっています。健康のためにトクホのお茶やコーラを飲む人がふえ、コンビニエンスストアやドラッグストアなどでも多く売られています。

トクホ飲料に限らず、健康食品やサプリメントの人気は根強く、市場規模も拡大傾向にあるようです。昨年は、約1兆8,400億円だった健康食品の市場規模が、平成29年には2兆1,450億円まで成長するという予測もあります。特にことしは、健康食品に関する機能性表示を規制緩和する方向で進められており、さらなる成長を後押しすると言われています。これまで原則として、医薬品にしか許されていなかった、その製品が、体のどこによいのかを示す機能性表示が、来春を目途に健康食品にも解禁される見通しです。また、栄養機能食品の対象となる成分の拡大や、トクホの審査や許可の迅速化なども進んでいっています。まさに、市場の活性化が期待され、進出のチャンスの時期と言えます。

そこで2つ目の質問として、生産物をより高く売るための6次産業化の取り組みとして、健康食品や機能性のある生産物などの分野には、今後、大きな可能性があるのではないのでしょうか。所見をお聞かせください。

例えば、愛媛県では県内の企業や大学などと連携し、県内産の河内晩柑に多く含まれる、痴呆症予防に効果のある成分を生かしたジュースの開発に取り組んでいます。

松山大学が河内晩柑の皮に多く踏まれるオーラプテンに脳の炎症を抑える効果があることを確認し、痴呆症予防が期待されているものです。今年度から3年間で、松山大学において、痴呆症予防効果の解明や検証を進めながら、生産側はオーラプテンの含有量をふやす栽培方法や、効果的に搾る方法などを研究し、ジュースの商品化を目指すそうです。ジュースというのは、最近飲みやすいトクホ飲料が人気があることなどを踏まえたもので、小さくてお年寄りにも飲みやすい容器などを想定していると聞きます。

3つ目の質問といたしまして、伊豆市においても、このように大学、試験研究機関、地域金融機関、民間企業などと連携し、将来に富を生み出す仕組みづくりにつなげることを目的に、市内産の生産物を生かした健康食品の開発に、地域経済循環創造事業交付金等を活用して取り組んではいかがでしょうか。考え方をお尋ねいたします。

2つ目の質問として、初めての地区開催敬老会事業について。

先ほどの小長谷朗夫議員の質問で明らかになったところもありますが、改めて質問をさせていただきます。

平成25年度の2月の区長会で、敬老感謝祭の現状と今後の方針について報告がありました。

敬老会事業の平成21年度の出席率は30.3%、平成23年度は27.2%、平成25年度は21.5%と、年々減少しています。減少の理由としては、式典会場までの移動手段や、式典会場内で飲食ができない、会場が敬老会に向いていないこと、そして他市町の状況も地区開催がふえていることなどで、平成26年度は、自分で歩いていける距離にある公民館などで地域でかかわり合いのある方々と一緒に祝う敬老会が望ましいのではないかと考え、在宅高齢者の生きがい対策の一環として、敬老事業を実施する自治会等に対して予算の範囲内において敬老会事業補助金を交付することとなり、伊豆市に住所を有する70歳以上の敬老会に参加した人に1,500円を補助することで、地区開催の敬老感謝祭が実施される運びとなりました。

今年度、7月の区長会で「平成26年度伊豆市敬老事業補助金の手引き」（補助対象となる経費、補助金申請のスケジュール、地区開催による敬老会事業の事例などの13項目と、様式1号から様式8号の申請書記載例）が配布され、長寿介護課より説明がありました。余りのボリュームの多さに戸惑っている区長さんもいたようでしたが、地区に持ち帰り、役員会等で内容を説明し、検討を重ねた結果、さまざまな疑問点が出て長寿介護課に問い合わせもあったと思います。

地区開催の敬老感謝祭を企画するのは自治会です。住民の理解を得ながら、より充実した内容で感謝の気持ちを込めて開催し、喜んでいただくには、さらなる工夫も必要となってくると思います。

区長宛てに出した敬老感謝祭アンケートの結果から、地区開催の意見や課題を、今後の敬老会事業にどのように生かしていくのか、改善点について伺います。

○議長（杉山 誠君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、6次産業化ですが、これはいろいろなところで話題になっているんですけども、実際には市場調査、商品企画、開発等々で新たなノウハウや人的ネットワーク、あるいは資金などを確保することが必要であることから、なかなか具体的な事例が広まっていけないという状況にあると認識しております。

このような課題をクリアするために、国や県の支援をいただきながら、また金融機関を初めとする民間のノウハウを参考にさせていただきながら、少しでも伊豆市に適した6次産業化というものを進めていきたいと思っております。

現状では、例えば、下山養魚場の天城の大アマゴのフィレ加工及び料理提供、弁当・惣菜販売業が平成24年5月31日付で6次産業化に認定されているほか、現在、市内で数社が事業

展開を目指しておるといように承知をしております、具体的な動きがあれば、また行政としても支援することを考えていきたいと思っています。

2つ目に、健康食品等機能性のある生産物というなお話ですけれども、今ちょっと調べてみましたら、世界の長寿国というのが不思議な国の展開、日本、スイス、これはもうずっと大体そうなんです、スペイン、シンガポール、どこに共通点があるのかなというところがなかなかわからないところで、日本とスイスは医療がレベル高いのかなと思ったり、失礼ながら、スペインの方々にはストレスが余りやほりないのかなと思ったり、ただこういったところをもちろん国にお願いするところなんです、長寿国の共通的な何か要素があるのかなと思ったりもします。日本の場合には明らかに伝統的な和食が健康的であるということ、それから医療レベルが高いということなんだろうと思いますけれども、すごく健康を気にしながらも、今ちょっと頭打ちになりましたけれどもね。日本の長寿大国というのはずっと続いている。

ただその中でも、専門的な方に伺うと、栄養不足でカロリー過多というのが、今の日本人の、特に私から上ぐらいで、万遍なく栄養はとれていないけれども、カロリー、炭水化物に代表されたような、カロリーを取り過ぎて、結局メタボリック的な傾向が多い。そうすると、本当に健康食品的なサプリメントでビタミン何とかとか、ほかの何とかというものを1食のものを検食としてやるというのが、伊豆市のあり方としてどうかという気がして、やはりその地元、地元の土肥であれば、まさにところてんのような、寒天のようなカロリーが少なく、そして健康にもいいような、そういった地元の特産品を組み合わせ、ちゃんと命が宿っている魚や貝や野菜というものを、我々が生活文化の中で見直していくということもあるのではないのかなと、そういった道の中からさらに実現可能なものは6次産業につなげていくという方向が、すみません、別に詰めていませんけれども、伊豆市の将来としては、方向に適しているのかなというような気もいたします。

それから、交付金を活用して産官学でというなお話も、これも決して議員の御提案を否定するわけではなくて、具体的に伊豆市の地域資源を活用した産業振興策を早急に我々のほうで詰めて、11月21日に可決、成立した「まち・ひと・しごと創生法案」の中に伊豆市の提案として申請をしていきたいというように考えております。

それから、初めての地区開催敬老会事業については、これまでの御答弁の中でお答えしたとおりですが、実績とそれから課題については認識をしております。

その中で手順の煩雑さ、これはいつも初めてやるときには、あれも書いてください、これも書いてくださいということになるので、手順については少しでも簡素化できるようなことを具体的に検討し、あるいは補助金額も今のがいいのか、もっと要るのか、ほかの市ではもっと少ないところもあるというような中で、先ほど申し上げましたとおり、市長としては、地区ごとの地域づくり事業の中の一事業として位置づけていただいて、地域特性の中で費用配分も考えていただきたいという気持ちはあるんですが、ただ、ここ数年は過渡期になると

思いますので、市からの目的を明確にした補助金の1,500円の水準については、もう一度検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） すみません。先ほどの通告の関係で読み間違いがありましたので、訂正させていただきます。

2番のところで「認知症」なんですけれども、「痴呆症」と読んでしまいました。大変失礼いたしました。すみません。「70歳」と言ったそうで「75歳」以上の敬老会ということで、大変申しわけありません。

それでは、再質問させていただきます。

修善寺温泉をモデルとして伊豆市の食を語るプロジェクト、これが伊豆市の事業ということで伺っておりますけれども、きっかけは、農業と観光が連携して伊豆の食文化、地産地消を推進する観点で昨年からはじめたそうですが、その後の進捗状況について、まず伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、平成26年度から静岡県と連携をして、伊豆市の地域資源を活用した都づくりの推進ということで、行政、J A、農林業者、飲食・宿泊業を含む方々と、伊豆市の食を語る会プロジェクト会議というものを設立して、修善寺温泉をモデル地区にして検討会を開いております。

具体的な成果という部分では、まだ至っておりませんが、検討会を数回開いておりまして、それで地域ブランドの確立をしていこうというところで、現在進行中ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） そして、次の質問ですけれども、民間企業の取り組みで、天城アマゴクラブの県の認定を受けていると。あと、ほかにも市内の数社が6次産業化を目指しているそうですが、そういう方々への具体的な支援とか指導策があったらお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 具体的な支援という部分につきましては、常に6次産業化をもくろんでいらっしゃる方々、私ども観光経済部のほうへといらっしゃっていただいております。

それで、県へつなぐ場合には県へつないだりという形でやっております、私どものほう

では、商工振興室並びに農林水産課のほうで協調して現在、支援を行っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。ということは、その事業者が相談に行って、その相談に応える形で進めていくという、そういう形によろしいのでしょうか。わかりました。

続きまして、2番目、3番目のことについて再質問させていただきます。

河内晩柑を食べるだけでは、こうした認知症予防効果はないそうです。有効成分を抽出する方法や簡単な合成方法を発見することで、サプリメントなどへの応用が期待できるとしています。また、石川県の中島菜は、石川県立大学と石川農研の研究で血圧上昇を抑制する機能成分を、ほかの野菜よりも多く含んでいることが確認され、注目をされているところです。ほかにも、和歌山県北山村のじゃばらミカン栽培では、今や村の産業を支える特産品としての救世主となり、花粉症に効くので愛用しているという方が急増し、多くのマスコミに突出したことがブームとなった今、9ヘクタールのじゃばら農園を約15人の農家で管理する一大産業にまで発展をしたそうです。まさに村の財政を救う奇跡の立役者になりました。

これらは全国各地の成功例だと思いますが、伊豆市内産の生産物で、例えば土肥の白ビワは、普通のビワと比べると果肉が白っぽく、甘み、酸味のバランスが絶妙で、その風味はほかに類を見ません。白ビワは全国で土肥地区にしかなく、現在では一部の農家が生産をしている貴重品でございます。シーズンになるとビワ狩りも大人気ですが、幻のビワ酒、ビワワインとしても人気がございます。

全国のビワの関連商品としては、種やビワの葉からお茶、石けん、サプリメント、入浴剤などがあり、インターネットで販売もされています。

埼玉県の化粧品、石けん、医薬部外品のOEM製造のサティス製薬という会社のホームページからの抜粋ですが、紹介をいたします。

サティス製薬は、抗炎症作用にすぐれた性質を持つビワの葉エキスを広くスキンケア製品に御利用いただくことを考えております。伊豆市では、地域の特産品である白ビワの活用のために、白ビワを使った特産品づくりを盛んに行っています。ふるさと元気プロジェクトでの化粧品原料もその中の一つとして、伊豆市の地域活性化を目指します。サティス製薬は、ふるさと元気プロジェクトとして、担当研究員が素材の産地へ直接足を運び、新たな特産素材を原料とした化粧品の開発を行っております。地域生産者や商工会議所、化粧品販売メーカーなど、さまざまなパートナーとの協力関係を構築し、素材が生む新しい価値を機能性化粧品として流通させることを目的としております。素材産地の地域貢献活動に取り組みます。ふるさと元気プロジェクト活動に御賛同いただける地元の生産物を町おこしに活用されたい行政機関、商工会議所、国産素材の化粧品を販売されたいメーカーや販売店、本プロジェクトをお取り上げいただけるメディアの皆様からの御連絡をお待ちしております、というふう

にうたっております。

この情報は、既に白ビワを原材料として、石けんやお茶を県外の業者に依頼して製品化している方から伺いました。行政も、サティス製菓の取り組みや白ビワのすぐれた成分を承知していると思います。

これらの情報をもとに白ビワのさらなる可能性を追求していくのに、個人ではなかなか難しいと思うので、白ビワ研究会であるとか、新たに白ビワの可能性を期待している白ビワ会のようなグループを立ち上げて、6次産業化としてサティス製菓との連携をするのが望ましいと考えますが、伊豆市が管理している恋人岬、花木園にも多くの白ビワがあります。果肉の販売やビワ狩りだけではもったいないと思いますので、ぜひ行政にも入っていただいて、より高く売れる特産品の可能性を追求したらいかがだと思いますが、御意見を伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 議員のおっしゃるサティス製菓のホームページ、私も拝見いたしました。それで、サティス製菓とは平成22年5月から関連をしております、御承知のとおり、白ビワの葉っぱからエキスを抽出して、それをもとにこの白ビワの葉っぱから抽出したエキスが、他のビワに比べて抗炎症作用が3倍近くあるということで、それで化粧品材料ということで使用をされているということは承知しております。平成24年6月以降、サティス製菓が抽出しましたこのエキスを使って化粧品を製造しております株式会社JIMOSという会社が、主に白ビワのPRを行っているわけということでございます。

そのあたりまでは状況ということでございまして、次の点の、それでは白ビワを使って、さらなるという部分ですけれども、実際のところ、議員は地元だからよく御承知だとは思いますが、なかなか生産が続いていかないという、それが難点。それがしいて言えば、少子高齢化の波ではなかろうかと私も感じてはおります。

市としては、花木園をああいう形では継続はしておりますけれども、産業として育成するにはもっともっと規模拡大、議員がおっしゃったように、規模拡大をしていかなければならないだろうということで、少子高齢化の中で産業を拡大していく厳しさを、今実感しております。現在はこんなような形での答弁になります。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

伊豆市内には独自の農産物がたくさんありますし、白ビワに限らず、ワサビやシイタケ、摘果ミカンなど、より高く売れる商品化の可能性のある作物はあると思います。

しかし、今のままでは後を継ぐ人もいなく、自分の代でやめてしまい、耕作放棄地もどんどんふえています。発想の転換をし作物に付加価値をつけることができれば、専業でも兼業

でも、商売としての可能性は生まれるんじゃないか、と思っています。

そこで伺いますが、市内の生産物の機能性を探るために、農林技術研究所との連携やバイオ技術の開発、健康食品や化粧品の開発を行うバイオベンチャー企業を対象に、市内生産物の活用を条件とした支援制度の創設や、医薬品や化粧品、医療関連メーカーに対して素材、原料としての市内生産物の活用に向けた連携を働きかけてはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 御提案の件ですけれども、農林技術研究所等とは小まめに連絡は取り合っているところでございます。あと大学関係になりますけれども、日大三島の短期大学部、こちらについては、食のモデル事業、地域育成事業という中で、新たなシタケ商品の開発に向けた事業連携ですとか、静岡大学、日本大学の生物資源科学部というところとは、イズシカとかイノシシ肉の成分分析と利活用の方法、商品化の計画だとか、そういう部分での御相談もしております。

あともう一つ、ちょっと鹿とかイノシシに特化しますけれども、懸案でありました鹿センターの、鹿の皮ですね、これらについては、東京のほうの山口産業というところの会社と今つながりができましたので、それで捨てる皮から、要するに使う皮ですね、ハクという部分での御提案を今いただいているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） すばらしい取り組みを、今後もさらに進めていただきたいと思えます。

農林水産省は、平成26年9月19日の東京を皮切りに名古屋、福岡、仙台の4カ所で、農地中間管理機構を活用した企業の農業参入を促進するために、先進事例の発表や参入したい企業と企業を誘致したい地域の具体的なマッチングを行う農業参入フェア2014を開催しているところです。参加費無料で農業に参入を検討している法人であればどなたでも参加できると伺っております。農業の可能性を会社の事業の拡大に考えている法人もふえてきています。

そこで、市内の生産者や製造業者などを対象に、新しい農作物、そして健康食品の今後の可能性や成功事例などを伝える講演会、異業種交流会などを開催し、啓発と連携促進を図ってはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） さまざまな情報を私どものほうへもいただいております。例えば、具体的な例ですと、ツムラ薬品ですね。そのところで薬草をつくらないかとかいうようなお話もいただいたことがございます。ただ、実際それを流してみますと、その条件ですとか最初に来る話というのはいい話なんですけれども、実際にやっていると、今生産

者のリスクが非常に大きいというところで、やはり投げてみると、これはというようなところもあるというような状況です。

ですから、来た情報は常に農業関係であれば農業団体、JAとかを通じて情報を流します。商工会の関係であれば商工会のほうに、私どもは常にオープンに流しております。現状、そのあたりの流し方が不足だということであるならば、来年度、ちょっとそのあたりのもうちょっと情報共有ができる組織体も、これから考えていこうというふうには思っていますので、その中で対応していきたい。

それから来年度、商工会、観光協会、JA、あまたの産業の皆さんが集まって情報共有ができる、やはりそういうオール伊豆市で取り組まなければもうだめだなということは十分承知しておりますので、そのあたりで検討していきます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） オール伊豆というのは非常にいい言葉で、点でやるでなく、線にして面にしていくというのが大事だと思います。

伊豆市において、産業としては観光と農業、その連携、観光はさらに魅力観光的に農業を巻き込んでの見せる観光、農業のほうもただ大根や葉っぱをつくるだけではなかなか採算が合わないので、さらに付加価値をつけるような政策がとれば、オール伊豆でいいと思います。

もう一つちょっと聞きたいんですけれども、恋人岬で野菜販売をしている土肥越村地区のみのり会は、静岡県が多分やっていると思うんですけれども、一社一村運動をある企業とさまざまな取り組みを行っています。この事業は、企業が一方的な支援をするのではなくて、企業と農村の双方がメリットを享受できる活動を継続的に実施していくこととし、お互いを必要とする共生関係を築くということになっているそうです。

より高く売れる6次産業化の推進や健康食品の開発など、医薬品や化粧品、医療関連企業と一社一村運動の事業として実施することが可能であるかどうか、これをもしよろしければ調査していただき、可能であるならば各地の農業関係者に提言していただき、市内の生産物の価値を高め、生産者の所得向上、関連企業の雇用につなげてほしいと思いますが、この一社一村運動でこのような取り組みというのができるかどうかなのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 議員の御提案の一社一村静岡運動、これさまざまな活用方法があると私は感じております。ですから、これを高く売れるということにうまくつながるかどうかはわかりませんが、どちらかというと、これは地域を存続させるためのツールではなかろうかと思っております。この一社一村運動をやっておることによって、企業さん側も

社会貢献活動の一環として捉え、なおかつ企業の職員の皆さんの雇用事業にも農村環境を使えるとか、言葉をかえて言うと、一社のグリーンツーリズム事業にも展開できると。そこから広がっていくというような形が一番いいのではないかなというふうには考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

各地区の農村も非常に高齢化が進んでいまして、ほとんど70歳を超えているような方で、跡取りがいない方がほとんどで、市役所の職員であるとかどこかに勤めている人が日曜日に手伝うということはあるけれども、だんだんもう限界集落として、農業のほうも限界になってくる可能性もあるので、やはり双方のメリットというよりは、どっちかという、こっちがお願いをしているような関係になっている部分もあると思いますので、何かいい製品もどんどんつくってアピールできればな、なんて思っております。わかりました。

続いて、次の質問をさせていただきます。

小長谷議員の質問で大分明らかになりましたので、ちょっと細かくてすみませんけれど、2点ほど伺いたいと思います。

区長に地区開催敬老会に関するアンケートということで、こういうものが届きました。各区长さんとも、これにのっかっていろいろ書いて、最後にいろいろ自由に書く欄に相当書いたような方もたくさんおりましたけれども、まず長寿介護課がもうこの問2番に記載してありますけれども、地区開催敬老会の課題についてと、もう長寿介護課のほうで既に課題についてのアンケートが実は入っています。1番がまず会場の確保、2番が会場までの送迎、3番、参加者の出欠確認、4、欠席者への対応、5、今後の対象者の増加が見込まれること、6、補助金内での開催が困難、7、補助金の申請書類等の作成が困難、8、敬老会を準備する関係者の高齢化、少数化、9番、特になし、10、その他と、アンケート用紙に書いてありますけれども、長寿介護課が想定したナンバー1からナンバー9以外に、その他の意見としてどんな課題がアンケートにあったのでしょうか。もしわかれば伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） ほとんどが今、小長谷議員が言ったものに集約をされています。ただ個人的な意見という、例えばここに今、個人的な意見は持っているんですが、その中には、例えば地区開催は区役員（特に区長に負担がかかり、区費の出費も多くかさむ、負担と経費がかからないよう敬老会を考えてもらいたい）、そういう意見はありますが、ほとんどが今、小長谷議員が言った、その9つに集約される。今のことも、どちらかという役員のようなことになりますので、ほとんどが今言ったものに集約されているということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 想定どおりという課題ということで解釈していいのかなと思います。

次に、敬老会を開催しない地区の回答という欄がありまして、6項目ぐらいありますので、ちょっと読み上げます。

敬老会を開催しない地区の回答について。1、出席者が少ないから、2、対象者が少な過ぎるから、また多過ぎるから、3、高齢者にとって利用しやすい会場が近くにないから、4、地区役員の負担が大きいから、5、補助金の金額での開催が困難だから、6、その他とあります。

これ課題にそったようなものだと思うんですけども、ちょっと私が1つ、先ほどの小長谷議員の質問になかったもので質問をさせていただきたいと思いますが、昨年までの敬老会というのは、出席したい人は区長に出席の連絡をすれば、バスを利用してでも敬老会自体に参加することができたんですよ。しかし、今回は地区で開催をしないと、行きたくても行けない、こういう人が恐らくいたと思うんですけども、敬老会を開催しない理由というのは、自治会によってさまざまだとは思いますが、結果として、地区の役員への非難とか地区内で摩擦が生じてしまうようなことも懸念されるんじゃないかと思ったんですけども、このことについては認識をしていたんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 敬老会開催に当たりましては、単独開催だけでなく、地区、グループといいますかね、近隣とでも一緒をお願いしますと。それから、お祭り等々ですね、そういうところでの開催も結構です、無理のない開催をお願いしますという形で説明をさせていただきました。

その中で、ある地区は、最初からやらないというようなことで言ってこられたところもあります。それから、中には当初計画をされておって、実際には何らかの都合で開催が中止になったというところもあるように聞いています。ただその理由については、まだ私のほうで担当課のほうから直接話は聞いてないということでございます。ということで、最初から敬老会を開催しないよというところはありません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） それはわかりました。

その地区の中で、例えばうちの父なら父が敬老会へ行きたいんだけど、うちの自治会でやらないから結局参加できないわけじゃないですか、そのフォローをどういうふう考えているのかということを知りたいと思っています。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 中には老人クラブ等々でやらせていただきたいというところもございます。地区開催というのが基準なんです、老人クラブが主催になってやっていただいても結構ですという話をさせていただいてありますので、そういうところからお話の来たこともあるというふうに。ただそこは最終的に開催をしたかどうかというのは、私、今存じませんので、またその辺について担当課のほうに聞きまして、話をさせていただきます。

地区で開催されない中で、敬老会等に参加したいというような話はあったかどうかという話は、ちょっと私は今承知しておりません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） 僕の質問の仕方がちょっと悪かったかなと思うんですけども、要するに参加したくてもやっていない人たちに対してどうするのかということ、来年度の話です。それを聞きたいんですよ、課題として、その答えが欲しいもんですから。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 午前中の小長谷朗夫議員からも同じような質問があったので、その点については、今後検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） また今度2月の区長会ときにはアンケート結果を含めて、来年度は課題をこういうふうクリアしたいということと区長さんたちに説明していただいて、来年度も行っていただければと思います。

まとめとしてですけども、地区開催の敬老会の出席率は40.7%と伸びて、参加していただいた皆さんも喜んでいただいたという話は伺っております。

私も今回計画から準備として当日の開催までかかり合いましたが、数回の地区役員会の開催、隣の地区との合同開催をしたので、区長同士の打ち合わせ、事務量の多さ、おもてなしの内容などについて、一つ一つクリアをしながら当日を迎えました。終了後の片づけのときに、来年度は今回の資料や経験を参考にしながら、改善できるところは改善して、より楽しんでもらおうじゃないかということで役員会でも話はしたんですけども、だんだん行き詰ってくると思うんですよ、やることがないとね。ワンパターンになると、また去年と同じでということで、だんだんやっぱり減ってくるんじゃないかと思うものですから、ほかの地区で開催した内容とかアイデアをみんな情報共有をして、次回開催ができれば、より盛

り上がるんじゃないかなと。

あとパソコンが苦手な区長さんもいると思いますので、事務量の処理の軽減も含めて、開催する自治会の手助けをしていただいで、中には行政が地区に丸投げをしているなんていう話もありますので、その辺にそういうことを言われないように、行政と地域が一体となって敬老感謝祭ができればと思いますので、以上をもちまして、そういうことを願って質問を終わらせていただきます。

○議長（杉山 誠君） これで小長谷順二議員の質問を終了します。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（杉山 誠君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

大きく2点お尋ねします。

1つ目です。土肥の小中一貫校の計画は、「保護者の理解を得た上で進めることを大切に」ということでもあります。

幾つかお尋ねします。

1つ目、教育委員会は「子供を育てるのは、家庭・学校・地域が連携することが大切」と言っております。

住民の合意を得た状態が大切な裏づけになると私は思いますが、教育長の見解を伺います。具体的には、小中一貫の制度にすることや、場所を土肥中学校にすることに対する住民合意を得た状態はどうでしょうか。

さらに具体的なことを伺います。

2つ目であります。小中一貫校の選択肢を私は全面否定するものではありません。教育委員会は、住民への説明会資料で、小中一貫教育について、9年間の一貫指導など5つのメリットを上げております。一貫教育の課題、問題点はありますか。

5つのメリットを3つの中学校、いわゆる土肥を除く3つの中学校を1校に再編・統合することには、この小中一貫教育を取り入れないのでしょうか。

大きなというか③になりますが、土肥中学校は専門の教科担任が配置されていないなど、生徒にとって良好な学習環境とは言えない状況になっているとしております。そうしますと、小中一貫制度を取り入れることで、選択が少ない部活もしかりですが、これらの課題が解決されるのか伺います。

4点目です。保護者が心配していること、1つは津波が川を遡上してくる危険性、2つは地震で、土肥中学校裏山は金の採掘坑道跡だと、3つ目は小学生でも安全に通えるように通学の安全面について配慮してほしいなど、さまざまな心配している保護者との意思疎通はどうなっていますか。

大きな2点目であります。伊豆市の未来について。

市長は幾つかの市民との話し合いの中で、こう出てくるのが、市民に今までよりも痛みが伴うということを言っておりますが、そのことと二大公共事業、そんなに大きいということはないですけどもね、国とは違うんだけれども、伊豆市にとっては大きな公共事業です。美術館建設と新中学校建設、この財政支出など、市民が腑に落ちる財政計画を求めるものがあります。

市町村合併の副作用である地方交付税の減額のために、市長は市民に「今までどおりのサービスは維持できない、痛みが伴う」と述べておりますが、市の財政情報の透明性が高まれば高まるほど、私は市民との協働まちづくりをどうしようかということが進むと、私は思います。そういう立場からの提案及び質問であります。

1つ目です。将来の財政計画、総合計画をつくるに当たって、合併以来の歳入歳出のあらゆる角度からの内訳、地方交付税と自主財源、自主財源のさらなるその中の内訳、市民税、法人税、別の角度から目的別・性質別内訳などたくさんあるんですが、これらを単年度とか前年対比云々じゃなくて、経年的に捉えた分析をして、それを市民と共有することが大切だと思いますが、市長の所見を伺います。

大きな2つ目です。歳出の幾つかについてお尋ねします。

1つ目、修善寺郷土資料館が2年後に伊豆半島ジオパーク推進協議会の中央拠点施設に変わります。新たな美術館建設が必要になりますが、建設費用はジオパーク推進協議会に加盟する関係自治体も私は負担すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、3中学校を1校にして新中学校を建設する予定になっていますが、1つにする学校を修善寺中学校にしたとしても、生徒を受け入れられる教室があることは、以前行われた第2委員会での教育委員会の話を伺って明らかになりました。修善寺の4小学校を再編統合する学校は、4つの小学校はどれも施設規模が小さくて対応できない。修善寺中学校は、修善寺の小学校を統合したときの受け入れ先にするというふうに私は踏んだんですが、教育長に伺います。新中学校建設はそのためであるということでしょうか。

2つ目です。地方自治法232条の2に補助というのがありますが、補助のあり方についてお尋ねします。すぐに全ての補助を受けている団体、組織とは言いませんが、団体補助、それから施策補助ということ、2つありますが、団体補助を施策補助に切りかえていく検討を求めます。これは市長も、それから教育長も補助は教育委員会関係でやっておりますので、市長及び教育長から御答弁願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの木村建一議員の質問に対し答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私に対する質問は、この2つ目のほうの伊豆市の未来についてです。

合併時からの財政状況の分析につきましては、今年度、財政シミュレーションという形で議会へも報告させていただきましたが、その内容と今後の見通しについては、地方交付税の一本算定に伴う歳入の減額もあり、大変厳しいものでございます。タウンミーティングを、ことしは12回だったでしょうか、まだこれから少し計画しておりますけれども、その場でも説明をさせていただきました。

ただ、総務省のほうで検討している当初の地方交付税の減額の方を少し修正をしていて、既に支所の参入を新たに加えるということで、残り2本検討中の案件がございまして、総務省からは、1月の下旬に残りの2事業についても結論をまとめるというような説明を伺っておりますので、2月上旬にはもう少し将来の財政シミュレーションが明確に見えてこようかと思っています。

地方交付税については、国全体の収支バランスの再配分ですから、それを堂々といただければいいんですが、しかし制度設計が何せ国の責務で今検討中ですので、そこについては、少し総務省の結果を見るまでに時間をいただきたいということでございます。

ただ、その中でも、もとのとおりには絶対戻りませんので、全国で9,600億円だったでしょうか、これを全額戻すつもりはない。そのうちのどの程度になるかというところで今検討しておりますので、財政状況が全く不安なくなるということは絶対にはございません。その中で、将来に対する人口対策とか定住対策とか産業振興で投資的な部分を残さなければいけませんので、市民の皆さんに我慢していただくことは、やはり求めることが出てくると思っています。

去年の予算書、ことしの予算書、来年の予算書の中で、これは不必要ですからやらなくてもいいなんていうものはありません。必要なものであっても、やむなく我慢していただく事業というのは当然出てくると思いますので、市民の皆様にも痛みをという形で表現をさせていただきます。

次に、将来投資の中で、中学校とそれから美術館建設の御指摘がございました。美術館は御承知のとおり、新井旅館さんからあれだけの日本画を御寄附いただいたときのお約束として、修善寺美術館を建設をするということで、これまで市のほうは現在の郷土資料館で展示していることをもって、修善寺美術館と同等の機能を果たしているという説明をしてまいりました。

ただ、修善寺温泉の全体の将来構想の中で、やはりある時点で、美術館建設というのは約束ですので必要だろうと思っています。それによって、修善寺の温泉の入り口にはジオパークの拠点、そこからは奥側になるでしょうから、そのどこかには美術館の拠点というような形で、全体の温泉場の将来構想ができていくんだろうと思っています。

したがって、郷土資料館をジオパークの拠点にするための整備については、関係市町の応分の負担をいただくということは当然だと思いますが、新たな美術館建設まで、ほかの市町にも負担を求めるということはなかなか厳しいと思っています。ただ、伊豆市単独で全

部出せるような金額ではありませんので、どのような形で、例えばお隣の江川文庫収蔵館建設は、全国的に寄附金を募るような体制が構築されていて、かなりの名前の方が名前を連ねているんですが、あれと同じものができるかどうかわかりませんが、これから市の所蔵している日本画を全国にちゃんと十分な管理がなされる当然条件のもとで貸し出しする中で、全国に修善寺の美術品のファンをふやしていき、そして少しでも志ある方はふやしていくという地道な事業を進めながら、何とか文化事業として建設に必要ないろいろな財源をあちらこちらにお願いするということになるかと思えます。すみません、変な言い方で、明確な言い方ではないんですけども。

最後の補助金のあり方については、これはもう議員御指摘のとおりでございます。現在全体で26件、1億3,900万円の団体補助となっておりますので、これを財政当局としては議員御指摘の方向と同一方向で行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証しているところであり、ある時点において、議員の皆様の御意見も承りたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、木村議員の土肥の小中一貫校の計画は「保護者の理解を得た上で進めることを大切に」ということについて、お答えをさせていただきます。

まず最初に、小中一貫の制度にすること、それから場所を土肥中学校にすることに対する住民合意を得た状態ですかということですが、教育委員会では、再編は今までも、それからこれからも、子供にとってよりよい学校環境、教育環境を目指して取り組んでおります。土肥地区においても、子供にとってよりよい学校環境、学習環境、教育環境ということになりますが、どうしたらよいかということを中心として中学における生徒、中学生ですね、生徒の負担、それから地域と活動を通じたつながり、園児から高校生の交流、土肥はこの特色があります。それから、少子化の進行などから、土肥地区が小学校と中学校を施設一体型の小中一貫校として再編することが最も適した方法と計画されて、特色ある教育の実現が可能であるということで計画されてきております。

場所につきましては、津波への対応、それから校舎、グラウンド等施設の状況などを考慮し、土肥中学校を適地として計画を進めております。

住民の合意を得ることは大事なことであるということは十分認識しております。本年は保護者を中心に説明会を実施してきました。しかし、計画に疑問を持たれている方も、いまなおいらっしゃるということは理解しております。

教育委員会としましては、施設一体型の土肥地区小中一貫校についてさらなる説明や情報提供を進め、住民の方々に一層の御理解、御協力をいただけるよう努力してまいります。

次に、小中一貫教育の課題、問題点はありますかということです。それにお答えします。

課題、問題点につきましては、授業時間、学校行事、式典等の調整、学校の整備内容、学

校の校舎ですとか校地、そういう整備です。それから、9カ年を通した教育方法、小学校跡地の利用、部活動等の運営等への保護者や地域の方々の不安が課題、問題点になろうというふうに思っております。

その課題については、教育委員会も単なる保護者の理解、課題ということではなくて、教育委員会としても、その理解をしているところです。一つずつ解決するよう準備委員会で現在協議を進め、情報発信をしていきたいというふうに考えております。

また3中学校を1校にする場合の一貫教育への関連性ですが、既に修善寺中学校の園、小学校、中学校では子供の心身の発達段階を系統的に捉えた連携体制により、学ぶ力、かかわる力を育成する一貫教育として推進しており、教育センター事業としても、伊豆市の子供たちが目指す姿を示して、学校が必ずしも一体型ではなく、分離型でも一貫教育への取り組みは可能と考えております。

次に、教科担任の不足の解消についてでございます。

中学校の授業は、教科担任制で9教科の専門の教員数がそろっていないため、免許外を申請し、例えば国語の先生が家庭科を教える方法や、それから臨時職員で、これ免許を持った方ですが、で対応しております。

小中一貫になった場合に、小学校と中学校の免許を持った教職員ですね。配置することにより、9教科の専門の教員の確保が可能となり、不足が解消されるということが出来ます。

また、部活動については、生徒が少ない場合、活動できる競技、御指摘のように限られます。現在、土肥中学校は、男子は野球部とテニス部、女子がバレー部とテニス部があります。今後の少子化を考えると、この部活動維持も困難と予想できます。今後は特色ある一貫校になった、一貫校として今後は特色ある個人競技の創設や、他中学校との横の連携、特に合同部活などがその対応として考えられます。さらに、その方法について検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、津波、地震、通学の安全面での保護者との意思の疎通はどうなっているかということです。

まず、津波が川を遡上してくる危険性、これについては保護者の説明会の中でも、意見として不安な点、疑問な点として上がってきております。その危険性は、平成25年6月27日の第4次地震被害想定第1次報告、地震・津波対策アクションプランプログラム2013が公表されました。

報告の中では、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1とレベル2の地震・津波による震度分布や津波高、それから浸水地域等の自然現象の想定結果が公表されております。そこでは、土肥地区ではレベル1では、津波の高さは7.0メートル、レベル2では10.0メートルと公表されました。土肥中学校のグラウンドで海拔11.8メートル、それから金山橋右岸で12.5メートルあります。

また、静岡県統合基盤地理情報システムにより、津波浸水レベル2の被害想定図、これ土

肥の山川であります。遡上も含まれます。その中でも、土肥中学校は浸水区域から外れているという状況です。現在での状況については、これまでも説明してまいりました。説明してきたというのは、保護者に対しても説明してきております。

しかしながら、こうした心配をされている保護者の方もおられることから、これからも地域住民、保護者との説明会等により御理解をいただくように努めてまいります。

これは建設課、また地域づくり課からの資料を提供していただいております。

次に、土肥中学校裏山、確かに付近の採掘道跡、金の跡、私、実際に中学校の時代にその坑道に落ちた、小長谷議員もということもありました。それは当然ありましたね、議員も御存じだと思いますが、私もそれは大変心配しておりました。

そこで、この調査もさせていただいて、その後、土肥中学校はグラウンドを広める、今まで花時計のところは土肥中のグラウンドだったんですが、あそこができることによって、野球のグラウンドができなくなったということで、土肥中のグラウンドを山を削ってつくったんです。これが平成4年1月17日から平成4年12月10日の工期で施工されております。校舎裏は井桁工、それからグラウンド側はコンクリート吹きつけ工事で施工しております。

あとは金の採掘跡地につきましては、調査しましたけれども、中学校裏山には4カ所の採掘跡が、堅穴があります。全ての箇所とも防護柵が対応しており、安全と考えています。また金のこの採掘したその場所ですが、平成20年度についても、土肥金山、この山を持っている金山が調査をした結果、異常が確認されなかったという報告もいただいております。

そんなことも踏まえて、その根拠をもとに、安全性についてはまた保護者のほうにも改めて理解をしていただくよう努めてまいります。

次に、道路の安全面についての配慮についてお答えします。

土肥中学校前のその金山橋付近の交通安全対策として、現在信号機の設置について警察、道路管理者、地元等、既には区長さん等もかかわっていただいております。協議を進めて、事務局を中心にさせていただいております。

周辺の通学路の安全確保については、小中一貫校設立準備委員会の地域サポート部会や保護者サポート部会の協議、テーマとして御意見をいただき改善できるよう、道路管理者等関係機関に提案していきたいというふうに考えています。

以上のように、御指摘をいただいたもの以外にも保護者の心配なことはあろうかというふうに思います。その中で継続した話し合いの場を設け、御理解いただくよう今後も努めてまいります。

続いて、大きな2つ目の質問です。伊豆市の2大公共事業にかかる財政計画についてお答えします。

新たな美術館建設費用をジオパーク推進協議会にも負担をとということでございます。教育委員会の立場で回答をさせていただきます。

本議会に修善寺郷土資料館を来年4月から伊豆半島ジオパークを中央拠点とすることから、

修善寺郷土資料館の廃止に伴い、伊豆市資料館条例の一部改正をお願いしているところでございます。

これまで伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局と教育委員が5名を含めてですが、等の協議も実際進めておりました。その中で、ジオパーク推進協議会が美術館の建設費用を幾らかでも負担できないかと。教育委員会から質問がありましたが、その事務局については、中央拠点の整備費だけでも厳しく、伊豆市でお願いしたいというような回答がありました。これはそのときの回答ですから、今後どうなったかということ、先ほど市長のほうからの答弁がありました。

また担当する社会教育課からも中伊豆歴史民俗資料館の改修費用をお願いしましたが、先ほどと同様の回答でございました。要するに、市で負担してくれということでした。

現在、当初の話し合いで修善寺郷土資料館から中伊豆歴史民俗資料館の展示品の運搬費用も見てもらうようお願いしましたが、先日、全額はちょっと無理ですよという返答もいただいて、全額負担をしなければならないという状況が今あります。ただし、教育委員会としましては、さらに全額負担していただくよう、事務局と交渉しているのが現状でございます。

次に、新中学校建設は修善寺の4小学校の再編の受け入れ先として学校を建設するのか、4小学校を受け入れるために、4校が新しい学校を再編するか、建設するかということですね。

それにつきましては、教育委員会では第2次再編計画を作成するに当たり、修善寺の4小学校の再編と中学校の再編について、当然これ子供たちの教育環境をまず第一に考えながら、児童・生徒数の学級編制後の状況、中学校の教科担任や部活動の現状、これを考慮して中学校の再編を先に進め、最初に土肥地区の施設一体型の小中一貫校の開校、次に3中学校の再編、最後に修善寺4小学校の再編をすすめることといたしました。

あくまでも、中学校、新中学校ありきということでの再編の出発ではなかったんです。当然、第1次計画がありまして、その計画を見直す中で、先ほど申しましたような児童・生徒数、そういうものといろいろな子供たちに与える担任、部活、そういうものを考慮しながら、結局どれが伊豆市にとってはいいかというところで中学校の再編をまず考えたということです。

そして、新中学校は修善寺地内にあるような学校用地を求めて、修善寺の4小学校は再編後の修善寺中学校は校地と、計画ではなっております。現行の修善寺中学校の校舎で平成2年当時、23教室、今から20年前ですか、特別教室含め37教室あったわけですが、新中学校に予定している教室は土肥と比較し、少人数教室や相談室等が必要とされ、普通教室と特別教室を含め45教室であり、既に8教室が不足します。グラウンドについても、現在同時に部活動ができない状況のため、近隣の社会体育施設を利用しておりますが、移動に時間を要し、安全対策が必要であります。交通量もあの通りはふえております。同時に、部活動が可能な

グラウンドの確保を考えております。

新中学校は新たな用地を求め、建設を先行することにより、結果的に修善寺4小学校の校地面積を確保できる修善寺中学校を校地とする計画が立てられたということでございます。

続きまして、地方自治法の第232条の2の補助について、団体補助金を施設補助に切りかえていく検討ということについてです。

当市内の社会教育関係団体は、伊豆市文化協会、伊豆市体育協会、それから伊豆市PTA連絡協議会、伊豆市子ども会育成連合会、それから伊豆市スポーツ少年団の5団体が交付要綱に規定されております。社会教育団体等事業費補助金交付要綱第2条でそれぞれの事業に要する経費としてなっておりますが、団体によっては、団体運営補助の部分もあり、公益上必要という観点から評価が難しい点もございます。

今後は毎年一律削減という基本ではなく、社会教育の振興を図る目的を持って行われる事業に関し補助とするよう、定額補助から事業費補助へ転換を図ることにより、団体事業の内容評価を行い、事業の透明性が確保できるよう検討すべきと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 小中一貫制度に関することで住民合意ってなあにというところからお尋ねします。

11月6日に行われた土肥地区の準備会、教育長御存じのように、私は傍聴させていただきましたが、こういうやりとりなんです、簡単に言うと。保護者がなぜ中学校にするんですかとかいうことを言ったときに、それからもう一つ、津波が川を遡上して心配ですというふうなことを言っていたんですが、その前の経過がわからないもので、どうなのかなと思いがら聞いていたんですが、教育長のお話は、1つは、説明会をしてきたので、もう既に決めたことですということだったんです。そうすると、どこで決めたのって主語がないんです。そこをちょっとお尋ねします。

もう一つ、そうなのかなと、そう考えているのかなと思ったら、土肥小学校では命は守れないというお話をなされました。いわゆる津波の関係ですよね。そうすると、1年か2年前に校舎の一番上から南小学校の裏に危険がないように、もし万が一あったときにすぐに逃げられるようにということで、さらに高台のところということをしてつくったんですよね。命は守れないという意味がどうなのかなと。

もう一つ、続けていきます。私はこういうふうに思うんですよ。住民合意を得た状態ってどういう状態、これ全てに共通することですけれども、行政と市民との兼ね合いで。説明会や話し合いで出された疑問とか課題について、その解決策も含めて話し合いを重ねて、そして一定の結論を得た、一定の結論、いわゆる話し合いが尽くされた状態を、私は住民合意を得た状態だと思うんですね。疑問点があったならば、それは住民合意を得た状態ではないと、

私思うんです。

それについて、今なぜ土肥中学校にするのか、川が遡上して云々ということで本当にちゃんと説明されたのか。とりわけ命にかかわる問題、川を遡上するという津波が、事について、もう少し具体的にお尋ねしますが、私も現場をずっと見て回って、高さとかいろいろな電柱に標識あって何メーターと書いてあるの、見てきたんですが、それと教育委員会がホームページに出した小中一貫教育についてということになると、第4次地震被害想定、津波の最大浸水深図という白黒の図面があります。これを見ますと、土肥中学校は、教育長の話にあるように津波は来ないというか、ほとんど来ないということなんですが、どこからこれ持ってきたのかなというのは、途中まで土肥川からずっと上がってきている図面なんですよ、これは。

もう一つ、これは地域づくり課等で、それとか静岡県で出している図面ですけども、これはカラー刷り、これ見ますと、よくわかんないんだよ。この川の中、真っ白け、真っ白なんですよ。いろいろ聞いた、地域づくり課に。河川だから色を塗るなということ、わかるんだけども、それでは、市民の皆さん、保護者の皆さんにどういう津波が押し寄せるといふときに、結局津波というのは御存じのように、壁とか何か家があると、そこでふさがれますよね、抵抗があるもんだから。でも、川というのは教育長、土肥出身だからわかるんだけども、川側からずっと見ると、ほとんど真っ直ぐですよ、あの川は。ちょっと曲がって土肥中学校がある。そうすると、何の抵抗もなく、障害物もなく、ずっと上がっていくと。僕は素人だからわかんないんだけども、そういったときに、こちらでは載せるな、青くなったから、多分ね、国の関係で真っ白けで、津波の情報は川の遡上することは何にもない、なんだけども、教育委員会が出している資料によると、一定の地域まで上がってきている図面なんですよ。

住民合意を得た状態ということで、本当にそういう意味では疑問に思っているということは、ただ単に安心しなさい、安心しなさいと言ったって、安心できないですよ。じゃ具体的に、これは今言った疑問というのは、当然何にも川岸に抵抗がないものだからずっと上がってきたときに、じゃ土肥中学校はどのくらい、全く来ないという根拠は、ちゃんと推計だから何とも言えないんだけども、推計としてこうこうこういう理由でそこで言っても、来るんだけどもと言っているのか、それとも来ないんですよと言っているのかよくわからないんだけども、保護者の皆さんがやっぱり心配する、これ当然ですよ。あのとき出されたのは、大川小学校、ああいうふうになりましたと。想定外でした。確かに心配しています。保護者の方からすれば、自分の子供の命をあそこに、こう川の上にある、土肥小学校はどうするかとは、また今上に登れますよということで避難路があるという、その対比はちゃんとやりながらも、土肥に小中一貫やったときに本当に命を最大限守るといふ保証はどこにあるのかということ、住民合意を得たという意味でのことでどういうふうの説明されました。お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） まず最初に、どこで決めたかということについては、これは教育委員会が第2次学校再編計画を立てる段階で、計画として、土肥地区については小中一貫校にすると。そしてさらには、子供たちの安全性、命を守っていく、これは土肥小と、土肥小の地域と土肥中の場所等を考えたときに、地域の方々にも当然その判断はして、昨年度のとくも地区の区長会だとか、それから保護者会だとか、そういうところでは、どちらが安全か、その点は当然これ中学校のあそこの11メートルの高さにあるところのほうが安全であるという、その判断はされてきているわけです。

そして、その計画に基づいてそこになりましたよということは、もう去年の小学校の説明会、それから保育園の説明会、地域の説明会においても、基本的には土肥は小中一貫校にして、その場所は一体型の土肥中学校に建設しますよということは、もうずっとした流れで話をさせていただいて、その場所でいかがですかということで、議論をこの1年間以上、2年近くしてきているということ。そしてさらには、当然ことしに入って7月の頭でしょうか、こども園に対しても、この学校施設一体型の小中一貫校を土肥中学校に建設します、これこれこうですということで、先ほどの事例を説明しながら話をしておるわけです。

したがって、どこで決めたかというのは、当然一番もとは、その第2次学校再編計画、それがもとになって、そのところで議論した中で、安全面を確保するためにはそこだということ、ところで話は進めております。だからあの段階では恐らく意見は出たことは確かです。ですけども、その部分について十分理解が得られないということが、非常に私としても、自分の説明が悪かったのか、教育委員会の説明が悪かったのか、そんなことを思いつつ、あの準備委員の方の御意見を聞いていました。

それから、命を守れるか、先ほど土肥小と土肥中とを考えたときに、土肥の地区で子供の命を守るとしたらどこなんだといったらば、これは恐らくほとんどの方が土肥中だろうと、高さからして。当然こども園のところにつきましても、あそこは高さ6メートルでしたか、海拔。8、そしてあれが立ちましたね。そこでさえもタワーをつくって、そのタワーの高さが結果的に20メートルちょっとオーバーしている状況、土肥中の3階だということの中でタワーがつけられた。そうすると、土肥の方々の安全性というのは、土肥中のほうが当然これは適切であろうというふうな思いは持っています。

川の遡上については、これはまた後で、もし専門家の建設のほうの方で、部長さんにもちょっともし手助けしていただければ説明していただきたいと思うんですが、命を守るということ、ためにはどうしたらいいかということ、この議論の出発点であったことは間違いありません。その中で土肥中の一貫校、土肥中の場所ということで議論は進められてきたということなのでございます。

住民の合意については、遡上についてはちょっとよろしいですか。建設部長のほうがちよ

つと資料を持っているようですので、大丈夫、いいですか。

以上、答えです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 今聞いていますと、結局、学校再編計画、教育委員会が決めたんだからということですよ。決めたんだから、あなたたち従いなさいという、そういう方針じゃないですか。疑問だったら、先ほど言った住民合意を得た、本当に住民の方々と一緒になって子供を育てていきますよといったときに、よく言うじゃないですか、地域と学校と家庭ですと。今地域の人たちはクエスチョン持ちながらもやっている。ましてや、あれ聞いたとき1人だけじゃないですよ。たまたまいろいろな話し合いの中で準備会に出てきた、その中の1人の保護者の方が話していたという状況じゃないですか。

具体的に提案します。これ教育委員会のほうから、担当職員のほうからいただきましたが、以前アンケートとったときにいろいろな意見が出ました。時間の関係で幾つかしか述べられない。1つだけ、9年制になって今までとどこが変わってくるかも、もっと具体的に出してほしい。話が出てから決定まで急ぎ過ぎて、ついていけない方が多いのは事実です。こういう36項目にわたって、どうなんですかという疑問。反対じゃないです。いろいろな意見があるもので、本来ならば、これに対してただ口頭でやるんじゃないで、これについては私たち教育委員会はこう考えていますと、文書で皆さんにお願いしたんだから、文書できちんとやはり返してあげるのが普通でしょう、これ。はい、わかりました。ありがとうございますでいいのかなと私、思うんです。したがって、これはちゃんと返してください。

そして、今、川の津波の遡上の関係で建設部長、よろしいですよと言ったのは、なぜかという、教育委員会のほうで、より具体的な専門的なことを詳しいことは確かに得手不得手あって、得手の建設部長わかるでしょうけれども、じゃ、これ塗ったの誰、僕から言わせると疑問に思っちゃうの、これが資料として今保護者のところに行っているんだから。でも、大もとは、川は真っ白けですよ。こっちでは何で色、誰が色塗ったのかな、これは。そうすると、それは教育委員会が小中一貫教育を進めましょうというんだから、子供たちの夢ってどんなものなのかということは、これは建設部長の仕事じゃないですよ。責任じゃないですよ。教育委員会が進めているんだから、教育委員会として、これを本当に私も納得したと、教育委員会も納得した、だから、保護者の皆さんに説明してあげましょう。自分が腑に落ちないで建設部長に振るということは、僕は納得できないです。いいです。だから、答えなくていいと言ったんですよ。いろいろと御存じでしょうけれども。

そこはちゃんと理解していかないと。結局決めたことですから、大丈夫です、何が大丈夫なのかかわからない、これじゃ。だから、保護者の人たちは命にかかわる子供たちの問題だから。3年半前に起きた、あのことまだ脳裏に焼きついているんだから、どういう危険性がある、それに対して教育委員会がこういう対策をとるから、皆さん、小中一貫で今の土肥中

学校にやっても、不安はあるかもしれないけれども、きちんと私たちは皆さんのお子さんの命を学校にいたとき守りますと、そうですね。安心・安全をちゃんとやっぱり提起する必要性が僕はあると思うんですけども、どうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） この安全・安心性については、先ほど私が木村議員から津波ですとか、それから裏山ですとか、その金山橋ですとか、それから遡上の問題等についてお話をさせていただきましたけれども、そういうことを根拠に、安全性については、やはり今回特にこども園の保護者、それから小学校につきましては、この9月に入りまして各学年ごとの保護者、十何人から20人でしたけれども、6日間かけまして、各学年でこの安全性、またいろいろな疑問についても説明をさせていただいてきているという状況があります。

当然心配事というのはなかなか全てが解消されるということはないとは思いますが、やはりこの一貫校を進めるということについての基本的な考え方というのは、やはり述べさせていただく中で、その安全性と、それから子供たちの、当然学力の保証、そして豊かな心を育んでいく、その部分においてのやはり質を高めていく、このことをやはり中心に考えて進めますよということとは説明はしてきております。

まず第一は、木村議員御指摘のように、その安全性ということ、とにかくつくるならばどこだということでは話してきていることは間違いございません。そのことだけは御理解いただきたいと思います。

〔「保護者の方々にやりますか」と言う人あり〕

○教育長（勝呂信正君） これにつきましては、一点一点出しております。これについてはどうだ、これについてはどうだということについて、おります。またそれは。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 確認します。

じゃ、36項目の一つ一つについて、教育委員会として保護者の方々、当然出席できない方もいますよ、そういう会合に。全ての方々、いわゆる幼児の方も含めてね、こども園の方々も含めて、もう既にということは、出しているということですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） この36項目アンケートに関して、1年生から6年生までの学年への説明会がありました。その中で項目ごとに対してお話をさせていただいております。ただ、文章で正式な形の回答文という形で出したかという、ちょっとそこはっきりしなくて申しわけないんですけども、意思としたらお伝えをしてあるということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） どういう状況なのかわかりました、出していないと。記憶にないんだから出していない。私は言っているじゃないですか。参加していない方もいるんだから、説明やりましたとよく言うの、今までずっと小中一貫教育を、ごめんなさい。学校再編とずっと聞いていたんだけど、説明会へ行ったら、もう説明しましたと言うんですよ。私はそうじゃないと思うのね。36項目、もう一回言いますよ。時間がもったいない。保護者の皆さんに、皆さんどうですかとアンケートとって、わざわざ保護者の方書いてきたんですよ。書いてきたので、その結果として口頭でしゃべったからもう終わりってないでしょうと言っているの。なぜ皆さんに、本当に住民合意たって繰り返し言うんだけど、納得したよ、本当にこの小中一貫教育が子供たちのためになるねということが、教育委員会としてはみんなに腑に落ちるようにしてほしいんでしょ、保護者の方々に。それだったらなおさらのこと、こういういろいろな疑問について文書でなぜ答えないのということを言っているんです。答えてくださいよ。答える約束をしてください、文章で。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） アンケートに関して明確な答えでなくて申しわけなかったとっております。ここについては、確認をした上での的確な処理をします。それから、説明会に来れなかった保護者の皆さん、そういった方に対してどういった資料をお出しをして、どういった内容であって、どういう結果、結果が出るもの、出ないものがあるんですけども、そういったものの学校を通じて欠席保護者さんには連絡をさせていただいているという状況がございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） もう一つ、聞くの忘れていた。

ここ塗ったの、どこで塗ったんですか、色。川の遡上のこの駐車場で。教育委員会のホームページで出ているんだからさ、教育委員会がちゃんと把握していないと。ましてや今、事務局長がいろいろなことでお答えになったんだけど、前もそうなんだけども、これを進めているのは教育委員会なんです。それをサポートするのが職員であり、教育委員会事務局長以下の人たちですよ。本来は教育委員会がどうしますという立場に立たないと、事務方に任せて僕はだめだと思うんですけども。教育委員会、誰ですか、これ。教育委員会のホームページにあるんだから、答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 私の理解では、その川のところは白というふうな理解をしております。そこに塗って色がついているということが、ちょっと私自身は理解しておりません。その川は全て白という理解であります。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○教育長（勝呂信正君） それで、先ほどの遡上の話は、また改めてお答えさせていただいたということです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 建設部長、お答えになっていきますけれども、よろしいですから。今、教育委員会とね、教育委員会、本当に納得しないとだめですよ。本当に自分で自信持って云々という、ある意味では。ということです。

小中一貫教育についてこう聞いていますと、確かに国はそういう、文部科学省、私も小長谷議員が言っていた中央教育審議会の資料を読みましたよ。後押しされている、何か大きな後押しと考えていると言ったんだけど、僕はそれ行けどんどんじゃだめだと、私思っている。小中一貫教育のやり方も1つありますよ。なんだけど、デメリットというかな、デメリットじゃないよね、これを進めるに当たっていろいろな課題があるということだけ、私は認識してほしいと思っているんです。

こういうことですよ。文部科学省の中央教育審議会で、どういうことがこの文章の中に載っているかということ、こういうことですよ。小中一貫教育を実施する各学校1,130件を対象に文科省が行った実態調査では、小中一貫のプログラムを導入しながら、現行の6・3制を、いいですか、ここ大事です。現行の6・3制を採用している、小中一貫プログラムを導入しているんだけど、6・3制を採用している学校は72%ですよ。そのうち、88%がよく言われる中一ギャップが緩和されたというふうに回答していると、僕は言っているんじゃない。中央教育審議会の文章の中で言っているんだから。学年に区切りを変えたことで、今言った6・3制が4・3・2とか何か言うんだけど、この結果、私はちゃんと勉強する必要がある。繰り返し言うけれども、小中一貫教育、絶対僕は反対だと、立場じゃありません。もっと調査、研究する必要があると、私は思っているんですよ、今、土肥小中。で、そのうち80%は中一ギャップが緩和されたと回答しております。

それからもう一個、小中一貫教育を進めることによって、教職員の負担感・多忙感85%、今、学校再編成で教育委員会が進めているのは、教師の負担感を解消するためと言っているじゃないですか。でも、今もなお1,130件を調べた中では、全国的に。教員が忙しい、大変です、85%ですよ。教職員会での打ち合わせ時間の確保がなかなかできないというのも、これ82%。小中合同の研修時間の確保ができない、75%。全部、この小中一貫教育に移ることによって教職員に負担がかかっているというのが、今のやり方でいくとこうなっているということ、よく私は深めながらやっていく必要がある。小中一貫教育のよさというのをいろいろ

いろ言っていますけれどもね、その点はどうか。そういう文章を読まれましたか、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 確認はしてございます。先ほど小中一貫6・3制というのが、要は今現在まだ制度化されておられませんけれども、全国の中で当然、市その単独で小中一貫教育というのをやっている市がございまして。その中でも、当然、施設一体型と、それから連携、施設分離型のほうです。この分離型、施設一体型ですと、当然これは同じ学校の中に、職員室の中に小学校の先生、中学校の先生がいてやりますから、その打ち合わせですとか、それからいろいろ教育課程を組むにおいても、恐らくそんな負担がない、同じ場所ですとね。それで、しかもこの施設一体型ですと4・3・2制、この制度を取り入れている一貫校が多い。ただし、分離型ですと、当然小学校、中学校が分離していますから6・3制をとっている、これが大体7割というのはその状況です。

その中で、当然それぞれの分離型と一体型の違いの中での、当然職員の負担ですとかそういうこともありますが、基本的には、幾ら小中一体型であろうが分離型であろうが、これは小学校課程、中学校課程がありますから、小学校6年、中学校3年、その学習指導要領は、これ押さえなきゃなりません。例えば、土肥の保護者がやはり心配している一つに、例えば6年小学校の終わったときに、4・3・2でいくと、結局区切れが中学校の1年の段階、じゃそこでもし転校した場合どうなるの。そのしっかりと先行っているとかおけているとか、じゃそこへ行ったときに、教育内容が合わないんじゃないか、その心配がしている。当然4・3・2ですと、当然卒業式ですとか、6年生の卒業式、それから修学旅行はどうなるの。じゃその子が今度新しい学校へ行ったときに、6・3の普通の学校へ行ったときに、卒業式しないまま行っちゃうの、中学に入っちゃうの。それから、修学旅行も、うちの子やらないの、そういう心配もあることは間違いない。

しかし、基本的にはその6年、3年という教育課程を組み合わせながら、しかも、先ほど言いましたように、学び、学習指導を教えるところは6・3ですが、小学校、中学校ですが、ただし段階として、その4・3・2という発達段階に応じたいろいろな取り組み、教育活動を組んでいくというのが、この小中一貫になりますので、当然課題もありますと思います。

実際に進めておりませんので、私が目に見た状態ではありませんので、推測では、当然分離型、さっき言ったように、新しい中学校ができて、そしてそれに対して幾つかの学校が連携した小中一貫校をつくる場合には、今度は先生方が乗り入れしなきゃならない。時間的な、移動するにはどうするのかとか、そういうこともありますが、そこら辺のところもまた今後研究をしていかなければならない、小中一貫については研究していかなければならない、そんな思いをしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 5分しかないから、最後にこれだけ聞いておきます。

いわゆる土肥以外の3中学校については、分離型も可能であると、要は小中一貫校。そうすると、伊豆市全体で小中一貫教育を取り入れたいという方針ですか。なぜならば、片方はこうくつつくということで、何とかな、土肥は小中一貫教育で、こちらは中学校のいろいろな課題を解消するために統合すると、部活の問題、先生の忙しき、どうも教育方針。私は2方向でやられているのかと。今聞いていると初めてわかったんですけども、分離型でも可能だから、今度は中学校1校にしたときに、小学校、点在するんだけど、それで一緒に小中一貫教育制度を取り入れるということですか、分離型で。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） これはあくまでも、その小中一貫の押さえるべきところは、小長谷議員のところでも話はさせていただきましたけれども、その9カ年を連続した学びとして捉えていくという、子供たちを主にしたときに、捉えたときに1年から中学3年まで9カ年というスパンの中で子供たちの育ちを支えていくという、そのところですので、あと制度的なものについては、またこれから研究していかなければならないと思います。

ただ、基本的な考え方というのは、今言ったように9カ年を継続した学びで子供たちを育てていくというところで進めていければというふうに思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） まだ宿題たくさんあるので、自分で論戦したいもので、後ほどまたやらせて、5分しかないんですけども、市長にお尋ねします。

わかるんです。ある意味、地方交付税が減らされて、市民には今までのサービスができないという。最初にお尋ねしますけれども、そうすると我慢しましょうねとなると、何か市民の未来がこればかりやっちゃうと、未来が暗くなっちゃうんじゃないかと、私は懸念するところがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのとおりでございまして、11月の全国市長会の理事会があったんですけども、総務部長の自治財政局長がおいでになりました。もちろん我々の予算編成の組み方に第一義的に課題はあるのですが、具体的に水道事業を例に出して、400キロあります。毎年2キロ直している。水道管やり直すのに200年かかります。それから、今度市道、橋梁の点検が義務化されましたから993キロ、それから679の橋、点検を義務化され、公表が義務化されれば、必ず不備が出てきます。そういったことが当面の財政課題にある中で、来年から地方交付税へ減っていく。私は何度も何度も財政シミュレーションやってみましたけれど

も、やる自信がありませんと。将来投資ができるような予算編成を組める自信がありませんと、こう申し上げたんですけれども、率直に。そうしたら、お金がないからといって行政サービスをやめることは許されない、といってお金をふやすつもりもない。だから、工夫しなさい。長期経営計画をつくりなさいと、こういうことです。

要するに、やっぱりそれぞれの市町が自分で考えろということなんですね。考えろなんですけど、今申し上げたように、社会インフラだけでさえ、水道等、道路、橋梁の事業だけでさえそんな状況ですから。あとは何を我慢して、あとは何を将来投資に向けるのか、これ本当に正念場ですよ。

ですから、全部の維持補修も含めて、道路、橋梁、水道を含むその他の市有施設を健全に頑強な形で維持することはできない以上、どこかを物すごく時間をかけて我慢をしながら、けれども、将来投資ゼロというわけにいかないですよ。教育費、思いっきり抑えるわけにいかない。子育て支援策やらないわけにいかない。通学費もう一回有料にするわけにいかない。

ですから、市民の皆さんと、どれは我慢していただけますかという話を、これから真剣にさせていただく必要を感じているわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 時間がないもので、詳細に款項目別、性質別云々というのは、後ほど、また次の議会でやっていきますけれども、歳入合計からずっと始まってくると、さらに細分化させる内訳で、僕は5年間のシミュレーションやってきたんですけれども、地方税がリーマンショック、平成21年にあつたとき、それまでまだ平成20年度しか統計ないんですけども、まだ回復していないんですよ、その分、地方交付税が減っていると。そうすると、大切なのは、その使い道、収入の中で自主財源をどういうふうに確保するのかということをやったりきちんと僕は抑える必要があると思うんですよ。地方交付税頼みじゃなくて、自分たちでどういうふうに確保する。そこのところ本当にやる、途中でほかのどなたかな、三田議員のときか、林業はビックチャンスでと言われました。本当にそこに軌道に乗せていくなれば、人口がどんどん減っていく状況の中で、人口が減れば当然市民税入ってこないんだから、財政は厳しくなる。そうじゃなくて、新たな本当に中山間地に合った地域おこしで自主財源、ここの結果的には、この個人の村民税とか、いわゆる法人税いかにふやしていくのかということ、本当に考えていく必要がある。

それからもう一つ、歳出の問題については、ただ単に民生費が幾らだとか云々じゃなくて、いわゆる性質別と目的別をこうちゃんと見ながら、歳出については、その中で例えば議会費の中で、余りいい表現じゃない。民生費の中でいわゆる自主財源が幾ら使われているのか。トータル的にはみんな総収入の中で民生費幾ら使いましたよってなるんですよ。でも、大事なところは、自主財源がどのくらいあるかによって、それぞれの自治体がどういう自由に使

えるお金を、それぞれの道路とか教育費とかに使われているのかということは、本当に見えてくるんですね。まだ僕勉強していただくだけでも、もっとそういう意味では、もっと細かい分析をやる必要があると。この伊豆市の論点というのを私読ませてもらいましたけれども、大枠はつかめるんだけど、これからさらに細かくいって、そして、なるほど市民が我慢するんだけど、その我慢の中身はわかったというときには、私は市民が力を発揮すると思うんですよ。ただ単に地方交付税だって大変ですという、そういう言い方しないと思うので、一辺倒じゃ、そんなところだったら、もっとここになくて外に行ったほうがいやとなっちゃう。だから、なぜどういう財政状況です、ここのところ、私たちは頑張りますという、もっと事細かな財政分析を私はする必要があります。そして初めて市民と一緒にあって、どうしたらまちづくりができるのかということになると思うんですけども、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 歳入歳出の分析はそのとおりですが、御承知のとおり、うちは経常経費が86%でしょうか。実際に市長が自分の意思で予算編成組めるといのは物すごく少ない。あとはもう法定の予算執行ですから、分析するといっても、そんなに驚愕な金額ではない。それから、ただ減るだけではなくて自主財源、歳入増加を求めなさい。そのとおりなんです。未来づくりセッションやったときの先生からも、13億円足りないから13億円ふやすことを考える、そのとおりなんです。

ですから、産業振興やる。その中で林業はチャンスがあると申し上げたんですけども、これから伊豆半島東部、県の等々で、今まで以上に申し上げていきたいと思っているんですが、伊豆半島は世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏と書いてあるんです、県の総合計画には。だけれども、サービス業で市街化調整区域の開発したらいかんと、そういう基準をつくってあるわけですね。うちの議会でも、企業誘致や調整区域の開発反対だという議員さんもいたけれども、企業誘致しなければ雇用がふえないんですよ。そして、その中では現在の、現行の商工業も振興しますけれども、しかし県の方向は観光交流圏と書いてあるんだから。だけれども、サービス業に開発しちゃいけないというのが、今の県の状況なんです。

こういったことをしっかり見直して、伊豆にふさわしい新たな産業をつくっていかねば、将来があるわけがないんですね。それから、定住促進策も流出の300人、500人がみんな東京、横浜だったら悔やしいけれども、圧倒的多数が伊豆の国市と三島市と沼津市なんです。その中で先般もある若い女性の方が、どうしても伊豆市に住みたいという人がいるんです。自分は静岡に通っているから、できれば駅の前がいい、あるいは牧之郷の駅の前がいい。それが今だめな状況なんです。我々の努力不足もあるけれども。

したがって、伊豆市の若い人たちが結婚したら伊豆の国市に行く、子供ができれば三島に

行くというものを防ぐとともに、現に駿東東部地区でも伊豆市に住みたいという方がいるわけだから、それをやはり伊豆市の都市機能がそろっている駅周辺に、ちゃんと住宅整備をして、そういった定住促進もやる。それから、本当に田舎暮らしをしたい方々が首都圏にもたくさんいるんです。20代だ、60代、20代は女性が多いんです。そういった方々は利便性の高い駅前ではなくて、中伊豆のような、湯ヶ島のような、小下田のようなところに住みたい方も、多くはないけれども、現にそういった方々は本当にいるんです。だから、我々はそういったニーズを受ける受信能力と、伊豆の魅力を発信する発信能力と、今両方欠けていると思っている。そういったことをしっかりやりながら、定住促進策をやりながら、伊豆市に合った産業というものをしっかり見直していく。その中で、実は予算執行も、議員御指摘のとおり、さっきも申し上げましたけれども、毎年毎年1億円以上の観光振興費を使って、観光客がふえていないというのは一体何なんだろう。伊豆半島もそうですね。伊豆半島であれば10億円以上の観光事業費を使いながら、伊豆半島全体の観光を入れ込み客数がずっと減っているというのは一体何なんだろうか。これは予算執行のあり方も含めてしっかり考えていかなければいけない、このように考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。あと51秒ですので。

木村議員。

○16番（木村建一君） わかりました。まとめます。

一番最後にお尋ねした地方自治法232条の2の補助のあり方について、意見一致しましたので、相当困難に差があると思うんですけども、私も積極的に意見述べさせていただきますので、団体補助だめですね。全部がだめっていうんじゃないですよ。切りかえる方向で。

それから、最後にどうしても聞きたい。ジオパーク推進協議会で、はっきり言って、ジオパークが来るから郷土資料館出ていっちゃったんですね、出ていかざるを得ない。そうすると、大事なところはどういう話し合いをして、郷土資料館があるんだけど、そこにジオパークを入れましょうねと言ったのかとお尋ねしたい。当然出ていくんだと。みんながジオパークを利用するんだから、断られて当たり前です、そんなの嫌だよというのは当たり前、どこの自治体だって。でも、だから、出ていくっていったら余りよくないですね。かわりにやるんだからということで、郷土資料館何とかしないのという話し合いはなぜできないのかなと、私思います。最後、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと補助の件だけ、もう一回追加させていただきますと、実は竹の子かあさんというのは、3年かな、5年かな、補助して、それから補助なくなったんです、自立しましたね。これああいった形態に補助というものはしっかり持っていかなければいけないだろうなと思います。

拠点整備なんですけれども、まずはジオパークの中央拠点を修善寺の総合会館に、将来的

にはですね、多分近い将来。伊豆半島グランドデザイン、つまり今、伊東市にあります伊豆半島7市6町会議の事務局、もう統合する方向でおおむね合意はされているんです。ですから、修善寺総合会館、インターから1分という、伊豆半島の中では恐らく利便性が一番高い、沼津から南伊豆町まで全部を考えると、利便性が一番高いところに、伊豆半島全体の事務局機能が集約をされ、ここに合意に至ったときに、積極的に誘致は当然しなかったわけです。何となく余り議論はしないけれども、みんなそういった拠点はやっぱり自分のところであればいいかと、当然思うわけですよ。だけれども、それを余り私が強く言ってしまうと、ただでさえ壊れそうなガラス細工のところが、やはりそこは全部合意形成をじっくりじっくり待たせていただいたところで形ができたときに、じゃ必要経費を全部出してくださいと言って、それをまた壊すわけには絶対いかない。いろいろな課題、いろいろな過去の経緯はあるにせよ、賀茂下田の皆さんは合併もしてなくて、うちも苦しいけれども、やはりまだ1万人に満たない自治体がいっぱいある中で、苦しいけれども何とか今自主的に市を運営できている伊豆市が、そこはできる負担をするという、しかも中央拠点をうちに持ってくるわけですから。そこを我慢をしないと、もうぎりぎりのところのガラス細工が壊れるように、私は判断をしたんです。ですから、そこは人を出すことも含めて、それから拠点整備に伴う自己負担も含めて、ここは伊豆市が我慢しておくかなという判断を私はいたしました。

ですから、あえて私からは、その後の玉突きの部分の改修を含めて、皆さんにお願いしたということはありません。伊豆市長からはございません。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質問を終了します。

◎延会宣告

○議長（杉山 誠君） 残る一般質問については、12月2日の午前9時30分から行います。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

延会 午後 4時26分

平成26年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年12月2日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	飯田勝久	局長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成26年第4回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） それでは、昨日の会議に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序7番の山下尚之議員から発言順序10番の青木靖議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 山下尚之君

○議長（杉山 誠君） 最初に、4番、山下尚之議員。

〔4番 山下尚之君登壇〕

○4番（山下尚之君） 皆さん、おはようございます。4番、山下尚之です。

通告に従い、市長に1件質問いたします。

件名ですが、大変大きな事業で、これが地方創生事業に該当するかどうかはわかりませんが、伊豆半島活性のため地方創生事業として伊豆横断道の建設を提案されませんか。

伊豆半島の縦ライン背骨道路である伊豆縦貫自動車道、天城北道路の建設が着々と進んでいく中、2年前の一般質問で市長は、平成30年度までには天城湯ヶ島インターが開通する計画にあわせ、まず1番目として、国道136号線土肥道路とのアクセス道路を優先的に建設し、続いて2番目として、主要地方道である伊東西伊豆線国土峠59号線を湯ヶ島地区文学の郷づくりとあわせ筏場山葵沢まで改良し、その後、3番目として、矢熊筏場線を市道から県道に認定格上げし、改良を検討していくとの答弁でありましたが、質問の1として、その後そのお考えは変わりありませんでしょうか。質問の2として、それぞれこの3つの道路工事については、いつごろ着工できるとお考えでしょうか。

さまざまな期待を抱く伊豆縦貫道を最大限に生かすためにも、道路啓開基本方針による伊豆版くしの歯作戦が必要不可欠と考えますが、天城連山を前にしての伊豆横断道路の建設のメリットは、1番目として、交通時間の短縮による生活・雇用圏内の拡大、2番目として、沼津・三島から下田への南北、土肥、伊東方面への東西との十字架路線、これは天城湯ヶ島インターを基準としての十字架路線ということですが、これらによる観光ルートの多様化、3番目として、観光シーズン等による渋滞緩和路線、4番目として、緊急・防災のため主要分岐点の新たな防災拠点の整備等、さまざま数々のメリットがある道路ですが、背骨である

伊豆縦貫道を生かすも殺すもこの肋骨横断道の建設が、伊豆市はもとより伊豆半島全体の活性化のために起爆剤となる重要な施策と思われるが、1市町での要望ではとても困難であるとの答弁でしたので、ここは一番キャッチフレーズである「伊豆は一つ」を発揮して、伊豆横断道期成同盟会または伊豆半島全7市6町での要望・提案活動として、国で力を入れようと立ち上げた地方創生事業に広域でのまち・ひと・しごと創生事業として、法案の目的や理念に合わせた具体的提案を広域での伊豆半島一大事業として行うつもりはありませんでしょうか。

質問の1として、伊豆市長として伊豆横断道の建設に関してお考えをお願いいたします。

質問2として、くしの歯ルート、これはどこが適切かとお考えでしょうか。

質問3として、関連首長会議等で提案をしてくださいませんかでしょうか。

質問4、市長が考える中伊豆、特に八岳地区の生き残り・再生案はどのようにお考えでしょうか。

以上、地域が持ちこたえられる時間も限られた中、道路交通網の整備の観点から、伊豆市・伊豆半島の活性についてさまざまな角度から市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの山下尚之議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

まず、1つ目のと申しますか、最初の横断道関係ですが、申し上げたとおりの順番になるかと思いますが、不確定要素がありますのが、伊豆縦貫道が天城北道路の月ヶ瀬インターまでは平成30年で確定したんですが、その後の湯ヶ島方向、天城方向、特に湯ヶ島インターがどこになるのか、湯ヶ島から国土峠に行く間のどこかになるんだろうと思うんですが、そこと国道414下田街道との接続がどうなるかにもよって多少変わってくるかなという気がしております。国土峠は御承知のとおり湯ヶ島から筏場新田までが6キロ、矢熊筏場線は5.3キロ、距離からいって矢熊筏場線のほうが短いんですが、湯ヶ島インターの場所でどのような接続がなされるかによって事業は違ってくるんですが、国と県と市のそれぞれの事業ですからまだ何も確定していないんですが、私から言えばどちらが早いかですね。湯ヶ島インターから国土峠ルートを通して筏場までつなげるのが早くて近いのか、あるいは矢熊筏場線を月ヶ瀬インターができてすぐに伊東市や東伊豆町とも連携しながら事業化するのが早いのか、それも含めて、まず余りにも不確定要素がありますので、一般論からいけば前回申し上げたとおりなんですけど、湯ヶ島インターの位置と接続が確定した後にさらにもう一回検討する必要があるだろうと考えております。

2番目の3つの道路の工事の時期もあわせてそのように考えております。

次に、伊豆横断道については、御指摘のとおり、今は当面何にせよ、下田まで全くまだできるめどが立っていませんので、ようやく下田第1期が都市計画決定がなされたような状況

で、伊豆縦貫道整備推進に全力を挙げているところですが、構想としては横断道もしっかり考えていかなければなりません。御指摘のとおりです。現在、2市2町で伊豆横断道路建設促進期成同盟会というものを設置して、広域連携で県に働きかけているところで、これはさらに強化していきたいと思っています。

これ、3番の首長会議とも関係するのですが、伊豆半島グランドデザインの中では、道路関係の期成同盟会等の組織をどうするか、それからもう一つはジオパークをどうするかなんですけれども、道路関係については、できれば私はどの道路であっても伊豆半島が全員で全部力を合わせて進めていくという方向でずっと提案を申し上げておりますので、現状の横断道路建設促進期成同盟会は2市2町ですが、できれば伊豆半島の7市6町で力を合わせて進めていくような方向に持っていきたいと考えております。

くしの齒ルートはどこが適当かということですが、基本的には、伊豆縦貫道がまだできておりませんが、そこを背骨として伊東方向には県道伊東修善寺線、それから修善寺から戸田に延びる道路、それから月ヶ瀬から西海岸に延びる道路ということになるんだろーと思ひます。そのほかについては、現時点でどうしてもこれが必要かなというところはなかなか難しいのではないかと考えております。ただ、縦も現状、伊豆縦貫道ができるまではまだ整備されておきませんので、そのような場合には伊豆スカイラインも当然、自衛隊やTEC-FOURCEなどの重要な移動経路になるだろーと考えております。

最後に、私が考える中伊豆八岳地区の生き残りですが、これは八岳上大見地区だけではなく、2年前から申し上げておきますとおり、やはり市長が非常に個性と特性の違ひ各地域の将来構想を指導するのではなくて、おおむね昔小学校に通った仲間同士、明治、大正、昭和初期くらいまでの村づくりを再生するという意味で地域づくり協議会、湯ヶ島と西豆で既に立ち上がっておりますけれども、上大見地区も有力なやはり一地域だと思ひております。何とか地域づくり協議会を設置していただき、皆さん主導で将来構想を描き、そしてそれを行政が全力で支援していく、そのような形をつくっていただければと思ひております。何せ日本一のワサビ沢を有する美しい里山、そこに八岳小学校、八岳集会所という、それから原保保育園も含めれば拠点的な施設もあり、今、若い人たちが萬城の滝の活用も着手していただき、十分にポテンシャルと活力はあると思ひておりますので、そのような方向で地元の皆さんと私どもが力を合わせて進んでいけるように、なるべく早く新たな体制が構築されるように期待しているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問はありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） それでは、答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、突然ですけれども、多くの人々が、私たちも含めて、伊豆横断道の計画といひますか、概要をよく知りません。承知しておきませんので、建設部長あたりにわかる範囲で結構なん

ですけれども、伊東から土肥に向けての横断道というようなところで青写真等もできていることかと思しますので、その青写真の中での建設ルートとか、総事業費が出ているかどうかという部分もあるんですけれども、そこら過去の要望活動の仕方とかその可能性、県とか国とかに要望していく中での可能性等の状況がわかる範囲で結構ですので、状況説明的なものをお願いできませんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、ここで伊豆横断道とは何かということから説明をさせていただきます。

まず、伊豆縦貫ができるに当たって、その伊豆縦貫を有効に使うためには伊豆横断道が必要ではないかということと、伊豆横断道については、既存の道路を賢く使うということで、既存の道路を使いながら伊豆横断道という位置づけということで始まりました。

伊東のところの八幡野のセブンイレブンがある交差点から池に向かって、伊東市は既にこのところを県道として改良がされています。そこから鹿路庭に来まして、旧料金所のあるところですが、そこから中大見八幡野線、そして中伊豆バイパスのトンネルの入り口のところに来ますので、そこから伊東西伊豆線を通りまして柳瀬まで来て、柳瀬から大見城橋を渡って上大見に向かうわけです。そして、その伊東西伊豆線をそのまま行きまして、筏場から矢熊筏場を通って出口の交差点に出ると、そして出口から136号で土肥で松原公園のところまで行く。これが伊豆横断道の基本的なルートです。

ただ、これがなかなか既存の道路の改良が難しいということで、その前にもう少しもう既に改良されているところを使いながらということで、短期、長期という分かれ方をしてやりました。そのたびにさらにルートが、修善寺回りのルートと、峠を通りまして西伊豆町へおりていく西天城高原線を使っておりていく、そういうルートも入れて伊豆横断道ということでやりましたので、最初は伊東市、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町でやっていました。さらにそこへ西伊豆町と東伊豆町が入ってきたということになります。そういう中で、伊豆市の中では中大見八幡野線、それと伊東西伊豆線、矢熊筏場線、そして136号というルートが伊豆市にかかわってくるルートになるわけです。そういうことで、伊豆縦貫の当時は出口の交差点のところですね、ここが重要な結束点ということで動いていたわけです。

また、もともと矢熊筏場線が県道であったものですので、国土峠ではなくて、矢熊筏場線が県道でした、もとは。そのために、そのところを県道にしましょうということで話もできていたわけです。話ができていたというのは、そのために矢熊筏場をふるさと林道で改良するというので、達原線が改良が終わった後、静岡県が矢熊筏場線をふるさと林道ということで改良する予定であったわけです。それは知事さんまでそういうことを言っていたところだったんですけれども、ふるさと林道という事業がなくなってしまったものですので、それではどうしようかということで、伊豆市ではそこを道路認定、中伊豆町のときです

けれども道路認定して、道路法の道路にして、その改良を県道ということで狙っているわけです。一応そういう流れで、今は伊豆市としては矢熊筏場線を県道にしませんかという働きかけを静岡県の方にはしているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） ありがとうございます。

大体伊豆横断道ルートのものは承知いたしましたけれども、今のお話の中で、私が、これもっと大胆にトンネルを通してなんて話も聞いたんですけども、例えば菅引という地区からスカイラインの下を通過して中伊豆バイパスまでつなげるトンネルとか、それはある程度大きな構想的なもので、正規の建設ルートではなかったということでもいいでしょうかね。それと、その延長線上の矢熊筏場を峠を越すじゃなくて、隧道でトンネルであけてしまおうというような構図。まあまあ規模が大き過ぎてなかなか当時の費用対効果的なメリットがなかったというようなことで、なかなか進んでなかったと思うんですけども、そんな道路なんですけれども、伊豆の縦貫道が着々と進んでいく中で、今この時代には大変必要不可欠な伊豆半島としてのメリットも多く出てきた道路となるわけですので、ぜひ要望活動も大きな声で進めていただきたいと思いますと思っております。

矢熊筏場のトンネルが42億円程度かかるというところで、横断道の総工事費もその何倍かになってくる事業と思えますけれども、例えば、今日、公示でこれからいろんな闘いがある政党も決まってくるんでしょうけれども、まあ、国が立ち上げようとしている地方創生事業、まち・ひと・しごと創生法案、この概要もよくわからないところではありますが、この壮大な伊豆横断道の建設事業を提案して国に上げた場合、事業として採択される可能性というのは、作文の仕方もあるでしょうけれども、このような大規模な道路工事がこの事業に該当するかどうかというのはどんなでしょうか、可能性的なもの。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） この地方創生と道路改良とは別物と考えています。まずは道路管理者が形態が違う中で、国がここへ乗り込んでくるということは考えづらい。それであればどうしたらいいか、やはり私とか伊豆市は、県に動いていただく、県を動かす、県を使う、その考えがいいかと考えています。136号にしても3桁の国道ですので、静岡県が道路管理者となってやっている路線ですので、伊東までの間、全て県に絡んだ事業で動けるというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 縦割りといいますか、いろんなしがらみがあるんでしょうけれども、なぜこの事業にどこかで結びつけられるところがあれば強引にでも結びつけたいのかなと思っているのは、期間といいますか、早目に早目にやっていただきたいんですよ。縦貫道が着々と進む、平成30年には月ヶ瀬インターまでという中で、やはり横のラインもしっかりしていけないとという部分がありますので、この創生法案にひっかかればちょっと時期も早まるのかなという部分もありますし、それひっかからなくて、こういうのはだめだよという話になればまた違う手だてもできてくるのかなという、違う切り口からといいますか、ところから狙っていくという、お願いしていくという部分もできてくるのかなというところで、一度はぶつけていただきたいなというところなんですけれども、何かそこらでいい考えがありましたらまた、来年度にはという部分で早急に検討していかねければならないところだと思いますので、またそちらのほうの要望も多くつかんでいただきたいと思います。

この横断道または矢熊筏場線の隧道の建設については、旧中伊豆町のころから20年以上もそれぞれの方が頑張って要望、要求してきている事業ですけれども、先ほども申したように、従来のところでは事業規模や費用対効果的なもので薄いというようなところで、効果がないというようなところで進展してこなかった要望事項ですので、今これだけ伊豆半島に条件がそろっている、縦道もできましたし、ジオパークの関係もあります、富士山もあります。災害的な拠点基地という部分も、いろいろな部分の中で何か創生事業として崩せるような要件がそろっているのかなと思いますので、ここでやらなければ、提案しなければいつやるのという中で、一度この横断道の建設を市としても伊豆半島としても提案していただけないでしょうかというのをひとつお願いしたいと思いますけれども、そこらの目算といいますか、お考えはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 矢熊筏場線が長い期間要望されていることは承知をしております。ただ、費用対効果、当然県は巨額のお金を使いますので費用対効果を考えたときに、今これからが大事なタイミングだろうというのは御指摘のとおりだと思っています。月ヶ瀬インターから、月ヶ瀬インターは矢熊筏場線のさらに端、横になりますので、フルで5.3キロが残ってしまう。先ほど申し上げましたように湯ヶ島インターはまだ場所が決まっていませんので、その場所によってはそちらが筏場へのショートカットになるかもしれない。そのタイミングと国の道路整備を見ながらここで要望していくのが一番いいんだろうと思います。道路の要望はそのとおりなんです、地方創生はやはりそのコンテンツ、事業の中身ですので、その道路を市町が要望するときに、その道路をつくるための事業目的、上大見地区、八岳地区で一体どんな事業が待っているんでしょうか。そこを市長がつくるんでしょうか、県がつくるんでしょうか、国がつくるんでしょうか。やっぱり地域だと思っんです。その地域の方々が八岳地区をこのようにする、だから道路をつなげていくよということがないと、やはり我々

としては事業目的がないと、道路要望だけでも当然説得力に欠けるわけです。

再三申し上げておりますとおり、地域づくり協議会は、フルセットで事業を組んでくれるということではなくて、まず一つでもいいので皆さんが力を合わせて将来構想をつくってくださいという、村づくりを皆さんの力で網羅的につくってもいいし、一つでもいいし、今、原保の保育園でやっているような木育を中心とした子育ての村でもいい、そういったものまずコンテンツをつくっていただかないと、道路要望をする一番大事なところの目的がぶれてしまいますので、ここの要望をするのを強化するのは、今議員御指摘のとおり、今が一番いいタイミングなんです。問題は、その先に何があるかというところが十分に描けていないところが問題だろうというふうに認識をしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） まあ、そうなんでしょうけれども、新しい地域づくり協議会、これは私もぜひ設立、八岳地区にも設立していきたいなと思っておりまして、働きかけ等もしているところですけども、組織をつくって事業を提案するという部分はやろうと思えばできるんですけどね。ただし、そういう事業を提案したからこの道を入れてくださいと、そうすると規模のでかさ的なものが全然違うのかなと。今考えているのは、地域がいろんな部分がなくなってきたり、人もそうなんですけども、公共施設もそうですし、そういう中で、大変暗い状況の中でせめて防犯灯、街灯ぐらいは明るくしようと、LEDにみんなかえようかなと。そういう個別の事業はあるんですけども、そういうことでやるからこの横断道を入れてくださいよというのはちょっと桁外れかなという部分の中で、市が単独で無理なら伊豆半島全体が立ち上がって、こういう道路を入れてくれれば地域でも雇用範囲の拡大とか生活範囲の拡大で、若者も戻ってくるでしょうしという部分が出てきますから、どちらが先かという話になるんですけども、ぜひ道路、命の道、生活の道でもありますので、道路の建設には最大限の努力をお願いしたいと思いますけれども。

それと、質問事項前段の質問の1番、2番の関係に戻りますけれども、市長、2年前の答弁では、あえて順番つけた中で、1、2、3はこうですよということを答弁されたわけですけども、確かに1番目の優先的な順位の国道136号線の土肥道路へのアクセス道路、これは優先的に考えるのはごもつともでしょうと思います。これ西海岸、土肥地区へのコースの流れを誘導するとか確保して、交流人口をふやして観光の発展につなげると。それでまた海の223（ふじさん）号線もつながっていれば利用客もふえてくるのかな、促進できるのかなと。これが一番優先だよというのは確かに泣く泣くわかるわけですけども、これらをやする場合、アクセス道路の開設、新設といいますか、改良といいますか、このような道路の経費というのはどういう枠組みなんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 梓組みの前に今の関係を、議員の「天城湯ヶ島インター」という表現がなされていますけれども、ここところが市長のほうでは「月ヶ瀬インター」という表現で表現しています。また、湯ヶ島インターというのは長野のほうの下あたりを狙っているということですので、ちょっとそのインターの位置を間違えないようにお願いしたいということです。

それと、平成30年度というのが国交省のほうから出ました。平成30年度までに月ヶ瀬インターのところまでできるということが国交省のほうで発表になったわけですがけれども、伊豆市としましては平成30年までにお願ひしますという要望をしているところです。

この予算の関係ですけれども、予算については、補助国道ということになっています。静岡県がやっているこの議員の①、これは土肥の峠工区と下船原バイパスになるわけですがけれども、それは136号の補助国道ということで、国の補助金で静岡県が実施をしているところになります。そして、ここの下船原バイパスなんですけれども、もう既に橋の橋台の工事の発注もされています。また、路線についての用地買収も今行なっているところということで、1番についてはもう既に着々と進んでいます。

2番の伊東西伊豆線なんですけれども、この伊東西伊豆線の長野へ向かう国道とのタッチのところなんですけれども、ここについても道路改良で事業着手前制度ということで、今年度もう動いていますので、来年には工事かというような状況になっているということで、順番に1つが終わったら次じゃなくて、もう既にダブってやっているところです。

ですので、3番についても、伊豆市は静岡県に働きかけはしているということで御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） 天城湯ヶ島インター、月ヶ瀬インター、天城湯ヶ島インター仮称なんですけれども、これを通称月ヶ瀬インターとダブったところ、同じ場所をダブって言っているのかなと私は思ったんですけれども、国交省河川事務所が出している事業概要には天城湯ヶ島インターとなっている。イコールでいいんでしょう、月ヶ瀬インター。もっと上の天城山寄りが天城湯ヶ島インターかなと思って、そうじゃないんですね。そんな中で、あとはこれに記載されているのは、山を越して向こうへ行って河津インターまで入っていないんですね、天城湯ヶ島インターから。ですから、途中はないというような今の計画であるわけなんですけれども、それはそれとして、優先順位的には土肥へのアクセス道路でいいと思うんですけれども。

2番目は、国土峠は2番目になって、今もう長野まで始められているなんて話だったんですけれども、実際に筏場の山葵沢まで通すという部分の中ではそれほど、どうでしょうかね、観光客等は通る可能性もあると思うんですけれども、中伊豆地区、特に八岳地区の住民等も

余り利用しませんし、インターが湯ヶ島にできて、そこへと直結するようになったとしても、わざわざ上にまで行って、そこから乗ってまた下へ来るかという部分もありますし、そこまで行って下田のほうへと向かう人は少ないでしょうという中で、余り効果がないのかなと思っていますけれども、文学の郷と湯ヶ島地区の発展のための長野地区あたりの改良については必要があるんでしょうけれども、そこまでどまりにして、あとは矢熊筏場のほうをもっと早期にという考えをしていただければなとは思っております。20何年叫んできたことで、矢熊筏場もまだ可能性少ないよというのは、もう待ってられないよという部分もありますので、縦貫道をいかに活用するかという中で、時間短縮等も道路改良等でしていただけるなら伊東修善寺線でもいいのかなという、そろそろどっちか見きわめる時期なのかなと思っております。

そんな中で、今このときですので、縦貫道を最大限に活用するためには、横断道としてどこのルート、矢熊筏場もまだいつになるかわからない部分の中で提案し、要求、要望していくのか、その見通しが見つからないだったら、伊東修善寺線をもう少し、2万台と言っていますけれども、渋滞等も発生しないような道路改良的なもの、また、大平インターを基準とするのであれば、伊東修善寺線じゃなくて、田代のところを通っていく別道路の拡幅等、現道を拡幅するとかという部分の中で時間短縮を図って、生活圏内を広げていく、雇用圏内を広げていくという部分、そこらも考えるようなところも必要かなと思っております。

とにかく、縦貫道ができることのメリットは数々ある中で、それを地域に生かすためにも横道くしの歯作戦的な道路が何本か必要になってきますけれども、基本である道路の位置を市としても伊豆半島としてもまず確定していただくという中で、機会があれば、同盟会もありますし、伊豆半島の首長会議もどこかであるんでしょうから、そこらで市長、大きな声で、伊豆半島全市を巻き込んでという形で、「伊豆は一つ」を合い言葉にぜひ、地方創生事業へはかけられないよと、道路は道路だよという話もあったんですけれども、何か動きをここでしていただければと。市長の2期目のあと1年半の最大の集大成として、目玉事業としてぜひ、伊豆は一つの中で、伊豆半島の首長会議または同盟会等での大きな声を出して要望を、チームワーク、伊豆は一つの中でお願いしたいんですけれども、そこらの市長の意気込みとお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申しあげましたように、伊豆半島グランドデザインの中で、道路は、それぞれの期成同盟会は残りますけれども、しかし、どの道路であれ、みんなで力を合わせて国・県に要望していこうと、そういう方向では私は強く皆さんに訴えているところであり、伊豆横断道も今の現状の経路が一番いいのかどうかも疑問がありますので、伊豆半島にとって最も効果的な横断道、そして下田・賀茂のほうの横断的な道路はまだ全くめどが立っておりませんので、伊豆半島の北部、天城山から北側での伊豆横断道がどのようなもの

であるのが一番望ましいのか、それも見直すべきところがあれば見直した上で、しっかり力を合わせてやっていきたいと思っています。

ただ、繰り返し申し上げますけれども、今、道路の要望する、特に矢熊筏場線等あるいは月ヶ瀬インターの活用等々、まさに今、タイミングなんですけれども、繰り返しますけれども、したがって、今、八岳地区の地域のあり方を考えるタイミングでもあると思うんです。そこなしで私がほかの地域に対して頑張りますと、こう言っても、そのコンテンツ、その地域づくり構想がないまま訴えるというのは説得力に欠けますので、まさに八岳地区、上大見地区も今、将来構想、地元の皆さんで考えていただくタイミングだと、ぜひそこは私からもお願いを重ねて申し上げたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

山下議員。

○4番（山下尚之君） そうですね、先ほど規模が違いますよという中ですがけれども、例えば八岳地区で何か事業提案して、こういうことやりたいから伊豆横断道という壮大な道路をつくってくださいよと言っても、なかなかどうも結びつきがいくのかなとは思っておりますけれども、八岳地区については、それなりの地域づくり協議会等も立ち上げ、それなりの事業を地域に合った事業、500万円ですからそれほど大げさなことはできないんでしょうけれども、1つは地域が団結できるような、場の力を発揮できるような組織にしていきたいという部分を考えておりますので、またそこらは別な形で地域で相談をしていきたいと思います。幾ら叫んでも幾ら要望してもという中でもう20数年来ておりますので、ぜひ何とかここでもう一歩前へ、もう二歩前へという中でこういう風が吹いておりますので、それぞれの立場の方が今まで以上、大きな声で、知恵を出して、汗をかいて、やる気、本気、根気でぜひ、道路なければという部分がありますので、お願いしたいと思います。

月ヶ瀬インターか大平インターかという話の中では、十字架を組みたいなという部分、西から東、東から西へ観光ルートがどうにでも多様化できるという部分の中で、十字架が組めればいいなというところでは、土肥へ抜けている月ヶ瀬インターを基本に考えたほうが、八岳地区としても短時間、距離が短縮できますし、いいのかなと思っておりますが、その42億円であける採択が無理であれば、大平インターから中伊豆地区へ、伊東方面へという部分をもう少し、最大のメリットである時間短縮を生かせるような道路提案のようなものを構想をつくって伊豆半島から発信という部分、それは先ほど建設部長が話した県を通してという部分がありますので、県を巻き込んでという言葉はよくないでしょうけれども、県にお願いしながら国へと上げていくと、その上げていく手法が地方創生事業ではどうかなという部分だったんですけれども。

とにかく道路が入ってくれば、少しでも地元から仕事や通学に通える人も若者も多くなってくるでしょうし、戻ってくる方も多くなってくると思います。地域の活性化にもつながりますし、逆に定住人口、起業、会社を始めるとかという部分の中もあるかもしれませんし、

定住人口、交流人口も少しは求められる可能性もふえるのかなと思っておりますので、ぜひ環境、道路整備をお願いして、大変大きな大規模な計画ですので、見通しが見つからない先の見えないところもあるでしょうけれども、これからいろいろな場の中で大きな声で叫んでいただいて、伊豆市一丸となるのはもちろん、伊豆半島全体が一つになって、何とかしていくために、ぜひ大きな声をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで山下尚之議員の質問を終了します。

◇ 大 川 明 芳 君

○議長（杉山 誠君） 次に、7番、大川明芳議員。

〔7番 大川明芳君登壇〕

○7番（大川明芳君） 7番、大川明芳です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

河川環境の現状と河川整備の取り組み。

狩野川は、天城山に発し、伊豆半島中央部の大見川などの支川と合流し北上、田方平野を蛇行しながら沼津市において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長約46キロの一級河川であります。特徴としては、太平洋側の大河川で、真北に流れる川ですけれども、北流するのは狩野川だけであり、また、水利用の大型ダムがないのは、一級河川にして数少ないことです。このために、アユなどの清流魚が上流部に至るまで遡上できることから天然魚が多く、また、友釣りの発祥地とし、全国一遅くまでアユの友釣りが楽しめる川としてにぎわっております。

一方、源流に当たる天城山は、年間降水量が3,000ミリを超える多雨があり、標高差が大きく流れが急なことや、狩野川流域は火山地帯で、天城山、達磨山などの第四紀火山や、新第三紀に形成された火山性地層からなる西浦山地などに囲まれており、そのため流域の多くが脆弱な火山岩及び火山噴出物で地質が構成され、大雨により崩壊しやすく、古くから洪水が多発しました。

ここはちょっと記載しておりませんが、参考に、昨年10月には、10年に一度の強い勢力と報道されました台風26号が伊豆諸島を通過し、伊豆大島三原山の中腹が崩落し、多くの犠牲者を出しました。海外では、11月に台風30号がフィリピン中部を直撃し、壊滅的な被害を受けました。本年は8月に、台風12号の後、11号と連続の台風一過以降も、日本列島に停滞した前線がもたらした局地的な豪雨で、福知山市では2,500世帯の浸水、2日後の広島市では土砂災害により、多くのとうとい命が奪われる甚大な被害が発生し、改めて風水害の猛威を感じたところです。

本題文に戻ります。

伊豆半島では、「100年に一度の風水害」と言われた昭和33年9月26日の狩野川台風から半世紀を超え、気象変動との関連から、今後も巨大台風の襲来が予想されている状況にあり

ます。近年は、堤防整備の進捗と昭和40年の狩野川放水路完成により、狩野川本川の氾濫による甚大な被害は発生していませんが、修善寺橋下流の田方平野では、整備がおこなわれている支川の越水氾濫や内水氾濫を主な原因とした浸水被害が数多く発生しています。

修善寺橋上流域は、県、伊豆市のそれぞれにより治水事業を進めていますが、治山・治水の整備は、山間部での崩壊が予想される多くの危険個所の土石流対策として治水砂防工事を、急な斜面や崖地の人家に隣接した箇所は急傾斜地崩壊対策工事が進められております。

河川の整備は、山地における土石流が人家や耕地に直接被害を与える危険性のある河川について、改修工事や砂防堰堤工事が進められ、さらに整備事業の要望を関係機関に奔走されています。

狩野川本川においては、近年氾濫などの甚大な被害は発生しないと申しましたが、狩野川台風から56年が経過した現在、本川内には多量の土砂が堆積して、非常に危険と思われるところが何カ所と見受けられます。

水環境・自然環境、河川利用の観点と河川整備計画との整合を図りながら、次の4点における今後の河川整備、河川の利用や流水の正常な機能、河川環境の現状を課題とした考えを一つ一つに当てはめ、どのようにお考えになるのかお伺いいたします。

(1) 樹木の繁茂により、河積が阻害されるおそれのある河道内の中州の除去整備について。

(2) 堤防沿いの堆積土砂や高水敷削除整備について。

(3) 河床上昇による洪水氾濫を防止する河床掘削整備について。

(4) 堤防・護岸整備について。

以上、市長にお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの大川明芳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答えさせますけれども、砂防事業のほうは直轄砂防で、国の直轄事業がございますので、伊豆市の中は極めて幸いなことに国の直轄砂防、それから県の急傾斜地対策で非常に工事が進捗してまいりました。河川のほうは基本的に県にお願いすることになって、なかなか進まない側面もございますが、最上流部であり、我々の安全対策がまた下流域の皆さんのためにもなりますので、修善寺橋から下は狩野川流域の皆さんの力を合わせ、修善寺橋から上流については県のほうにたびごとに要望しているところでございます。

具体的な内容については、建設部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） 続いて、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、大川議員の河川の中の木とかそういうのが生えている

ところということですが、議員のおっしゃられているところは、中州は、雲金橋下流の中州のことだと思いますので、そこについてお答えをさせていただきます。

ことし10月の台風18号、このときに湯ヶ島で371ミリという大雨が降りました。そのため、狩野川の河川堤防いっぱいには水が流れるという状態だったわけですが、この雲金橋下流の中央部に中州があるために、右岸側のところに奔流が流れて、そのところの河床が下がったと、そして、左岸側については逆に堆積土が残ってしまったということになります。また、これはうちのほうの関係ですが、旭日橋のところも橋いっぱいには水が流れているという状態もありまして、あわせて旭日橋と雲金橋下流のところ、ここのしゅんせつの要望を台風18号の後、静岡県のほうへ伊豆市から要望書を提出させていただきました。河川のしゅんせつ、河床整備等の要望をさせていただいたところです。

2番、3番についてですが、これも地区の要望が毎年ありまして、これを毎年県のほうへと要望書を出しているところです。さらに河川管理者に要望を行っているところなんですけれども、今、慶友病院のところでは、もうそこで約600万円、600万円以上ですが、の事業費でしゅんせつを行っております。

4番の堤防・護岸の整備についてですが、県に確認したところ、河川整備計画で今、護岸を新しくやるという計画はないということです。ただ、地区要望に沿って、各河川のふぐあいというんですか、そういうところの要望箇所については継続して県がやっていきたいというふうに考えているという回答をいただいているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ありがとうございます。

それぞれに全体的な整備については、よくわかりました。

再質問は、今、建設部長の言われたとおり、場所を特定してお考えを伺いたいと思います。

申しわけありませんが、1と2を前後し、2から進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一つ、河川のこの用語というのは、非常に難しい用語をかなり使っておりますので、1つ用語をお伝えしたいと思いますが、右岸、左岸と出てきますけれども、右岸とは、狩野川でいうと、上流から下流に向かうそこで見てくださいということで、天城山から三島のほうを向いて、そして、その右側を右岸、左側が左岸ということになります。右岸は、矢熊であるとか佐野、雲金、日向、そういうところになります。左岸は、青羽根であるとか大平、こちらの役場のある小立野でありますとか、そういうことになりますので、そこでお話をしたいと思います。

(2) 堤防沿いの堆積土砂や高水敷の削除整備ですが、大平区、雲金区間にかかる宮田橋、右岸の下流域は多くの土砂が堆積しており、梅雨期、台風期、大雨が集中したとき、洪水な

どの危険な箇所であると思います。川は右に曲がっていますけれども、右に曲がっていると左岸が浸食され、右岸に土砂が堆積します。こちらは全くそのとおりです。河川の形態により同じことが繰り返されますが、同じ形態箇所、今、建設部長からお話ありましたが、田沢区の田沢橋、こちらの慶友病院のところですが、田沢橋下流にも大量の土砂が堆積し、こちら上、下ありますが、大変こちらも危険と考えます。土砂削除は計画的に行われているのか、それとも、大きな流れなので、一時に多く堆積した箇所の削除に重点するのかなのか、どちらか。こういう整備の仕方のお考えを伺います。

あと1点、堆積原因と考えられることは、宮田橋は2本の橋脚があります。田沢橋は中心に1本の橋脚があります。このため、水が橋脚にぶつかり流れを変えて、下流の右曲がりのたまりやすい右岸へさらに土砂を堆積させると考えます。また、橋脚や橋桁に大量の土砂や流木などが集中してダムが形成され、台風26号のとき修善寺橋がそうでしたけれども、これが決壊し、洪水が発生するものと推測されます。橋脚を取り外すことはできません。橋脚のない新たな橋のかけかえ整備計画を将来に向けて考えますが、橋のかけかえをすることは多額な経費などかかることから、どのようなお考えをするのかお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、先ほど慶友病院のところの箇所で600万円程度という話をさせてもらいましたが、864万円です。そういうことで、河川維持修繕工事ということで、河床掘削工を今井建設が沼津土木事務所の発注で実施をしているところです。

どういう計画でやるかというところなんですけれども、多分県のここの工事もそうだと思うんですが、やはり弱者施設がそばにあるところで水をあふらしちゃいけないというところで、そういうところを優先にやるんですけれども、ただ、計画的にやるかどうかということなんですけれども、まず川は生き物です。いつ、どれだけ、どこに土砂がたまってくるかというのは予測が不可能で、山の荒廃とも影響があるかだと思います。そういうことで、対処法はありますが、堆積がいっぱいあって、ここが危険になってきたというときに河床整備をお願いをしているところですので、計画的に道路の新設改良のような形でやっていくものではなく、対処法でやっているのが現状です。

もう一つ、橋の橋脚何とかならんかという御質問ですが、やはり50メートルからある川幅をワンスパンで渡ると桁が相当厚くなります。費用もかけかえは相当かかるわけですが、その中で、桁が厚くなると、河川の断面を侵すわけにはいきませんので、道路が上がってしまいます。道路が上がってしまうと皆さんの使いづらい道になってしまうという中で、なぜ橋脚があるのかということなんですけれども、今ある橋脚は、河川管理者と十分協議をした中でルールがありまして、河川の阻害率を何%侵すかという中で許可が得られているものです。ですので、それをクリアしているということですので、影響があるんですけれども、基本的に橋脚は認められているということです。

ただ、そのこのところの河川断面はしっかり確保していないと、いろいろなものが何ですかひっかかって、そこが天然ダムのような形になると困りますので、やはりそのこのところは堆積があった場合には、我々もしゅんせつの要望を出させていただいているところです。伊豆市が勝手に川の中へ入ってずかずか川を掘るわけにはいきませんので、そういうことで、ここは県にお願いをしているということで、特に橋に関しては我々も、かけかえではなくて、スクラップ・アンド・ビルドではなくて、長寿命化を図っていますので、今のピアのまま、ピアがあるという中で、河川と道路という関係をしっかり見ながら要望は要望させていただくということで動いているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 土砂の削除については、増水後の河川全体の堆積状態を調査し、優先順位を決定して削除願えればと思います。

橋のかけかえについては、経費など考慮すると、耐用年数までは無理であるため、他の整備方法で安全を考えなければならぬことがわかります。

参考に、下流域支川の黄瀬川にかかる黄瀬川橋ですけれども、こちらは河積が狭く、流下能力が阻害されていたために、川幅を広げ、橋の長さを1.5倍強の105メートルにかけかえて、今年3月8日に建設費約19.1億円で工事が完成し、開通しております。こちらについては2本の橋脚を持っております。

宮田橋下流域は、河積を超える水量で越水が考えられますが、他の整備方法として、安全を考えると、堤防の高さを高くする、また幅を広く変えるなど堤防の整備を考えますが、越水を防止する対策としてはどのように考えられるのかお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 川の流下能力を上げるには、上げるか、下げるか、広げるか、この3つしかありません。堤防を上げるのか、川幅を広げるのか、河床を下げるのか。上げるか、下げるか、広げるかのこの3つになろうかと思います。

ただ、余りにも周りに社会資本というんですか、家が張りついてしまったりとなると、広げるのはなかなか困難になります。そういうときには堤防の越水を考えてパラペット方式ということで、この庁舎の狩野川のところにもパラペットを設置していただきましたけれども、ああいう形のものをやるのか、もしくは川の河床を下げるのかということになろうかと思います。

ただ、河川の河床勾配、勾配が少ないところで1カ所そこだけ下げても効果はありません。すぐ堆積してしまいますので、それは現場現場に応じた形のものになろうかと思います。ただ、河川勾配が多い修善寺川なんかそうなんですけれども、あそこのこのところの流下能力は

河床を下げるというやり方になろうかと思えます。狩野川本川で河床勾配が少ないところ、ここについては堤防のかさ上げ、それがよろしいかと思えます。

ただ、河川の場合には、上流ばかり一生懸命に整備しても下流であふれてしまったりということもありますので、下流側から整備するというのが常識的な改良方法になるだろうと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ありがとうございます。

越水や破堤の危険性を解消するには、高さ不足をかさ上げするなり、幅不足は腹づけ工事などの堤防整備をしていただくことを考えます。

次に、河川内の高水敷や高水位は、松ヶ瀬地区の左岸に魚釣り客用の駐車場などで利用されているところがありますが、その河川敷は川幅が広くあるため敷地の削除は必要ないと思えますが、この左岸は約300メートルにわたり堤防がなく、現在も堤防がなく、耕作地を洗い流す危険があると考えられますので、いまだになぜ堤防が築かれていないのかお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 石積み等で堤防が積んであるから堤防がある、そういうのがないから堤防がないという考えではなく、天然護岸という考えを持っています。岩盤のところにならぬ石を積んで護岸をつくるのではなくて、岩盤とか地盤がしっかりしている、これ以上浸食されないというようなところについては、人工的な護岸を設置しないで天然護岸、要は岩を出したものが河川の護岸という形をとっているということで考えているところです。狩野川本川についてもそういう箇所は何カ所も見られます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ありがとうございます。

川幅があるところとか氾濫の危険が少ないことや、周囲の景観を考慮し自然を残すために、堤防など築いていないということがわかりました。堤防を整備されていない区間や、堤防の高さや幅が不足している区間がまだ約30%残されていると聞いておりますが、このようなところが含まれるのではないかと考えます。

次に移ります。

1番に戻りまして、（1）の樹木の繁茂により河積が阻害されるおそれのある河道内の中州の除去整備です。

こちらは、青羽根地籍の狩野川本川中州は、台風や豪雨の増水時に危険個所であると、平成24年の3月と9月にこちら一般質問をされております。今回は私から質問させていただきます。

現在の青羽根地籍の中州を挟み込む川は、雲金右岸側が本川になっておりますが、昭和33年の狩野川台風以前は、青羽根左岸が本流であったため、雲金側から石伝いまたは丸太の橋で中州に行き来することができました。狩野川台風以降は、流れが変わり、両岸から中州に行くことができなくなり、また、畑が流されたことが原因かと思いますが、雑木や竹林で全域が覆われており、植林や耕作はされておられません。竹は行事等に使われていると聞いております。大きな台風や集中豪雨で多数箇所でも山崩れが発生し、これにより大量の土砂や杉、ヒノキなどの長さ十数メートル、根の長さ5メートルにも及ぶような大木が流出し、洪水の流下の支障となる中州の土砂の堆積や、中州内繁茂の樹木に流木が流積して流れを閉塞させると、破堤を引き起こしかねません。

中州についてお尋ねいたします。この中州は民地があると思いますが、面積と権利者関係はどのようにあるのかお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 中州については、前大川議員が質問をされました。そして、地権者1人の方に了解とったから木を切れやという質問でした。そのことについて調べたり県のほうにもかけ合ったんですけれども、そこには2つの地番がありますということと、所有者に関しては、全部で7名の所有者になります。それと、静岡県の方では、そこが民地であるために、木は切りませんという回答をいただいたところです。

それでは、今の質問にお答えします。

249番地という地目が山林、ここのところが1,560平米、現況地目も山林というところがあります。ここについては評価があるんですけれども、評価の金額が小さいものですので、税金はゼロです。もう1筆が250番地、地目が山林で、現況は河川敷ということで、これは課税されていません。面積は1,207平米です。ですから、あそこには民地として2,700平米の民地があるということになります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 土地の所有者は幾人かあるということは聞いておりましたけれども、また、これは個人個人の所有であると思っておりましたが、筆数は2筆ということですので、1人と、あと6人でしたかね、6人の共有であると思います。狩野川台風以前は、クヌギの木の植林や畑にはサツマイモなど耕作していたことを記憶しております。

土地は課税されていないということですが、河川敷ということは課税をされないというこ

となんですか、河川敷自体。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 2筆が存在してまして、1筆は現況が河川ということで課税されていません。もう1筆は、課税評価額があるんですけども、土地の価値が余りにも低いもんですので、課税されないということになっています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ここは、両側に川があるために渡ることができずに、また、全域が竹林で覆われていて作物は耕作できない現状にあり、増水時、土砂や流木などが樹木に堆積して河積が阻害され、水害の発生源となり、非常に危険なところであると思われま。日々付近の住民が不安でいることを考えますと、除去の考えはやむを得ないことかなと思います。

中州の除去を考えた場合、地権者は県に土地の放棄や譲渡していただくことになるかと思いますが、登記に必要な経費などの負担はこういう場合どのようなになるのか、おわかりであったらお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 前議員、大川議員のときには、そこが個人だからやりませんよという回答をもらってましたので、そこが今議員おっしゃられたように寄附なり無償提供していただければ、また話は変わってくるかと思えます。

そのときの登記なんですけども、道路内に民地もあつたりする場合もいっぱいあります。要は未登記部分、そういうものについては道路管理者が登記をします。ここについても河川内で、河川区域になっているかと思えますので、当然静岡県のほうでやるというふうを考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ありがとうございます。

ただ、課税されないことなどでね、地権者は長期間にわたり現状のまま放置することが考えられますけれども、この辺また速やかに削除のほうの考えをお願いするものでございます。

また、登記のほうは、県のほうでできるということでもありますので、この辺も地権者にお話をしたいと思っております。

あと、もしできるときに、この中州の土砂の処分なんかはどのように考えられるのか、この辺はそういう予定が入ったときに決まるんでしょうけれども、こういうものというのほど

ういうところに処理されるのか。お願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まずは用地が県のものになるということが大前提なんですけれども、ぜひとも議員、そのあたりに寄附なり無償譲渡という形で地権者の方にはお願いをしたい。議員のほうからしっかり働きかけをお願いしたいというところになります。

ここが静岡県になった場合の土砂のところですけども、まずは土砂を持っていくんではなくて、河床整備ということで処理をします。川の中の計画箇所のところまでは土を平らに整備していきます。要は、今ここが山になっているかと思えますけれども、このところが右岸側のところの下がっているところ、そこへとどんどん入れ込んで川を平らにする、そういうような形になります。余りにも土砂を取り過ぎてしまうと、今度、下流側のほうで河床が下がり過ぎるということになりますので、河川には必ず運搬と堆積と浸食という作用を常にやっていますので、その中で土砂を取り過ぎてはいけないので、河床整備、これをやる予定になると思います。ただ、それでも土が余ってしまう場合には、河川外へと搬出ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 河川へそのまま残される、大半が残されるということですけども、できれば、私、素人考えですが、運搬経費は多少かかりますが、土肥海岸の再生事業として、八木沢海岸に投石して、テングサの収穫量が1位にまた戻るよう貢献できることを考えます。

中州の樹木内には多様な生物の生息・生育場になっているなどの自然環境を考えますが、周辺地域には山林や竹林があり、代替ができることで問題がないこと、また、害虫発生防止対策の上からも、増水時に河川を閉塞させ破堤を引き起こさない水害発生の防止から、権利者の理解と御協力を得まして、中州の除去整備を考えるところであります。

次に進みます。

3番ですが、（3）河床上昇による洪水氾濫を防止する河床掘削整備ですが、出水などにより河川内に堆積した土砂が、洪水の安全な流下などに支障となる場合は、所有地などの環境への影響や水際の多様性の維持に配慮した上で、適切に河床掘削、しゅんせつが行われておりますが、堆積する場所は決まって同じ場所であると思えます。一度の出水などですぐさま堆積する土砂を取り除く工事は、河川水の利用に関する農業用水、水道用水、工業用水、発電やアユ釣りシーズン、また産卵期など、利用状況や河川環境から考えると、工事のできる期間は大変少ないと思われませんが、工事の期間や工事の進め方についてのお考えを伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） しゅんせつ工事の時期ですけれども、やはりわざわざ重機を川の中に入れて台風を食らうことはないですので、渇水期ということで、11月以降が河川工事のメインになろうかと思えます。やはり夏場はアユ釣りの方もいたりするものです。

それと、川を濁さないで川の工事をするということが必要かと思えます。川幅が広い場合ですね、川回しとって、水をどちらか片方へ逃がしておいて反対側の工事をやる。水を逃がして水路仮設工事を行ってやることによって、水の切り回しのときには濁りますけれども、本体工事をやっているときには川は濁らないという工夫もできますので、そういうことで、なるべく周辺に影響のない形で工事をやるように心がけているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） 雨による濁りは二、三日でおさまりますが、工事の濁りは期間中ずっと続きます。今、部長のお話のとおり、濁らない方法があるということですので、そういう方法でお願いできればと思います。

米づくりに必要な水については5月から8月ころまで、また、アユ釣り期間は5月から11月ころまで、なお、産卵期間が11月、12月ごろあります。これは非常に大切なときです。また、水温が海水温と同じようになるとき、これ2月ごろですけれども、このときはアユの遡上が始まり、この期間の水質の影響で天然アユのその年間の数量の差が出てくると言われております。年間を通して見て工事期間は全く少なく、多年にわたる工事期間になると考えますが、よろしく願いいたします。

次に進みます。

（4）の堤防・護岸整備です。

修善寺橋下流は内水対策が行われていますが、上流部では傾斜地が多く、内水の排水が不良で、浸水する箇所は少ないと考えられますが、私ども、ホテルかの川テニスコート横の支川は、平地のため、狩野川の増水時に、排水不良のために逆流し、雲金地区の民家に内水被害が頻発しておりますが、排水不良の内水対策として排水機場の施設を考えます。排水機場の役割もあわせてお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 河川改修をしてしっかり排水路をつくるよりも、排水機場をつくったほうが安いという場合があります。また、本川上の水位がどんどん上がり切っちゃって、内水被害が起きるところで排水機場をつくるわけですけれども、議員おっしゃったところについては、家があるわけではないという中で、対策としては、地盤を上げてしま

えば済むところになろうかと思えます。そういうところには当然、排水機場よりもそういう工法のほうが安くなろうかと思えますので、そういう計画はできないということになろうかと思えます。そういうことで、やはり被害なく河川改修、それと排水機場、そういうところを勘案して設置というものがなされるようになります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） あと、本川の計画高水流量の流下時に、本川の水が支流に逆流する背水区間といいますけれども、この背水区間は樋門の施設も考えなければ排水機場の役割は果たさないと思えますが、その辺はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 河川の高水位、要は水が狩野川沿いで上がってきたとき、河川の高水位とそこの内水面被害の関係で、樋門、樋管、これをこしらえます。伊豆市のほうで管理しているのは、百笑の湯の少し下、大仁橋の下のところに水門があります。あそこがうちのほうの主管のところになりますが、それ以外、上流、湯ヶ島地区のほうについては、河床勾配がきついもんですので、そういうものは逆に設置をしないという形で管理をしているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

大川議員。

○7番（大川明芳君） ありがとうございます。

この箇所は県道の拡幅工事が予定されておりますところですので、あわせてこれから考えていただければよろしいかと思えます。

終わりのまとめとして、地球の温暖化による海水温の上昇により水蒸気が多く生まれ、多くの量の水蒸気が上昇気流を生み出し、積乱雲となり、短時間に激化する豪雨を生み出します。温暖化が進んでいることから豪雨はこれからも起き、最大雨量を超える雨となり、巨大災害となることが考えられます。50年以上前に起きた狩野川台風の記憶は次第に薄れていきます。しかし、過去の歴史を知り、災害に備える取り組みを忘れてはならないと思えます。今後いつ起こるかわからない自然災害に対し、一人一人が常に備えを万全に整え、被害は最小限に食いとめることを考えます。自然界を第一に考えた治山・治水対策と、災害時にいつでも対処できます合議体制を確立することが私たちに課せられた使命であると考えて、質問を終わりといたします。

○議長（杉山 誠君） これで大川明芳議員の質問を終了します。

ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 永岡康司君

○議長（杉山 誠君） 次に、1番、永岡康司議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

通告に従いまして、教育長に答弁を求めます。

伊豆市奨学金制度の改革について。

現在の大学教育にとって奨学金の役割はますます重要になっています。奨学金は1998年から2014年の間に、貸与額で4.9倍、貸与人員で3.7倍と急速に拡大し、今や学生の50.7%と2人に1人が奨学金を借りています。この間、勤労者の平均年間所得は60万円も減少し、親からの仕送りも平均で月額10万円から7万円に減りました。その一方で大学の学費は上がり続け、初年度納入金は国立で83万円、私立は文系約115万円、理系約150万円にもなります。教育費負担は重く生活にのしかかっています。こうした諸事情からの大学等進学のためには奨学金に頼らざるを得ない若者がふえています。

今、奨学金を借りると、平均的なケースで、300万円（5万円を4年間、大学入学時に50万円）を借りますと、300万円もの借金を背負って社会人としてスタートを切ることになります。その一方で、非正規雇用社員の増大などで卒業後の雇用、収入は不安定になっており、大学・短大などを卒業した30代から50代の3分の1以上が年収300万円以下の賃金で働いています。こうしたもとで、奨学金を借りた既卒者の8人に1人が滞納や返済猶予になっているのが現状です。奨学金の返済は、期日から1日でもおくと3%から5%の延滞金が増えさせられます。ますます返済が苦しくなっていきます。滞納が3カ月以上続けば、金融のブラックリストに載せられます。多額の借金を恐れて、奨学金を借りたくても我慢をする学生もふえております。

今回、奨学金返済への不安と負担を軽減し、教育を安心して受けられる伊豆市奨学金制度の改革について、以下の提案を行います。

(1) まず最初に参考までにお聞きしますが、現在、伊豆市の奨学金制度の受給利用者はどれほどですか。また、日本学生支援機構との併用はありますか。

(2) 1番、奨学金の額なんですけれども、①高等学校、月額2万円、②高等専門学校・短期大学・大学・専修学校、月額5万円に増額する。原則、現在と同様に金利を無利子とする。

(3) 返済方法についてですが、卒業後1年間は据置期間とし、返済期間を18年、これは

日本学生支援機構と同じとして、延滞利息3%を無利息とする。

(4) 奨学金貸与・借用証書兼返済計画を提出の際、保証人を父・母どちらか1名とする、または廃止する。

(5) 奨学金が無理なく返済できるよう、貸与金額を所得に応じて返済できるような制度にする。

6番、奨学金返済が若者の生活を追い詰めないように、返済困窮者全ての人を対象に相談窓口を設ける。

(7) 将来的に、伊豆市奨学金制度を改革し、生活困窮者を対象に、奨学金の一部または全部を給付型奨学金制度の導入を提案いたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、永岡議員の伊豆市奨学金制度の改革についてお答えをいたします。

最初の質問ですが、伊豆市の奨学金制度の受給利用者は、平成26年10月末現在、28名が受給しております。そのうち貸与中の方が9名、そして償還中の方は19名です。日本学生支援機構の奨学金との併用は可能で、教育委員会で把握している方は3名おります。

次に、奨学金の増額の御提案ですが、伊豆市の奨学金の金額は、高等学校は月額1万6,000円、高等専門学校、短期大学、大学及び専修学校は月額2万円を上限に無利子で貸与しております。国・県・大学・高等学校でそれぞれ奨学金制度があり、市の奨学金制度は他の制度の補助的・補完的な役割であることから、当面、金額については現行制度を維持していきたいというふうに考えております。

次に、返済方法の長期化の御提案ですが、返済期間については、8年以内で償還できる金額であり、事情に応じて変更申請が可能です。個人的に自由に返済期間、返済金額を設定できて、無理のない計画を立てることができるよう、そういうような制度になっております。延滞金利息3%については、生活の状況に応じて減免制度の創設は可能というふうに考えております。

次に、保証人です。保証人を父母どちらか1名とするまたは廃止とするの御提案ですが、保証人は2名で、そのうち1名は保護者、もう1名は、昨年まで保証人は市内在住の方に限定されていましたが、今年度より4親等以内の親族も加え、より利用しやすい制度にいたしました。日本学生支援機構のように保証期間がないので、連帯保証人は、申請者が返済できない場合、かわりに返済していただくため、その保証人は必要というふうに考えております。

次に、所得に応じた返済制度の御提案ですが、前出と同じで、個人で自由に返済期間、そして返済金額は設定できます。無理のない計画を立てることはできる制度になっているとい

うふうに考えております。

次に、相談窓口の設置ですが、教育委員会では随時相談を受け付けており、申込規定やホームページにも掲載して、利用者に周知して今後ともいきます。

最後に、給付型の奨学金制度の導入の御提案ですが、伊豆市の奨学金制度は、教育資金貸付基金が財源となり、貸付を行っております。給付型の奨学金では返還を伴えないため、財源の確保が非常に難しく、厳しい財政状況の中で導入することは困難と考えております。

今後も、国や近隣の市の動向を見ながら、市民のニーズに応じた奨学金制度を検討して、引き続き、予算の範囲内でより多くの方に貸与制度を利用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問はありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） ありがとうございます。

まず、28人が利用しているということ、そして、償還19名ですか、3名が併用しているということで、2万円と5万円を借りると7万円ということになるんです。そうすると、多額な奨学金を借りるんだなということを改めて思います。

これで、借りている人は28名いるということで、利用している人は28名。滞納している人というのはあるのでしょうか。それとも、滞納している人があれば、滞納金額を教えてくださいと思います。そういう問題があるかどうかということをお聞きいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 貸し付けの状況につきましては、教育長の答弁のとおりでございます。

滞納につきましては、現在7名、滞納がございます。額につきましては、11月末現在で387万円余の滞納がございます。この滞納者奨学金返還についての問題ですが、奨学金利用者、保証人ともに、市外へ転居してなかなか連絡がとれないというような、そういった方が主な滞納者ということで、7名の方で、少しずつの額でも返還をしている方ももちろんいるんですけれども、なかなかどうしても転居先がつかめないという方も中におりまして、この380万円という大きな滞納額が生じているという状況でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） ありがとうございます。

僕も滞納額、滞納者があるとは聞いておりましたんですけれども、7名、利用者のうちの7名が滞納しているということはすごい問題ではないかなと思っています。ましてや387万

円もの滞納額があるということ、それが市外に行って取れないんだということを簡単に言われると、今、国でも物すごく大きな数字を聞いています。ですから、それだけ学生も苦しいのかなと、返済するのも苦しいのかなという気がするんですけども。

教育長が言われたように、月額1万6,000円、高校生ですね。それから一般大学生、専門学校等を含めると、2万円で今やっているということなんですけれども、それでは少ないから併用しているということを私は理解するんですけども、年間80万円で312万円ですか、を借りるということになるんですよね。そうすると、利子をつけると相当な金額になるんですけども、伊豆市としてはこれは無利子でやるということですので、これは静岡県の中でも調べてみますと、無利子というのは少ないですね、大体2%か3%ぐらいの利息を取っていると聞いています。

ちなみに、いろいろ調べてみたんですけども、育英資金制度を調べましたら、御前崎市の育英資金を参考にちょっとなったものですから調べてみました。これも伊豆市と同じように無利子で貸しているんですね。月額5万円で、1年を通じて毎月1万円以上を返してほしいと、そして返済期間は20年間、原則として返済するまでは無利子で、1万円以上なら自由に返せるということで、所得に応じて返していけるというような制度と、電話をかけたならそういう返事でした。

伊豆市としても、併用するんじゃなくて、伊豆市独自で月額、高校生で2万円、一般大学校の方には5万円で、併用を考えないで、伊豆市として単独でこれで5万円というような制度にしていけたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 確かに日本学生支援機構の奨学金の利息、それから延滞金、そういったものが負担になるということはあろうかと思えます。伊豆市の奨学金制度につきましては、利息も延滞金もつかないということで、利用者負担の少ない制度であろうかというふうに考えております。その返還の事情に応じまして5,000円から1万円、というような返済の方法で、無理のない範囲の中で返済をされているというような状況、伊豆市ではそういった状況もございますので、それでまた、なおかつ御相談等を随時受けますので、そういったことで、借りている方も無理のない返還、それから借りられるようなそういった制度、そういったものにしていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 今、日本学生支援機構の第一種、第二種とあるわけなんですけれども、第一種というのは無利息で、6万4,000円借りて4年間借りると307万2,000円、第二種で融資だと5万円借りて返済額は307万2,000円と、同額なんです、片や6万4,000円借りて307

万2,000円、片や5万円借りて融資の場合には307万2,000円、その差額が利息になるわけなんですけれども、60何万円の利息をつけて返済しなきゃならない。月額大体1万4,000円ちょっと、正確にはちょっと覚えていない、1万4,000何がしは多く返済しなきゃならない。これを第一種にしますと大体1万1,100円という形で返済できるということで、大分卒業生についても負担が軽くなるんじゃないかなと思います。

今の現行の伊豆市ですと、2万円で4年間で96万円で、8年間で返済すると月1万円という形でできると思うんですけれども、5万円借りても18年で月々1万1,000円の総負担はなくなるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） その辺の試算をしながら、教育委員会としても検討させていただければというふうに思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） わかりました。ありがとうございます。

できればいい方向に持って行っていただきたいと思っています。

保証人の問題なんですけれども、先ほど教育長が言われましたんですけれども、保証人、これなかなかなる人って、僕もそうだったんですけれども、その話をしますと、保証人を探すということは大変なことだったんですね。卒業するときには学生は、無利子ですと240万円、貸融資だと307万2,000円ですか。個人的にいいますと、3人の子供の資金を借りますと720万円から914万円の借金を負うわけなんです、一つの家庭で3人の子供を育てるためには。そうすると、親は自分の子ですから保証人はやむを得ない、これあるんですけれども。

今、教育長が言われたように、伊豆市の在住の人に、今年度からは市外でも4等親以内の保証人をつけなきゃならないということなんですけれども、今、高齢化、それから兄弟が少ない親が多くて、親戚が少ない親も結構あるわけなんです。その保証人を探すということもそう簡単ではないと思うんですけれども、保証人の条件として、奨学金返還の責めを負うために必要な資力を有する条件が保証人となっていると文書に載っているんですけれども、高齢化になりまして、もし国民年金をもらっている保証人でしたら、この必要な資力を有する保証人の条件に当てはまるかどうか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 保証人に関しましても、基金の中で運用しているということもあります。そういう中でございますけれども、当然保護者はそういったものになるかと思いますが、もう1人、4親等以内の親族、4親等といいますと、兄弟とかいところ、おじ、おば、そういったかなり広い範囲で保証人になり得るということで、非常に申

請もしやすくなっているというふうに感じております。今までの市内在住という部分が外れただけでも、保証人になっていただく方もかなり幅が広がっているというようなことだと思います。連帯保証人につきましては、奨学生本人と連帯して返還の責務を負うということになりますので、資力の有無にかかわらず、奨学生本人の返還状況によっては、連帯保証人から先に請求が行われる場合もあるということにはございます。そういった場合で、1人の保証人ではその責務が重たくなってしまうというふうに感じますので、お二人の保証人ということをお願いをしている現状でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） この700万円から1,000万円か900万円の借り入れをした中で、親も当然高齢化してくるでしょうし年金暮らし、それから保証人も、そうですね、親の兄弟ぐらいが保証人として許される僕らは範囲かなと、子供の4等親となると随分広く安易にとっているんですけども、それは保証人の対象になるかどうか、僕らはちょっと判断に苦しむ。どうしても親の兄弟ぐらいしか保証人になってくれる状況はないんじゃないかなという気がするんですね。先ほども言ったように、親の所得も年金、それから保証人も年金暮らしのときにその資力があるかどうか、年金が値するかどうかということをもう一回お聞きしたいと思っています。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 確かに議員おっしゃられるところはごもっともだというふうに思います。通常で考えれば、そういった親の兄弟とか近い方が連帯保証人になっていただけということが大方だとは思いますが。ただ、そういった方ばかりでないということもありますので、保証人になり得る枠を4等親以内にとということで広げさせていただいたということで、基本的な考え方は、親の兄弟とか、そういった近い方になっていただくということが本筋だとは思いますが、そういった枠を広げて借りやすくしてあるということ御理解をいただければというふうに思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） じゃ、何度も聞きますけれども、保証人の条件の中に必要な資力を有するという事は、それは構わないということよろしいですか、今まで答弁がなかったんですけども。ある程度の資力が必要かどうかということをもう一回確認しておきます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほども滞納者の絡みの中でも、これについても当然市民の税金を使わせていただいているというところの中で、やはり確実にその貸与したものについての返

還を求めるということも教育委員会としても必要なことであるという中で、それなりの確かな資力というんですかね、持った方に保証人になっていただくということがやはり原則であろうというふうには考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 僕もこの件に関しては2カ月間ぐらいちょっと調べてみまして、最近の動きの中で、保証人をなくそうという動き、それは後からまた質問も出てくるんですけども、そういう負担をなくそうという動きがあるようにも僕は見えたもんですから、あえて質問をさせてもらいました。それが保証人つけたから安心だというのではないんですけども、そういう方向に持っていく環境にあるのかなと僕は感じたもんですからあえて質問させてもらいました。

それから、相談窓口も随時開いてあるということで、あえては申しませんけれども、最近、就職につけない人とか、職についても派遣であったり、それから、会社が倒産したり、突然の解雇の通知を受けたりして、本当に生活に困る人というのはふえている。要するにフリーターもそうなんでしょうけれども、そういった面で返済に困る人もこれからは多くなってくるんじゃないかなと、今もそうなんでしょうけれども。そういった面で相談窓口があるということはいいことなんでしょうけれども、相談窓口に来られる方って何人ぐらいあったんですか、今まで。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 相談窓口、随時ということで、いつでもお受けをしていますけれども、きょうこの一般質問の中で、何人相談に来たかという部分の細かい数字を持ってきておりませんので、まことに申しわけございません。また確認をした上で御報告をさせていただきますと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 滞納者があるということ、返済に困っているということ、職につけない人とかという形が出てくると思うんですね。滞納をどのように今後進めていくかどうか、滞納者に対してですね。どのような措置をするのか教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 滞納者につきましては、連絡の一方通行になることもあるんですけども、住所なりどこにお住まいかという部分を調べさせていただいて、期間があかないように、回答がなくても催促をさせていただくということで、時効的なものも民法上の時効があるわけですけども、うちのほうからそういったものを示さないというと、

そういったものも発生してきます。ですから、そういった部分で、教育委員会のほうから極力そういったところと折衝させていただいています。そういった極端に連絡がとれないという方はお二人ぐらいなんですね。それ以外の方は、先ほど言いましたような5,000円だとか1万円とか、そういった内容を変更して償還をいただいていますので、そういった方につきましては変更で返還してきていただいているということで、連絡のつかない方であっても、極力うちから連絡をとらせていただいているという状況がございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） ちょっと教育長にお聞きします。日本学生支援機構の奨学金のことなんですけれども、11月13日にある新聞で、奨学金遅延者の多い学校を発表するという報道が新聞に載っていましたが、これをしますと、学校としては奨学金をもらう生徒を選別するような形になると、また、多い比率の学校によっては、貸さない、推薦しない、そのような形に出てくる可能性もあると思うんですけれども、奨学金延滞学校別公表制度をするということに対して、教育長、どのようにお考えになりますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 基本的には公表については賛成しかないという状況です。これ当然……、しかないじゃなくて、賛成できないということですね。はい、違います、できませんということですね。間違えてね。はい、ごめんなさい。できませんということですね。

その中で、私自身も学校の中で、かなり高校進学だとか、その中で経済的に苦しい、当然いますので、そういうところで返還ができないということで、もしその中で学校がそこから外れていくとかね、人数制限されるとか、そういうことになったとしたらば、そのときは今度、新しくまたその子たちが、その状況が変わってくるわけですから、そこでまた抑えられてしまうということは、これは適切ではないというふうに思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） これは新聞の記事なんですけれども、学校別に発表するのは好ましくないというようなことが書いてあったので、私もそれ同感だと思っております。要するに、奨学金を借りなくさせるような、返済を促すのはわかるんですけれども、学校によってはこの奨学金制度を使われないような形になるかというもので、怖い面があるんじゃないかなと思っております。

それから、数日前ですか、教育長、お聞きになったかもしれませんが、NHKで朝のニュースで奨学金のことを取り上げて、奨学金の現状を報道されたと思います。その中で、最後にちょっと聞いて、僕もこの質問をするということで関心があったんですけれども、給付型奨学金をNHKでも進める充実を訴えておりました。まず教育長にこの給付型奨学金制度に

ついてもう一回お聞きしたいと思えますけれども、いいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

〔「内容についてはいいですか」「はい」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 現在、奨学金受給者は、市外の高校、県内の大学等に進学をし、そのまま就職している方が大半になるというようなことで、Uターンしたくても雇用の場がない、または通勤時間がかかる等で、若者の定住は難しいというような状況がございます。

御提案されました兵庫県加西市ですか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） そうですね。そういった促進の補助金で奨学金の補助をするというようなことにつきまして、市の政策ですので、担当部局との調整、そういったものが必要になるかというふうに思っております。給付型奨学金制度の導入ということにつきましては、伊豆市の奨学金制度は、教育資金貸付基金が財源となります。貸し付けを行っておりますので、返還を伴わない給付型の奨学金、これらにつきましては、厳しい財政状況の中で、非常に困難であるのではないかとというふうに考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 11月30日のある新聞にこのような、さっきも言ったように、人材育成はだれが負担するのか、それから脱ローン型奨学金、実現したいということで、下村文科相の話が載っております。一部ちょっと読まさせてもらいますけれども、「人材育成はだれがするのか、だれが負担するのか」ということで、「経済的に苦しくて、高い学力を身につけられた時代から、いつからか努力しても追いつけない時代が変わったのか。教育格差の背景には、将来の人材を育てるために国が公費を支出するという意識が広がらず、家計の経済力頼みになっているのが現状である」と。つなげますけれども、「今の有利子型の奨学金は学生ローンだ。卒業後、本人の年収が300万円以下のときは返さなくてもいいような奨学金制度をすぐやりたいと思っている。教育は未来に対する先行投資であり、教育目的税とか工夫して財源に充てることを提案したい」というような文科省の下村文部大臣が言っているんですけども、教育長、どのように考えますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 文科大臣が言っているとおりと私も思っております。とにかく学問をすること、先ほど市のほうでの奨学金のところの負担が、やはりそれなりの財力のある方が保証人という話もしましたけれども、やはり希望が本来的には、小中は義務教育は無償ということではやっていますが、高校も少し無償化ということで配慮してくれていますけれど

も、やはり学ぶことに対する子供たちの意欲が将来にわたって、大学まで含めて、その後もあるかもしれません。その中での負担を、家庭の負担、もちろん経済的な負担、本人の負担、そういう金銭的な面の負担は国としてやはり軽減していただきたい、負担を少なくとも減らしていただきたい、そんな思いは持っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 今、事務局長さんが加西市のことを言われましたんですけれども、私も前までは第2委員会、7月の14、15、16日と兵庫県の加西市を訪問して、人口減少対策ということで行政視察を行いました。加西市は一時期5万3,200人という、ピークで5万3,289人の人口があったんですけれども、2014年には4万6,100人に減少しました。その中で、新しく就任した西村市長が公約に「5万人都市再生」を宣言し、人口増政策課を設置して、副市長を本部長として人口増対策本部会議と人口増対策プロジェクトチームを立ち上げて、多くの人口増対策に取り組んでいるということを聞いております。その中でも主なものは8つの項目がありまして、宅地供給促進補助金とかU I J ターン、これはUターン、Jターン、Iターンのことをいっているんですけれども促進補助金、ふるさと懇親会、賃貸共同住宅等建設促進補助制度、保育料の軽減、新婚世帯家賃補助制度、若者定住促進補助制度、下水道基本料金の減免、その他幾つかの無料化や特別支援事業を行っております。

特に、加西市U I J 促進補助制度というのがあります。これは学生のUターン、Iターン、Jターンということの意味だそうなんですけれども、この促進事業の目的は、卒業後、加西市内に居住する意思を持つ学生に対して、借り入れた奨学金等の返済の一部について、加西市がこのU I J ターン促進補助金を使って補助するということなんです。地元に戻ってきたら返済金の一部を市が補助しますよということをやっている補助金なんです。これは学生支援機構の第一種奨学金であれ、第二種奨学金、また兵庫県の福祉協議会がやっている奨学金、その他市長が認める奨学金全てを含めた中で、加西市に戻ってきた学生の前年度返済分の3分の1を市が補助するというシステムになっていると思うんです。全員ではないですね、借りた人全員じゃなくて、この加西市に戻ってきた従業者に対して3分の1の返済金の補助をするということなんです。そうすると、僕ちょっと計算したんですけれども、奨学金が1万1,000円、すると12倍ですから14万円何ぼか、その3分の1というと4万円か5万円ぐらいの市の負担金になるんですね。そうすると、今の借りている人たちの少なくとも5人戻ってくれば、20万円ぐらいの、ちょっと計算できなんですけれども、そんなに多く市が負担するもんじゃないと僕は思っているんですね。

今、伊豆市も人口減少がすごく多い中で、少しでもそういう学生が帰ってきてくれて、伊豆市に籍をおく、その中で、返済しながら伊豆市に住んでいただくということの人口増を狙った目的だと思うんですけれども、その辺の考えはどのように考えますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 先ほど項目いろいろ補助制度、御提案といたしますか、加西市の状況をお話しいただいたんですけれども、これは政策的な部分との兼ね合い、そして、この制度につきましても非常に伊豆市にとってもメリットのといいますか、有効な制度になり得るといふような考え方もできます。この先、ここでできる、できないの話はできませんけれども、勉強させていただいて、教育委員会なりそういったところでもまた審議といたしますか、協議していければというふうに考えております。非常にいい御提案だというふうに感じております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 伊豆市も合併して10年なんですけれども、合併当初は3万8,000人か人口、11月時点では3万3,000人を切って3万2,875人という、11月1日現在ですね。3万2,875人と大幅に減少して、エフエムイズでも3万4,000人チャレンジというような形をうたっているんですけれども、3万4,000人というのは本当の過去の数字じゃないのかなと思っています。そういった面では、伊豆市の今奨学金を借りている人たちの3人でも5人でも帰ってきていただければ、そこに補助金を3分の1補助するということはそんなに難しいことではないかなと。そういった面でも若者を育成し、地元に戻ってきてくれるという手助けになればと思いますけれども、もう一回お聞きしますけれどもいかがでしょうか、教育長。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 先ほど事務局長が答弁しましたけれども、このことにつきましてはまた財政当局とも相談しながら、子供たちがここで学んで、そして、ほかへ出ていたとしてもまた帰ってくる、教育の立場からも考えていかなきゃならない、そういうふうに思っております。

先ほどのNHKの話もありましたけれども、女の子でしたかね、自分は高校出て学校へ行きたい。しかし、親の実情を考えるとということで残っている。奨学金を使うということについても、当然これ大学を出ていくと当然返還しなきゃならない。それができるかどうかということに対する不安、こういうものも述べられていました。そういうことを考えますと、本当に自分が学問、大学でしたいと、勉強したいという子に対しての保障は今後もしていかなきゃ、考えていかなきゃならない、そんな思いは私自身も持たせていただきました。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○1番（永岡康司君） 最後になりますけれども、この奨学金制度、加西市のような利用の仕方をすれば、若者も帰ってくる機会もあるんじゃないかと思えます。給付型の奨学金、検討することが必要ではないかと、今後ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。そういった面で

の伊豆市の人口減少を食いとめるため、また、若者定住促進をするためにこの制度、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。それを励みにして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉山 誠君） これで永岡康司議員の質問を終了します。

ここで、議事の都合により、昼の休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時05分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（杉山 誠君） 次に、6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

通告に従いまして、2件、一般質問を行います。

まず、1件目、伊豆市内の交通量の推移と安全対策の状況について伺います。

伊豆市内では、周辺道路の整備状況の変化に伴って、交通量に増加傾向が見られます。

これによって、従来からの渋滞箇所や道路の狭い狭隘箇所に加えて、新たに安全対策が必要な箇所が発生したり、懸案箇所の安全確保が緊急性を増している部分が出ていると考えられます。

そこで、3点について伺います。

①市内の交通量の増加の状況について、その調査あるいは検証、今後に向かってということでも結構ですし、現在行っているものも含めて、調査、検証はどのように行っていくのでしょうか、伺います。

②交通量増加に伴って、特に通学路に面した道路の交通量の増加、これに対応した小中学校での新たな対策をとっていますか、伺います。

③番、県道、県との関係ですね、県道の道路の狭い狭隘部分の道路の拡幅等、県との交渉に当たって、特にここで緊急性が増しているような場合、その緊急性の認識による優先的な工事着手の基準等はどうなっているのかを確認のために伺います。

件名の2番、有害鳥獣対策の現状、そして今後の対応について伺います。

鹿、イノシシを中心とした農作物への被害が相変わらず続いている状況です。市の事業として各種の対策が行われているところではありますが、市単独では限界があるのではないかとと思われる分野でもあると思われれます。

そこで、主に2点を中心に伺っていきます。

①増加が指摘されてきた鹿に対する対応の現状、今までとっているもののその成果について、現状までどのような評価をされているでしょうか。

②番、有害鳥獣対策で、県との連携において、どのような対策が行われていますか。また、県では銃によらない新たな効果的な手段等は検討されているでしょうか。また、検討されているとして、市内での実施の見込みはありますか、伺います。

○議長（杉山 誠君） ただいまの青木靖議員の質問に対して答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 午後の開会に遅刻をして、大変失礼いたしました。今、元観光庁長官溝畑氏のですね、ラジオ番組を持っておられまして、電話インタビューが後ろに少しずれ込んだ関係で遅刻して、大変失礼いたしました。

まず、内容についてはそれぞれ担当する部長から答弁させますが、市内の交通量の増加、特に中伊豆地区は御承知のとおり大変ふえている中で、いろいろ問題はあるのですけれども、県のほうも非常に頑張ってください、御承知のとおり、中伊豆小学校のところは8,000万円の事業費をかけて速やかに対応していただきました。幾つか限界もあるようですが、もう少し具体的なことは部長から答弁をさせます。

それから、有害鳥獣対策についても担当の部長から説明をさせますが、私が実際に見てきたところで、やはり山の中で連絡手段が非常に厳しいと、それから相互の位置関係が十分に把握されていなかった。この連立方程式を解くということで、通信機能等GPS機能を備えた新たなシステムを今検討して、国も巻き込んだ形で実現を目指しているところでございます。

それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、青木議員の学校に関する点につきましてお答えをさせていただきます。

御質問にありました、通学路に面した道路の交通量増加に対する新たな対策ということでございます。

近年、京都府亀山市を初めとしまして、登下校中の児童等が死傷する非常に重大な事故が連続して発生しております。また、本県においても、ことし平成26年4月、登下校中の児童に車両が衝突した死亡事故が発生し、通学路の安全確保に向けた取り組みが重要視されてきています。

このため、平成26年7月に策定されました静岡県通学路交通安全プログラムにのっとり、通学路対策推進会議を活用し、各市町において実効性のある組織を設置し、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進していくということでございます。

伊豆市におきましてもこの通学路対策推進会議を設置しまして、その会議といいますのは、大仁警察署交通課、沼津土木事務所、それから本市の建設課、地域づくり課、そして学校教育課、さらには市内7つの小学校で組織をされております。

本年9月30日、10月9日の2日間、推進会議のメンバーにより通学路の合同点検を実施し、総点検数45件、県関係が25件、市関係が20件、うち要対策箇所27件、県関係が14件、市の関係が13件で、特に白線や標識設置等の対策が必要とされ、現在、公表に向けて点検内容の整理をしている状況でございます。今後も関係機関との連携の上、合同点検を継続的に実施し、通学路の安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山 誠君） 続いて、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、青木議員の1の1についてお答えします。

交通量の調査ですけれども、調査は、道路交通センサスにより調査を行っています。交通センサスですけれども、これはおおむね5年に1回の割合で実施をしています。調査内容につきましては、交通量・旅行速度などの実測を行う一般交通量調査を行っております。

検証は、昼間の12時間の交通量、それと24時間の交通量、そして昼夜率、それと昼間の12時間の間の大型車の混入率、それと混雑度等を検証を行っています。

続いて、1の3番ですけれども、県道の狭隘箇所の拡幅についての優先的な事業着手の基準ということですが、まずは市から県に要望を出します。地元からの要望等、また伊豆市が独自に考えたというか、地元の要望がなくても、必要な部分というものを静岡県の方に出します。伊豆市ではそれに対する優先度をつけずに、静岡県の方へ全て要望書を提出しています。

県は、市からの要望を受けて、これを道路改築事業の事前評価表、これを作成します。効率性、必要性、重要性、緊急性、熟度、こういうものをいろいろ勘案しながら、また、諸般のいろんなプロジェクト等への位置づけ、速やかな事業着手が必要な理由等々をいろいろ勘案します。特に熟度については、その地元のその事業に対する理解度、それと用地、地主さんの熟度ですね。要は、用地交渉に絶対反対だということと事業が逃げていってしまいますので、そういう地元の熟度、そこが重要になってきます。以上のような項目を評価して、優先する事業を決めていきますということです。

それと、予算要求に対し、事業着手前制度というもので約1年間かけて、事業をこういう形でやっていきますという地元合意をとりながら進めるわけですが、その事業着手前制度には、やらないという選択肢も含まれていながら、1年間、事業着手前制度で地元への説明を図っていくということで優先度を決めていくということです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、青木議員の有害鳥獣対策の現状と今後の対応について御回答申し上げます。

まず、①の鹿に対する対応の現状と成果の評価、これについてでございますが、有害鳥獣対策の手段は捕獲と防護、これが両輪であると考えております。これを実施するために、捕獲においては、伊豆市有害鳥獣捕獲隊を編成し、被害のあった部農会や自治会の捕獲依頼に基づいて有害鳥獣捕獲を実施しておるとというのが現状でございます。また、市としましては、わな免許を持った臨時職員を採用し、交通事故やネットにかかり死亡した鹿の回収、また、緊急の捕獲や被害状況の把握に当たっておるとというのが現状でございます。

一方、防護のほうでございますが、農林水産物を有害鳥獣から守るために農業者自身が設置する電気柵、ネット、金網等の資材費用の一部を助成し、また、これまでも農業者の皆様向けの防護対策マニュアル等の配布を行ってまいりました。

このような対策を講じてきたわけですが、市の独自アンケートによる被害調査では、鹿による被害額で平成23年度は4,100万円、平成24年度は5,100万円、平成25年度6,700万円と増加傾向を示しており、部農会長からの捕獲依頼数も平成23年度は18件、平成24年度は39件、平成25年度21件というようなほぼ横ばいというような状況でございます。

有害鳥獣捕獲、管理捕獲、狩猟を合わせました市内の捕獲頭数が年間2,500頭前後で推移をしている中で、鹿の生息数をこれ以上にふやさず、また防護柵の設置によって被害の拡大を食い止めているのが現状であると認識をしております。

次に、②番の県との連携についてですが、まず捕獲枠を強化するために、個体数管理を目的として県が実施してございます管理捕獲、これが伊豆地域全体で行われております。特に伊豆市内においては、例年、管理捕獲全体の約3割、800頭前後が捕獲されておる状況です。

伊豆市において、有害鳥獣捕獲、狩猟、今述べました管理捕獲、これを合わせた捕獲頭数が約2,500頭でございますことから、個体数の削減には大きな効果がある事業であるとは認識はしております。捕獲以外にも、県の主催による地域の被害防止対策の指導・助言を行う静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー、これの養成研修が開催され、私ども伊豆市におきましてもこれまでに職員4名が認定をされまして、防止対策の専門的な知識を身につけ、農家の方々の相談に応じております。

また、鹿対策の研究を最前線で行っております県の森林・林業研究センター、こちらとは常に情報を交換しまして、捕獲や生態研究には積極的に協力をし、また、捕獲や鹿の生態に関する専門的な知見からアドバイスをいただくなどして、連携をして鹿対策に当たっておるとのことでございます。

銃によらない新たな効果的手段との御質問でございますが、先ほど申し上げました県の森林・林業研究センターにおいて研究されているところでございます。これについては新聞等でも報道されましたが、硝酸塩入りの餌を鹿に与え致死させるというものでございます。これは反すう動物のみに有効な方法で、他の動物に影響が少ない、他へ伝播しない、硝酸塩は

自然界に存在する安全性の高い物質であるということなどで、有効な捕獲方法ではないかと考えております。現在研究中でございますので、今後、餌の改良等の研究を進め、実用化を図りたいということで、有害鳥獣捕獲での使用も考えているということを中心にセンターのほうからも伺っております。

もう一つ、これもセンターのほうとの情報交換の中で出ましたお話ですけれども、新たなくくりわなとして、えさくくりというものを現在開発しております。バケツの縁にワイヤーをかけて、中に餌を入れ、餌を食べに来た鹿の首にワイヤーをかけるもので、これまでのくくりわなは、通り道を見つけて、そして地面にくくりわなを埋めるというある程度の知識と経験が必要ということでございましたが、このえさくくりというものでございますれば、鹿のいそうなところに置くだけということで、設置が非常に容易だということで、早ければ来年には実用化の見込みが立っているという現状です。

いずれも鹿を餌で誘引するもので、餌の豊富な場所や時期にうまく誘引できるかという課題はございますが、市としても積極的にこれらの研究、実用試験に協力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問はありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） それでは、最初の交通の関係のほうから質問させていただきます。

交通量の増加、これは皆さん御案内のとおりで、ことし東駿河湾環状道路がつながったということで、市内に流れてくる車の量に相当変化が出ています。あわせて圏央道、北関東とのアクセスがよくなったことにも原因があって、交通量はふえています。一方、市内とこの周辺を見ても、市内はともかく、周辺の道路は何か整備が進んでいるような印象もありまして、建設部長のほうからもあったとおり、市内の交通量は増加をしているという現状があると思います。

順番にやっていきますが、まず、東駿河湾環状道路ができたことによって近隣の交通の状況に変化があるんですが、近隣の市町ではこの効果というのはどうでしょう。交通量の緩和あるいは交通の正常化であるとか、事故との関連という面ではどういう効果が出ているのかというのがわかったら教えていただきたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 今、交通量センサスの最新版は平成22年、おおむね5年に一遍ということですので、次の交通量センサス、交通量をはかるのは平成27年ということで、今現在、去年とことして相当、東駿河湾環状道路がつながったために、交通量の流れが変わっています。ただ、それを実数で数字でつかんではないというのが現状です。ただ、国交省の職員等に話を伺ったところ、伊豆中央道1.3倍だそうです。開通前と開通後で1.3倍だそうで

す。

それと、気になったことは、伊豆の国市の事故の関係です。通過車両が今まで国道を通っていたのが、伊豆中央道、修善寺道路を通るようになりましてので、事故が伊豆の国市は激減しています。人身事故だけで、まだ1年たっていないんですけれども、開通した後から今までなんですけれども、その関係で伊豆の国市では死者数、人身事故のけがをした方が103名か104名、100名は減っています。それに比べて伊豆市は例年並みということで、劇的に隣のまちは交通事故も減っているという現状になっています。そのために、我々は天城北道路を早くつくって下さいというお願いをしているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） そういうことで、周辺ではそういうような変化があらわれているということが一つあります。結局、道路ができることの効果というのは一つのあらわれ方なのかなということだと思えるんですけれども、伊豆市内に限った場合に見ますと、今までの一般質問の中でもありましたが、伊豆市内の道路事情というのはまだまだ改善の余地があって、道路に対する要望というのはたくさんあります。市内の道路の整備状況というのはまだまだ整備が必要な状況であって、これから整備をしなければいけないし、整備が進んでいくものであるというふうに理解しています。そうなった場合に、今後、それに合わせた対応もしながら道路もつくっていくという必要があるのではないかということの中で、調査の方法であるとかその対応について、周辺からお聞きしたいということできょうの質問になっているということをお聞きしたいと思えます。

その中で、先ほどの回答の中で、新たな問題箇所等、教育長のほうからも把握されているということもありましたが、主に教育長から言っていたのは学校に関連する部分であるわけですが、それ以外の部分で、今回の交通量の増加傾向が見られる中で、新たな問題箇所等の確認であるとか、対応がとられている場所がすでに出てきているのかどうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） まず、教育委員会との通学路の交通安全、これについては、教育委員会と道路管理者である建設部、それと警察、ここが合同で点検をして、今洗い出しをしました。これをまだこれから検証をして、公表という形に持っていく予定でいます。そのところの通学路が、通学ばかりが危険ではなくて、やはり一般の方、道路としても重要という部分で、道路改良等を道路管理者にお願いするというので、通学路と別にほかにもありますかということですが、やはり通学路のところは重要ということで、そこが当然優先順位も上がっていきますので、そこから中心に改良されていくというふうに考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） わかりました。その方向性はそのとおりだと思います。

それで、さらにこの質問をしている趣旨というのは、山下議員からもありましたが、今後、横断道路的なものが必要になってくるということは、7市6町首長会議でも、防災シンポジウムの中でも、国交省の方も見えて、縦貫道にあわせた防災対策としての横の道路、くしの歯に当たる道路の整備は必要であるという認識が、防災シンポジウム等を通じても取り上げられています。防災に関しては国のほうはかなり熱心でして、国交省のTEC-FORCEであるとか、あるいは啓開についての計画であるとか、いろいろなことが出てきているんですけども、この横の道路に関しては県の協力ができないという側面が多分にあると思います。特に中央から東寄り、伊東方面に向かった、東海岸に向かった道路、伊豆市でいうと、どうしてもこれは県の管轄の部分が多いのかなということで、県にお願いしながらやっていかなきゃならない部分があるんですが、これも当然今後できていくであろうという前提のもとで、ある程度準備をしていかなければいけないんだろうというふうに思っています。

そして、1点なんですけれども、先ほど来から出ている中にもあった県道の整備の状況というのを県の担当の方に聞くと、順番にやっていますという中でも、伊豆市内では土肥地区の新田のバイパス、これがまず優先ですということで、今、当然工事が進んでいることも承知しています。そして、東側に目を向けると、伊東市の中大見八幡野線の池地区まで工事が来ていて、中大見八幡野線は海岸の135号からもかなりきれいな道路が既にでき上がっています。横断道路でいうと、その先の遠笠山富戸線を経由して伊豆市内の中大見八幡野線ができると、市内の冷川のあたりまで入ってくるのかなというふうに思っているんですけども、恐らく順番的には次の優先順位くらいで、市内の中大見八幡野線の改良あたりにも着手されるのであろうというふうに思っています。

先日、三島、それから函南、伊豆の国の方々と一緒に県のほうに出向いたときに、道路の話をして県のほうにしたところ、伊豆半島の道路環境の変化に応じて、県の道路の担当者の話なんですけれども、平成26年、27年で伊豆半島の道路の機能を見直したいという話がありました。これは当然縦貫道の整備が進んでいるということ踏まえてのことであろうと思われませんが、そういった場合、県のほうで伊豆半島の道路の機能を見直すといった場合に、市長、先ほど道路はやっぱりコンテンツ等の絡みであるということで、それは全くそのとおりなんですけど、県が見直すというふうに言っているとしたら、伊豆市としては市内の道路、特に横の道路についてどのように県に現状を伝えていくのか、これからの方針を伝えていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これはなかなか政治的な判断が要るところで、先ほど八岳地区の振興

に絡めてのお話ししたので、そうすると、八岳地区の将来の事業のコンテンツというものは当然第一優先になってくるわけです。純粋に伊豆半島の横断道をどう考えるか、伊豆市長としてどのような意見を言うかということになると、これも私、かなり考えなければいけなくて、例えば本当にショートカットの月ヶ瀬インターから菅引の方向にほぼ真横にトンネル突っ切ったときに、恐らく極めて高い確率で通過道路になりますね。そこに高規格道路ができて、そして日本一のワサビの生産地を通過するだけの高架の道路ができるということが果たしていいのかどうかということも考えなきゃいけませんし、交通の流れをどこに誘導するか、それが中伊豆地区、伊豆市にとってどういう交通の流れが最適かということも考えながら作戦を立てなければいけないんだろーと思っています。ですから、単純に伊豆半島の全体の利益を考えて最短経路ということが、果たして私たちにとっても利益なのかどうかというところは、ちょっと落ちついて考えなければいけないのかなと考えています。

他方、もう一つ、極めて深刻な問題が財源で、県の担当者は必ず財源と言うわけですね。ところが県の道路公社の中で有料道路は伊豆半島にしか残っていません。伊豆スカイライン、箱根スカイライン、この2つ、道路運送法上の道路ですね。それから伊豆中央道と修善寺道路、この4カ所が有料道路として残っているわけで、県の言い方としては、有料道路で料金もらっているんだから、それを伊豆半島に投資すればいいじゃないですかという言い方をされるわけ。そうすると、私として、じゃ、本当に伊豆半島に投資しているんでしょうね、数字がなかなか出てこない。そこしっかり数字を出させて、どの程度の金額が伊豆半島の投資に使えているのか、振り回せるのかということをしつかり確認をして、その上で伊豆半島の道路整備を進捗させるという手法が実効性があるのかなと、このように考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 状況はここで大きく動いているのかなというふうに思われます。その対応については慎重にする必要があると思われます。交通量のことから入って、結局今、道の話をしているわけなんですけど、道だけつくればいいというものではないということは全くそのとおりで、都市計画についてもマスタープランをつくったりしているんです。結局道路だけつくってもまちづくりはできないということがあります。その中で、先ほど教育長にも伺ったように、教育であるとか、その他地域づくり等々に絡めた中で道路も考えなければいけないし、そういうことの中で道路を考えていく必要があるわけなんですけど。

ここでもう一回確認なんですけれども、現状までの道路のあり方として、例えばですけれども、本当に例えばで申しわけないんですけれども、矢熊筏場線が林道だったものを市道にしようと思ったけれども、事業がなくなってしまったという話があったんですが、その辺は財源の問題だけなのか、国士峠がある伊東西伊豆線を優先して今整備をさせていただいていますが、中央の縦ラインから東側が、どういう理由で今までの工事が進められてきているのかということ、確認をさせていただきたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） ふるさと林道という今、林道事業なんですけれども、やはり山の木は宝という話が出ているところなんですけれども、その事業が当時、ビーバイシーがないということで、ある政権では農道まで全てだめだとまず言われた時期があります。そういうことで、林道関係についてはビーバイシーがとれないということで、林道事業はほとんどなくなってしまったというのが現状です。

それと、県のいろんな道路施策をやっている部署にいろいろ話を聞きました。そうした中で、やはり県も国土峠を、県道ではあるんですけれども、ここを通過車両とは考えていないという回答ですね。修善寺でいいますと修善寺戸田線、お寺の前のところなんですけれども、あそこを通過車両とは県は考えていない。そのために、そういう手法で道路改良しかなないということになりますので、我々が求めているのも根本的に違う道路規格を求めていますので、やはり矢熊筏場、ここが新たに、もともとの横断道路の路線になっているんですけれども、ここの改良を我々は望んでいる。しかも、それは通過車両という形をお願いをするつもりでいるところです。それと、道路がもたらすまちづくりというのははかり知れないものだなというふうに認識をしているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 道路ができればいいというものではないという話の中と同時に、やっぱり市内、周辺の道路についてはまだ整備が必要だという認識は変わりはないということを確認させていただきたいと思います。

それで、最後にこれだけ確認してこの質問を終わりたいと思いますが、現状をどう見ても、周辺に視察に行っても、伊豆市内、周辺の道路の整備がおくれているように思えて仕方がないんですが、なぜ伊豆市内の道路、主に県道ということで質問しますけれども、なぜ伊豆市内の、伊豆周辺の県道の整備はこんなにおくってしまったんだろうかという素朴な疑問、答えがあるのかないかわからないんですけれども、どうすればこれは整備ができるんだろうかという質問です。県道です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 要望の仕方だと思います。例えば、伊東の要望を聞いていますと、順天堂へ病人を運んでいくのに、気圧の関係で病人が死んじゃうとか、もう恐ろしいことを言う要望の仕方をします。その点、おとなしかったというんですかね、そういうことがあろうかと思います。

それと、交通量というのが重要なファクターになってきます。そのために、どうしても、

河川じゃないですけども、もともとやってくるということで、伊豆市のほうが末端になる部分ということになるかと思えます。ただ、都会のほうができたらもう道は要らないというような論理ではなくて、やはり末端のところまで、伊豆市までできて道路が完了するという形をとっていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） もう一回、学校のほうに戻します。

恐らく道路事情は改善されていくと思われま。学校のあり方も恐らくこれから変化していくのかなという中で、バス利用、バス停についての対応はとられてきているというふうに思われます。学校のそばのバス停、特に整備されています。子供たちいろんなバス停から乗るわけなんですけれども、学校の近くじゃないバス停、そこも交通量がふえていたりするわけですね。その辺の配慮というのはされていますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 学校周辺の整備というのは御承知のとおりというところですけども、自宅付近、そういったところにつきましても、先ほど来出ています協議会、そこらで検証をさせていただいて、必要なところは進めていくというような形で、そういった学校の近くだけが検証範囲でなくて、自宅付近も含めた検証をさせていただいているという状況です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） これ、以前にも確認しましたが、天城地区では特に見守りを地元の方がやっただいて、それが機能しているところですけども、ぜひ市内全域にそういう活動は広がっていかなくちゃいけないんですけども、これもたびたび申し上げますが、ある程度行政のほうからのリードであるとか、そういったものが最初の時期は必要なのかなということもあると思えますので、推進会議も立ち上げられているようですが、地域との連携ですね、学校と地域との連携というようなこともありますので、その辺での対応というのもこれから必要なのかなと思えますが、その辺、地域との連携での学校の近くじゃない部分の見守り等はどうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（勝呂信正君） 今、御指摘のとおりでございます。やはりバス停のところもありますし、それから、バスからおりて下校していくところ、交通安全だけでなく、不審者だとか、いろんなことがあります。その中でやはり一番必要とするのは地域の方の見守り、これ

をいかに組織していくかということが今後、伊豆市にとっても子供を守る意味でも大事なことだというふうに思っております。そういう中で学校も、前々も話をさせていただきましたけれども、コミュニティスクール的なですね、そういうものの中で子供たちを守る、そういう組織をそれぞれの学校の中でつくっていく、これも必要なことだというふうには思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 三田議員の質問の中にもあったかと思えますけれども、道路事情が変わっても、現状なかなか今までやってきたところからの改善が難しいというところもあるものですから、あとは人の力で改良するしかないのかなということだと思えます。今後ともその方向の対応をお願いします。

次に移ります。

鳥獣被害対策ですけれども、これに入る前に、まず7月の鳥獣捕獲中の事故により亡くなった方の御冥福をお祈りいたします。そして、御遺族の方にはお悔やみを申し上げます。

この件について取り上げさせていただきたいと思えます。

そうですね、有害鳥獣の対策というのは、もうちょっと広い目で見るといいますか、根本的な、本質的な部分というのは、やっぱり環境問題と切り離せないものでして、最終的には解決しないと、本当に対症療法になってしまうということだというふうに認識しています。これ本当に伊豆市だけじゃなくて、全国的な問題であるし、小さなことではないんですけれども、要するに人間が手を入れてしまったことに、生態系がある程度崩れてしまって、鹿とか、イノシシとか、そういうものがふえてしまっているというのが背景にあることは間違いないと思えます。

他方で、今、静岡県では、森林（もり）づくり県民税というのを利用して、森の力再生事業というのも行われてはいるんですけれども、これも時限があって、また更新されるかどうかという時期がまた来るというふうに聞いています。総論といいますか、背景の部分の話として、森林の健全性の確保、あるいは林業にしても循環的に施業ができるようなところまで持っていくのが最終目標なのかなと思っているんですけれども、今の静岡県でいいんですけれども、そういった根本的な解決に向けての糸口が見えるところまで森林の健全性の確保という方向に向いているのかどうか、その辺の評価をお聞かせください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 静岡県は森林（もり）づくり県民税を取り入れていて、それが全国で今35県、道・県だったかもしれません、すみません。35の都道府県がそれを採用していて、今私も加盟しているところでは、それを全国の森林環境税に変えてくれというような運動をしております。というのは、やはり首都圏の人たちとか、あるいは輸出産業のCO₂吸収等、

そういった地方が担っているわけであって、全国民、全産業をもって森林整備をすべきではないかという方向は基本的に正しいと思う、基本的に。

ただ、それが近々成立するかどうかわからないんですけれども、そういった全国の動きの中で、静岡県は私としては非常に頑張っているところだと思っております。現知事も、知事になられたときは、この森林（もり）づくり県民税は速やかに廃止というような御意向を内々には示されておりましたけれども、やはり現状をつぶさにごらんになってですね、有効に政策として機能しているということですので、私たちはその県民税をより有効に、伊豆市に合った形で活用させていただくという方向で、今、整合性はとれているんだろうと思います。

個々の政策についてちょっと、観光経済部長からさらに回答させます。

○議長（杉山 誠君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 方向性としては、市長が今述べたとおりでございます。

私も、森の力でやりました間伐事業の事業地等も何カ所か見てまいりました。確かに、今まで鬱蒼とした森林の中に間伐事業を行ったことによって、下層植生が発生している箇所も何カ所も見られます。

青木議員おっしゃるとおり、今までの有害鳥獣というのは、完全にこれは対症療法でしかないという認識は私も持っておりまして、森、森林環境をつくってあげることがやはり、野生生物に対する保護であるとか対策であるというふうには考えておりますので。

あと、もう一つ、森林（もり）づくり県民税で行っている整備ですけれども、若干問題がございます、施業地の制限があります。そのあたりをやはりクリアしていかないと、もうちょっと環境的にはよくなるなということは担当としては思っておりまして、これはまた市長あたりに具申をして、県のほうへ働きかけをしていこうかと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 森の力できれいになっているところが竹林も結構やっているんですけれども、鹿もイノシシもそうなんですけれども、隠れるところがあると民家の近くまで来て、そこから畑とか田んぼへ入っていくとかありまして、見通しがよくなると民家の近くまで来ないというようなこともありますから、関係ないようだけれども実は関係あるのが森林整備、直接効き目もあつたりしますので、その辺の絡みのことも進めていただきたいということもあつたので、そちらからちょっと聞きました。

それと、狩猟に携わっていただいている方、捕獲に携わっていただいている方の高齢化というのも以前から、小長谷順二議員も大分前にも話題として取り上げてもらっていたんですけれども、やっぱり負担があることには間違いありません。

それで、今、県内の取り組みということでセンターでの研究事例を挙げていただいたんですが、そのほかに全国的に見て参考になるようなものがあるのかどうか、そういうものを取

り入れる上での何かハードルになるもの、というのはどういうことがあってできないのか、銃とわなしかできていないのかということがあったのか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私もつぶさに現場を見ていませんので、私の答弁に足りないところがあればまた部長から補足させますけれども、今、狩猟税を廃止もしくは軽減しようという動きが一部にあるように聞いております。やはり猟友会の皆さん、自己負担が大きいというのはそのとおりです。

それから、市長の立場でやはり気になったのが、練習する場所なんですね、射撃を。先般、岩本山の射場に行って、最初伊豆市内にも整備しようかと思ったんですが、道路がよくなって、富士市まで1時間で行けるものですから、あえてこちらにつくる必要はないと思いましたが、あの射場を見たときに、ちょっと、うっという感じですね、もう少し私たちのように有害鳥獣の被害に遭っている市町が、あそこ民営の施設なんですけれども、負担を出し合っても、より安全でより有効な射撃の訓練ができるような環境整備が必要かなという気がいたしました。それによって、まずスポーツとして射撃を若い人たちにやっていただき、その中で志のある方に猟友会に入ってもらって、ひいては狩猟にも貢献していただく。いきなりやはり山に入って鹿、イノシシを撃ってくださいというのは幾ら何でもハードルが高過ぎるかなという気がしております、その辺の心理的なハードルを下げることの余地はまだあるのかなと思っております。

その他、制度的な制約等もしあれば、部長から補足をさせます。

○議長（杉山 誠君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 制度的な部分ですけれども、御承知かと思えますけれども、環境省では既にもう実施隊という組織体をつくることを提唱しております。実施隊になりますと、それは企業であるとか、そういうところが隊を組んで、県の認定をもらってやるということになりますけれども、ただ、その運用の部分でまだ地元の猟友会との関係とか、なかなか難しい部分があるということで、伊豆市では検討はしておりますけれども、まだ具体的に動くというところには至っておりません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 鹿もイノシシも山の中に生息しているわけなんですけど、住宅地というか、人が住んでいるところの近くでは狩猟できないというようなことがありまして、その周辺が繁殖地になってしまうという事例があって、実際とっている方の話を聞くと、繁殖地を何とかしないとどんどんふえちゃうよという話もあるわけなんですけど、そこで、最初に出てきた銃を使わない方法というのを、人に害のないような薬物であるとか、そういうものを餌に使って、繁殖地になっているであろう今、猟ができない、人が住んでいるところに近いが

ゆえに猟ができない部分で有効性があるのではないかと考えられますが、その辺の導入の可能性についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 冒頭私が述べました硝酸塩入りの餌によるものでございますが、今実験している結果を聞きますと、餌を置いたところから大体200メートルの範囲でそれが致死しているというような状況だということでございます。やはり人家の近くでという場合にはそのあたりの手法が有効ではなかろうかというふうに考えておりますけれども、じゃ、その致死した鹿をどうやって回収するかということもまだこれからの課題になるかと思えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 鹿ということであえて絞ったのは、イズシカ問屋のところにちょっと言いたかったんですね。結局、とれとれと言うけれども、受け入れてくれないじゃないかという話が実はあるのはもう重々御承知だと思います。

その辺でちょっと確認だけさせてください。市外から受け入れるものが増えて、市内からの受け入れができなくなってしまう状況はまだありますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 基本的には市内からの受け入れと私は認識しておりますが、制度的にはそういうふうになっておりますが、市外からというのは今ちょっと初めて聞いたお話なんですけれども。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） すみません、私のじゃ間違いだったかもしれませんけれども、要するに休みが意外と多いとか人が少ないためさばける量が少ないというような、御意見の延長線だったのかもしれませんが。要するに、とる方は苦勞しているんでいろいろそういうことも出てくるのかなというふうに理解はしているんですけども、やっぱり後の処理も大変ですしね。引き取っていただけるということであれば、捕獲も進むという側面があることは間違いないと思います。

そこで、引き取っていただく方のモチベーションを上げるためにどうしたらいいのかなという部分、処理の方法をどうすべきかとか、どういう方向に持っていったらいいのか、何かお考えがあれば聞かせてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょうど1年くらい前に、お断りしなくていいように、イズシカ問屋で食用に回せないものを引き取って焼却できないかということで、部長から国に言ってくれということで、林野庁だったかな、林野庁ですね。それと関東農政局長と、こういった有害鳥獣の焼却施設をつくることをお願いできないでしょうか。ただし、後のランニングコストも伊豆市は出せませんので、ランニングコストも含めてということであったんですが、そのときは非常にドライに、そういったこと考えないで、固体調整だけして山に埋めたらどうかというような話で、いや、それをしたくないのでね、いろいろ田舎は苦勞しているんですという話があり、ただ、そうこうしているうちに、まだわからないんですけども、うまくスケジュールどおりにごみ焼却場が新しく整備できれば、全量は無理でも、そこで少し焼却処理にも回せるだろうし、それから、皮と角の処理がそのころには、特に皮の活用はめども大分立っているでしょうし、それから、少しずつですが、内臓を利用したペットフード化というのも進んでおりますので、全体的に廃棄物処理を減らしていけば、余力を持って今よりは少し、全部じゃないですよ、少しは引き取れる量が多くなるかなという気がします。

それにしても現状では、今のイズシカ問屋の体制では、買い取らないものも含めて全部持ってきてくださいという体制には残念ながらございません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） これで最後にしますけれども、まちづくりにしても、森林整備にしても同じなんですけれども、イズシカ問屋、それから周辺でジビエに絡めたブランド化ですか、そんなことでやってきているんですけれども、ある程度もうかる仕組みといたしますか、そういうものがあると事が動くのかなということもあると思うんですね。今、市長のほうから話があったようなことのもう少し延長線上で、もう少し仕組み的なものを工夫が必要なのかなという部分があるんですけれども、もうかるまではいかなくても、もう一段の何か、今やっているものにプラスアルファの部分を、この有害鳥獣の延長線上にあるブランド化、商品化を物事が動く仕組みみたいなもののお考えを最後に伺います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長として少し、森林環境と有害鳥獣対策を整理して、最後ですから申し上げたいと思います。

まず、山の森林環境を改善することがそもそも問題ではない。これ全く御指摘のとおりであって、したがって、育樹祭の前に、当時の農林大臣と林野庁の次長にも西天城高原一帯を御視察いただき、現状を見ていただきました。また、環境省も、大分昔のように一切何もしちゃならんという方向からやはり少し方向を変えてまいりましたので、さすがに特定保護区は難しいかもしれませんが、全く手を入れないのではなくて、ある程度は人が手を入れて、むしろそれによってもとの正しい姿に戻していく、そういった事業もだんだん見えて

まいりました。

そういった森林整備をやりながら、当面の有害鳥獣対策は、これは国のほうもかなり認識を深めていただきまして、先般、地方創生大臣のところに伺ったときにも、例えばある自動車会社と連携をして、冷凍処理車ですね、現場で血を抜いて、少し内臓を取って、そして冷蔵庫か冷凍車の中で食肉加工センターまで持って行く。これ、伊豆市の場合には処理キャパが小さいのでちょっとそれはできないのですが、そんなことを国も考えるような状況になっている。あるいはジビエのほうも全国研究会をつくって、さらに商品を広げるような努力をしている。これ、今、国レベルでお考えのようですから、そういった国の課題になっていることは確かでございます。

ただ、有害鳥獣対策はそれぞれ地域によって差がありますので、熊のところ、猿のところ、鹿のところ、イノシシのところ、家に近いところ、完全に山の中、ですから、やはりこれは最後は伊豆市の中で伊豆市にとって必要な施策を我々自身が構築をしていく、今、まだまだ途上にあります。

ただ、先般も部長からありましたように、皮のめども少し立ち始めていますし、そういったものを総合的に進めながら、少しでも赤字を削減していく、そのような方向で引き続き尽力してまいりたいと思っております。ただ、最終消費を含めると、もう既にイズシカは数千万円の事業になっておりますので、伊豆市の行政としては、さらに赤字を縮めていく方向で頑張れば、その先は民間の事業者が頑張ってくれるだろうと期待をしています。

○議長（杉山 誠君） 再質問はありますか。

これで青木靖議員の質問を終了します。

以上で一般質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月4日、午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

平成26年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年12月4日（木曜日）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 84号 | 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回） |
| 日程第 2 | 議案第 85号 | 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 3 | 議案第 86号 | 平成26年度伊豆市介護保険事業特別会計補正予算（第3回） |
| 日程第 4 | 議案第 87号 | 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第3回） |
| 日程第 5 | 議案第 88号 | 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回） |
| 日程第 6 | 議案第 89号 | 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 7 | 議案第 90号 | 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回） |
| 日程第 8 | 議案第 91号 | 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 92号 | 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 93号 | 伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 94号 | 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 95号 | 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 96号 | 伊豆市天城会館条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 97号 | 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 98号 | 伊豆市環境基本条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 99号 | 伊豆市福祉事務所設置条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第100号 | 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第101号 | 伊豆市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第102号 | 伊豆市認定こども園条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第103号 | 伊豆市立学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第104号 | 伊豆市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |

- 日程第 2 2 議案第 1 0 5 号 伊豆市資料館条例の一部改正について
日程第 2 3 議案第 1 0 6 号 伊豆市建設計画の変更について
日程第 2 4 議案第 1 0 7 号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任について
日程第 2 5 議案第 1 0 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	永岡康司君	2 番	三田忠男君
3 番	小長谷朗夫君	4 番	山下尚之君
5 番	山田元康君	6 番	青木靖君
7 番	大川明芳君	8 番	梅原正次君
9 番	小長谷順二君	10 番	西島信也君
11 番	森島吉文君	12 番	杉山誠君
13 番	室野英子君	14 番	森良雄君
15 番	飯田正志君	16 番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局 長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	飯田勝久	次 長	杉山和啓
主 幹	鈴木康子		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成26年第4回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第84号～議案第90号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第1、議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第7、議案第90号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）までの7議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、議案第84号について。

最初に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

この議会ほど、私は伊豆市の将来を暗示している議会はないと思います。残念ながら質疑参加者はいつものとおり、常連の3名しかいないと。今後の伊豆市の将来性を非常に危惧しております。議員諸君、皆さん、もっと問題意識を持ったほうがいいんじゃないかと思えますよ。僭越ながら、この席をもって皆さんの奮起をお願いしたい。

議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質問させていただきます。

繰越明許費、土木費、都市計画費、都市計画推進事業が1,382万円繰り越されております。消防費、消防費、防災対策事業1億6,900万円、この2件について、事業の内容、計画、計画のおくれについて説明をしていただきたい。

債務負担行為補正、認定こども園整備事業補助金3億110万円、これについても事業の説明をお願いいたします。

2款1項1目に市長交際費が100万円ある。この支出目的は何なのか。どういう事情で支出するのか。これは、この事業の将来性も含めて、僕は大変問題があると思っております。事業の継続が本当に行われるのか。そこへ100万円の支出だと。これは伊豆市の責任がある

ということを認めたのかどうか、市長の明確な答えを求めたい。100万円ですよ。交際費が100万円だと。名前は何だ。どういうふうに支出するんだ。事業を始めた方の責任は誰とらないのか。一般質問でも出したけれども、責任者は誰だと言っているのは私だけだ。100万円の根拠を市民が納得いくように説明していただきたい。

7款1項4目その他観光施設管理事業334万4,000円、これについても説明をお願いしたい。

11款1項1目、以下2目、4目と2項1目もあります。これらについて、私は毎回お願いしている。いつ、どこで、何が起こったのか。そして、どこでどのような工事をするのか。地図上にぽんぽんと6つぐらいの位置が、説明がありますけれども、地図というのは位置を示すものなんですね。ボリュームはわからない。きょう説明しなくてもいいです。あした委員会があるわけですから、委員会で説明しても結構ですから、ぜひ事業の明細を表ぐらいにして議会へ提出するというようにひとつ。これは毎回言っているつもりです。お願いしたい。以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

提案理由の中で説明していなかった部分について、それぞれ担当する部長から説明をさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。
初めに、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長（佐藤喜好君） それでは、森議員のまず議案第84号の土木費の繰越明許、これについてお答えをします。

繰越額が1,382万4,000円、これについてですけれども、伊豆市では、平成16年に合併して10年が経過し、昨年度、伊豆市全体の都市計画マスタープランを策定しました。これに基づき、伊豆市全体の都市計画を見直すということで、今年度の5月28日に株式会社都市環境研究所と平成26年度伊豆市都市計画新制度概略設計検討業務委託を締結しました。業務内容につきましては、現在の伊豆市の都市計画の現況の整理と分析、伊豆市の新たな都市計画の基本方針、新たな都市計画の内容検討、新たな都市計画制度の概略設計などがあります。

スケジュールとしては、年度内に終了する予定でいましたが、都市計画制度に関しまして、国で大きな動きが2つありました。

1つは、都市再生特別措置法の一部を改正する法律が8月1日に施行されました。この内容は、第2線引きと言われるもので、これは先ほど業務内容を説明しました伊豆市の新たな都市計画の基本方針や新たな都市計画の内容検討で考慮すべき必要があり、業務期間内に立地適正化について検討することは難しいと判断をしました。

また、2つ目は、先月、先月といいましても11月28日公布ですけれども、まち・ひと・しごと創生法が成立しました。これは、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるという大きな目的があります。創生法の中身が具体的に示されていない現段階での対応は無理であり、この内容についても業務期間を延長して対応する必要があると判断しました。

以上2つの理由から、本業務については、業務期間を延長し、検討を重ねていくことが都市計画を見直す上で重要であると判断し、繰り越しをするものです。

続きまして、災害復旧、11款についてお答えをします。

まず、農地災害復旧事業800万円です。

これについても、先ほど、なぜだというような質問がここでありましたけれども、これは台風18号ということと、場所については図面等を提示してありました。これが一般質問の初日の日に災害の査定というものを受けたところです。今回はほぼ申請どおり、査定額にして99.9%ということで査定のほうも通りましたので、ほぼ内容が確定したということです。

土木につきましては、まだ、12月15日の週に災害査定を受けますので、予算上の根拠は我々が提案している金額なんですけれども、また査定を受けるものですから、変わる可能性もあるという部分がありますので、議員のほうに出しました資料についても、不確定要素の部分で出すのではなくて、ある程度確定している部分、わかっている部分を図面にして出させてもらったという経緯がありますので、もっと出せやと言われましても、不確定のものを出すのもいかがなものかということで、控えさせていただいたところです。

それでは、800万円の内容ですけれども、大野の田（畦畔）、復旧延長が18メートル、ここが200万円です。市山の田（畦畔）、ここが復旧延長10メートルで200万円です。本柿木の田（畦畔）、復旧延長が8メートル、ここが300万円ということになります。

そして、小規模災害というのが宮上の田と八木沢の畑にあります。ここについては50万円、50万円を計上してあるわけですけれども、農地災害の最低限度額、これが40万円になっています。50万円で予算上はとらせていただきましたけれども、これが何というんですか、災害査定を受けた場合、40万円以下になった場合、失格ということで、相当苦勞して、一生懸命汗をかいても失格になってしまいます。そういう場合に困ってしまうものですから、ぎりぎりのところというのは、そういう危ない橋を渡るのではなくて、もう小規模災害ということで、市の単独の災害、これで対応させてもらっているところです。これが宮上と八木沢でそれぞれ50万円、50万円ということになります。

以上のところで800万円の農地災害復旧費となろうかと思えます。

続きまして、農業用施設災害の100万円ですけれども、これは中伊豆地区の上和田、年川の上流のところの川原用水、このところの用水の災害復旧ということで、復旧延長7メートルということになります。

治山施設災害復旧、これが堀切山田のところの流路になります。今のところ河川整備とい

うか、流路整備はできていないんですけれども、そこのところが崩れてしまって、復旧延長10メートルで、布団かごというものでのりを直してしまうということになります。これが100万円ということになります。

続きまして、土木債になります。

2億円のところですけれども、これが、まず業務委託が433万円あります。業務委託ですけれども、土肥船原峠の2路線、ここで災害の設計業務委託をかけてあります。333万円です。それと、中里湯舟線の災害復旧後に用地を取得する都合があります。そこの用地のところの用地の登記料が50万円。そして、堀切山田のときの滝沢楠沢、ここの用地登記が50万円になります。

続きまして、この2億円のうちの1億9,800万円、これが工事請負費、災害復旧の申請をするものですけれども、中里湯舟線、ここが復旧延長33.9メートル、2,400万円になります。工法としては、現場吹きつけのり砕工492平米になります。

続きまして、日ノ下2号線、中里になります。復旧延長22メートル、申請金額1,200万円、現場吹きつけのり砕工247平米になります。

田沢口瘤石線、牧之郷になります。復旧延長が19.8メートル、申請金額300万円になります。

そして、今回これが一番大きいんですけれども、土肥船原峠線、これは旧船原峠を過ぎたところなんですけれども、復旧延長53メートル、申請金額が1億5,000万円になります。これは、復旧工法はアンカーを打ったパネルということで、地すべりに対応した災害復旧になろうかと思えます。

続きまして、同じ路線なんですけれども、その小土肥のほうになります。同じ路線、土肥船原峠線なんですけれども、復旧延長が11.5メートル、申請金額600万円。これは、ブロック積みが49平米ほどになります。

もう1本、市道一本松大幡野線になります。これは中伊豆地区柳瀬になりますけれども、復旧延長7.6メートル、申請金額が300万円。

そして、先ほどの用地測量で用地を求める委託をしましたけれども、その用地費になりますけれども、中里湯舟線で用地費に400平米、200万円、滝沢楠沢線、これが250平米、250万円ということで、合計が2億円強という金額になろうかと思えます。

ただ、先ほど言いましたように、これは、道路災害復旧の査定が12月15日の週に実施されますので、大きく変わることはないと思えますけれども、変更になる可能性があるということをお知らせください。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

総務部関連の款項目について答弁させていただきます。

まず、繰越明許費の消防費の防災対策事業 1 億6,900万円の繰り越しでございますが、この事業につきましては、2 件の工事を予定しております。

まず、事業内容につきまして、1 つは、八木沢地区の津波避難タワーの整備工事。内容は、これは工事と設計と施工管理業務という業務委託と本体工事ということになっております。2 つ目は、小土肥地区の津波避難タワーの整備工事に係る、こちらは設計業務となっております。この2 つの避難タワーの設計業務が2 件と本体工事1 件ということで、1 億6,900万円という事業内容になっております。

この事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用して整備することとなっております。

計画のおくれでございますが、当初の計画では、5 月ごろに交付金の内示の決定を受けて、直ちに事業着手し、年度内完成ということを予定しておりましたが、実は国のほうの法律の改正がございました。南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法という法律が改正されまして、この中で、総理大臣が南海トラフ地震津波対策特別強化地域に指定した地域の場合は、市町村長が津波避難対策緊急事業計画というのを策定します。この計画に基づいて実施される事業、その中で津波避難施設等あるんですが、その場合、交付金の補助率が当初2 分の1 を予定してあったんですが、この法律の改正により、またこの特別強化地域に指定され、計画をつくって、それに基づいて事業をする場合は2 分の1 から3 分の2 へとかさ上げされてございます。伊豆市では、この特別強化地域として平成26年3 月28日に指定されました。それで、この補助金のかさ上げの適用を受ける、そのために津波避難対策緊急事業計画、これを策定して、総理大臣の同意を得るという一つの工程が入ってきました。この計画について県、国等と協議を重ねておまして、大臣の同意を得るのに時間がかかったということで当初の計画よりおくれしておりますので、今回、繰越明許ということで事業費のほうを繰り越させていただくものでございます。

11月に大臣への申請をしてございますので、今月中には同意のほうをいただけるものと思っております。

以上のような経緯で2 件の業務委託と本体工事の発注がおくれておりますので、御承知願いたいと思います。

次に、2 款1 項1 目市長交際費の100万円でございます。こちらは、提案理由のときにも申しましたが、7 月に鳥獣捕獲の死亡事故というものが発生しました。この亡くなられた方を弔い、遺族の方への弔意をあらわすという意味で、市長交際費から100万円の支出をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） おはようございます。

私のほうから、認定こども園の債務負担行為ということで、こちらのほうを説明させていただきます。

この件ですが、旧月ヶ瀬小学校グラウンドのほうに社会福祉法人春風会が複合施設ということで、こども園、それから障害者施設、それからデイサービス、それからふれあい施設という形で建てるということで、こども園につきましては鉄骨の2階建てです。1,582平米。

子供の定員なんですが、長時間、要は保育という形になりますが、その子供たちが75名、それから短時間の子供が75名、150名の施設です。それから、子育て支援センターを併設するということになっております。

こども園だけの全体建築費の内訳なんですが、4億5,599万2,000円が県の安心こども基金、これにつきましては、国のほうは県のほうへお金を出しまして、県のほうで基金として積み立てて、こういう園の建築等に当たる場合は出すという形になっております。県のほうから1億6,563万8,000円、それから市の補助金が1億3,794万8,000円です。法人の負担金が1億5,240万6,000円です。県の安心こども基金と市の補助金を合わせまして3億358万6,000円です。内訳としましては、平成26年度の補正で228万4,000円、それから平成27年度分としまして3億110万2,000円です。その今回の3億110万円なんですが、平成27年度に行います数字を平成26年度から引いた金額を債務負担させていただくということでございます。

本年7月11日に県のほうに事業採択の申請をいたしました。それから、9月8日に旧月ヶ瀬小学校グラウンドの現地調査を県のほうで行っております。9月17日に県のほうで社会福祉施設の調整会議を行って、11月7日に平成26年度事業採択ということで決定通知をいただいております。

当初、平成27年度の事業採択で7月に申請したわけなんですが、県のほうで平成26年度事業採択ということになりました。その関係から、平成26、27年の2カ年における施設整備ということになっております。これにつきましては、県のほうで平成26年度採択の数が少なかったことと、また平成28年4月から開園することによります十分な工期がとれることへの配慮だというふうに考えております。

法人のほうでも、来年1月、県のほうの実施設計を受けまして、来年3月には工事着工するというのを聞いております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、森議員の御質問のうちの7款1項4目その他観光施設管理事業についてお答えをいたします。

事業費は334万4,000円でございます。この内訳は二本立てになっておりまして、修繕料として249万円、観光施設維持補修工事として85万4,000円、これで合計が334万4,000円という

ことになっております。

まず、1つ目の修繕料でございますけれども、平成12年にオープンしました修善寺温泉の管湯、こちらの浴槽についてはヒノキ風呂ということになっております。そのヒノキ風呂の男女浴槽の側面にささくれ並びに底板、一番床の部分ですね、それにとめビスの露出が見られたため、けがのないように安全対策を考慮して、ヒノキ部分の補修をしていかなきゃならないという必要性が生じました。それを実行しようというものでございます。

もう1点、観光施設維持補修工事85万4,000円でございますけれども、こちらについては、浄連の滝の園地公衆トイレ合併浄化槽のマンホールのふたの腐食、これによる交換2カ所が69万4,000円。それと、台風18号により天城遊歩道、場所は水恋鳥広場の橋を渡って30メートル地点、西平側になりますけれども、こちらの一部のり面に落石が生じたため、木柵を8メートルほど、16万円で設置するものです。

なお、この85万4,000円の補修工事については、県有観光施設補修委託金で実施をいたします。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 質疑の方法なんですけれども、款ごとでよろしいですか。

○議長（杉山 誠君） はい。

○14番（森 良雄君） 最初は、上の繰越明許と債務負担行為についてお伺いいたします。

まず、都市計画費なんですけれども、これ、これから一体いつ。どうも地方創生法が入ったから見直すんだというのが主眼のようですけれども、地方創生法を、実際にあの法律を使っているいろいろな支援を受けるのは、既にもういろいろなプランができているところに出てくるんじゃないかと僕は思っているんですね。ところが、我がまちはどうもこれからいろいろな計画を立てるんだというふうに見えるんですけれども、まず第1点はそこのところを。これからいろいろな都市計画を考えるんだというふうに言っているのかどうなのか、この辺、しっかり答えてくださいよ。

前に市長は、内陸フロンティア法だ、どうのこうのだと言って、まちづくりを考えていたようですけれども、内陸フロンティア構想はどこかへ行っちゃったじゃないですか。これだってあれですよ、もたもたしていると、地方創生法は伊豆市を通り過ぎていっちゃいますよ。どういう都市計画を考えているのかね。内容は今までの計画と大して変わらないんだろうと思うけれども、要はプラン、期間ですね、いつ、どういうふうに進めていくのかということを重点的に考えてもらいたい。

続いて消防費、いわゆるこれは2つとも避難タワーのようですけれども、いつまでにつくるかということは考えているのかどうなのかお伺いしたい。

それから、債務負担行為の補正、こども園ですね。これは部長におとといかな、言ったと

思いますけれども、これからの伊豆市のこども園とか保育園とか幼稚園がどういうふうに、名前と位置だけでもいいですから、後で結構ですから、ぜひ、委員会のときでも結構ですから、わかるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） しっかり答えさせていただきます。

もともと平成26年度に伊豆市の新しい都市計画制度、これをつくろうとして、発注もかけているわけです。ですので、これからつくるのではなくて、もうつくるつもりでいたんです。そうしたところ、国のほうで2つ、大きな変化があったものですので、その内容を入れ込んで。またつくりかえるというのであれば、またお金がかかってしまいますので、そこが見えていましたので、それを織り込んだ新しい都市計画の制度をつくろうということで1年延ばさせていただいたという提案でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、消防費について。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 避難タワーでございますが、まず八木沢地区につきましては、平成26年度、今年度の予算で設計業務と本体工事の予算がございます。今回、繰り越しをさせていただくということで、大臣の同意を得られた暁には、早急に設計業務を発注し、引き続き本体工事、これはプレキャスト、工場製作ということですので、そう工期等はいかからないと思いますが、順次着手していくということです。

小土肥地区につきましては、今年度は設計業務ということで、平成27年度に本体工事をやるという計画になっております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 債務負担行為については、この場ではよろしいですね。

森議員、再質疑。

○14番（森 良雄君） 前段のほうの3回目、質問させていただきます。

都市計画についてなんですけれども、やっているということ、これは認めます。やっていることはね。じゃ、少なくともこの計画の全体像はいつまでにつくるのか考えているかどうか。やっぱりもうここへ来たら、いつまでにつくりますよということをはっきりさせてもらいたい。

次に、消防費、これは確認になりますけれども、今のお話ですと、平成27年度にはタワーが完成するというふうに見てよろしいですか。

以上2点です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（佐藤喜好君） 国のほうの動きのうちの一つはもう施行されたわけですがけれども、先月、先月といいますが、11月28日公布のまち・ひと・しごと創生、これについてはまだうちのほうへ詳細がおりてきていません。ただ、我々も、繰り越しをかけている以上は、平成27年度中にはしっかりこしらえさせていただきたいというふうを考えています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） そのとおりでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑、再質疑というか、2款についての再質疑はありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 次に、市長交際費ですね。この100万円の算出根拠は何なんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この弔慰金100万円ということでございます。確かに弔慰金が幾らという明確な根拠、資料等はございません。そこで、いろいろこういう弔慰金に関連することを調べました。1つに、災害を受けたときに、災害弔慰金の支給等に関する法律という法律がございます。こちらの規定でいきますと、500万円という弔慰金があるんですが、これは国・県・市町がそれぞれ負担して500万円になるということで、仮に災害弔慰金の500万円を支給される場合、市町村の負担が4分の1ということで125万円という、1つにはそういう数字がございます。

あと、伊豆市職員の非常勤職員の公務災害の規定があるんですが、非常勤職員が公務災害で死亡した場合、そのときに、弔慰金という形ではないんですが、遺族への遺族年金というものが支給されます。それが年額およそ105万円。これは年金ですので、1年ごとに支払われるわけですが、1年という額でいきますと105万円。

それらを参考にいたしまして、今回、事故で亡くなられた方への弔慰金としまして100万円が妥当であると判断したものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 100万円の算出根拠、よくわからない。大体この事件、事故は伊豆市の事業だと考えたんですか、考えていないんですか。伊豆市の事業だったんでしょう。市長、あなたがやろうと言ってできた事業じゃないんですか。そして、死亡事故が発生しても、誰も責任をとらない。全部、市民にかぶせている。そうじゃないですか、市長。その辺、市長、はっきりさせなさいよ、あなた。

本来だったら、あなたが考えた事業なんだ。あなたがやめたっていいんだよ。そうじゃな

いんだったらやっぱり、この捕獲隊の責任者は我関せずみたいな発言しているじゃないですか。これ絶対に、このまま再開すれば、また事故が起こりますよ。GPSだ、どうのこうのなんて言っていますけれども、鉄砲の前に人を置けば、いつか必ず当たるんだ。刑事事件になるんじゃないですか、これ。その辺、まず刑事事件になる可能性があるかどうか、市長、教えてください。

そして、再発は必ず起こらないのかどうなのか。

[発言する人あり]

○14番(森 良雄君) 誰がぶつぶつ言っているの。私はここで今、100万円について質問しているんだよ。君なんか言う必要はないんだ。元議長が何で私の隣でぐちゅぐちゅ言っているんだ。私は市長に質問しているんだ。市長、答えなさいよ。

まず、市民の税金から100万円を支出することが是か非かだ。

それからもう一つ、この当事者は損害保険かなんかに入っているはずですよ。その確認をしたい。

以上。

○議長(杉山 誠君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) この事業は、伊豆市が有害鳥獣捕獲隊に委嘱をした事業でございます。当然、その市の事業に全て市長が責任をとるか。例えば公共事業なんかでも、公共土木とかいろいろあるわけですが、大変残念なことに、そのような場合に、不幸な事故が起こったたびに市長がやめるのか。やはりそれは責任の所在というもの、責任のとり方というものは違うのだらうと思っております。

今回、有害鳥獣捕獲隊を編成し、あるいは実施要領を作成し、あるいは個々の隊員の活動を監督し、指示しということは、伊豆市はそういった業務を行っておりませんので、これは捕獲隊のいろいろな過誤、過失があったのだらうと思っております。しかし、銃を使って有害鳥獣を駆除するという極めて例外的な厳しい、あるいは危険な事業でございますので、市の弔意を示すものとして100万円を提示し、それが適正かどうかについては議会のほうにお諮りしているわけでございます。

○議長(杉山 誠君) 次、7款について再質疑ありますか。

[「ちょっとちょっと、まだ答えていないじゃん。保険入ってるんでしょ」と言う人あり]

○議長(杉山 誠君) 保険、失礼。

観光経済部長。

○観光経済部長(杉山健太郎君) それでは、保険について御回答いたします。

狩猟に携わっていただく方は、必ず個人の責任で狩猟保険、ハンター保険というものへ加入しないと免許がおりない仕組みになっておりますので、保険には入っております。

○議長（杉山 誠君） 次の7款について再質疑は。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 保険へ入っているということなので、保険から補償は出るんでしょうなと思うので、多少は安堵しているんですけどもね。

それでは、議長の誘導で7款へ行かなきゃならないので、7款へ行きます。

これはあれですかね、ヒノキの板を全面的に交換するんですか。伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 工事内容ということですけども、ささくれが発生している側面については、削ってサンダーがけの実施。腐食の進んでいる底面、これについては交換という形でございます。

〔「わかりました。終わり」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第84号、一般会計補正予算（第5回）について質疑を何点かさせていただきます。

まず最初に、17ページの債務負担行為補正、認定こども園整備事業補助金の算定根拠ということを出してありますが、ただいま森議員の質疑で健康福祉部長さんが答弁していたんですけども、ちょっとよくわからなかった。

何がわからないかという、まず、この認定こども園の整備事業の総事業費は幾らかということ、ちょっとよくわからなかったですね。

それから、これは平成26年度から何か、県だかの認可がおりることなんですけれども、平成26年度から工事をやるのかどうか。平成26年度と平成27年度のお金の工事割合はどういうふうになっているかということですね。

それから、総事業費が幾らかということとをさっき言ったんですけども、この債務負担行為の補正で、平成27年度に3億110万2,000円が債務負担行為ということになるわけですけども、さっきもちょっと言って、私は聞き取れなかったんですけども、まず国・県の補助金が幾らなのか。

それから、市が出す補助金、これは平成27年度に3億110万2,000円を出すのか。補助金と書いてあるから、限度額ですけどもね、それがどういうふうになっているのかということが1つ。

それから、社会福祉法人春風会の、要するに春風会が建てるわけですから、春風会が幾ら出すのか。お金ですね。さっき言っていたようですけども、ちょっと聞き取れなかったか

ら、もう一回、ゆっくりと説明をお願いしたいと思います。

それから、次へ行きまして、20款、25ページですけれども、20-4-7-1 その他雑入ということがあるわけですが、これは説明によりますと、29ページに会計事務費ということで出て、所得税等を源泉徴収しなかったから、それで雑入でこれは個人事業者から入ってくると、こういうことだと思えるわけですが、ちょっと29ページと関連するわけですが、29ページには所得税等ということで314万3,000円、これが源泉徴収していなかったから、税務署へ市がその分払うよということなんですよね。

それで、そのほかに23万7,000円ですか、これは不納付加算税とか、延滞税とかあるわけですが、これはちょっと置いておきまして、その払うべきお金が314万3,000円ということなのに、雑入が289万円ということで、ここに差額が25万3,000円、入るほうが少ないわけなんですよね。これはどういうことでしょうか。とれないということでしょうか。そこら辺の説明をしていただきたいと思います。

それから、今度、歳出のほうに移りますけれども、4款、42ページ、43ページですけれども、下のほう、汚泥再生処理センター運営事業ということで、電気料が40万円、その下の施設運營業務委託料が190万円ということで、これにつきましては、本会議の説明では、来年の3月の半ばに、15日ごろ工事が完成するから、3月いっぱい、半月分の引き渡しまでの運転する経費だということなんです。

それで、実際いつから稼働するのか、まずそれをお聞きしたい。要するに、いつからし尿を搬入して、そこでやるのかと。4月1日からやるのかということ。まだ決まっていないのかもしれないけれども、大体のところを説明願いたいと思います。

それから、この190万円ですね、これを支出する先は、どういうところが運転といいますかね、どういうところに業務を委託するのか。し尿処理のメーカーがやるのか、あるいはその関連会社がやるのかどうなのかということをお伺いします。

それからもう一つ、これは3月いっぱいの運転経費ということですが、4月以降は誰がこのし尿処理施設を管理運営、管理運営といいますか、運転していくのか。柏久保の清掃センターにはそういう職員も、し尿処理担当職員が、2名か3名かわかりませんが、おるわけですが、市が施設を運営していくのか。それとも、この190万円の委託料みたいに業者に委託するのか。そこら辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、西島議員の質問にお答えします。ゆっくりしゃべるつもりですが、速くなったら申しわけありません。

こども園全体の工事費です。4億5,599万2,000円です。

それから、県の補助金になりますが、1億6,563万8,000円です。それから、市の補助金1億3,794万8,000円です。

それから、春風会、法人の出し分なんですけど、1億5,240万6,000円です。

市と、それから県の補助金を合わせまして3億358万6,000円、それから今年度の補正額が228万4,000円、それから債務負担の数字なんですけど、平成27年度3億110万2,000円ということになっております。財源の内訳です。

それから、工事のほうなんですけど、当初、平成27年度の採択予定で提出をしてあります。それが平成26年度の採択になったということで、県のほうも配慮していただきまして、実施設計が先ほど申したように1月、それから工事の着工、当然入札まで期間を、国の補助金等が入っていますので、40日程度置かなければいけないということになっていますので、3月に行うということで、県のほうから1%でいいという話がありました。1%です、平成26年度着工が。そういうことから、1%と99%ということ考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、会計管理者。

〔会計管理者 植田博昭君登壇〕

○会計管理者（植田博昭君） それでは、西島議員の議案第84号の議案25ページ、歳入、20款4項7目のその他雑入の算定根拠について御説明申し上げます。

議案29ページの会計事務費の歳出補正であります27節公課費のうち所得税等314万3,000円は、本来、伊豆市が源泉徴収すべきであった所得税を個人事業主に支払い済みのものであります。よって、今回の税務署に納める所得税は個人事業主の皆様から返還していただくこととなります。返還していただく314万2,799円のうち、平成26年度支払い分が25万1,977円ございます。これについては歳出への戻し入れ処理、戻入処理とさせていただきます。よりまして、これを差し引きました289万822円が過年度分の徴収金額となりまして、これを雑入処理とさせていただきますこととなります。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 山口一範君登壇〕

○市民環境部長（山口一範君） 皆さん、こんにちは。

それでは、西島議員のほうの議案質疑について回答させていただきます。

まず、いつから搬入するのかという御質問でございますが、これにつきましては試運転と

ということで、竣工前にまず搬入、試運転をと考えております。1月の中旬に3分の1ですか、それからあと2月の初旬に3分の1、それから2月の中旬に3分の1ということで、3回に分けて試運転をというふうに考えております。日に28立方ということですが、これを3回に分けて試運転をまず行います。

竣工を一応3月13日。工期が3月13日になっておりますので、3月13日までに工事を終わらせて、それ以降に引き渡しということになろうかと思えます。予定でございますが。引き渡しを受けてから、今度は業者をお願いするということを考えております。

どういうところに委託するのかという御質問でございますが、センターが稼働しますと、し尿や浄化槽汚泥等の受け入れから放流までの処理で行う各工程における監視や調整作業、それから水質検査、環境整備などの施設運転管理に加え、消防設備や電気設備などの設備点検がございます。これらの運營業務につきましては民間委託をしたいというふうに考えております。これは入札によりたいというふうに考えております。

それからあと、重複してしまいますが、4月以降、管理運営をどこがするのかということで、先ほど答弁させていただきましたように、業者委託というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず最初に、天城地区の認定こども園についてなんですけれども、これも債務負担で補助金を出すと、県と市がそれぞれ出すということなわけなんですけれども、先ほどお話のありました、ここの施設は、認定こども園、それから障害者就労支援施設、デイサービス、地域交流センターと、この4つの複合施設というか、こういうことになっているわけなんですけれども、この補助金、県も市もそうですけれども、これはこども園だけの補助金になるんでしょうか。それともほかの、例えば障害者就労支援施設とか、デイサービスとか、地域交流センターも含んでの補助金ということになるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 今回お願いしました補助金につきましては、こども園だけでございます。

それから、障害者につきましても国の補助金がございます。それにつきましては、平成27年度の、新年度のほうの予算でお願いをしたいと思っております。

それから、デイ、それから交流施設につきましては、春風会単独の事業ですので、補助金はございません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 再質疑というか、一応款ごとということで、今のは1つでよろしいですか。

じゃ、次へ行きます。

歳入の部ですけれども、その他雑入の算定根拠で、今、会計管理者から説明を受けたんですけれども、何かちょっと難しくて余りよくわからなかったんですけれども、いろんなことで一応290万円ということだと思えるんですけれども、これは、要するに源泉徴収をしていなかったということは、個人事業者は既に所得税を税務署に納税しているはずなんですよね。既に納税しているはず。ですから、この伊豆市役所からの源泉徴収分の289万円を税務署へ出して、税務署はそのままにしておきますと二重取りになりますからね。個人事業者からもうもらっているんだから。その289万円を税務署は個人事業者へ返すと。それで、個人事業者はそれを市役所へ返すと。その他雑入289万円を返す、こういうことじゃないかなと私は思っているんですけれども、まずこの考えでいいのかどうなのかをちょっとお聞きしたい。

もしもそうだとしたら、さっきの説明があったんですけれども、ちょっとよく、何でこんな回りくどいことをやるのかと。ただ伊豆市は延滞税とか不納付加算税を税務署へ払えばいいだけのことじゃないかなとも思うんですけれども、そこら辺はそういう考えがないのかというか、合っているのか、間違っているのか、それ違うよというのかを御説明いただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

会計管理者。

○会計管理者（植田博昭君） ただいまの西島議員の御質問でございますけれども、この件につきましては、全国的に官公庁、こういう徴収漏れがございました。そこで、税務署と協議をしております。税務署の協議の中で、今、議員がおっしゃるとおり、あとのものにつきましては、個人事業主様たちは確定申告をして、所得税をもう国に納めているものですから、その辺が要は差し引きゼロになるような方法はないかというような協議はいたしました。税務署からの回答は、基本どおりにまず所得税を源泉徴収しなさい。それに対して、個人事業主様のほうについては、所得税の更正請求をしていただくということになりました。これにつきまして、年度ごとに、件ごとに各個人事業主様は所得税の更正請求をしなきゃならないんですけれども、その辺につきましても、謝罪を兼ねまして、個人事業主さんのほうには御説明を申し上げております。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 簡単にやったほうがいいと思うんですけれども、税務署がそう言うんだからしょうがないということなんですけれども、そうしますと、この289万円が市役所に入ってこないと、またまた赤字になっちゃうよということなんですけれども、これは大体

皆さん、ちゃんと入ってきそうですかということが1つと、その事務をやるのはどこで、どこが。例えば、入ってこないから督促するよとか、そういうのはどこでやられるんでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

会計管理者。

○会計管理者（植田博昭君） この件につきましては、うちのほうが所得税、ここの補正が終了しますと、直ちに税務署のほうに支払いをします。そうしますと、国のほうは、極端なことを言いますと、二重取りみたいな格好になるわけですので、税務署のほうは更正請求が来次第、なるべく早目にお返しするということですので、税務署との協議がこれからどうなるかわからないんですけれども、うちのほうは年度内を、年度内というか、一応うちのほうから個人事業主さんの請求につきましては、この年内、12月中に納めてくださいということで納付書をお渡ししてありますので、これについてはお願いをしまいたいと思っています。

それにつきまして、入ってこないということになりましたら、会計のほうで督促といいますか、お願いをしまっていくということになると思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次、4款について再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今度は2つできますね。し尿処理管理委託との、これは3月分、3月の半分だけのお値段ということになるわけですけれども、そうしますと、これ半月で190万円、今のところね。ですから、年間にすると4,500円、その後、お金がそのまま同じ額で、割合でいくとすると、年間4,560万円になるわけなんですよね。4,560万円。

それで、ただいま民間に業務を委託するという。運転とかいろいろ難しいことがあるのかもしれませんが、やむを得ないのかもしれませんが、例えば現在、平成25年度の柏久保のやつとし尿処理の決算でいきますと、し尿処理プラント管理事業が2,073万円なんです。この中にはもちろん人件費は入っていないんですけれども、そのかわり検査手数料とか、やれ何だとか、余剰汚泥処理の委託料であるとか、いろいろそのほかに入っているお金が500万円近くあるわけですけれども、これは結局、値段が非常に高いんじゃないかなと思いますね。今まで2,000万円できていたのが4,500万円。あるいは、検査手数料とかその他を含めると、恐らく5,000万円になると思うんです。年間委託料が5,000万円になるということなものですから、これは例えば今までは職員がやっていたんです。今までというか、今もそうですけれども、柏久保の清掃センターでし尿処理のあれは職員がやっていたんです。職員が2名か3名でやっていたんです。やっているんですよ、今もね。そういうことはお考えにならなかったのか。

市長さん、ちょっとそこで目をあけてくださいよ、目を。目をあけて。目をあけてくださいよ。市長に質問したいんです。そういうところ辺は考えなきゃ、やっぱり経費削減という

ことですので、そういうことも考えなきゃならないと思うんですけども、そういうところはどういうふうにお考えですか。これは、だって2,000万円と5,000万円じゃ、えらい違いだと思いませんか。その辺、どうお考えですか。市長さんにお伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

〔「市長に聞いているんだよ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） それでは、西島議員の質問に答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、年間の経費につきましては、5,000万円以上は今後、年間ですが、かかってくるものとは思いますが。

先ほど、平成25年度の決算のところまで2,700万円ほどということのお話なんですけど……

〔「2,073万円」と言う人あり〕

○市民環境部長（山口一範君） 2,073万円ということなんですけど、土肥のセンターも含めると、もう少しかかるのかなと。それと、当然、人件費が含まれておりませんので、その辺を含めると、いかがなものかなというところがあります。

ただ、人件費につきましては、今後、職員をずっと採用していくということになりますと、かなりの生涯賃金ということになりますので、その辺も考えまして、それからあと施設の技術面ですね、管理運営等の設備の管理等々考えますと、やはり民間委託としていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今、部長さんからお話を伺って、よくわかっているんですけども、こういうことは、市長はし尿処理の施設の汚泥清流センター、名前は何だかわかりませんが、そういうことをおっしゃっていましたが、こういうのは市長の政策なんですから、そういうところはちゃんと自分で答えてやっていただきたいと思えますね。

以上で質疑を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号から議案第90号については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。

再開を50分でお願ひします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○議長（杉山 誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第91号～議案第105号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第8、議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第22、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正についてまでの15議案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第91号から議案第93号について。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、まず最初にお尋ねします。関連しますので、あと2つの議案については。

人事院の給与勧告の対象となるのは、一般職の職員の給与に関する法律、この法律の適用を受ける一般職の国家公務員ということになっておりますが、人事院勧告の内容を見てみますと、月給といわゆるボーナスのプラス改定は、景気回復で大手を中心に民間企業の賃金水準が回復したことを受けての措置と、そういうふう判断しております。また、基本給は2015年度から平均2.0%下げるということ。それから、もう一方、人事院勧告なんかをいろいろ読みますと、東京など物価の高い地域では民間より給与水準が大幅に下がるために地域手当を拡充する、こういう内容なんです。それを受けての今回の議案第91号の職員の給与の改正の提案と受けとめております。

3点お尋ねします。

1つは、私は、人事院勧告を参考にはするが、伊豆市の職員の給与にそのまま反映する義務というか、やらなくてはならないということじゃないと思うんです。伊豆市は伊豆市で判断する必要があると思うんですが、それらについての見解を求めます。

2つには、今お話ししたように、人事院勧告には地域の状況を配慮するという内容があります。そういう意味で、これはそう簡単にできないんですが、伊豆市の市民の給与がどういう状況なのかを推測したのか。ましてや、いろんな意味で市民の感情というか、気分というのがあるでしょうから、そのあたりどういうふうにお考えなのか。

3つは、ここがよくわからないですね。片方で職員の給与を上げる提案をし、もう一方では引き下げの提案をするという。いわゆるボーナスはふやすけれども、給料は下げますよという、そういう人事院勧告なんですけれども、それをそのまま受けて提案するということなんですけれども、人事院勧告をどのように判断して今回提案されたのかお願いいたします。

関連します。議案第92号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。伊豆市の財政は厳しいと言われておりますが、一般職の勤勉手当、いわゆる世間で言うボーナス、この引き上げに伴って、市長、副市長も引き上げる提案というのはわかりましたが、その理由をお尋ねします。

議案第93号 伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、これも同じです。議案第92号で市長、それから副市長も該当しますが、ボーナスは上げると。教育長も同等だという提案なんですね。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 基本的な考え方と自分自身に関することについては私から申し上げ、最初の質問については総務部長から答弁をさせます。

基本的に、私は、職員の人件費は下げたくないと思っています。これは基本的にです。なぜならば、GDPの中で所得をみんな下げる、要するに人件費を下げる競争をしていけば、デフレになるに決まっているんですね。今、輸出が伸びないこともございますけれども、しかし、国内消費が全体のGDPの6割であって、その中で人件費引き下げ競争をしていけば、国全体がデフレになるに決まっている。これは構図として非常によろしくない。したがって、安倍総理が就任をされた約2年前、総理になってすぐに、企業には賃上げを要求しておいて、国家公務員の人件費を下げるというのは非常に皮肉な事態だったと思いますし、私は決して望ましいとは思っておりませんでした。

ただ、伊豆市の財政の構造として、五十数億円の地方交付税をいただいている中で、去年の国家公務員に合わせた地方公務員の引き下げのように、やっぱりああいうやり方をされると、うちとしてはお上には勝てないということで、経済理論的には正しいとは思わないけれども、職員の給料を国に応じていろいろ変えてきたことは事実でございます。

制度としては、制度としてはですね、ある程度、国のやり方に反応せざるを得ないということは基本的には考えておりますが、今の日本全体において給与を下げることに、基本的には私は反対の考えを持っております。

その中で、今回は伊豆市長のボーナスを0.15カ月ということで、年間13万円余りの引き上げになります。それをもって私の貯金がふえるとか、私のゴルフの回数がふえるとかというのであれば、当然それは十分慎重に考える必要があると思っております。

この特別職の給与についても、今回は制度の改正であって、制度はそのようにしますけれども、全体状況の中で特例的にある一定期間どうするかはこれから判断をいたしますが、しかし、これまでの7年間において、恥ずかしい話なんですけれども、1年たりとも貯金が残ったことはございません。毎月毎月赤字で、1任期目で首長は退職金が出ますので、それを

毎年取り崩し、大体1回目の1,500万円のうち3分の2ぐらいを今、取り崩しているような状況です。

そして、その中で、これまで別の理由でボーナスを1回ちょっと下げたことがございますが、それによって結局、政治活動費が減るんですね。今回、仮に上げていただいたとしても、それを自分の遊びに使うとか、家族の生活費に、子供が大学に行くので、そちらはちょっと増額になるかもしれませんが、実は一番いただきたいのは政治活動費なんです。

それは自分の選挙の費用という意味ではなくて、去年の市長の交際費と旅費で120万円余りだったと思います。やっぱり今、公費の使い方は非常に厳しいですから、自分が公務で出張する、人と会う以外のところ、人との交流も含めて、交際も含めて、あるいは交際費が充てられない旅費等、あるいはその前後の交際費等を使えない活動ですね、人と会って意見を交換したり、あるいは企業の方々と内々の話をしたり、そういったことに充てたいと思っておりますし、そういった予算が極めて少ないということを感じております。

これは、残念ながら私の懐が個人的に小さいので、もっと裕福な首長さんはどんどん自分で活動されているわけですが、そんなことを考えさせていただくと、今回の引き上げについては、そのような活動に使わせていただきたい。

もし議員の要望があれば、私は過去、数カ月間ずっとつけておりますので、個人の支出も含めて公開する用意はございます。

○議長（杉山 誠君） 次に答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、木村議員の議案第91号から議案第93号までの質疑についてお答えいたします。

まず、議案第91号の1つ目の質疑、伊豆市の職員給与にそのまま反映する義務はないと判断するがということですが、今回の人事院勧告に伴いまして、国家公務員の一般職の給与法も勧告どおりに改正されております。この国家公務員の給与法の改正の趣旨については、国からも技術的な助言ということで、地方公共団体においても適正に対応するようという、一応、国から技術的な助言という文書もいただいております。

また、地方公共団体の職員給与につきましては、地方公務員法の中で、国及び他の地方公共団体の職員や民間従業者の給与を考慮して決定するという、いわゆる均衡の原則というものがございます。2つ目の質問にもかかわってくるんですが、まずは民間の給与を反映した人事院勧告、これに伴って改正された国家公務員の給与及び静岡県等も同様の改正となっておりますので、この均衡の原則というものを考慮しますと、やはり国家公務員の給与法に準じて改正すべきというふうに判断してございます。

2点目の地域の状況を配慮する内容で、伊豆市民の給与がどのような状況か推測したのでしょうかということですが、伊豆市民の方の給与の状況については実態調査もして

おりません。ですので、詳細については把握しておりません。

国の人事院が実施しております民間の給与実態調査、これは約5万5,000の事業所のうち、約1万2,400を対象に実施してございます。ですので、この国の民間の実態調査というものを参考にといいいますか、その数字をもって伊豆市民の給与がどういう状況なのかということに置きかえさせていただいております。

また、3つ目の片方で給与を引き上げて、もう一方で下げると。どのような判断をしたかということでございます。

今回の人事院勧告の内容を見ますと、大きく2つの内容で勧告されております。また、その内容に従って国のほうも、国家公務員の給与法も改正されているということで、1つ目は、この平成26年4月時点での民間の給料、それと昨年8月から本年7月までのボーナス、これの官民格差の調査結果、それに基づく平成26年度分の給与改定で、この調査の結果が官民格差ということで、給与の引き上げということになっております。

2つ目、これが一方で下げるといふところなんです、2つ目は給与制度の総合的な見直しというものです。1つが平成26年4月時点のもの、もう一つがこれからの公務員の給与制度の総合的な見直しという大きな柱が2つございます。

この総合的な見直しですが、これは民間賃金の低い地域、いわゆる日本国内の下から12県、賃金の安いところを12県、国のほうでは調査したようでございます。この低い地域における官民給与の実情を反映すると。いわゆる地域間の給与配分の見直し、それと官民の給与差を踏まえた世代間の給与配分の見直しという、この2つ目の総合的な見直しにつきましても2つの柱がございまして。

この総合的な給与制度の見直しによりまして、いわゆる3年間の現給保障という経過措置を経て、結果的に給料表のほうは引き下げるといふような内容となっております。

伊豆市におきましても、ますます財政状況が厳しくなっていく中で、従来どおり国家公務員の給与制度に準じた形で改正していくという趣旨で今回提案させていただきました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

市の広報に、1年ごとに、いわゆる毎年1回、市の職員の給与と勤務条件ということで公表されておりますね。全体としては、平成22年度の決算から、それから平成24年度決算まで、いわゆる平均月給、だから手当なしのところ、余り数字をいっぱい言うとあれですけども、全体を見ると、平成22年度が一般行政職32万9,000円。月給です。手当なし。いわゆる扶養手当とか住居手当なしということで、一つの指標というか、考えたいものでお話ししますが、繰り返して申しわけありません、平成22年度32万9,000円、平成23年度32万5,900円、平成24年度31万9,000円と下がっているんですね。それで、当然、平均年齢とか、そこに在職し

ている方々が退職したり、新しく市の職員になったりということで、一概に比べることはできない。相対的に比べた上で下がってきている。

それからもう一つは、ラスパイレス指数というのでも出ていましたが、これは基本給のみで比較されていると、市の職員は。それで、国家公務員の方々は諸手当も全部ひっくるめてやっているから、比較検討は、ラスパイレス指数が例えば国家公務員が100だとすると、伊豆市、例えばですよ、102になった、103になったから、国家公務員より給与が高いんだと見ないでほしいというような、客観的に見させてもらったんですけれども、そういう前提の上でお尋ねしますね。

何というか、賃下げ競争をやっている、公務員と民間と。公務員が下げたから民間はといって、今度は民間の給与を下げていくと、賃下げ競争がずっとこの間進んできたものと思いますけれども、議案第91号について1つだけお尋ねします。

給与の見直しということで、官民の給付の見直しと、それから世代間だということで人事院から出てきた。中身を聞いてみますと、民間給与の一番低いところから引っ張り出してきて、そして、ここは低いんだから、あんたたちも低くしろよという人事院ですよ。それも、政府というか、国のほうが認めたという。全体を比べながら、ここだけは低いところだけ見て下げていくということを受け入れたというか、受け入れられないのもあるかもしれないんですけれども、何でだろうかなど。比べるところが違うのに、人事院はやっていて、市もそれに従うということの理解がちょっと私はわからない。

市長が言われるように、下げれば下げるほど本当に大変ですよ。税収も少なくなる。お金を使うものがなくなっちゃうんだから、また景気が悪くなるという。

ボーナス分については、全体が上がっているから上げましょうよということは、相当、私もほかの、ボーナスは見なかったんですけども、ごめん、前に戻るけれども、いろんな指標が人事院勧告の中にあって、500人以下のところ、年齢が約42歳ぐらいのところ、比較検討したんですけれども、時間外手当なしとして、係長クラスというかな、事務の、38万4,000円ということで、これが一般的にもらっている給料ですよとなると、今回、今お話しした伊豆市の同じ年代を比べたときの給料というのは、月給というか、手当を除いた分というのはなるほど低いのかなと思ったんですけれども、それでなおかつ給料を下げましょうというのがちょっとわからない。

関連して連続していきます。

市長、副市長、それから教育長もボーナスは少し上がっちゃうという提案ですよ。いろんな自治体の、市の同じレベルを見ていると、比較検討すると、確かにすごく低いんですよ。それなりの、特別職の市長、副市長、教育長というのは。わかるんですけども、市民感情から見て、どういうふうに見ればいいのかということが私もちょっと苦慮しているところなんですけれども、もう一度、考えがあったらお尋ねします。あくまでも御答弁願いたいレベルは、市民から見たときにどうなのというところで御答弁をお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっとマクロの話で伊豆市の話をしたいんですが、私がドイツに留学していた20年前、日本人の1人当たりの国民所得は、4万ドルぐらいで、実はスイスと並んで世界一だったんです、20年前。今はシンガポール、香港に抜かれています。今の1人当たり国民所得は、オランダとかルクセンブルクとかデンマークだと8万ドルとか11万ドルぐらいになっていますから、20年前に世界一だったものが、今、世界のトップの4割ぐらいになっているんですね。

じゃ、日本は貧乏かと。普通、これだけ貧乏になったら、みんなひどい状況になるんですが、実は個人資産がふえている、金融資産が。1,630兆円というのは、1人当たりになると、アメリカ、スイスに次いで世界3位なんです。つまり、所得が下がって、金融資産がふえている。だから、60代以上の方の金融資産がふえて、現役世代の働く人たちの所得が世界のもうずっと下のほうになっているというのが現在の状況であって、それを消費税で賄おうとしているから、物すごくいろんなゆがみとか痛みが出てくるわけですね。

ですから、これはマクロの国家の構造を変えてもらわないと、現役世代の給料を上げろ、上げろと言っても、所得はどんどん下がる、資産はふえるという、物すごく世界史上にかつてない状況が起こっていて、その中で静岡県東部の伊豆市も、伊豆半島もすごく苦勞しているわけです。このマクロの構造は何としても国政に変えてもらわなければいけない。

その中で、伊豆市の給与のあり方については、前も議会で申し上げたことがあると思いますが、今、部長さん方は58歳、59歳くらい。7級というのは、私が一等陸佐になったときですから、41歳のときなんですね。

ラスパイを何かあたかも官僚と比べるような感じがしますが、伊豆市の給料はトップが7級ですから、国家公務員の一番、管理職の室長相当のところに抑えていただいております。当然、沼津なんかだともっと上なわけですが、それから調整手当とか、ほかのところはちょっと、いろいろ労働管理の問題もあるので具体的には申し上げられませんが、かなり、かなり我慢をいただいているという状況だと思っています。

私を含む職員の姿勢としては、その中で、市民感情は十分わかります、市長の給料も含めて。しかし、その市民感情に自分の活動を合わせるのではなくて、伊豆市をより活性化するため、活力ある伊豆市をつくるために、それをいかに使っていくかということが私の責任なんだろうと思っています。その中で自分の所得、給与に恥じないような活動をしていく。先ほど申し上げましたけれども、今回もし少し、少しというか、多いというかわからないけれども、上げていただくのであれば、それはその分しっかり政治活動に使っていきたくて、このように考えております。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 申しわけありません。議案第91号についての答弁はさせていただいたんですが、特別職の議案第92号と教育長のほうのちょっと漏れがございましたので、ここで説明させていただきます。

特別職と教育長につきましても、期末手当0.15月を上げるという改正でございます。

また国の話になって恐縮ですが、国家公務員の給与法の改正に伴って、国のほうも大臣等の特別職の期末手当を、一般職の給与法に従い、0.15月上げているということもでございます。ですので、当然、人事院勧告に基づく一般職の給与法の改正。その給与法の改正に倣って、国のほうも特別職を変えているということで、伊豆市としましても国と同じような考えで特別職、教育長について期末手当を引き上げるものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） いわゆる職員の給料の引き下げのことについて具体的にお尋ねします。

人事院勧告のほうから2つの総合的な見直しということで、2番目に世代間格差、世代間と言われていましたが、いわゆる定年間近になってくる方は我慢しろということね、一言で言って。なんだけれども、いろいろ、全部じゃないですよ、何人かのそういう管理職の方々と、部名、役職名を言うとまた語弊があるから、管理職の方何人かにお尋ねすると、大学へ行くとか行かないとか一番厳しい状況が、一般的に言われると、そういう状況で四苦八苦すると。何かいかにももらっているような形なので、一番苦しい。支出が一番大きいときにストップするとか、それとか余り上げないというところは、本当に市長が言うように、みんなが頑張ろうよといったときに、定年間近というか、三、四年、あと少しで自分の長きにわたる公務員としての仕事が終わるころに、金にかかるんだけれども、さあ頑張れということがなかなか大変なのかなと思うんですね。

だから、この給料表、人事院勧告に基づいてということ、大きな枠ではどの自治体も、全国の自治体がやっているんですけども、伊豆市としてこの世代間格差、格差じゃなくて、私は今言った50代前後と決められないんだけど、その方々の、今回もそうですけれども、ストップとか、また少ししかアップにならないというところ。逆に下げる分はちゃんと下げますよと。もうこれ以上、上げないということをどういうふうを考えられているのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 50代後半ぐらいからを約4%で、若年層、新規採用のところをゼロで、平均2%という今回改正になっております。人事院のほうも、先ほど言いました、全国的に低い、賃金の安い12県を対象にして、そこをまずベースにしているわけです。その調

査結果におきましても、やはり50代後半層について4ポイント、4%程度、公務員が高いということで、50代後半。正直、私も50代後半で、給料的には厳しいと言われればそれまでなんですが、あくまでも全国的に調べた、賃金の安いところを調べた結果、4ポイント高かったと。

それ以外、要は一度ベース上、安い賃金ベースに合わせておいて、あとは地域手当で、各それぞれの地域ごとの、賃金指数と言われているようなんですが、賃金指数。前回、平成18年のときに、賃金指数の95.0以上の地域を対象に支給をしたと。今回はもう少し地域手当の幅を広げていると。賃金指数93以上の地域を支給対象とする。ですので、一度、民間賃金の安いところに給料表を合わせておいて、それぞれの地域の賃金指数に合わせて地域手当で調整といいますか、官民で合わせると。

伊豆市はその地域手当の対象に入っていないということで、一番安い4%、50代後半で4%下がるということで、これもそれぞれの地域の実情に合わせた改正と、まだまだ50代後半が民間に比べて高いということで国のほうも変えてございますので、伊豆市としてもそれに準じたということでございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

次に、議案第96号について。

初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第96号 伊豆市天城会館条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

常々、私はこれは、ここは伏魔殿だというようなね。何をやっているのかさっぱりわからない施設でしたけれども、条例が改正になると。条例が改正になってどうなるのか、先をどういうふうに見ているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

まず、第1条に「生活文化と産業の振興及び地域経済の活性化を図るため」という文言が消えました。これはどういう考えなのかですね。

それから、市長の目玉政策だった天城ミュージアム、これはどうなるのか。なくなるのか、それとも発展していくのか。どういうふうを考えているのかですね。

それから、ここで言う地域とは、どの範囲か。

観光協会天城支部はここに残るのかどうなのか。以前、私はここを博物館にしたらというふうにしたことがあります。今でも変わりませんよ。本当にジオパークをやりたいんだったら、これは結構なスペースがあるわけですね。ボリュームのある施設です。博物館にするぐらいのあれがなきゃ、今後の伊豆市の発展はあり得ません。

私は、伊豆市のジオパーク、前にも言ったことがあると思いますけれども、失敗します。やっぱり観光の目玉をここへ持ってこなきゃだめなんですよ。そういう考えはあるかどうか、ひとつ市長からじっくりとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 天城会館の件については部長から説明させますが、ジオパークの関連の博物館ということでございますけれども、過去、何回も議会で申し上げておりますとおり、ジオパークというのは博物館の事業ではございません。既にユネスコ会議での報告も議会にはさせていただいておりますので、ぜひユネスコ憲章と、それから世界ジオパークのコンセプトをもう一度確認していただきたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 次に答弁願います。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第96号に対する質問にお答えいたします。

まず、御質問の中にありました第1条の設置について、「市民文化の向上及び地域の活性化を図るため」に改正され、消えた理由についてお答えを申し上げます。

天城会館のA棟は、従来、指定管理者により企画を凝らした展示業務を実施し、市民が文化に触れ、天城地区の活性化に寄与してまいりましたが、平成27年3月31日をもって終了となり、その経緯は提案理由でも御説明をしたとおりでございます。

平成27年度以降の天城会館は、市民などが各施設を利用して、発表会並びに各種展示会などに利用され、地域活動の拠点になるように利用されるべきとの考えから、このような条文にしております。

よって、第1条の設置が消されたわけではなく、天城会館自体の施設利用目的が変わるために、新たに条文を改正するという御理解いただきたいと思っております。

第2点目のミュージアムはなくなるのか。その理由とはという御質問でございますが、先ほど申しましたとおり、平成27年3月31日をもって指定管理は終了し、天城ミュージアムとして行っておりました展示事業は、なくなるのではなく、終了ということになります。

理由につきましては、その期間終了と同時に、平成26年8月6日に開催された伊豆市営施設運営委員会において、指定管理制度による運営を終了し、市直営により運営するとの方向が示されたこととなります。

次の地域とはどの範囲かということでございますが、伊豆市の施設になりますので、伊豆市市内全域というふうに理解をしております。

最後の御質問、観光協会天城支部はここにいるのかという御質問でございますが、観光協会天城支部は現在、夕鶴記念館に事務所、こちらを置きまして支部活動を実施し、活動しております。

この天城ミュージアムの展示事業、指定管理業務終了後、事務所はどこにするのかという

ことは天城支部自身が決定をすることをございまして、私どもが関与するものではございません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 市長からジオパークの話があったもので、ここには、質問には入れておきませんでしたけれどもね。

市長さん、ジオパーク、ユネスコの傘下だと言いますけれども、まだ傘下に入っていないんでしょう。日本のジオパークは日本独自の構造をしているんだと思いますよ。たとえユネスコに入っていたとしても、お隣の伊豆の国を見てごらん下さいよ。この間、ここで説明会があった。主目的は観光じゃないですか。観光のために反射炉を立派にしているんじゃないんですか。

私は、ジオパークというのは、見る、食べる、学ぶだと思っていますよ。学習だ、学習だなんて言っていたら、伊豆市のジオパークは、伊豆市でないですな、あなたはいずれ会長になるんだらうから、伊豆半島ジオパークは失敗します。ぜひ地域活性化、観光の活性化を図るんだったら、皆さん、伊豆半島の方はジオパークをひとつ踏み台に何とかしろと考えているんですよ。ところが、未来の会長さんが、あれは教育だ、教育だなんて言っているようじゃね。教育は一部のみにある。この天城会館、あれだけのボリュームの施設があるんだから、ぜひジオパークの関連の博物館をつくるぐらいの意欲を持ってもらいたいですね。

質問の趣旨から外れましたけれどもね。

随分無責任なお答えだと思うんですよ。夕鶴記念館という施設があるのは、はっきり条例に残るわけです。それで、そこで、伊豆市観光協会天城支部はここで活動しているんです。それじゃ、条例が変わるから、主要業務のミュージアムがなくなるから、観光協会天城支部がここから出るという意味は聞いているんですか。僕は、ないと思いますけれどもね。居座ると思いますけれどもね。この取り扱いについては、今までどおり天城支部にお貸しする考えはどうか。

それから、天城支部をいじめるわけじゃないんだけど、あそこへ時々顔を出すけれども、まじめに仕事をやっているのかどうか、見えないんだよね。今、あそこに職員は何人いるんですかね。四、五人、女子職員も入れると五、六人いるのかな。五、六人の人が力を合わせて何とか活性化しようと思えば、相当力を発揮できると思うんだけど、そういうあれが全然見えないんですよ。そこら辺、ここで活動する人たちに叱咤激励するような気持ちはありませんか。

○議長（杉山 誠君） 森議員、観光協会のことについては、この議案には関連しませんので、それは取り上げられませんので。

〔「働いているんでしょう、ここで。夕鶴記念館で働いている人がいる

んでしょう」と言う人あり]

○議長（杉山 誠君） 今後の何というか、利用委託というか、そういうことについては考えられますので、その点だけ答弁をお願いします。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 今回の条例改正については、先ほど申しましたとおり、条例改正の提案理由の中で私が説明をしたとおりでございます。

それで、夕鶴記念館のことで言及がありましたけれども、夕鶴記念館については、この指定管理を導入する以前から観光協会天城支部、こちらのほうに月額の料金をいただきまして賃貸しております。そこで活動しておるということを御理解ください。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） ここに「第3条各号を次のように改める。」と書いてあるんですね。天城劇場ホール、エントランス、夕鶴記念館、休憩所、多目的ホール、食体験施設。だから、僕は夕鶴記念館についても質問しているんですよ。夕鶴記念館はお任せしているからどうのこうのとおっしゃっているんだったら、じゃ、ほかのこれ（1）から（6）は、残りの5つはどのように考えているんですか。活動をどのように誘導していくのか。誘導する気があるのかどうなのか。あくまでも天城にお任せするのか、その辺、お考えをお聞きしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） これについても、先ほど申し上げましたとおり、市民の皆さんなどが各施設を利用して発表会や各種展示会等の行事を行っていただいて、地域活動の拠点になるようにするという事で料金設定等を行っておる次第でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、天城会館の指定管理制度を廃止するという条例について質疑をさせていただきます。

まず、この天城会館を指定管理にしたのは、平成23年10月からでございますね。その間3年、今ちょうど3年ちょっと過ぎて、来年3月までですと約3年半になるわけですね。その間、指定管理料、計7,600有余万円、正確に言いますと7,675万6,000円、これが天城会館の指定管理者に支払われているわけでありましてね。このような多額なお金を投入して、天城会館を指定管理者制度で運営したと、3年半にわたり運営したということについて、具体的にどのような効果があったのでしょうか。成果があったのでしょうか。

まず、伊豆市観光協会が提案したところによると、まず一番の大きなものは、新たな観光拠点の形成による交流人口の創出を図りますというのが一番メインになっているわけですが

れども、これについてどのようなお考えでしょうか。それから、そのほかにもいろいろあるんでしょうけれども、どのような成果があったのか。7,675万円に見合う成果があったのか、お伺いをいたします。それが1点目。

2点目、どのような理由で指定管理者制度を廃止するのかということですがけれども、先ほども森議員からこの点について質疑があったんですけれども、観光経済部長は私、彼がしゃべった提案理由のとおりですと。それを再び言っていただきたいと思います。きょうは傍聴者もいらっしゃいますので、傍聴者は聞いていないかもしれませんが、前のことはね。ぜひ、どのような理由で指定管理者制度を廃止するのか。天城会館における指定管理者制度はもう役目を終わったのか。十分な成果があって、もう目的を達成したのかどうなのか、それをお伺いいたします。

それから、3番目、これから同会館、天城会館ですね、どのように運転していくのか。先ほどの説明によりますと、8月に市営施設運営委員会ですか、が行われ、廃止するのが決定し、今度は市が直接運営するということだったんですけれども、市営施設運営委員会でのようなことが話し合われて、どのような結論といいますかね、があったのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） これまでの答弁で触れてこなかった点について、観光経済部長から答弁させます。

○議長（杉山 誠君） では、答弁願います。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、お答えをいたします。

最初の具体的にどのような成果があったのかという部分でございますけれども、これは平成21年3月31日をもって旧の温泉館でございます、温泉館を閉館し、その後、利用がなくていた天城会館を、伊豆市の観光協会が指定管理者として平成24年1月から、A棟の3階を天城ミュージアム、2階を食体験施設、1階を蛍の飼育施設として活用してきたことは御承知だと思います。

その中で、3階では平成26年9月までに、当初の「レゴで作った世界遺産展」、その展示を初めとした11展示を実施し、9月現在で5万8,000人余の来場者がございました。この方々については、地元商店並びに近隣の観光施設の利用もなされたと考えておりまして、当然のことながら当初の目的であった部分での波及効果があったと考えております。

今まで天城でなかった体験できない企画展、これを身近に接し、見学することにより、特

に「レゴで作った世界遺産展」のときには、多くの市民の皆様が来て楽しんでいただけたものと考えております。

指定管理者の廃止の理由ですけれども、これは先ほど来申し上げましたとおり、平成26年8月に開催された伊豆市の市営施設運営委員会の決定によるものでございます。そこで、市の直営により運営するということが示されたことでございます。

最後に、どのように運営をしていくかという部分ですけれども、これは条例で提案したとおり、市の直営によりまして、使用料金をいただきながら運営をしていくという考えでおります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今回の説明はまるで的を射ていない説明じゃないかなと思うんですね。いいですか、この議案は第1委員会に所属している議案なんですよ。私は第1委員会の委員。ですから、何で私がここで質疑をしているかということ、市長に聞くためにしているんですよ、市長に。何も市長が委員会へ出てきて詳しく説明してくれれば、それで事は足りるんですけども、市長は委員会へ出てこない。だから今、質問しているんですよ。今、この本会議で。それを市長は何も説明しない、答弁しないなんて、おかしいじゃないですか。私は市長に質問している。ここに書いてある、市長と。

この平成23年から始まった天城会館の指定管理者制度による天城ミュージアムの運営というのは、どういうものがどういうコンセプトで集めたかということですが、いいですか、これは伊豆市観光協会が市へ出した要するに提案要綱なんですよ。提案要綱ということは、これは市が認めて、市もそのとおりだ、このとおりにやってくださいということで認めている提案要綱なんですよ。これがあるわけですが、いいですか。

天城地区の現状については、次のとおり認識していると。観光吸引力の衰弱による宿泊客・日帰り客の減少、観光産業・商業の不振による雇用創出力の衰退、居住人口の減少、地域の持つ可能性の縮小・将来像の不在と、この4つが前提条件としてあるわけですよ。あるわけですよというか、それを観光協会がそういうふうと言って、いや、市もそのとおりだと、じゃ、次のことをやりなさいと。何をやりなさいというかということ、現状への対策として、まず新たな観光拠点の形成による交流人口の創出を図ります。そのため、よそにない独自のテーマ・内容を観光客に提供する拠点整備を行うことにより、訪れる価値のある観光目的地としての位置づけを獲得します。続いて、新たな観光拠点の形成を契機として、井上靖ゆかりの地域資源や旧天城営林署の施設等、地域の既存観光資源の発掘・活用へつなげるとともに、相互の連動を実現し、地域の回遊性を創出するということをうたっているわけですよ。

こういうことがなされてきたんですかということが1つと、今後こういうことはやらなくていいのかと。天城の地域はどこかという話もありましたけれども、これは天城のあれでし

ようからね、天城地区においてこういうことをやらなくていいのか。

あるいは、今まで、今言いました新たな観光拠点の形成による交流人口の創出、こういうのができなかったからやめるんですか。さっき市営施設運営委員会でやめると言ったからやめる、それじゃ答えになっていないんですよ、市長。私は市長に質問しているんだから。部長へは委員会で質問できるんです。聞くことができるんです。市長は委員会にいないんだから、委員会で質問できない。だから、今質問しているんです。市長、答えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会で市長と議論したいということですが、大体そもそも私の言っていることをいつも聞いていないし、聞いていたって、市長は全く別のことを言っていたとあちらこちらで言ったり書いたりし、あるいは案件によっては、あなたのグループが法廷で主張されたことと全く別のことをチラシに書いたり、まともな議論がなされていないわけですね。

この天城会館についても、何度も何度も私は議場で申し上げているとおり、議員が御主張のとおり合理的に本来任務で使おうとしたら、もとの天城温泉会館に戻すか、全部壊して更地にするか、どちらかしか合理的な説明はできないわけですよ。ですから今、当初、天城温泉会館は、どなたかほかの議員からもあったと思いますが、どこが失敗したんだと。私は、コンセプトが失敗したと思っています。湯ヶ島らしくない都市型の日帰り温泉をつくってしまったこと、二十数億もかけて。それを今からそこまで回復できますか、我々が。湯ヶ島に合わない文化の、あれだけの箱物をもう一回、何億もかけて、もとに復しますかと。皆さんの中で賛成の方はいますか。

もう一つの選択肢は、きれいに合理的に説明するためには、全部敷地を返して、そして解体して撤去して、それは選択肢としてはありますよ。だけれども、今回については、地元の皆さんが何とか廃墟にしないように、まだ更地にしないで何とか頑張りたいということで、ある企業さんとタッグを組んで、ほかのところは地元で頑張るからやらせてくれということで、ここまでやってきたわけです。

これは敗戦処理、言葉は悪いけれども、敗戦処理だということも何度も申し上げてきた。だから、きれいな合理的な施設目的にかなった事業はできないんです。そういうことも何度も申し上げてきたんです。その過程において、これだけ何度も説明している中で、議員からですよ、地元が、あいつらがだめだ、こいつらがだめだ、全くだめだ、ずるだ、そんなことばかり何度も何度も繰り返されて、そんな事業を続けられますか。

〔「ちゃんと答えれ、ちゃんと」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 聞いていますか、ちゃんと、私の話を。

普通、市会議員、公の人、公人として、地元が頑張っているところがあれば応援してしかるべきのところを、裁判までかけて、これだけ地元が苦しい中で、敗戦処理の中で頑張っ

いるところを、私としてはこれはもう直営に戻さざるを得ないと。この後どう使うかについては、まだ、来年度予算で予算化して、解体して更地にして戻すまでの勇気はないというのが正直なところですが、今、現時点であそこを全て廃墟にしたり、要するに全部、もうドアを封鎖して野ざらしにすることもはばかれますし、来年度予算で解体撤去することも、そこまでの勇気も得られないし、何とか地元の皆さんが使えるような環境を維持しながら使っていきたいということがこれからの方向であって、きれいな事業だとは思っておりません。これも何度も申し上げているとおりです。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今、市長から、これは敗戦処理だとかね。敗戦処理というのはどういことですか。全然、今までの指定管理者で天城ミュージアムをやるというコンセプトに反しているじゃないか、その言っていることが。

それと、きれいな事業じゃない。きれいな事業じゃないということは、ダークな事業ということですよ、これはね、市長。市長さんの言っていることは全くおかしい。みずから、今までの天城会館でやっている天城ミュージアムの管理運営については、これはもう失敗だったと認めているわけですね。

いいですか、天城会館の管理運営は伊豆市観光協会が請け負っているということになっていますよね。伊豆市観光協会。だけれども、その実態は、観光協会天城支部が関与して、さらにフィガロという会社に管理運営を丸投げしているんですよ。その一部は電気料がどうか言っていますけれども、払っているでしょうけれども、本体部分については丸投げ。経理内容は全く不透明。どこでどういうふうにお金が使われているか全くわからない。そこで、その経理内容を明らかにするように市民から住民監査請求が出されたわけなんです、住民監査請求。そうしたら監査委員は、監査委員の要するに住民監査請求の結論。天城ミュージアム展示運営業務は観光協会の自主事業であるから、報告書を市へ提出する必要はない、義務はないと、こういうふうに言っているんです。堂々とこれ報告書に書いてあるんですよ、そういうふうに。書いてある。おかしなことを言うもんですね。じゃ、勝手な自分のうちでやっている自主事業かということですよけれどもね。

自主事業というんだったら、それは、それはそれで問題はありますけれども、筋は通っていますよ。報告書を市へ提出する義務はないんだから。だけれども、住民監査請求の後に住民訴訟、裁判が起こされたんですよ。裁判、その件について裁判。起こされると、代表監査委員は180度、言い分を変えているんですよ。自分が今までの言ってきたことを、自主事業だ、自主事業だと言ったことをひっくり返して、今度は天城ミュージアムの運営業務は本体業務だと言い出したんですよ。それは裁判の過程で、本体業務と言わなきゃ、ぐあいが悪いなと思ったのかもしれませんが、まさにこれは支離滅裂としか言いようがないんですよ、本当に。

私は、今、裁判が進行中ですけれども、これをずっと、天城会館をやっていたら、またぼろが出ると、そういうことで市長は幕引きを図っているんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺について、市長は幕引きを図っているという、そういう意識はあるんですか、どうですか、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど私が申し上げたとおり、私が言ったことも聞いていないし、私が言っていないことをおっしゃるわけですよ。きれいな事業ではないということ、誰がダークと言いましたか。当初の建設……

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） 聞きなさいよ、子供じゃないんだから。当初の建設目的にかなった合理的な使い方をしようとしたら、当初の天城温泉会館に復さなければいけない。そのようなきれいな事業に戻せますかということのをさっき言ったじゃないですか。誰がダークな事業だと言ったんですか。そうやって市長が言っていないことをあちらこちらで言いふらしたり、書いたりするから、おかしいことになるわけですよ。

そして、天城会館については2件、法廷に移され、1つは私が、1つは今、係争中であって、係争中については当然ここでは申し上げません。それは法廷でやるわけです。しかし、結審した1つの審理があるわけですよ、裁判所で。そのときに、あなたのグループは何と言いましたか。これは市長の違反じゃないと。観光協会もしくは観光協会の長の、つまり伊豆市観光協会と、その観光協会長の批判であって、市長の批判ではないと、法廷でちゃんとそういうことを言っているんですよ。それが1つの結審の内容なんです。もう一つは係争中。

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） だって、あなたの後援会事務所で書いたものじゃないですか。

〔「全然関係ないだろう」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 静粛にお願いします。

○市長（菊地 豊君） 2つの法廷審理の中で、1つ終わったものについて言っているんです。今、もう一つは係争中だから、ここで申し上げる立場にないでしょう。そうですね。今、私が言った中で事実でないものはありませんよね、一つも。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、議案第98号について。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

今の天城会館の問題といい、私は伊豆市の将来を大変危惧しておる。それについては、こ

れから、この議案書についてはいろいろ問題があるので、ただしてまいりますけれども、この議案第98号 伊豆市環境基本条例の制定についても、私は議員の皆さんにしっかり考えてもらいたいですね。伊豆市の自然環境はどうなるのか、今まで書いてあることがどういう根拠で削除されていくのか、非常に問題視しております。

菊地市長は、市長になってから一体、伊豆市の樹木を何本切りましたか。ばっさばっさと切っていくんですね。私は、この間、トルコへ行ってきました。トルコでは、木を切ったら罰金を取ると、こういう法律もあるんですよ。最高裁の判事までやった人が、引退して、自分の庭のオリーブの木を2本切ったら、罰金が来たと、払わされたと、こんな話もありました。ところが、我がまちな自然環境を保護しようというような、恐らく反対する人はいないと思いますけれども、現実にはばっさばっさ切られると。

前置きはこのぐらいいたしまして、本文に入ります。

この条例の冒頭に、「伊豆市は、伊豆半島の中央部に位置し、」ということが書いてあるんですね。それで、その中に田方平野のことも書いてありましたもので、伊豆市としては、田方平野というのは伊豆市に入るのか入らないのか、その辺、範囲の考え方をお聞きしたい。

これは環境基本条例ですから、環境とは何かと、どのように考えているかですね。ということは、この後、第二、第三の質問をしていきますけれども、今までやっていた環境に対する考え方は幾つも削られているんですね。ですから、環境についてどういう考えを持ってこの基本条例の変更案が出されてきたのかですね。

それから、環境保護、自然保護という考え方のもとにこの条例がつくられていると思いますが、どのように考えているかですね。

それから、この一番、僕は環境とか自然保護についての考え方と同時に、第2条から「公害」という文字が消えているんですね。なぜ削除したんですか。私は水質関係第1種公害防止管理者を持っているんですけども、この資格を取ったときには、狩野川流域は日本で最も厳しい。ということは、世界で最も厳しい環境基準をつくったと言われておるわけです。ここで「公害」を消したということは、そういうことを伊豆市は考えないようになったのか。

私は、9月議会でしたかね、狩野川は死んだと言いましたよね。もう鮎釣りにならないでしょう、修善寺橋から下は。あそこから上はかろうじて放流した鮎が釣れる、そういう環境になっちゃったんじゃないですか。

同様に、「環境への負荷」という文字も消えちゃっているんですね、ここで。だから、この条例は一体何をしようとしているのか。邪推すればですよ、例えば水を使う産業を誘致した。その企業のいわゆる水質負荷を緩くしてやる、そういうことだって考えられるんですよ。だって、「環境への負荷」という文字が消えちゃっているんだもの。

市長、環境保全、環境保護、自然保護についての基本的な考え方を改めてお伺いしたい。これは基本的な問題ですから、ぜひ市長からお答え願いたいと思いますね。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 森議員、第2条と先はいいですか。

〔「同じようなことだから、後から。」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 環境については、私も極めて重要なテーマだと思っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

1つ目の田方平野に含まれるかということですが、伊豆市が田方平野の中にあるのではなくて、伊豆市の中の一部に田方平野の一部が存在するということですね。修善寺の中の平地については田方平野の一部ということになります。

そこで、次に、環境とは何かということですが、いろいろな広範な定義の中で考えていて、ここでは4つの区分、生活環境、自然環境、地球環境、快適環境というものに大別をして考えております。

快適環境というのがわかりにくいのですが、景観や文化活動などに関連する心地よさとか伊豆らしさとかいうものも快適環境と定義づけて、環境の中に位置づけております。

生活環境、自然環境、地球環境については御理解いただけるものと思います。

それから、条例の第2条において「公害」と「環境への負荷」は残っておりますので、そこは御確認をください。

それから、環境保護、自然保護についての基本的な考え方ということですが、これは全く手をつけてはいけないということではないんですね。世界遺産の中の白神とか知床のようなところは、中に人が入ることを許さず、手もつけないというようなことがあります。もしかかもしれません。しかし、今、なすがままの自然を放置していたら、伊豆半島の場合には、まさに鹿がそうでありましたし、それからカワウがそうでありましたし、その結果、一番大切な特別保護区、八丁池の周りなどは鹿が食べないアセビばかりになっています。これは、ほっといたがゆえに非常に不自然な天城山になっている。

また、狩野川も、潜ってみれば、昔いたウグイもハヤもいません。カワウをやっぱり管理しないと、もとの正しい狩野川には戻っていかないわけです。その昔あったような狩野川を、新たなし尿処理施設の中に一部、小さな水族館をつくって展示しようと思っているんですが、伊豆半島というのは、ある程度しっかり自然を管理する中で、やっぱり手を入れなければいけない。木を切らなければ、健康な山というのは維持できないんですね。ですから、私は人の力と自然とのバランスの中で伊豆半島の環境というのはあるのだろうと、このように考えています。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 人それぞれ、いろいろ考え方があると思うんですけども、狩野川

の環境、自然環境が守られている、これは厳しい環境基準があるからなんですよ。ところが、伊豆市はここから「公害」という文字を消しちゃったんですね。なぜ消したんですか。この辺の説明がなかったんですけれども。

〔「消していない」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 消していないそうです。

〔「答弁したほうがいい。答弁してもらったほうが。」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 第4回伊豆市議会定例会議案187ページ、伊豆市環境条例の制定について、この187ページの下、定義、第2条、次のページにいきまして、（2）環境への負荷、（4）公害というものがここに記載をされています。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 確かに載っているんですね。何ですか、この文言は。「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の」、これをわざわざ入れたのはどういう理由なんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民環境部長。

○市民環境部長（山口一範君） わざわざ入れた理由というんですかね、公害に対する対応ということで、こここのところを入れてあるわけですから、特に問題はないと思いますけれども。

〔「一番末尾、『人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。』。被害が生じなきゃ、公害と言わないの」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

〔「一番大事なところだよ、議長さん」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） ここで議事の都合により、昼の休憩にします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時58分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、議案第100号について。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第100号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の制定について質疑をいたします。

この条例の第1条に「運営に関する基準を定める」として、条例第3条で「子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。」ということがあります。

全体の条例を読ませていただきましたが、全体を見ますと、何か理念を述べているのかなという印象を私は受けましたが、具体的なことを伺います。

第3条を保障する内容として、児童の定員に対する職員の資格、保育室や遊戯室の面積などがあります。国が定める基準について、従うべき基準と参酌する基準がありますが、自治体の裁量で決められることについては条例化しなくてもいいのでしょうか。

次に、第4条3に「特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、」とあります。これは議案第101号、家庭的保育事業の条例との関係について説明をしてください。

私なりにこれ判断しましたが、関連するという条件でお尋ねいたします。

議案第101号、第7条にかかわることなのですが、もし議題外であるならば、議案第100号以外であるならば結構ですが、この議案第101号、第7条に「児童福祉事業に熱意のある者であつて、」云々という条文がありますが、それを判断するのはどこで、何を基準としてこの条例に該当する者と判断するのでしょうか。お願いいたします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁させます。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） それでは、議案第100号のほう、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目、第3条に保障するという、この関係ですが、まず待機児童対策というものが一連する子ども・子育て関連法案の中に目的として含まれております。こういうことから、自治体の裁量で決められるものにつきましては、横浜方式とかいろいろ現在言われておりますが、例えばゼロ歳、1歳、1人当たりの面積を国の基準より低くした基準を適用するとか、例えば保育士についても正規の3分の2の職員。ですので、資格を持っている職員は本来、例えば3対1でなければいけないところを、その3分の2の職員でよいというようなもの。また、2階建て以上の建物でもよいということがあります。伊豆市としましては、職員、面積や、建物は2階までとか、国の基準に基づいた条例をつくったほうがよいと判断いたしました。

また、この議案第100号の条例は、私立の園の運営費を払うための条例制定です。園の設

置、変更、それから指導監査については、静岡県のほうが条例を制定いたします。

次に、2点目の第4条3にあります、この関係ですが、特定地域保育事業の中にはゼロ歳から2歳までを預かる地域型保育事業ができる事業があります。そのうち、定員が6人から19人の施設は市の認可が必要となってきます。その関係で議案第101号が必要になると。20人以上の認可につきましては、県の認可となります。そのほかに、保育ママ、それから事業所内保育、それから自宅へ訪問して保育事業を行う事業は、市の認可ということになっております。その関係から、議案第101号での設置、それに基づく運営に関する事項の条例制定が必要になるということでございます。

ですので、議案第100号の条例ですが、家庭的保育と先ほど言いました保育ママ、それと小規模の6人から10人の保育、ゼロから2歳に対応するわけですが、これの給付の対象となる事業であるというのを議案第100号のほうで制定しているということで御理解いただきたいと思います。

それから、3点目の議案第101号の7条にかかわるとのことなんですが、この条文につきましては、平成26年厚生労働省令第61号で基準が示されております。そのような関係から、伊豆市としてはこれを使っておりますので、今後、Q&Aと通知が来るということになっておりますので、それを参考にして判断するというようになってくるかと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 一番最後のところからやった方が、何かはっきりするかなと思うので、一番最後の、いわゆる「児童福祉事業に熱意のある者であって、」云々というのは、基準があるんだけど、それに対するQ&A等々で通知が来ると。逆に言うと、まだ決まっていませんよということよろしいですか。そういうふうを受け取っちゃったんですね。いわゆるまだ何を基準に、どういう人かということがわからない、まだ十分じゃないということの理解でよろしいでしょうか。

目新しい言葉がどんどん飛び交う条例なもので、よくわからない。わからないながら一生懸命勉強させていただきましたが、いろんなところを調べると、今の制度自体ちょっと変わるものですから、何とも言えないんだけど、例えばですよ、これの、こういう環境にしていましよう、子供たちのために環境にしていましようよというふうなことを言ったときに、当然、部長が言われるように、園児というか、幼児何人に対して先生何人ということが、国の基準が定められ、それからこの中に、条例の中にいろんな形、施設というかな、規模によって、人数によっていろんな諸条件が、この中に言葉があるんですけども、1つお尋ねします。

この条例の中に小規模保育事業というのがあるんですけど、これを読みますと、いろいろ調べてみますと、職員の資格とか、それから職員の人数などについては、従うべき基準として、

いわゆる国がちゃんとやる、国のに基づいてやりなさいよということがある。ただ、今回の子ども・子育て法案に基づく、具体的に今、今回提案された中身は、地方自治体の裁量権というのがあるわけで、一律、上からやるからやりなさいじゃなく、自治体によって、それぞれ状況によって考えなさいよということになってきていると思うんですけども、そうしますと、今部長が言われた保育室、それからその面積、基準というのが、この地域の実情に応じて参酌すべき、いわゆる自治体で考えていい基準ですよとなっているんですね。そうしますと、今、具体例でお話しした小規模保育の事業をやるときに、どこで当てはまるのかわからない。この今回の条例提案の中では、そのあたりがよくわからないんです。規則でやるのか、何でやるのか、よくわからないということ。

それから、細かいところは、また委員会の中で審議していきたいと思います。

大きく変化するのかなというふうに判断している中の一つが食事の関係です。園児のいわゆる昼御飯と言ったら変だけれども、それは認定こども園ではできるとか、できないとかということがいろいろあるんです。それは園の判断によるとかということもあるもので、そうすると、今回ほとんどが、伊豆市が今目指しているのは認定こども園ですよ。そうすると、認定こども園の中には、またその中に、わかりやすく言うと、幼稚園と保育園があって、幼稚園の短時間については、それは園の判断によるよということもあるのかなと思うもので、そのあたりは伊豆市としては、法人に依頼する、いわゆる相手方に対してどういうふうに。指導できるのか、向こうの判断なのかがちょっとわからない。

最後に、大きく変わるのは、今回の認定こども園の関係で言うならば、今までは市のほうがいわゆる保育料というのを決めていましたよね。ただ、今回のこの法律が通ったことによって、認定こども園については、利用料は私の判断だと。認定こども園になったその施設が、法人でしょうけれども、保育料を決められたりとか、それからもう一つは、今、市を通じて申し込むんだけど、広報にもいろんなやり方の例ということで何度か写真つきで載っていたんですけども、直接契約するという方法もあると。そうすると、市を通さなくてもいいという制度になっているのかどうかも確認。今は全部市に、1回受け取って、それからそれぞれの園に発信していくと、この保育園児いますよと。でも、直接契約という変更が今回の認定こども園については大きく変化するのかなと。そのときに市はどのように対応されるのかなと思うんです。直接行った人はどうするのとなるもので、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） まず、1点目の一番最後の関係なんですが、国のほうから示されてくるということですので、それを判断の材料にしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の面積とか保育資格ということなんですが、例えば国のほうは今現在、3歳児20人に対して1人、それから4、5歳児に対しましては30対1というようなことで決

められております。それを、先ほど言いましたけれども、全体の職員の3分の2の者が、園の職員が例えば30人いれば、現在は30人そのものが保育士、教員資格を持っていないといけないところを、3分の2の職員が持っていれば園として認可しますよというようなことでやっているのが、今、横浜方式ということでございます。

それから、面積の関係ですが、例えばゼロ、1歳児は1人当たり3.3平米必要です。横浜方式のほうは2.47平米。面積は少なくてもいいよということになっています。伊豆市としては、そういうことではなく、あくまでも国の基準3.3平米、それと20対1、30対1、職員が30人いれば、当然30人が資格を持っている者が子供たちに接するというだけでいきたいということで、国の基準をもとに条例をつくったと、そういうふうに判断をしたということでございます。

それから、3番目の法人の関係なんですけど、当然、食事の関係、現在、あゆのさとにしましても自園方式で与えております。これも国の基準がありまして、未満児、要は3歳児未満の方です、これについては自園方式ということになっております。3歳以上については外搬を認めるということになっています。たまたま伊豆市につきましては、公立のさくらこども園につきましては、今言った給食センターから運んでいますので、外搬という形。そのほかの園につきましては、全て自園方式という形になっております。

そういうことで、これにつきましても規則等でその辺は定めていきたいということで、募集に際しましては、自園方式という形で募集をしております。法人を募集する場合。ですから、月ヶ瀬にできますこども園につきましても、自園方式ということで募集をしております。ただ、自園方式なんですけど、調理する方を外部に委託するということは結構ですよという話はしてあります。

最後に、料金の関係です。この辺がちょっとお考え違いをしているのかもしれませんが、今の保育園ですね、これは国の公定価格です。それと、私立の幼稚園につきましては、園独自で今、算定をしております。ですから、2万5,000円の授業料のところもありますし、3万円の授業料のところもあると。ただ、これを国のほうが平成27年4月1日から、保育所と同じように所得によって分けると。段階別の徴収方法といいますか、保育園と同様の形に変えてきました。

ただ、伊豆市としては、来年度、ちょっとその辺も近隣市町と協議をしている段階なんですけど、現在、幼稚園につきましては一律方式です。一律、月5,000円です。給食費が3,300円。近隣市町はほとんど同じなんです。ただ、国のほうが、例えば市町村民税、年額7万7,000円以下の者は1万6,100円、これが標準の利用料ですよというような形で決めてきました。そういうことから、これにつきましては来年度じっくり1年間精査して、平成28年からどのような形の料金体系がいいのかということやっていきたいというふうに考えております。ですから、料金のほうは逆に市町が決めるというふうに変ったということで御理解ください。

それから、申し込みの関係なんですけど、直接申し込み、確かにそのとおりです。ただ、ここに市町が必ず関与しなさいよと、調整をしなさいというふうにありますので、今までと同じ。ただ、市へ出すのではなくて、市がオーケーしたものは、それをもって園へ持っていくということに変わるということで御理解いただきたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 条例の中のどこかに、規則なんかに入るのかなと思うんですけども、いろいろ調べてみますと、保育標準時間4時間の子供と、それから保育標準時間11時間の子、保育短時間の子と、何かいろんな、同じ組織に入るといふかね、そういう子供を預かるところを見ても、短時間の子供と長時間の子供となるような仕組みをとっているのかな。逆に見たら、契約をするという、私は4時間でいいですよとか、8時間くださいと。そうすると、午後から預かる子とか午前から預かる子が出てくるのかな。伊豆市のはちょっとわからないですけども、全国的に見るとすごく。そうすると、今、法人に依頼するというようなことですからね。そうすると、法人のほうの、今度、職員もそれに合わせていかなくちやならないというふうなことになっちゃった場合は、よくわからないんですよ。それでうまく運営できるのかなという。人がいたり、いなかったりとかということがあるもので、国のほうはそういう標準時間というのを定めてやれということなんですけれども。そうすると、伊豆市の預けたい保護者から見れば、私は今言った午前中でいいよ、午後でいいよ、全部頂戴よとか、日によってばらばらになっちゃう。そうすると、園のほうも大変なのかなと。ある一定の維持費というのは必要だと思いますので、その点も今回の条例の中にそういう事細かなことが見つからないもので、いろいろ調べて、そういうこともやっぱり今後の子供を育てていく環境づくりというのは大事なかなと思うもので、ちょっと突っ込んで質疑させていただきましたが、最後にその点、どういうふうに考えればいいのかお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） 4時間、8時間、11時間、これにつきましては今のところ、今のところという言い方はおかしいですが、幼稚園、保育園、こども園につきましては、この4時間、8時間、11時間というのは、例えば11時から4時間の方は3時までとか、そういうことではございません。あくまでも4時間というのは短時間児。ですから、今で言う幼稚園ですね。それから、8時間という子供に対しては、例えばパートであるとか、例えば1日6時間のパートをしているとか、そういう方が、今までみたいな幼稚園か、保育園かということではなくて、8時間の範囲で預かれるよという制度ができた。それで、11時間というのは今で言う保育園です。そういうことでできた。

木村議員のおっしゃっている、例えば昼の11時から午後3時まで預かるというものは、幼

稚園、保育園、こども園とは別な制度として現在ございます。ただ、伊豆市ではやっていない。そういう法人がないということで、東部ではほとんどないと。そういう園の形態で運営しているところは今のところないと。ただ、そういう制度で園をつくる制度はございます。以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

次に、議案第102号について。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第102号 伊豆市立認定こども園条例の制定についてということで質疑をさせていただきます。

まず、今までこども園というのが伊豆市にあるわけですがけれども、伊豆市立のこども園というのがここで初めてできると、こういうことですね。

それで、まず、今まで、この表を見てみますと、熊坂こども園、これは熊坂保育園だったですね。修善寺東こども園も修善寺東保育園だと。土肥こども園になるのは幼稚園と保育園があった、さくらこども園も幼稚園と保育園があったということなんですけれども、なぜ幼稚園、保育園を一緒にするとか、認定こども園とする。なぜ認定こども園。その理由なんですけれども、それがよくわからない。何となく、薄々わかるんですけれども、よくわからない。どういう理由で幼稚園、保育園を認定こども園とするのか。これは国の指導等があるのかどうなのか。幼稚園、保育園はなくして、みんな認定こども園にきなさいというような、そういう指導があるのかどうなのか。

幼稚園、保育園を認定こども園にするには、メリットもあれば、やはりデメリットもあるんじゃないかと思うんですけれども、それらを御説明いただきたいと思います。

だから、国の指導は、そういうのはあるのか。あるいはメリット、デメリット、そういうのはあるのか。認定こども園にする理由ということですね。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、幼児教育については、長い間、保護者のほうから、幼稚園と保育園がばらばらであるのは非常に不都合であるというような声がございました。その中で、むしろ国の制度改正のほうが後から追いついてきたという感じだと認識しております。

また、私自身も、日本の固有の制度でいいものは大体外国へ出ていくんですね。例えばいい例が、交番制度なんかは今、どんどん世界に広がっていますけれども、しかし、幼稚園、

保育園が分かれているという日本の制度が外国で普及したという例は、私は確認して知っておりません。やはり大体、幼児教育は一元化することが子供さんの立場からいって適切ではないのかということで、私は市長に就任した前後から、こういった幼児教育は一元化すべきだと考えておりました。特に国からの指導があったとかいうことではなくて、地方の声と保護者の声に対して、むしろ国のほうが制度改正して対応してきたということだろうと認識しております。

あと、制度についてももし何か御質問があれば、続けて御質問ください。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

〔「メリット、デメリット」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） メリット、デメリットについて、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木 正君登壇〕

○健康福祉部長（鈴木 正君） じゃ、私のほうからメリット、デメリットについてお答えをさせていただきます。

メリットにつきましては、例えば幼稚園という短時間で入ったお子さんの親が途中から就職をなさって、パート等になったということで、そういう場合は、こども園でない場合は、例えば園を一旦退園し、幼稚園機能を持つ園に入らなければいけないということになります。ただ、こども園ですと、そのまま籍を移すだけで入れるということでございます。

それから、デメリットについては、今、最初は、当初、さくら、土肥を始めたときに、子供さんが寂しがる。例えば短時間、長時間の子供が同時に園で生活するわけですので、寂しがるとか、そういう話を心配しました。ところが、子供さんのほうは、何というんですかね、なれるのが早いというか、保護者または私たちが心配した部分とは違いまして、十分に対応できているということで、デメリットについては余り聞いていないということでございます。以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） メリット、デメリット等をお伺いしたわけですがけれども、このこども園条例に書いてありますけれども、幼保連携型認定こども園と、こういうことになっているんですね。

それで、こども園には、この幼保連携型認定こども園、それから幼稚園型と、あと保育所型と、あともう一つ何か、地域何とかというのがあるということなんですけれども、幼保連携型という、幼稚園の認可、それから保育園の認可をとらなきゃいかんということになっていると思うんですけれども、熊坂こども園は、これは保育園だったんですね。幼稚園の認可はどこでとるのか。修善寺東こども園も同じ。土肥とさくらについては、これはもともと幼稚園、保育園が併存していましたから、これはこれでいいんですけれども、熊坂こども園、修善寺東こども園は要するに幼稚園の認可をとるのかどうなのか。とらなきゃならないと思

うんですけれどもね。とるということで。

それで、要するに幼稚園の教室、保育園の教室といいますかね、そういうをつくるということになるのかどうなのか。独立したそういう教室をつくるのかどうなのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 正君） まず、1点目の幼稚園、保育園の認可はどうかということなんですが、総合こども園法が平成27年4月1日に施行される予定です。これに伴いまして、今までは、先ほど議員がおっしゃいました形のこども園があったわけですが、認可は必要ないと。というのは、総合こども園になりますと、所管が、今まで幼稚園は文部科学省、こども園は厚生労働省というところが、これからは、平成27年からは総務省の所管になります。そういう関係から、今まで、こども園ですと、書類を別々に2つつくっていたというふうなところを、1つでいいということになりますので、届け出を県にするだけで。先ほど言いましたが、木村議員の質問にありました、条例は静岡県のほうでこども園をつくりますので、県のほうへ届けるだけで認可ができるということでございます。

それから、熊坂、東につきましても、もともと保育園でございます。自園調理の形でやってきました。

それから、教室は、今も、土肥にしても、さくらにしても、3歳児は長時間児、短時間児とも1つの教室で過ごしているということになっていきます。当然、そういうことになりますと、熊坂も東もこども園の形態に合っているということです。そういうことから、同じ教室で行いますので、施設の改築等いたずらすることがなく、こども園ができるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、議案第105号について。

初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について質問させていただきます。

市長さんから世界的な視野に立ったお話がございました。—————美術品の収集に大変熱心だったというふうに聞いております。しかるに、この条例、私が最も危惧しているのは、伊豆市の美術品の散逸だと。要は、同じトップでありながら、片方は美術品を熱心に集める、片方はばらまいちゃうと、こういう特徴があるんじゃないかなと。そ

ういう観点で質問を進めさせていただきます。

第2条から「修善寺郷土資料館」が消えます。消えるということは、ここに収蔵されているものはどうなるのだろうか。市長さん、答えてくださいよ。わざわざ本会議で質問しているんですからね。現状の展示物、収集物についてどのようにするのか、貴重な展示物についてどのように考えているのか伺いたい。

伊豆市の財産が、これから住むところがなくなって、放浪の旅へ出る可能性が非常に大きい。議員の皆さん、真剣に考えましょうよ、一緒に。これでいいのかどうなのか。これからの保管、展示についてどう考えているのか。ここはあれですよ、ちゃんと維持管理も必要だったんですからね。そうでしょう。薫蒸なんかもやっていたんだ。これから薫蒸はどうするんだ。そういうことも考えて、ぜひ市長さんじきじきにお答えいただきたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔「所管違い」「答えないの」「答弁を求める者を書いていないので、所管のほうで答えないと。権限がないので」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 訂正します。

教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、教育委員会事務局長より答えさせます。お願いします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、森議員の質疑にお答えをさせていただきます。

まず最初に、現状の展示物、収集物につきましてどのようにするのかについてお答えをさせていただきます。

日本画に関しましては、平塚市美術館等の他の美術館に貸し出し、伊豆市が所蔵します日本画とあわせ、伊豆市の歴史文化についても市外の多くの方々に紹介をしていきたいというふうに考えております。

日本画は非常に脆弱な美術品であります。保管、展示につきましても温湿度管理が大変重要となります。1年のうち、展示といたしましても、1カ月程度の期間しか展示ができないため、しっかり換気のできる収蔵庫での保管をしております。

この収蔵庫は、修善寺の郷土資料館の場所でなく、別の場所にしっかりとした収蔵庫を設けてございますので、そちらで温湿度、薫蒸、そういった管理をしております。

他の美術館への貸し出しについては、以前より実施しておりますが、今後も、2016年には

静岡市美術館で伊豆市所蔵展を開催する予定となっております。このように美術館で企画展を行う場合には、2年あるいは3年の準備期間がかかりますので、現在、静岡市美術館のほか、2つ3つの美術館とも調整をしているところでございます。

そのほか、インターネットを使いまして、伊豆市が所蔵する日本画をホームページ上で公開するデジタルミュージアム、そういったものも開設をし、世界に向けて発信をしたいというふうな考えもございます。

次に、日本画以外の資料に関しましては、ジオに関するもの、例えば大仁金山関係、そういったもの等は新たなジオの中央拠点に展示、また修善寺に関するものにつきましては、お寺さんの修禅寺の宝物館に展示をさせていただけるようお願いをしているところでもございます。

その他の資料につきましては、中伊豆歴史民俗資料館に展示を考えております。この中伊豆歴史民俗資料館、今回の条例改正によりまして伊豆市資料館ということでお願いをしておりますけれども、そういった中で、その中伊豆歴史民俗資料館への展示、そういったことも考えております。ただし、ほとんどが寄託された資料であります。所有者の承諾をいただくということがこれ必要になってまいります。また、中伊豆歴史民俗資料館の整理を行いまして、しっかりとしたレイアウトのもとに展示を行い、中伊豆歴史民俗資料館を伊豆市資料館として新たに活用していきたいというふうに考えております。

次に、貴重な展示物についてどのように考えているのかについての御質問にお答えをいたします。

日本画につきましては、大正から昭和に活躍した近代日本画の画家たちの若き日の作品であります。大変に貴重な作品であります。市としましては、その貴重な作品を良好な状態で後世に伝えるため、保存環境にも細心の注意を払いながら、より多くの方々にごらんいただけるよう活用をさせていただきたいというふうに考えております。

また、日本画以外の展示物につきましても、それぞれに歴史的や文化的、芸術的な価値がある重要な資料だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） いやはや、トップからの説明は何もない。—————
—————、この美術品に対する思い入れ……

○議長（杉山 誠君） 森議員、ヒトラーと政策の比較をするのは議場においてふさわしくありませんので、ここで注意を申し上げます。その発言はやめるように注意を申し上げます。

○14番（森 良雄君） 何を言っているんだ。あなたの考えなんて聞いていないんだよ。

いいですか、今ここで当局が言っている貴重な美術品、どうなるんだということを考えているんだ。トップの市長も教育長も何も答えていないじゃないですか。だから、僕は—————

—————と言っているんだ。いいですか。

〔「失礼だ」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 失礼も何もないよ。美術品に対して失礼だ。

〔発言する人あり〕

○14番（森 良雄君） よろしいかな。話を前へ進めるよ。木村君に聞いているんじゃないよ。いいですか。

まず、この収蔵品、どうやって管理していくかということですね。管理方法については何も答えていない。どこにあるんですか。どこかにちゃんと保管すると言っていましたけれども、どこにあるんだ。どういうところで管理、保管するのか。

話を聞いていると、少なくとも平塚だ、静岡だ。よろしいですか、本拠地はここなんですよ。伊豆市。市長と教育長に聞きたい。この本拠地にいつ収蔵できるところをつくるのかどうなのか、考えはあるのかどうなのかお聞きしたい。

以上だ。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 収蔵庫に関しましては、もう既に稼働しています。修善寺町時代からあったかと思えますけれども、そこで管理をしています。今、修善寺郷土資料館に展示をしている部分はありますけれども、それらも含めて収蔵する、管理する場合には、別の場所で、しっかり温湿度管理ができて、施錠管理もしっかりできて、薫蒸作業もしっかりしてという管理のもとで管理をしています。

ただ、場所につきましては、これ非常に貴重な資料がたくさん入っておりますので、公の場でのここだということにはちょっと控えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

〔「これで終わり」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） あと1回です。

〔「展示の分だけ。いつ返ってくるんだよ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 返ってくる見込みについて、そのまま答弁してください。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） お貸しをした、例えば平成22年に名古屋市の古川美術館、こちらに貸し出しをしたのが最初のころだというふうに承知しておりますけれども、この場合でも5月1日から7月11日までというような2カ月強ぐらいですね。ですから、大体そのぐらいのスパンで、平塚にしても、横浜の美術館にしても、そういった2カ月から3カ月の期間での貸し出しということで、貸し出しの運搬、返ってくるもの、そういった費用は向こうさんの美術館さんの経費で全て賄いをさせていただいているという状況です。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 私の質問に対して何も答えていない。これからこれらの美術品は放浪の旅へ出るんじゃないんですか。きょうはあっち、あしたはあっち。それで、どこに保管するかわからないところ、秘密の場所へ保管します。伊豆市なんですか、それは。そうじゃないんでしょう。伊豆市なの。

要は、将来、これらのものを展示できる施設を伊豆市につくる予定があるのかないのか。あるんだったら、いつつくるつもりなんだと。それを決められるのは市長しかいないじゃないですか。何で答えられないの。答えられないということは、この美術品は永久に放浪の旅を続けるということですよ。教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森下政紀君） 収蔵庫の場所につきましては、市内です。

それから、将来的な部分で、今回の条例改正で修善寺郷土資料館がこの条例から外れたことを受けて、伊豆市の美術館の建設に向かって建設準備委員会の組織を立ち上げる予定であります。その中には専門的な方、地元の方、知識の本当に見識のある方、そういった方々と今折衝させていただいておりますけれども、そういった動きもございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、森議員に引き続きまして、議案第105号について質疑をさせていただきます。

まず最初に、森議員の質疑もあって、一部重複するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず最初に、この修善寺郷土資料館は昭和56年1月に開館したものでありますね。いろんな人、文化財あるいは観光関係の方等の悲願がようやく実って、ここへ今から三十四、五年前、つくったわけですね。

それで、その間、大きな役割を果たしてきたと思うんですけれども、まず修善寺郷土資料館の存在意義、なぜ郷土資料館があるのか、なぜ必要なのかということ。それでまた、今度これを廃止するということですね。廃止していいのか悪いのか。どのような議論がなされたんですか。ただ市長がひょっと決めたというんじゃないと思いますけれどもね。教育委員会、文化財関係、あるいは社会教育、あるいは、あの郷土資料館は観光にも大きな寄与をしたと思うんですけれども、観光関係者その他の会でどのような議論がなされたのか、どのような

結論に達したのか。ただジオパークだ、ジオパークだと言ってやるんじゃ、おかしいと思いますよ。どのような議論がなされて、どのような合意がなされたのか。

あるいは、さっき美術品の話が出ましたが、美術品の寄託者である新井旅館と話をしたのかどうなのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

これは、教育委員会とか文化財関係とかその他、社会教育につきましては教育長、観光関係、あるいは新井関係とか、そういうところについては市長に答弁を求めます。

2番目、先ほど森議員からもお話がありましたが、この郷土資料館の貴重な文化財や美術品、郷土資料等は今後どうするつもりなのかということですね。どうするつもりなのか、先ほど説明がありましたが、まさにこれは市外流出ですよ。特に貴重な美術品、日本画については市外流出。大体二、三カ月で戻ってくるよと言うけれども、ちゃんとそういうときの職員がいるのかどうなのかということだって問題じゃないですか。郷土資料館に職員は館長以下いますよ。いますけれども、その館長だって、もうないから、もう首だと言われれば首なんですよ。どうやってそういうのを管理していくんですか。教育委員会のほうで、社会教育のほうでちゃんと管理してやるのか。私は非常に難しいと思いますよ。

それから、二、三カ月貸し出しして、返ってきたらどこへ保管するんですか。保管するところがあると言ったけれども。私は大体のところはわかっていますけれどもね。倉庫みたいなところでした、あそこは。そんなところへ保管していいんですか。

また、あるいは、修禅寺のお寺へやるとか、ジオパークの展示場へやるとか、あるいは中伊豆の民俗資料館へ納めるとか、まさにこれは郷土資料、美術品の散失ですよ、散逸。こんなことでやっていいんですか。せっかく郷土資料館というああいう立派なものがあつて、あそこでちゃんと管理して、調査研究もしているのに、それをなくしてしまって、あとはどうにでもなれと、ジオパークだというのは、これはちょっと乱暴じゃありませんか。私は乱暴だと思いますよ。そんなことでいいんですか。

大体、郷土資料館をなくすというのに、代替地も何も考えていないんじゃない、さあ出ていけと言うんじゃない、これはひど過ぎますよ、幾ら何でも。そうじゃありませんか。ジオパーク関係のことですから、それについては市長さん答弁してくださいね。わざわざ本会議でやっているんですからね、市長の答弁。ジオパークが来るから、郷土資料館はどけということですよ。それについてどのように考えますか。

それから、美術品、郷土資料の散逸、散失については、そんなことで教育委員会としての務めが成り立つんでしょうか。私は非常に疑問だと思いますよ。それについて、せっかく教育長さんもおいでになりますから、お考えをね。部長さんは事務的なことですから、私は考えを聞いているんです、考えを。そういう美術品、郷土資料が散逸していいのか。またすぐできるというのだったら話は別ですけども、そういうあれも何もないということですから、ぜひひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 先ほどの森議員の御質問は展示物、収集物の管理等でしたので、所管している教育委員会に答えさせましたけれども、西島議員の御質問については、より包括的、政策的な議論もございますので、私からも答弁申し上げます。

まず、1つ目の御議論については、もう極めて典型的に、日本がなぜ変われないかという典型的ですね。これは私が市長になる前からずっと思っていたんですが、日本というのは議論すればするほど現状維持になるんです。なぜならば、さっきおっしゃったとおりなんですね。存在意義はあるのか。もう幾らでも立証できるわけです、今ある事業については。そうですね。今やっている事業、今ある公共施設については、ちゃんと建設した、始めた理論がありますから、その存在意義を問うと言われたら、必ずあるんです。

その次に出てくるのが、じゃ、ことしの予算は間違いかという議論なんです。郷土資料館が要らないんだったら、ことしの予算は間違いかというような、そういった次、予算の裏づけの話になると、毎年毎年、行政が執行しているものは、いや、ことしの予算もおととの予算も完璧ですと答えざるを得ないので、議論すればするほど、じゃ、現状でいいじゃないかということになって、変われないというのが日本の改革できなかった繰り返しなんですね。

これを打破するためには、今、何が起こっていて、これから我々はどのようにしているのかという議論をちゃんとやらないと、その現状肯定の、現状認識の議論が繰り返されるわけです。

これも先般、私も申し上げましたけれども、今、伊豆半島というのは、初めてこのジオパークとランドデザインという2つのテーマに、大きな課題によって、一つになろうとしています。ずっと伊豆は一つ一つばらばらだと言われたこの伊豆半島が、ランドデザインは7市6町の15単位、そしてジオパークについては7市8町か、8市8町ですか、すみません、長泉も入りますので1つふえるんですけれども、広域連携で伊豆が一つにまとまろうとしているときに、今、伊東をお願いしているジオの拠点をどこに持っていくかということで、知事も伊豆市内を何カ所かごらんになり、そして修善寺総合会館をごらんになったときに、ここはいいと。伊豆半島の真ん中であるし、修善寺温泉の入り口であるし、誰からも知られているし、何より伊豆中央道のインターから1分などという好立地は伊豆半島の中ではほかにはございませぬ。長泉から南伊豆町までですから。そこで、当然、伊豆市は伊豆市として、今、郷土資料館、あるいは総合会館という使い方をしているんですが、ここは伊豆市としては、もしお決めいただくのであれば、ちゃんと貢献をさせていただきますということで、このような形になったわけです。

そのような観点から、しかも、そのジオパークの設置目的というのは、ユネスコ憲章にあるとおり、文化の交流を通じて世界の国民の交流を促し、もって世界の平和と安全に貢献す

るという、その事業に伊豆半島が、そして伊豆市が、そして修善寺が貢献できるものをやらないなんていう選択肢は、私は伊豆市の市民にはないと思います。

その中で、ここから先は西島議員にいつも我々行政の答弁をちゃんとお聞きいただきたいのですが、先ほど教育委員会は、伊豆市の美術館の建設準備会を設置すると、こう申し上げたんです。これはこの時点で、あるいは実は私が二度目の市長になったときから、修善寺美術館は既に寄贈いただいた新井旅館とのお約束なので、これはちゃんと守らないといけない。今までは郷土資料館という形でやってきたけれども、しかし、修善寺美術館をつくるというのはお約束なので、そうすると、修善寺温泉の将来にとって、ジオの拠点と美術の拠点をどう配置するのか。そして、美術館というのはどのようなコンセプトでつくるのか、そういったことは検討していただかないといけない。それは市長部局ではありませんので、教育委員会のほうで設置の準備は既にさせていただいているということであって、それまでの保管はしっかりしますし、伊豆市の所蔵品の管理状態は平塚の美術館の館長さんから大変お褒めをいただきました。よくしっかり管理をされている。

そして、これから建設まで何年かかるかわかりませんが、貴重な伊豆市の所蔵品を少しずつ少しずつ全国にお貸しをし、この修善寺のすばらしい日本画をより多くの日本国民にファンになっていただく絶好のチャンスだと、私はこう思っております。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育長。

〔教育長 勝呂信正君登壇〕

○教育長（勝呂信正君） それでは、郷土資料館の貴重な文化財、美術品、それから資料等、私自身も何回か足を運ぶ中で、本当に貴重な資料、美術品、そういうのを伊豆市は持っているというふうなことを強く認識しております。

これがやはり、例えばここは新たな条例改正の中で、中伊豆、そこが伊豆市資料館として、美術の作品についてはまた別の、後ほどまた事務局長のほうから答弁しますけれども、それは別として、やはりそういう作品、美術品、これはこれから先にもしっかりと守っていかなきゃならない、保存していかなきゃならない。それは教育委員会ですね、それは事務局に対しても、教育委員会としてそれは伝えてあります。それは最大限しっかりとやっていきたいと思います。

そして、さらに、伊豆市にある貴重な作品、美術品だとか、それが外へ出るということはありませんけれども、やはり新たに定められる伊豆市の資料館、そこに展示するものについては、市民並びに市外のいろんな人々からも親しまれる、そしてそこへ来ていただける、そして歴史を知ってもらう、伊豆市の美術、いろんな郷土の資料を見ていただく、そういうものにしていきたい、そういうふうには考えております。

○議長（杉山 誠君） 次に、観光経済部長。ジオパークのことについて。

〔「私が答えました」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 失礼しました。

それでは、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 森下政紀君登壇〕

○教育委員会事務局長（森下政紀君） それでは、私のほうから、教育委員会サイドからの答弁ということで、まず修善寺郷土資料館の存在意義及びその廃止についてどのような議論がされたのかでございます。

まず、修善寺郷土資料館の存在意義ですが、郷土の考古、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集及び受託並びにこれらの展示及び保管などを行っており、資料、また展示品等により、修善寺地区の歴史文化を知ることができる施設として存在意義があると強く感じております。

次に、その廃止についてどのような議論がされたのかという御質問につきましては、特にジオの関係、協議会との関係から市長が答弁をしておりますので、教育委員会としましては、この部分につきましては省かせていただければというふうに思います。

ここに関しまして、臨時の教育委員会を6月4日に開催いたしました。その中で、この臨時教育委員会にはジオのほうの事務局も出席をいただきまして、観光経済部、それから教育委員会等も参加をした中で臨時教育委員会を、まず現場、修善寺郷土資料館を見ていただき、その後、会議室での委員会という形をとりました。その中で委員から、修善寺郷土資料館の廃止に伴い、展示品をどのようにするのかとの質問に対し、先ほど私が答弁をしたような形の趣旨で答弁をさせていただきました。そういったことで、教育委員会のほうとしてもこれを承認して、現在に至るといようなところでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今、答弁が市長、そして教育長さん、局長からあったわけですがけれども、教育委員会のほうは、この郷土資料館の存在意義というのは、あるいは中身の美術品、郷土資料については重要であると認めているわけですね。だけれども、市長のほうは、市長の答弁では、こんなのは大したことないようなことを言っていました、最初はね。

私が先ほど聞いたのは、要するにどのような議論がなされたかと。ジオパークの議論じゃないんですよ。ジオパークの議論じゃないの。郷土資料館が存在するか、廃止するか、それについてどのような議論がなされたということなんです。ジオパークの人が来て、あんな、やれば、それはジオパークをつくれればいいよとなりますよね。それも、ジオパークといたって、伊豆半島の何市町かがやっているんでしょうけれどもね。

何で伊豆市の施設にそんな、あんな、伊豆半島のジオパークのあれが入り込むんですか。問題ですよ。市長さん答えてくださいよ。どういう議論がなされたのかということ。観光関係、それから新井旅館、話をしたんですか、こういうことをちゃんと。観光関係の人、観光協会とか旅館組合とか、そういう人と話をしたんですか。

さっき言ったことは、まるで話をすりかえているんですよ。ジオパークがどうか。市長さんはカナダへ行って、ジオパークをいろいろ勉強だか、あるいは宣伝してきたんでしょうけれどもね。だけれども、前に私が言いましたが、ジオパークというのは、伊豆半島の中の伊豆市はごく一部なんです。それを伊豆市の最も大事な郷土資料館、郷土資料の保管、収集、それから美術品、市民の皆さんに見てもらう、あるいは観光客の方に見てもらおうと。見なくてもいいんですか。おかしいじゃないですか。美術館ができる、できるなんて言って、いつできるの。美術館をつくろうなんていう話はもう20年も前からあるんですよ。一向にできていない。

全くね、ジオパークの話じゃないんですよ。ジオパークだろうが何だろうが、とにかく郷土資料館にどけと言って、そこに居座って、郷土資料館の中のものはもう散失ですよ。がらがらですよ、もうそうしたら。今まで郷土資料館でやってきた研究成果が全部散失しますよ、それなら。そこら辺について市長はどう考えますか。議論、どういう、ちゃんと話をしたのかどうなのかということ、教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ジオパークと切り離してということですので、郷土資料館は残るわけですね。修善寺郷土資料館を廃止して伊豆市郷土資料館をつくるわけですから、郷土資料館は残るわけです。維持、存続されるわけです。

〔「乱暴だ、それじゃ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 郷土資料館、書いてあるじゃないですか、伊豆市郷土資料館をつくらと。

美術館の話でしょう、そうすると次は。議員は前、職員だったから御存じだと思いますけれども、かつて修善寺美術館建設準備会を立ち上げた町長さんはいらっしゃいますか。私は知らないのですが、もしそういった事実があれば伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 先ほど来、西島議員のほうから出ている、どのような議論がなされたかという点についてお答えをいたします。

教育委員会部局については、先ほど局長が御回答したとおりですけれども、観光関係については、基本的に、伊豆市総合会館、郷土資料館が入っている総合会館は伊豆市総合会館運営委員会のほうに委ねております。その運営委員会には観光協会、旅館組合等、関係者が多数そろっております。まずそちらでお諮りをしまして、このジオパークの話をいたしまして、了解を得た上で各関係団体に説明しておると。その中で了承いただいておりますということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 了解をとった、とったなんて言いますけれども、そんな話の途中で、会議の途中でほんの一部、ちょっとやって、そんな話があるよというようなことで終わっているんですよ、大体話が。ねえ、市長さん。

いいですか、郷土資料館は今まで三十数年間にわたり、修善寺、そして伊豆市の文化財、郷土資料の収集、保管、調査研究を行ってきた施設なんですよ。また、児童生徒の学習、一般の方、観光客の方、展示を行って、この資料館は大変いい資料館だということで評価を皆さんから、大方の方からいただいている、そういう貴重な資料館なんですよ。

そして、特筆大書すべきは、このような地方の郷土資料館で、横山大観、あるいは安田靉彦等の近代日本を代表する日本画の巨匠の作品を百数十点所蔵して、また展示している、そういうところはどこにもありませんよ。どこにもないというのはわかりませんが、非常に貴重なところでもありますね。まさに伊豆市にとってかけがえのない施設なんですよ、この施設は。それを、ジオパークの何かつくるということで、縁もゆかりもない人がいわば他人の家に土足で入ってきて、親の代から住んでいる住民を追い出して、そこに居座ろうとしているんですよ、市長さん。

しかも、その手引きをしているのが、あなたですよ。菊地市長なんですよ、手引きをしているのが。誰から言ってきたんですか、この話は、ジオパークの話は。そんなにジオパークのあれをつくりたかったら、ジオパークをほかにつくればいいじゃないですか。例えば、天城会館の天城ミュージアムとか、そういうところへつくればいい。あいているところへ。何でわざわざある、立派な施設があるのをなくしてしまっただけですか。おかしいじゃないですか。

それで、もう資料、美術品を所蔵するところもないと。ないんだよ。ないということで、そこらじゅうに散らばって、わけがわからなくなっちゃうじゃないですか。

これをなくしたら、郷土資料館をなくしたら、大変な騒ぎになりますよ。新聞でも出ていますから、住民の方、市民の方は知っている方も多いんでしょうけれども、大変な問題になりますね。市長は軽く考えているのかもしれないけれども、あなたの命取りになるかもしれないですよ。

いいです。これはこれ以上言っても、らちが明きませんので、ここで質疑は終了します。以上。

○議長（杉山 誠君） 以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号から議案第105号までの15議案については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第106号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第23、議案第106号 伊豆市建設計画の変更についてを議題いたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第106号 伊豆市建設計画の変更について、この条例も私は伊豆市の将来を予測する大変な条例だと思いますよ。今、美術品の収蔵について、いろいろ議論されました。次の美術館の建設も決まっていなくて、本体を壊しちゃったらどうなるんですか。それと同じようなことがここにあるんですよ、議員の皆さん。

市長、あなた、市長になるとき、何と言ってきましたか。伊豆市の未来を開く。この間の選挙では何と言いましたか。ストップ・ザ・人口減少。それが行き詰まったから、何とか条例改正してお茶を濁してしまおうと。

まず、市長にお聞きしたい。人口減少に歯どめがかからないということを認識したんですか。

次に、平成32年における総人口は2万9,870人だということを書いてあるんですね、ここには。その根拠は何なんですか。私は常々言っていますよ。伊豆市は毎年1%強、人口が減っていくと。それで計算していけば、きょう現在3万3,000人ぐらいですよ。

〔発言する人あり〕

○14番（森 良雄君） うん、誰か何か言っている。3万3,000人ですね。略して3万3,000人といえば、年間300人ずつ減ったって、これ10年後の数字ですよ。平成32年には2万9,870人を上回ることは確実なんだ。人口に関してはそうです。

じゃ、続いて、平成32年の高齢化率はどのぐらいですか。40%だと言っているんですね。市長、教えてくださいよ、あなた。私の議論に対しては全然答えようとしなくても、このぐらい教えてくださいよ。議論しましょうよ、市長。

歳出は135億円であります。最初の数字は、これを上回ればよいんだよね。平成32年に3万人ぐらい、3万人以上いけば、市長の政策は成功していると言えるでしょう。しかし、高齢化率、これはちょっとわからないですよ。135億円、まずこの辺の算出の根拠を伺いたい。どういうふうにか算出されたか。

特に、最初の説明では静岡県的人口予測とかおっしゃっていましたが、この辺も、静岡県的人口予測はどうなっているのか。私は前にこの席で言ったことがありますけれども、静岡県の予測は大変甘いと。甘いんですよ。これからの伊豆市の人口がどうなっていくのか、やっぱり我々は正確に知らなきゃいかん。

ついでに、国の予測もあるんですね。国の予測も考えたのかどうなのか。

ただただ条例を改正すればいいというものじゃないんですよ。これからの伊豆市をどうするのか。はっきり言って、もうこの5年間の政策の失敗、その結果、伊豆市の人口減少は歯

どめがかかりません。下手すると、どこかの誰かさんが予測しているような消滅する自治体がある。その可能性は大きいですよ、伊豆市の。

皆さん、今回の一般質問でもあったように、公共投資だ、公共投資だと言っておるけれども、公共投資の時代はもう終わったんじゃないんですか。福祉や教育をしっかりと、伊豆市に住みたいというまちにしないと、伊豆市の人口減少はとまりませんよ。その辺を考えてこの計画が立てられたのかどうなのか、市長、しっかり答えてください。

終わります。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 私はまず議運でしっかり御議論いただきたいのですが、一般質問ならわかるんですけども、議案質疑で答弁不要というのはありますか。答弁不要だったら時間の無駄ですよ。ぜひ、そういったルールがあるわけですから、議運でもう一回しっかりお諮りいただきたいと思います。

それから、今の伊豆市建設計画の中での人口問題ですが……

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） ちゃんと聞いていただけますかね。

人口減少問題については、議場でも再三申し上げているとおり、伊豆市の人口は減るんです。ある種、仕方ないんです。3万8,000人に戻すとか、550人亡くなっている中で550人の出生を得るとか、そんな話は私は政策目標としてここで掲げたことはないし、人口減少という問題認識は、市民の皆さんに危機宣言ということで訴えておりますけれども、議場で何度も何度も何度も申し上げているとおり、我々にとって今、本質的な問題は出生なんです。出生数。去年は170人までいきましたけれども、ことはまた下がって、150人ぐらいに下がりそうなんです。人口当たりの1歳児人口というのは、伊豆市は0.004で、熱海と並んで断トツの最下位なんです。うちの人口が3万3,000人、御前崎市の人口が3万4,000人で、御前崎では今290人生まれていて、うちは150人前後です。人口当たりの出生数は伊豆の国市の大体うちが半分ぐらいで、下田市も人口比の1歳児人口が0.007ぐらいある。

御承知のとおり、熱海は東京都熱海市で、週末は人口8万人の不交付団体ですから、税収100億円の。うちとは全く違う。つまり、もう圧倒的に今、伊豆市が出生数において危機的な状況に陥っているわけです。これを何とかしなければいけない、そういう認識を持っているわけです。

ですから、人口が減るかといったら、減る。その中で、伊豆市が全体として活力を維持し、そして各地域を今のとおり維持するためには、最小限どういう目標が必要かということで、政策目標を掲げているわけです。そこは何度もここで議論しているわけですから、ちゃんと一つ一つの議論については御理解いただいた上で次の議論に進んでいただきたいと思います。

あとの根拠等については、総務部長から答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第106号の伊豆市建設計画の変更について、森議員の御質疑にお答えいたします。

1点目の人口減少に歯どめがかからないことを認識したのかということにつきましては、先ほど市長の答弁のとおりでございます。

また、次の2点、総人口2万9,870人の根拠と高齢化率40%の根拠ということでございます。

まず、現行の伊豆市建設計画、先ほど森議員は条例ということでおっしゃられましたが、これは旧合併特例法に基づく伊豆市の新市建設計画ということで、条例というものではございませんので、そのあたりは認識していただきたいと思っております。

現在の伊豆市建設計画の原案なんですけど、人口の見通しについて、合併前の平成15年に、それ以前のそれぞれの国勢調査の結果をもとに推計しております。その推計値ですが、対照表のほうを見ていただくと、平成22年に3万8,000人で、人口減少をとどめて、平成27年には3万8,200人に、当時ですね、人口がふえるというような見通しとなっております。この点、変更前の計画におきましては、「人口減少傾向に歯止めをかけ」という表現となっております。しかし、これは、いわゆるV字回復を見込んでということでの文言となっております。

平成17年と平成22年に実施しました国勢調査の結果、この当初の見通しとは違った結果となっております。また、平成25年3月に、議員もおっしゃられました国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研というところが公表しております日本の地域別将来人口推計におきまして、平成32年の伊豆市の人口推計は2万9,502人というようなことが予測されております。市としましては、この社人研の推計値をもとに、いわゆる数値のほうは上方修正といえますか、若干、上方、上側に修正しております。

この上方修正ということですが、提案理由のときにも申しましたが、静岡県も静岡県の人口推計ということで出しておりますが、静岡縣市町別将来人口推計ソフトというのを県独自で開発しております。これは、先ほどの社人研のいろいろなデータをもとに、各市町でそれぞれ人口の推計値を出すというようなソフトでございます。伊豆市としましては、この県のソフトを利用しまして、総人口、社人研の2万9,502人という推計に対し、伊豆市としましては総計2万9,870人という上方の修正をしております。

また、高齢化率の40%につきましても、こちらのソフトを活用して、各年代層の数値も出ますので、それから40%としております。

市長も先ほど申しました、これらはあくまでも人口の見通しと推計ということでございます。市としましては、人口減少はしていくという推計結果となりましたので、人口減少に歯

どめをかけるという表現から、推計結果に即した表現となるよう、「人口減少傾向を緩やかなものとし」と変更いたします。しかし、全国的に人口減少が見込まれる中、伊豆市としましても、この減少傾向をあらゆる施策を講じながら緩やかなものにしていくという趣旨でございます。

次の歳出135億8,800万円の根拠ということですが、いろいろ説明のほうをさせていただいております。地方交付税の問題が一番大きなことでございますが、地方交付税が減額されていく。そのような中で、限られた歳入の見通し、平成32年の歳入見通しが135億8,800万円というような見通しとなっております。この歳入見通しに対応するための歳出ということで、同額となっているわけですが、歳出の中でもやはり職員の削減、これによる人件費の削減や、市有施設のあり方の見直し、これによる物件費の削減。一般質問でも木村議員からもございました補助金のあり方などの見直しによりまして、この厳しい財政、135億8,800万円の歳入に対応する歳出として計画をさせていただいております。

なお、財政計画の積算に当たっての考え方というものは、議案書の253ページ、254ページに、こちらも若干変更して記載してございますので、見ていただければと思います。

私からは以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 市長は再三にわたって伊豆市の人口減少は続くということを言っていたというお話ですね。私の聞き間違えでなければ、そうおっしゃっていた。あなたね、さきの選挙でストップ・ザ・人口減少とおっしゃいましたけれども、その点とその人口減少は続くというのの何か関連性はあるんですかね。お伺いしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げたとおりです。

〔「何も聞いていないよ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 先ほど言ったとおりだと。どういうふうに言ったんですか。ということは、ストップ・ザ・人口減少はもうだめだということですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、550人亡くなっている中で、550人の出生数を今の政策目標で掲げるのは無理ですよ。だから、総人口は減っていくんです。その中で本質的な問題は出生数にあるということをお伺いして先ほどから申し上げているわけです。

〔「ストップ・ザ・人口減少はうそだったというんだな」と言う人あり〕

り]

○議長（杉山 誠君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ここで2時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時39分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、10番、西島信也議員。

[10番 西島信也君登壇]

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第106号 伊豆市建設計画の変更について質疑を若干したいと思います。

まず、この建設計画ですけれども、大変専門的なことが書いてある。いろいろ書いてあるわけですけれども、私が気がついたところをちょっと聞いてみたいと思いますね。

先ほどの森議員の質疑にもありましたが、要するに「第3章 主要指標の見通し」、239ページの真ん中辺、「1 人口」のうち「総人口」、本文中、1段下へいきまして、「人口減少傾向に歯止めをかけ」というのを「人口減少傾向を緩やかなものとし」という文言があるわけ。こういうふうに変えるということなんですけれども、これについては先ほど説明がいろいろあったんですけれども、私はなぜ「人口減少を緩やかなものとし」としたのかと、そういう表現にしたのかと、ちょっと疑問があるものですからお聞きするわけですけれども。

というのは、平成16年、4町が合併しまして、合併時の人口は3万8,000人だったわけですね、その当時。平成16年、合併当時3万8,000人。10年後の現在、平成26年の9月ごろには恐らく3万3,000人を割っているだろうと、割っているという、そういう予測がなされるわけですけれども、要するに1年間で500人ずつ減って、合併のときから10年間で5,000人減ってしまったよと、こういうことですね。

それで、今度の建設計画では、平成32年が2万9,870人、また今から6年後には3,000人減るよと。3万3,000人から約3万人まで3,000人減るよと。やはり同じように、1年間に500人ずつ減っていくわけですね。

これが「人口減少傾向を緩やかなものとし」と。前のときはですよ、前のときは3万8,000人が3万8,200人ですか、減らないよということを言っているから、それは歯どめをかけていいでしょうけれども、現実的に予測で1年間500人ずつも減っているのに、「人口減少傾向を緩やかなものとし」というのは、1年間500人減って、6年後には3,000人減っても、それは緩やかだったよと、そういうお考えですか。お伺いします。

これは、これをつくったのは職員さんでしょうけれども、市長もこれを出すということを行っているわけですから、できれば市長さんに、「人口減少傾向を緩やかな」、これはこれ

で緩やかなんですかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁を願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げたとおりです。具体的な質問をぜひお願いします。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。
西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今回の市長の答弁は、これ具体的に言っているんじゃないですか。市長さんは英語が得意と御本人もおっしゃっているようですけれども、英語は得意かもしれないが、日本語をもうちょっと勉強したほうがいいんじゃないですか、日本語を。

もう一回聞きます。何回も同じことを言わせないでくださいよ。

「人口減少傾向を緩やかなものとし」というのは、そういう表現でいいですかと具体的に聞いているんじゃないですか、市長。

これから500人ずつ、どんどん減って行って、1年間にね。1.5%ですよ、1年で人口の減る割合が1.5%。今、3万3,000人ですけれども、この調子で減っていったら、平成66年で伊豆市は人口がゼロになっちゃうんですよ。伊豆市は人口ゼロに。

だから、私が、もっと具体的に言いましょうか。「人口減少傾向を緩やかなものとし」というのは、何も緩やかじゃないじゃないですか。だから、この表現としては、提案しますけれども、「人口減少傾向に歯止めがかからず」とか、あるいは「人口減少傾向に拍車がかかり」とか……

○議長（杉山 誠君） 西島議員、提案されている議案の質疑ですから。

○10番（西島信也君） いや、だから、こういうふうにしたらどうですかということ。こういうふうにしたらという提案ですよ、私の。

○議長（杉山 誠君） 議員提案はできませんから。

○10番（西島信也君） だから今、意見じゃないよ。だって、わかるじゃないの。答えないんだから。答えないんだから、しょうがない。

○議長（杉山 誠君） この場で提案はできませんから。

○10番（西島信也君） 議長、さっきのことについて答えさせてください。

○議長（杉山 誠君） 質疑ですから。

○10番（西島信也君） だから、答えさせてくださいというの。具体的なね……

○議長（杉山 誠君） 答えたと言っていますから。

○10番（西島信也君） ちょっと待ってください。具体的な質疑をしろと言ったから、具体的な質疑をしているのに、答えないんだから、市長が。緩やかなものと思っているのかどうなのかということをお伺いしているの。緩やかなものですかと、ものとするという、こうい

う表現でいいですかということを知っているんですよ。それに対して市長は答えていないじゃないの。

○議長（杉山 誠君） それでよろしいですか。

○10番（西島信也君） いいですよ。じゃ、これを答えさせてください、答えさせて。さっきのような、わけのわからないような答えじゃ困りますからね。答えさせるまで、私の質疑は2回目ということにしてくださいね。

○議長（杉山 誠君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 何度も申し上げているとおり、人口減少は続いていますよね。500人から550人ぐらい亡くなっている。そこまでの出生数、当面の政策目標としてそこを掲げられますか、社会流出もある中で。

人口を維持する政策だったら、それはシニア世帯を誘致する政策だったら、人口数の維持ならあり得ますよね。首都圏で退職された方に伊豆市へどうぞ、温泉もあります、暖かいところもどうですと、毎年、何百人も来ていただく。そういう政策を掲げないと言っているんです、私は。おいでになる方はもちろん拒みはしないけれども、しかし、政策としては、それよりも伊豆市の子供たちを、今の下げ続けている250人が200人になり、170人になり、150人になり、130人になり、100人になり、80人に、このままいったら出生数、子供の年齢、もとの人口がどんと下がり続けることを緩やかにして、各地域の活力を維持することを政策目標とした。

だから、人口減少を緩やかなものにするというのは、シニア世帯を誘致することによって緩やかにするのではなくて、伊豆市は若い子供さんたちを、つまり子供さんたちを持つ現役世代と子供たちの出生とか、そういったものを組み合わせることによって、そこを緩やかにするというのをさっきから申し上げております。わかりますか。何度も同じことを申し上げているんです。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 答えていないから、私は今、2回目だと言っているでしょう。3回目じゃないよ、2回目だよ。

答えていないじゃないですか、市長は。緩やかなものにするというのがいいですかと言っているのが……

○議長（杉山 誠君） いいから提案しているわけです。市長の提案ですから、執行部の。

○10番（西島信也君） いやいや、だから、あなたに聞いているんじゃない。市長、私がおかしいと言っているから、聞いているの。言ってくださいよ。

〔「静かにさせて。うるさい」と言う人あり〕

○10番（西島信也君） 元議長、うるさい。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○10番（西島信也君） 答えさせてください、答えさせて。

○議長（杉山 誠君） 提案された議案についての質疑ですから、そういうふうに提案されているわけですから、それについて。

○10番（西島信也君） そういうことばかり。私は文言を聞いているわけ。答えていないじゃないの、この人は。この人はとは言わない、市長は。

○議長（杉山 誠君） そういう判断で提案しているわけですから、それについて質疑をしてください。

○10番（西島信也君） じゃ、いいですよ。わかりましたよ。私はおかしいと思ったことを聞いているわけで、正しいと、正当なことを言っていると思えば、そんなもの聞かないですよ。いいですか。

先ほど市長は、年寄りを呼ぶようなことはしないと書いていましたね。いいですか、この質問をして。呼ぶようなことをしないと。熱海ではやっているんですよ、熱海では。熱海にお年寄りをうんと呼んでいるんですよ。

1つ市長にお伺いしますが、出生数が減っている、減っているとさっきから何度も何度も言って、それは俺の責任じゃないようなことを言っているんですけども、何で減っているんですか。原因は特定したんですか。何で出生数が減っているのか、それをひとつお伺いします。何で出生数が減っているのか。ちゃんと教えてくださいよ。例えば、学校がないからとか、働き口がないからとか、いろいろあるでしょうけれども、何だと思えますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 進学や就職で東京、横浜、首都圏へ出られる方は、これはある意味、残念で悔しいけれども、そういったことはあるでしょう。しかし、つぶさに見ると、実は伊豆の国市、三島市、沼津市に出ている、残念ながら。

そして、人口の動きを見ると、18歳の高卒、22歳の大卒の後、戻り、ゼロまでは戻りません、戻った後、25歳、それから30歳くらいからです、またなだらかに減っていくんです。つまり、伊豆市に戻ってきた、恐らく大半は長男さんでしょうけれども、結婚すると出る、子供ができると出る。その出る先が東京、横浜ではなくて、伊豆の国市、三島市、沼津市なんです。

〔「学校を減らしているからだよ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） もうちょっと静かに聞きましょうね。

そこで、そこで問題は、若い人たちの話を聞くと、実家があるから、お父さんが元気な間はちょっと集合住宅に住みたい。どうせ実家に戻るから。だけれども、修善寺にはアパートがないから、いい集合住宅がないから、伊豆の国市の古奈に行く、駅に近いようなところ。こういったことを、かなり多く若い方から聞いています。もちろん産業の問題もあります。

したがって、かつて何度も議会で申し上げているとおり、利便性の高い牧之郷周辺とか駅周辺に住宅地開発しましょう。そして、近くに流出している子供を持っている世代をここにとめ置きましょうということで都市計画を見直そうとすれば、都市計画見直し反対だと西島議員はおっしゃる。

ここで……

〔「変なこと言うな。反対してないだろ。」という人あり〕

○議長（杉山 誠君） 静粛に。私語は慎んでください。

○市長（菊地 豊君） 前にそう言ったじゃないですか。

そして、産業育成は、ここに……

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） 学級崩壊。せいぜい5分ぐらいしかしゃべりませんから、もうちょっとおとなしく聞いてください。

伊豆市にトヨタやパナソニックを誘致して、1,000人、2,000人の工場というのは現実的ですか。ITはあるかもしれない。しかし、県の総合計画の中で、伊豆半島は世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏と定義づけてあって、我々はその流れに乗ろうとしているわけです。ですから、観光交流のお客様をマーケットとして使えるようなサービス産業をここに作りたいと思っているわけです。

具体的に言えば、ベアードビールが来られたときに、あそこは製造業ではできないから、食品加工場という立場で、6次産業でつくったわけですね。西島議員は反対ですけども。その横にレストランをつくりたい。当然ですよ、あれだけのしゃれたビルですから。それができないから問題なんです。

議員はいつも、それは市街化調整区域だから、そんなの反対だ。企業誘致も反対だとおっしゃっているけれども、そうやって流出、外国に移転しない工場のような観光交流人口をマーケットとして使えるような、中伊豆ワイナリーのような、東府やベーカリーのような、東京ラスクのような、ベアードビールのようなサービス産業を伊豆市に誘致したり、つくっていくということで考えているわけです。そこのハードルが、農地の場合もあるけれども、市街化調整区域がハードルになっている場合もあるので、今、都市計画の見直しをしたりしてやっているわけです。わかりますか、ここまで。

そういったことをやっていかないと、今までどおり、帰ってきた若い人たちがお隣に行っちゃうということをとめなければいけない。そこが問題の原点であり、対応策であるわけです。ですから、今までの議会で西島議員が主張してこられた、調整区域だから開発しちゃいかん、企業誘致は反対だというようなことをやっていたら、そのまま延長線上になりますので、原因はわかっている。その原因を克服するための課題に今、挑戦しているわけです。

○議長（杉山 誠君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

○16番（木村建一君） 16番、木村です。

議案第106号 伊豆市建設計画の変更について質疑を行います。

項目はいろいろあるんですが、6というところですよ。関連しているのがちょっとあるんですけどもね。「第3章」、今さんごん論議、激論というんじゃないな、「主要指標の見通し」ということで、「人口及び世帯の見通し」ということがあります。総務部長が今お話しなされましたように、この根拠というのは、平成25年12月付で静岡県の方から、企画広報部統計利用課の資料によると、伊豆市の2020年（平成32年）の人口推計は2万9,900人だと。社会保障・人口問題研究所という団体、調べているところは、これよりもある意味ではもっと緩やか。3万何がしかと思ったんですけどもね。県の方から、県の資料はその国がつくった資料に基づいてさらに分析したということ、ある意味では厳しい数字が出ておるなというふうに思いました。

こういうことをもとにして変更の議案を出しているわけですけども、以前、市長は議会、違った角度からお尋ねです、何もしなければ、社会保障・人口問題研究所の調査のように人口は減るが、推計どおりに減っていくようなことは絶対にさせないと強い認識で行政を進めるべきだと思っておりますと答弁されましたが、この立場から、この政治姿勢から、今回の議案第106号をどう見ているのかお尋ねします。

それから、少し細かくなりますが、7番目に「学校規模の適正化を考慮しながら」を「学校再編計画に基づく施設」云々と、こういうふうに変更するということがありますが、なぜ学校編成をするのか。それは適正規模のためというのが根底には、考え方の根底にはそこがあるものですから、教育委員会の考え方から来ているから、ある意味では表現を変えたということでしょうかというふうに私は捉えたんですが、変更する理由についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 伊豆市建設計画のことですので、私のほうからあわせて答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の推計どおり減っていくようなことは絶対にさせない、このように申し上げ、今でもそのように考えています。

11月の全国市長会の勉強会で、増田寛也元総務大臣がおいでになり、消滅都市云々のことについてお話がありました。やはり増田さんも、何もしなければこのようになる。ただ、何かをすれば、じゃ、1億2,000万人、1億3,000万人になるかと。それはやはり非現実的だと。ただ、今、何もしなければ、物すごい勢いで人口が減っていくということで、それに対応す

る対応策というものをいろんなお話をされて、まさに伊豆市なんかはそれに適合するわけですね。

その中で、実は首都圏のアンケートを見ると、田舎暮らしを希望する世代があって、20代と60代なんだそうです。60代の方々は何となく察しがつくんですが、20代の方で、しかも女性が多い。そういったものを我々はちゃんと受信してきたのだろうか。正直言って私もそれを聞いて驚いたんですが、そういった首都圏の若い人たちの意識を我々は受信してきたのか。そして、首都圏の方々にとって、伊豆は、自然の美しさと東京までの利便性、駅なんかの利便性、病院の利便性等々があって、自然の美しさと利便性がバランスよくとれているということを我々が十分に発信しているだろうかということのを再認識させられたんです。

ですから、これまで進めてきた、まだまだ事業として実現していないこと、当然成果が出ていないことがたくさんあって、この6年半で種をまいてきたことが圧倒的に多いんですが、それだけではなしに、改めて、何とんでもここは首都圏3,000万人のすぐ横にあるわけですから、その方々の意識調査をもっと踏まえた上で、新たな政策をつけ加えることによって、推計どおりには減らさせないというようなことは、やはり強い信念を持って臨むべきだと、このように考えております。

それから、「学校規模の適正化を考慮しながら」という表現を変えましたのは、今、市役所及び教育委員会で内々にまだ検討しております中学校の統合の問題がございます。そうすると、新中学校を建設する場合には合併特例債を何としても使わせていただきたいと思っております。そのためには建設計画に載せる必要があることから、表現をこのように、新中学校建設ということが読み取れるような表現に変えさせていただいた次第です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 1つは、前にも一般質問の中で少し触れましたが、きょうは一般質問じゃないから触れませんが、ああいう過去、合併以来ずっと見て、そして今を見て、将来の今回提案されている道筋を、なるべく想像じゃなくて、頭の中で考えるんじゃないかと、具体的に、具体性のあるものをやっぱりつくっていく必要があるんじゃないかなと私は思っているんですね。そういう立場から質問します。

人口問題だけ少し取り上げさせていただきましたが、人口問題というのはまちづくりだし、それから自主財源にもかかわる問題だと私は思っているんですね。連動してくると。この全体の伊豆市の将来の建設計画の根幹にかかわる問題。どれが先か云々じゃないと私は思っているんですね。その三本柱じゃないかなと思っています。

それで、ちょっとよくわからないのが、人口が減るから、これは私の推測、地方税がどんどん、少しずつ少しずつ減ってくるんですね。なんだけれども、本来、まちづくりを本当に展望したときに、私は結果として人口はふえていく。それとか、市長が言われるように、子供の出生数、いわゆる若者が住めるようなまちづくりをどうすべきかということになって

くるんですけれども、今回の変更後の地方税を見ると、リーマンショック以降の数値、具体的に実際出ている平成22年、23、24年度の地方税というのは、いわゆる地方税というのは全部ひっくるめてですからね。固定資産税から全部ひっくるめて、法人税も云々見ていると、44億円で、そんなに変わらないですよ。ずっと平行状態。なんだけれども、これを見ると、平成27年度あたりから少しずつ減って、あとはなかなか難しいでしょうけれども、ゼロ、ゼロというか、何十何億で終わっているんですけれども、1億円ぐらい減るんですよ、推計だと。そうすると、市長が言っているまちづくり云々、いろんなこと、雇用の創出の問題とか前も言われていたんですけれども、そのところ、このあたりどう見ているのかな。

それからもう一つは、地方交付税の問題を書かれてあるんですけれども、まだ地方交付税は、前の一般質問のときにお話しなされたように、合併した自治体に対する地方交付税はどうするのかと。支所の役割を見直すとかということで、まだ確定していない段階だと思うんですね。それを見た、まだこれは、だからこの中に入っていないのかどうか。入っているのか入っていないのかわからない。大体見ていると、3億円ずつ減るような形をつくっているんですよ。その点が2つ目。

それからもう1点は、人口問題だけを焦点に当ててくると、ふえた減っただという。国のほうも合計特殊出生率を2にするんだとか何か言っているんだけど、あれは産めよ、ふやせよの政策ですよ。あくまでもそれは、やるのはそれぞれの若者が考えることだから、合計特殊出生率を幾らにするか。僕は余り好きじゃないんだけど、繰り返しますけれども、人口が減ってくるということは、やっぱり地域が疲弊してくるという、まちづくりもできなくなっちゃうという関係があるから、そういう意味で、人口をふやすためには何をなすべきかというところを見たときに、繰り返しになって申しわけない、地方税が減るということはどう見ているのかなというふうに、今回の計画の中で、将来計画を見たときに、ちょっと気になる場所なんですよ。そのあたりをどのようにお考えなのかお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、この財政計画の中の歳入の地方税の部分でございますが、当然、人口減少というものが推定されます。当然、労働者人口というものも同時に減少が見込まれるということで、税金の減少。あわせて、固定資産税につきましても、やはり地価の下落というものがここずっと続いております。それを、とまらないというふうにはなかなか計画上できませんので、労働者人口の減少や固定資産税の減、また既存の家屋の軽減等ございますので、少しずつ市税、地方税が減っていくというふうな計画にしております。

2点目の交付税の合併した市町村の支所経費のことでございますが、今回、平成26年度から3カ年かけて、この加算をするということで、今年度、既に交付税の一本算定のほうの基準財政需要額のほうには見込まれております。ですので、平成28年度をもって満額と。国のほうは1支所当たり2億4,000万円程度ということですが、現在、伊豆市で見込まれており

ますのが約2億3,000万円。ですので、本庁以外、3支所ということで、6億9,000万円程度が3年間かけて一本算定に加算されてくるというような見込みをしてございます。

あと、地域疲弊のための施策ということでよろしいでしょうか。木村議員がおっしゃったように、特殊出生率、国が2.0ということと、あと社人研が推計しております数値、また県が推計しております人口推計というのは、全てこの特殊出生率を、いろいろな数字を何パターンかに分けて推計しています。事実、一番厳しい数字は、社人研の数字が2万9,500何人がしと。次が伊豆市が2万9,600人、今つくっている数字で、県の場合は若干、同じように、コンマまで言いますと、県は1.587という、静岡県は1.57。それは今の伊豆市の出生率と静岡県の目標としている2.0という比率から、1.57という数字でつくっているようですが、伊豆市の場合は、仮に静岡県の総合計画の目標である特殊出生率2.0を県が達成した場合、現在、伊豆市は1.26という数字ですので、その比率から、今回、市が推計した2020年の特殊出生率を、1.63という数字を使ってこの推計のほうをしてしております。ですので、若干、社人研の推計と県の推計と伊豆市の推計、少しずつではありますけれども、その特殊出生率の関係で数字が変わっております。

施策につきましては、当然、今までも定住施策、子育て支援等々を実施してまいりました。先ほど市長が申しましたように、当然そういう施策とは別に、本当に定住のために、若者が住めるようなまちづくり、それを検討して実施していかなければならないというように考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 2つお尋ねします。

地方税がなぜ減るような計画なのか。それは、労働者が減ること、固定資産税が減ること云々というお話をなされましたが、この出すに当たって、未来に向かって、すごく難しさはあると思うんですけども、そういう幾つかのパターンを計算した上で、上積みしてこうなったという、そういう計画なのか。ましてや、何千何百まで出せないですからね、こんなのは、はっきり言って。わからないものだから。そういう意味で、おおよそこういう億単位で出すのかなと思ったんですが、それらの根拠はあったのかどうかお願いします。

それから、もうちょっとわからなかったの。交付税は3年間で上乘せ6億9,000万円がもう既に計算されていますということだったんですが、そうしますと、一本算定が約1億8,000万円ぐらいで、約2億円ですよ、減るよという計算だったですよ。それとの兼ね合いが少しわからなくなったもので、この6億9,000万円プラスすることによって、この差が何で3億円ずつなのかなと。ちょっとわからなかったんです。平成28、29、30年度、ぱっぱと計算すると、約3億3,000万円ずつ減っていくんですよ。よくわからない。

ちょっと細かくなって申しわけないんですが、もし流れ的に、地方交付税、一本算定をや

ったら、1年ごとにこのくらい減るんだけど、見直しによって減る額がこれだけプラスになります、逆に減る分が少なくなりますよということでお示しいただければありがたい。そんな事細かくは結構です。また委員会でやるでしょうから。お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、市民税の関係でございます。議員がおっしゃられるとおり、細かく全てを積み上げてというのは難しいものですから、過去の実績の減りぐあいのパーセントを掛けていくというようなことで見込んでおります。

交付税の関係でございますが、なかなか言葉で説明するのもちょっと難しいんですが、この3支所の6億9,000万円は一本算定部分にのっかると。今、伊豆市は増額分で上のほうに、この特例期間中は見ていただいている。それが5年間かけて段階的に減っていくと。それが、下の部分が3年間でふえていく。それが最後、平成31年度に本来、全て17億円程度のものが減るんですけども、平成30年ごろにやっこの一本算定の下の部分が6億9,000万円出てくるということで、平成30年度には一本算定ぐらいの数字になってくる。少しずつ下がるのと、3年間ですと一本算定分が上がってくる。それが交わるのが平成30年ごろかなというふうな数字です。

ですので、現在、平成26年度で一本算定に対する加算額が約17億円で、来年度の見込みが15億2,000万円、平成28年度で11億8,000万円、平成29年度で8億5,000万円、平成30年度で5億700万円、平成31年度で1億7,000万円が減るんですが、そこで先ほどの6億9,000万円のうちの4億6,000万円を逆転しますので、若干、最後の平成31年度ではそのまま減るということではなくて、平成26年度の今年度に一本算定ということで、2億3,000万円が一本算定に計算されておりますので、6億9,000万円のうちの2億3,000万円は平成26年度の基準額ということですので、残りの4億6,000万円が最終的に平成31年度で逆転していくというようなことで、要は増額分が先ほど言いました数字のように減っていくというふうに見込んでおります。

○議長（杉山 誠君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第107号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 次に、日程第24、議案第107号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第107号は、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第108号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第25、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について質問させていただきます。

市民の文化の向上、観光及び商工の発展を図るために必要な活動をしているのか。どのように評価をしたのか。

伊豆市の商工業の衰退、観光業の衰退を見ると、単なる資金稼ぎではないかと思える。どのように評価をしているのか、お答えいただきたい。

○議長（杉山 誠君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 観光経済部長に答弁させます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

〔観光経済部長 杉山健太郎君登壇〕

○観光経済部長（杉山健太郎君） それでは、議案第108号について答弁を申し上げます。

平成26年2月10日付、1年前評価になりますが、伊豆市指定管理者審査会、こちらの答申をいただいております。こちらの答申では、「施設の設置目的を達成するため、行政と協力して利用客の増加を図り、地域のにぎわい、経済の活性化につなげてほしい。また、管理に関する経費の精査を進め、経費の削減に努められたい」、このような答申を受けてございます。

この答申を受け、修善寺総合会館に入居する伊豆市観光協会修善寺支部、伊豆市商工会、修善寺温泉旅館協同組合、修善寺温泉区、こちらの団体が主になりますが、各種会合などを積極的に開催していただきまして、会議室の利用については、平成25年度で399回、延べ2万261人の利用がありました。並びに、ホールにおいては18回の利用で、延べ5,835人の利用がなされているというふうに報告を受けております。

年度中途ですが、平成26年度については、劇場ホールについては、4月から9月までの間、平成25年度が6回の利用でございましたが、21回の利用という形でふえており、利用者増に対する取り組みをしていると認められ、有効に活用されている施設であると私どもは認識し

ております。

次に、単なる資金稼ぎではないかという質疑ですが、もともと修善寺総合会館の指定管理料は、広告宣伝費やイベント開催費用などは含まれておらず、あくまでも施設の点検業務並びに管理業務費用等の維持管理経費であることを御理解いただきたいものです。

先ほど申し上げたとおり、市民の文化向上、観光、商工の振興に有効に活用されているものであり、適正な管理がなされていると私どもは評価をしております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） ただいまのお話を要約すると、一生懸命やっている、よくやっているということなんですけれども、その一方で、今まで議論された、いわゆる郷土資料館を手放しちゃうと。全く何を考えているのかなというのが私の主観というか、見方ですけれども。

それでは、ことしは非常に有効活用していると、数字が上がっていますけれども、この方たちが管理している資料館についての考え方は何も出てこなかったのかということと、いわゆる数字の上では、ことしは非常に活用しているというのが出ておるようなんですけれども、どんなことが主な要因なのか伺いたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 資料館のほうについては、私どものほうから答弁することではございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

現在の利用状況ですけれども、どのような形でということですが、先ほど申し上げたとおり、観光協会、商工会等の会議にほぼ利用されている。その他、民間の団体の方の利用もちらほら見られるというところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○14番（森 良雄君） 今のお答えですと、この施設の管理は一生懸命やっている。だけれども、利用状況がふえている要因はわからない。少なくともここではこういうあれがふえていますよと、積極活用していますよというあれが出てこない限り、ふえているというのは一時的な傾向であることも確かだと思うんだよね。可能性が大きいですね。

この団体は、少なくとも伊豆市の商工業、それから伊豆市の観光業の主役でなければならぬと思いますけれども、そういう点では、残念ながら商工業の衰退、観光業の衰退は目を覆うものがあるんじゃないかと思えますけれども、その辺はどうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

観光経済部長。

○観光経済部長（杉山健太郎君） 利用の形態については、先ほど私が申し上げました一般の

方の利用については、年間、大体170件から180件ということで推移をしております、これは平成23年度から大体並んで、そのような数字が動いております。

ただ、その中で、観光業の衰退であるとか、商工業の衰退という御指摘でございますが、これは社会的な要因とか、そのようなものがあります。その中で取り組んでいかなければならない問題ですので、それは別の観点から施策は展開しておるというふうに認識しております。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は12月16日午前9時30分から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時23分

平成26年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年12月16日（火曜日）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 84号 | 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回） |
| 日程第 2 | 議案第 85号 | 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 3 | 議案第 86号 | 平成26年度伊豆市介護保険事業特別会計補正予算（第3回） |
| 日程第 4 | 議案第 87号 | 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第3回） |
| 日程第 5 | 議案第 88号 | 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回） |
| 日程第 6 | 議案第 89号 | 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回） |
| 日程第 7 | 議案第 90号 | 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回） |
| 日程第 8 | 議案第 91号 | 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 92号 | 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 93号 | 伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 94号 | 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 95号 | 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第 96号 | 伊豆市天城会館条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第 97号 | 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第 98号 | 伊豆市環境基本条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 99号 | 伊豆市福祉事務所設置条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第100号 | 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第101号 | 伊豆市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第102号 | 伊豆市立認定こども園条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第103号 | 伊豆市立学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第104号 | 伊豆市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について |

- 日程第 2 2 議案第 1 0 5 号 伊豆市資料館条例の一部改正について
 日程第 2 3 議案第 1 0 6 号 伊豆市建設計画の変更について
 日程第 2 4 議案第 1 0 7 号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任について
 日程第 2 5 議案第 1 0 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）
 日程第 2 6 請願第 2 号 行政書士法違反書類の伊豆市各機関への提出排除に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 6 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（温泉使用料請求事件に関する和解について）
 追加日程第 2 発議第 8 号 軽油引取税に関する意見書について
 追加日程第 3 発議第 9 号 伊豆市議会 議会改革特別委員会設置に関する決議について
 追加日程第 4 伊豆市議会 議会改革特別委員会委員の選任について

出席議員（16名）

1 番	永岡康司君	2 番	三田忠男君
3 番	小長谷朗夫君	4 番	山下尚之君
5 番	山田元康君	6 番	青木靖君
7 番	大川明芳君	8 番	梅原正次君
9 番	小長谷順二君	10 番	西島信也君
11 番	森島吉文君	12 番	杉山誠君
13 番	室野英子君	14 番	森良雄君
15 番	飯田正志君	16 番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	総務部長	伊郷伸之君
市民環境部長	山口一範君	健康福祉部長	鈴木正君
観光経済部長	杉山健太郎君	建設部長	佐藤喜好君
教育委員会 事務局長	森下政紀君	会計管理者	植田博昭君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田勝久 次長 杉山和啓

主 查 鈴 木 康 子

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成26年第4回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎字句の訂正について

○議長（杉山 誠君） ここで、議案第89号について字句の訂正がありますので、説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

先ほど議長が申し上げましたとおり、議案第89号、109ページになります。

こちらに字句の誤りがございましたので、申しわけございませんが、訂正のほうよろしくお願いいたします。

議案第89号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）、本文のところが、伊豆市の下水道事業特別会計補正予算（第2回）となっております。こちらの本文の下水道事業特別会計補正予算を農業集落排水事業特別会計補正予算に修正のほう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で説明を終わります。

◎発言の撤回について

○議長（杉山 誠君） 次に、12月4日に行われました本会議4日目の議案質疑における森良雄議員の発言内容に関する審議が12月12日及び15日の両日、議会運営委員会において審査されましたので、その経過と結果について委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村建一議員。

〔議会運営委員会委員長 木村建一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（木村建一君） 12月12日及び15日に開催しました議会運営委員会について報告をいたします。

この議会運営委員会は、議長より、12月4日開催の定例会、議案質疑における森良雄議員の発言に問題があると思われるので、その対応について審議を願いたいとの申し入れにより開催されました。

その申し入れについては、森議員がヒットラーの名前を出して美術品の収集に非常に熱心であったと称賛し、市長は美術品を散逸している、市長も教育長もヒットラーよりも劣るといふ発言をしているが、ヒットラーが収集した美術品は略奪したものであり、ヒットラーと市長の政策を比較するのは次元が違う。議会の場におけるこのような不適切な発言をそのまま放置することはできない。議事録の削除であるとか、森議員に対する発言の取り消しを求めていくべきではないかと思うが、審議をいただきたいとのものでした。

12日の議会運営委員会では、不適切な発言であったかどうかの審議がなされましたが、ヒットラーの何が問題なのか、ヒットラー以外にも大犯罪人がいるが、その名前を出してはだめか、議会の発言は自由にすべきであるという意見や、議会には秩序があると思う、秩序を乱すような自由な発言は存在しないと思う。発言の自由はあると思うが、それを乱用してはいけない、政策についてどう判断するかは議員の権利だが、政策の議論としても不適切である、ヒットラーということから、市民から受ける印象は大量虐殺、侵略、独裁的な軍事体制という印象を受けるのではないだろうか、森議員がどのような認識でヒットラーを例えに出したかが問題であるなどの意見が出されました。

処分に値するかどうかについては、本人を議会運営委員会に招集し、事情を聴取した上で決定することとし、15日にもう一度議会運営委員会を開催しました。しかしながら、森議員は招集に応じなかったため、本人を抜きに再審議し、本会議でヒットラーという言葉を引き合いに出すことは、社会通念上、誤解を招く不穏当な発言であるとし、「_____」、「_____」、「_____」という発言箇所の削除を求めることを賛成多数で決議しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（杉山 誠君） ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたが、このたびの発言は著しく伊豆市議会の品位を落とすとともに、社会通念上の良識を逸脱した発言であると判断されたことから、森議員に今回の件につきまして発言の撤回を命じます。

〔「おかしいんじゃないか」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 再度申し上げます。

発言の撤回を勧告します。

森良雄議員に勧告をした上で、発言の許可を与えます。

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

全く皆さんのやっていることはファシズム的な行為ではないですか。大体電話一本で、委員会の呼び出しが通用するんですか。ファクスが私のところに届いたのは、きのうの17時ごろですよ。皆さんがやっていることはそういうことなんだ。ヒットラーは、確かに悪名高き人物であることは私も認めます。そうしますと、ソ連の歴代の政治家とかフセインとか、こういう名前は伊豆市では使えないのかね。まして、誰がこれ出したんですか。

○議長（杉山 誠君） 森議員、発言の勧告をしていますから、それに対する答えをお願いし

ます。

○14番（森 良雄君） 提案者がはっきりしないですよ、この問題については。提案者がわからない。

○議長（杉山 誠君） 撤回の意思はおありですか。

○14番（森 良雄君） 略奪行為だ。皆さん、これ略奪行為なんですか。戦時中の行為ですよ。ドイツのヒットラーはナチスドイツの総統なんだ。ドイツの、いうなれば天皇陛下と同じですよ、ヒットラーは。それが正規軍に免じて、ルーブル美術館の美術品をドイツへ持ち帰ったんですね。こういうのを何ていうんですか、学校の先生。公務員だった方もいらっしゃるでしょう。これを略奪っていうんですか。2国間の戦争状態のときに、相手国の財産を持ち帰るのは略奪というんですか。伊豆市議会はそう判断するんですか。これは略奪じゃないんですよ。負けた国は当然、賠償金を払うときもあるだろうし、物品を押収されることもある。略奪というのは、私の議論でいけば、略奪というのは相手国の私のもの、いわゆる一般人のものを持ち出すようなことは略奪と言われる。そうじゃありませんか。社会学に詳しい方。

これは、ルーブル美術館はフランス国のものなんです。フランス国の国有財産をドイツ国が持ち帰った、これはいうなれば戦利品なんですよ。国際法に詳しいでしょう、菊地豊君。国際法ではどうなっていますか。

○議長（杉山 誠君） 森議員、議長よりの発言の撤回の勧告に応じる意思がないようですので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前10時15分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま議運を開いて、いろいろな御意見をいただいております。開会前、森良雄議員からの発言の撤回がありませんので、議会運営委員長の報告にもありました不穏当発言の内容は会議録より削除させていただきます。

あわせて森議員に申し上げます。

本会議の場は公の事柄を審議する場所であり、議会のライブ中継をごらんいただいている皆様及び傍聴の方々がいた場合、不快感を抱くような発言内容につきまして、伊豆市議会の品位を著しく欠くようなものであることから、真に謹んでいただきますよう改めてここで発言の撤回を勧告いたします。

このことに対して、森良雄議員の発言を許します。

○14番（森 良雄君） 市民に対する不快感を与えるということですが、ヒットラーという言葉が伊豆市議会では使えない、このこと自体が私はよほど不快感を与えると思いま

すよ。撤回に応じる気は毛頭ありませんし、さらなる伊豆市の市議会が民主的に運営されることを願います。

○議長（杉山 誠君） 撤回の意思はありますか。

○14番（森 良雄君） 大体あなたが一々そこで勝手にちゃちゃ入れること自体がおかしいよ。

○議長（杉山 誠君） 撤回の意思はございませんね。

ここで、撤回の意思がないということが確認されましたので、改めて会議録の削除をさせていただいた上で、今後の対応につきましては、再度注意を申し上げますけれども、この議会運営を円滑に進めていく上からも、議長の命令に従わないことは議会の運営の非常に妨げになりますので、今後そのようなことがございましたら、地方自治法第129条第1項の規定、これは1日発言停止であるとか、議場退去ということがうたわれておりますので、そのようなことを議長の権限で執行させていただきますので、御了承の上、本日の対応をお願いしたいと思います。

◎議案第84号～議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） それでは、日程第1、議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第7、議案第90号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）までの7議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めます。

初めに、議案第84号及び議案第87号から議案第90号までの5議案について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 皆さん、おはようございます。4番、山下尚之です。

ただいま議長から報告を求められました議案第84号及び議案第87号から議案第90号までの5議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）所管科目については、補足説明はなく質疑を行いました。

主な質疑としては、議案書27ページ、総合事務組合退職手当特別負担金1,865万円、これは勧奨退職による負担金だと思うが、何人が勧奨退職となるのかという質疑に対し、公務員の勧奨退職という制度は廃止となり、かわって早期退職制度となりました。伊豆市では、50歳以上の職員を対象に期間を定め早期退職の希望を募っています。退職手当特別負担金は、7名分の負担金として計上いたしましたとの答弁がありました。

また、議案資料29ページの市長交際費100万円ですが、具体的に何を参考にして算出したのか聞きたいとの質疑に対し、国の災害弔慰金の支給等に関する法律で、災害で亡くなられ

た方への弔慰金は1人500万円という規定があります。これは、国、県、市町でそれぞれ負担しますが、市の負担分は4分の1で125万円となります。また、市にも非常勤職員がいますが、仮に公務災害で亡くなられた場合は、静岡県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補償条例に基づき、遺族補償年金が支払われますが、その1年間の支給額が105万円になります。これらを参考にして、100万円という額を算出いたしましたとの答弁がありました。

また、議案資料16ページ、繰越明許費にある防災対策事業費1億6,900万円は、南海トラフの特別強化地域に指定を受けているため工事がおくれたと聞いているが、いつごろ着工できるのか、工事期間はどのぐらいになるのか、また、工事に際して道路の通行止めなどがあるのか伺いたいという質疑に対して、八木沢地区の津波避難タワーは、国の同意が得られれば設計業務委託の入札が12月中にできるかというような状況です。設計に約2カ月程度を見ますと、工事の発注は早くて3月ごろになります。工事期間中は資材等の運搬により道路規制も考えられますが、設計を発注した中で、工事の工法などについて地区説明を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、議案資料45ページの農地情報システム改修委託料139万円とあるが、どのような委託をするのかという質疑に対し、現在、伊豆市が所有している農地情報システムがありますが、農地法の一部改正が行われ、農地台帳を整備することが法令化されました。それに伴い農地台帳や地図を整備し、その公表を行うため既存のシステムの一部を改修するものとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第84号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 平成26年度伊豆市簡易水道特別会計補正予算（第3回）については、補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、補足説明はなく質疑を行いました。

質疑では、議案資料108ページの給与費明細では、補正前との比較金額は123万5,000円となっているが、97ページの議案書では、歳入歳出それぞれ125万5,000円を追加しとなっている。この差はどういうことかという質疑に対し、この補正は、職員7名分の給料、手当等の補正ということでお願いしましたが、この7名の中に児童手当を受給している職員がいます。給与費明細には児童手当などの扶助費は含めないというルールがありますので、金額が若干違っていますとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）については、補足説明、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

のと決しました。

次に、議案第90号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）については、補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第84号及び議案第87号から議案第90号までの5議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第84号から議案第86号までの3議案について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められましたので、議案第84号から議案第86号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑の1つ目としまして、議案書37ページ、保育士等処遇改善人事特例事業補助金340万円、これは、保育士の人件費相当であり、保育士の処遇改善につながっているのかという質疑に対し、保育士や保育所における事務職の人件費ということで、修善寺保育園とあゆのさとへの補助金となっています。2園からは実績報告等を提出していただき、保育士の処遇改善であることを確認していますとの答弁がありました。

また、議案資料39ページ、認定こども園整備事業補助金248万4,000円は、総事業費の1%相当であるとのことだが、1%で何ができるのかとの質疑に対し、2カ年の工事ですが、県への申請から県の実施設計、調整会議、建築審議、入札等の手順を踏むと、工事着手できるのは3月になります。したがって、基礎部分の工事になると思われましてとの答弁がありました。

また、議案資料43ページの汚泥再生処理センター運営事業について、試験運転は具体的にどのように進めていくのかという質疑に対し、土肥プラントと柏久保プラントにそれぞれ入れている量のうち、1月の中旬から3分の1の量を継続して新施設に入れていきます。2月上旬から量をふやして3分の2、2月中旬以降は全量を入れて本格稼働の状態試験運転をしていく予定です。入れる量は、実際には微生物の活動状況を見ながら調整していきますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第84号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 平成26年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）については、当局の補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第84号から議案第86号までの3議案について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第84号から議案第90号までの7議案について、質疑に入ります。

議案第84号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質問させていただきます。

4款2項3目に汚泥再生処理センター運営事業があります。この施設の運營業務委託料190万円について、事業の内容について御説明いただきたい。

○議長（杉山 誠君） ただいまの森良雄議員の質疑について、答弁を願います。

第2委員会委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） ただいまの森議員からの質疑の内容であります、去る12月8日に開催されました第2委員会の審議におきましては、そのような質疑がございませんでした。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） この事業は、金額は190万円と大変、増額補正にしては少額なんです。いわゆる10億円近くかかった汚泥処理場、し尿処理場のこれは試運転なわけですね。それで、どんな試運転の内容なのか、それを全然議論しなかったんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

第2委員会委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 内容について、その使途については質疑が出ませんでした。ですから、私のほうとしては、経過と結果を報告するという委員長の役割がございませぬので、これ以上のことは申し上げられません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 8日に、こういう資料が皆さんのところにいっていると思うんですね。この中の運転保守、管理業務、検査、環境整備、薬品、活性炭の投入、ずらずらとあるわけですけれども、190万円がこの中のどれに該当するのか、全部なのか、それともこれでは足りなくてほかにもあるのか、そういう議論がされなかった。

私はこの設備は、これから維持管理にもっと金がかかる設備だと思っているんですよ。第2委員会の皆さん、それでいいんですか。

言っておきますけれども、旧修善寺町では委員長権限でもって職員に答えさせているんですよ。やろうと思えば、僕はできると思うんですけれどもね、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

第2委員会委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 先ほど申しましたとおりで、それ以上のことは私には申し上げられませんので。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から議案第90号 伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）までの7議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、討論を行います。

先に、反対討論を行います。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第84号、これは補正予算についての議案です。大半は災害復旧費ですから、これについては反対しようとは思いません。災害復旧費、それも国の補助がつく復旧費です。当然速

やかに実施してもらいたいと思います。

しかし、少額といえども例えば市長交際費100万円、これはいわゆる猟銃の事故が起こった死亡事故ですよ。それに対して伊豆市は100万円払う。この事故、誰も責任とろうとしないんですね。それでいいんですか、市長さん。

それから、今委員長に質問出したように施設運營業務委託料、これ内容が不明確なんです。議員の皆さん、こういう資料をもらっているはずですね。私はこれ以上のことが来年度からかかると思っているんですよ。かかるんですよ、ここに載っていない事項があるはず。ここに載っていないのは、恐らく膜処理の維持管理費、これなんかは相当かかるんじゃないかなと、本来だったらこれどのくらいかかるか、委員会で質問したかったんですけどもね。恐らく数千万円単位で毎年かかるんでしょう。

こういうことが何も議論されないまま、議員の皆さんわかっているんだったらいいですよ、知らないのは私だけで。しかし、この資料を要求したのは僕だと思うんですよ。森良雄が要求したから出てきたわけです。一体どういう事業内容なんだと。

それで、これだけではおさまらないはずですよ。ここに載っていないものがあるはず。いいですか、恐らくこの中で、190万円の内容は運転保守管理業務だけだ。A4のこの部分だけだ。それで190万円です。そういうことを審議しないで、はい問題ありませんと、それでいいんですか。私は疑問を投げかけて、反対討論を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

8番、梅原正次議員。

〔8番 梅原正次君登壇〕

○8番（梅原正次君） 8番、梅原正次です。

議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は人事院勧告に伴う職員及び特別職の給与に関するものがメインになりましたが、そのほかには災害に伴う農地、治山施設、農業用施設、道路、橋梁等の復旧にかかわるものが主なものだと思います。また、給食センターの修繕や中学校の維持補修工事、観光施設の修繕、維持補修工事も含まれております。市民に不安を与えない行政の迅速な対応が予算にあらわれていると思います。一方、汚泥再生処理センターの稼働も目途がたち、竣工が待たれるものとなりました。また、天城の認定こども園の建設に向けても工事着手が待たれているところだと思います。

このような中で有害鳥獣駆除で、お亡くなりになった猟友会員への弔意をあらわす市長交際費の計上も迅速に対処されておると思います。さらに、個人事業主への源泉徴収漏れにつきましても、素早い反応で事業主への説明責任を果たされました。

今、景気回復が道半ばであります。現政権にかける市民、国民の期待は大きく、先日の国政選挙でもその結果が大いにあらわれていると思います。伊豆市においても取り組むべき

課題は山積みしておりますが、限られた予算の中で、時代に即した事業の取捨選択と効果的な事業推進に向けて邁進していただきますよう期待をして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

議案第84号 平成26年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第85号 平成26年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成26年度伊豆市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第86号 平成26年度伊豆市介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第87号 平成26年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第88号 平成26年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第89号 平成26年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第90号 平成26年度伊豆市水道事業会計補正予算（第3回）について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第91号～議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第8、議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第22、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正についてまでの15議案を一括して議題いたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第91号から議案第96号までの6議案について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

ただいま議長から報告を求められました議案第91号から議案第96号の6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正については、補足説明はなく質疑を行いました。

主な質疑は、議案書139ページの通勤手当について、5キロメートル以上10キロメートル未満の場合4,100円が4,200円になるということですが、その数字の根拠は何かとの質疑に対し、通勤手当は、国が自動車等に係る通勤手当ということで民間の支給状況を調査しています。例えば民間の給与実態調査によると、5キロメートルで4,274円という調査結果が出ています。これに基づき、現行の4,100円から100円引き上げて4,200円とすることで、国が改定を提案しているものです。この金額につきましては、所得税法上の通勤手当の非課税の範囲ともリンクしています。また、公共交通機関を使った場合は、ほかの計算方法がありますとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第91号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、補足説明、質疑、討論ともなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す

る条例の一部改正については、補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正については、当局の補足説明はなく質疑を行いました。

質疑として、改正の要旨についてもう一度説明を願いたいとの質疑に対し、契約には履行期間があり、本来、契約した日から履行期間が始まりますが、ものによっては準備期間が必要となります。従来条例では、この準備期間を含んで5年となっていました。準備期間を除いて5年という形に改正していただきたい。具体的に言いますと、実際にリース契約すると、契約先の会社は、それからものを用意します。用意する期間は、既に契約期間に入っています。市はまだものを受領していないのでリース料も払えない。すると、5年以内の契約であると、リース回数は59回とか58回となってしまいます。商習慣上は60回リースなどが一般的であるので、契約後の準備期間を抜き、市が使える期間を60カ月確保しようとするものですとの答弁がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第95号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 伊豆市天城会館条例の一部改正については、当局の補足説明はなく質疑を行いました。

主な質疑として、指定管理が終了し、市の管理がなくなるということですが、今後新たに指定管理先を探して働きかけるのか伺いたいとの質疑に対し、市としては、指定管理をここで一旦切るということで御了解いただいていると思います。その後の展開につきましては、情勢を見ながらということになるかと思えます。今回は、市の直営で施設管理をしていく方向でありますが、地域などから御提案があれば、また皆さんにお諮りして、検討していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、食体験施設というのはどこですか、そして、施設を直営ということだが、市の職員は張りつかないのではないかと思うがどうかとの質疑に対し、食体験施設ですが、A棟の2階、今の展示場の下になります。また、職員の張りつけがあるかどうかということですが、今後、支所等と調整をしていきますが、常駐は考えていません。利用の申し込みがあった段階で運営をしていくという形になると思っておりますとの答弁がありました。

次に、条例を改正して使用料を取るという規定でしたが、例えばエントランスや休憩所に行くと休憩するという場合に5,000円も取られるのかという質疑に対して、エントランスについては、今まで条例の中に使用料の規定はありませんでしたが、利用の状況を見ますと、写真展などをやりたいというような申し込みがあります。当然地元の方が行う展示事業など

は減免の対象になりますが、商業行為などで使用する場合にはお金をいただくということで使用料を規定いたしました。また、休憩所につきましては、天城会館の裏手に40坪くらいの建物があります。現在はほとんど利用されていないのですが、今回、施設全体を見直す中で、使用する場合の料金を全て設定しようということで規定いたしましたとの答弁がありました。

また、夕鶴記念館やミニシアターの入館料、使用料があるが、ここに入っただけでお金を取られるのかという質疑に対し、夕鶴記念館の2階に夕鶴関係の資料を展示してあります。そこに入る場合に入館料をいただいておりますが、料金徴収は観光協会に委託しています。ミニシアターについては、1階に約50席のシアターがあり、今は小規模な朗読会などの利用があります。やはり商業行為で使用した場合には、使用料をいただくべきだと使用料を規定いたしました。なお、地元の利用の方には減免規定の適用がありますとの答弁でした。

以上、質疑の後、反対討論1名、賛成討論2名がありましたが、採決の結果、付託された議案第96号につきましては、挙手多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、議案第91号から議案第96号までの6議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第97号から議案第105号までの9議案について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） ただいま議長から報告を求められましたので、議案第97号から議案第105号までの9議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第97号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、3万円を1万6,000円に引き下げた加算額とは何か、また、なぜ引き下げられたのか、一方で出産育児一時金を引き上げた理由は何かという質疑に対し、加算額とは産科医療補償制度の掛金です。出産時に酸素不足等により重度の障害となった子どもと、その家族の経済的負担に対する補償です。掛金の引き下げは、推計保障対象者の減少や今までの剰余金の活用により、今回健康保険法の施行例が改正され、産科医療補償制度の掛金が見直されたからです。また、出産育児一時金については、国が調査した出産費用の実勢価格、平均41万7,000円を参考に出産費用と産科医療補償制度掛金の総額が42万円になるよう出産育児一時金を引き上げましたとの答弁でした。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第97号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号 伊豆市環境基本条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、現在、伊豆市環境保全条例が制定されているが、伊豆市環境基本条例が制定されるとどう変わるのか、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとあるが、どのように影響してくるのかという質疑に対し、伊豆市環境基本条例を制定することが原因となって現

在の伊豆市環境保全条例と重複する部分が生ずるため、新規制定条例の附則で条例名を伊豆市生活環境保全条例に変更し、重複部分を削除する条例改正を行わせていただくものであります。また、伊豆市環境基本条例は、環境の保全と創造に関する基本理念を定めたもので、市、事業者、市民の責務等を規定しており、具体的には環境基本計画を策定していく中で総合的、中長期的な施策の大綱をつくっていきますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第98号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 伊豆市福祉事務所設置条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

初めに、表面的には父子並びにという文言が入っただけだと見受けられるが、これにより何が変わるのかという質疑に対し、父子に関しては、既に改善され続けてきました。法律の名称が変わっていないので、今回改正するものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第99号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

初めに、この条例を執行することによって何を変えようとしているのかという質疑に対し、この条例は、民間の園に対して負担金を支払う基準を定めているものです。この条例により今の伊豆市の体制を保っていくことにありますとの答弁がありました。

また、今後、認定こども園として民間委託していくためなのかという質疑に対し、民営化を促進するための条例ではありません。認定こども園の設置や運営については、公立、私立とも県の条例で制定していますとの答弁がありました。

また、5条の正当な理由とはどのようなケースが考えられますかという質疑に対し、定員オーバーの場合や医療的に園では預かれない場合などが考えられますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第100号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 伊豆市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、この制度は都市部における対策と考えるが、伊豆市においても対象となる事業所等が出てくるという判断のための条例を制定するのかという質疑に対し、この条例を制定し、すぐに小規模型の保育事業所ができるとは考えていません。この条例は、ゼロ歳から2歳まで、6人から19人までの定員を持つ預かり施設、保育ママ、事業所内保育所、訪問保育の4つについて定められています。今後、保育ママや訪問型保育の必要性は考えられるため制定するものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第101号は、全会一

致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 伊豆市立認定こども園条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、第5条の開園時間について、延長保育など利用者の要望を踏まえた上で時間を定めているのかという質疑に対し、延長保育の要望を踏まえ、実施する方向で定めています。延長保育を実施する場合、国の基準は11時間以上となっており、伊豆市の開園時間は朝7時から夕方6時までですが、夕方6時から6時30分までを延長保育時間としていますとの答弁がありました。

また、今後、ゼロ歳児、休日・夜間の保育なども取り入れていく考えはあるのかという質疑に対し、現在、保育士がなかなか見つからない状況であり、勤務のローテーションにも影響があるため困難と考えます。しかし、平成28年4月1日以降には、天城地区の廃園もあるため職員数を考慮して検討していきますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第102号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 伊豆市学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、伊豆市教育振興審議会において幼稚園の構成員がいなくなるとどうなるのかという質疑に対し、教育委員会が必要と認めるものということで、民間委託も含めてこども園の各園長等をお願いをしていくことになると考えられます。現在も保育園、幼稚園、こども園、学校との連携は、連絡会を開き、市内統一した様式で子供の成長記録をとるなど、綿密に行っていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第103号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 伊豆市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、第7条及び第8条に関しては、規則で定めていくのか、その中で職員の身分保障や賃金についても定めていくのかという質疑に対し、設備の基準や職員については規則で詳細を定めていく予定ですが、この事業は委託をしているので、給料や時間単価について市の規則では定めませんとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第104号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、総合会館の収蔵品は中伊豆歴史民俗資料館に入り切らないのではないかと、また、寄託者に返すと、次に貸していただけないのではないかとという質疑に対し、全ての収

蔵品を中伊豆歴史民俗資料館へ持っていくというわけではありません。別の場所で管理や活用をし、整理した中で管理をしていきます。また、修禅寺の宝物館での展示も考えています。寄託者の方については、現在、年間契約でお借りするという手続をとっておりますので、契約の更新を行いますので、そのまま踏襲すべきと考えておりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第105号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第97号から議案第105号までの9議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対する質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第91号から議案第105号までの15議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第98号について、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第98号 伊豆市環境基本条例の制定について質問させていただきます。

ここでいう環境とは、一体何をあらわしているのか。それと、この改定の目的がよくわからない。旧条例と今度の条例について、どこがどう変わったのかがよくわからないんですけども、改定の目的、それと主たる改定の部分はどういうところにあるのか御説明いただきたい。

○議長（杉山 誠君） ただいまの森良雄議員の質疑に答弁願います。

第2委員会委員長。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） それでは、森議員の御質問にお答えします。

目的という御質問なんです、どこにあるかということですが、議案書の187ページに第98号ということで、るる説明をしております。その中に目的、第1条になりますが、そこをもう一度ごらんになっていただくといいのではないかなと思います。それ以外は、委員会では話し合っておりません。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

以上で質疑を終結いたします。

これより議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正についてまでの15議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第91号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第92号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第93号 伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、

討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第94号 伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第95号 伊豆市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 伊豆市天城会館条例の一部改正について、討論を行います。

賛成討論、9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

議案第96号 伊豆市天城会館条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

この条例は、指定管理者制度による管理運営を終了し、管理者が施設などの使用の制限をすることができる規定を設ける、また、新たにエントランス、多目的ホール及び食体験施設を加え、これらの使用料金を定めることとするものです。観光協会から伊豆市の管理となり、観光的な役割も含めたものから文化的な役割を持つ施設になるということです。

第1条の「生活文化と産業の振興及び地域経済の活性化を図るため」を「市民文化の向上及び地域の活性化を図るため」と改めるもので、新旧対照表の産業の振興と経済の文言がなくなってしまったことは残念ではありますが、一度仕切り直しをし、伊豆市及び文学の郷湯ヶ島地区の発展には必要な施設になるように願い、賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。久しぶりの賛成討論ということでございます。

議案第96号 伊豆市天城会館条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

天城会館条例の前回改正は平成23年7月に行われ、その内容は、指定管理者制度の導入を図るというものでありました。天城会館は、皆様御承知のとおり平成23年10月から伊豆市観光協会が指定管理者となり、以来、展示館等の運営を行ってきたわけでございます。しかし、その実態は、フィガロという民間会社に管理運営をほとんど丸投げし、しかも、観光協会は、その経理内容を明らかにせず、指定管理料がどのように使われてきたのか、議会あるいは市民にとって全くわからない状況であります。そこで、その経理内容を明らかにするよう市民から住民監査請求が出されたわけですが、監査委員は、これを却下したので住民訴訟が起こされ、現在、裁判が進行中であります。

なぜ天城会館が指定管理者制度を取り入れたのか、それには、これは後づけということになりますけれども、伊豆市観光協会が天城会館の指定管理者となるための提案要綱が示されており、これは市が認めたもので、市がこの考えであるということは当然であります。そのことについて今から申し上げます。

それによると、天城会館の施設管理の基本的考え方として、天城地区の現状について、その提案要綱では次のように分析をしております。

1つ目として、天城地区は観光吸引力の衰弱による宿泊客、日帰り客が減少している、2つ目として、観光産業、商業の不振により雇用創出力が衰退している、3番目として、生産人口の流失と高齢化の進行による居住人口が減少している、4番目、地域の持つ可能性の縮小、将来像の不安、このようなことが天城地区には起こっているということを分析しているわけです。その天城地区へのただいま言った現状への対策として、新たな観光拠点の形成による交流人口の創出を図らなければならないとして、どういうことをするか。

1番目として、よそにない独自のテーマ、内容を観光客に提供する拠点形成を行うことにより、訪れる価値のある観光目的地としての位置づけを獲得する。これが1番目。2番目、続いて新たな観光拠点の形成を契機として、井上靖ゆかりの地域資源や旧天城営林署施設等、地域の既存観光資源の発掘、活用へつなげるとともに、相互の連動を実現し、地域の回遊性を創出することにより観光と連動した商業の活性化を目指す、こういつているわけです。

それで、こういうことを達成するために天城ミュージアムを管理、運営するんだと観光協会が言っているわけです。ということは、これを市も認めているわけなんですね。こういうことをやってくださいよということで認めているわけです。

いいことづくめの提案、玉虫色の提案がずらりと並べてあったわけですがけれども、さっき言った何々をやる、観光客に提供する拠点形成を行う、あるいは回遊性を重視して既存観光資源の発掘、活用につなげると、そういうことが何が実現したのか、何も実現していないじゃないですか。私が先ほど言ったことは、実現しないどころか、何も取りかかってさえもない。やろうともしないことを書いてあるわけです。やってきていないんですよ。それで莫大な指定管理料は何のために使われたのか、どのような成果があったのか、全くわからない。

市当局はこのように中途半端のまま、成果も何も出ないまま天城会館の指定管理者制度をやめようとしているわけですが、これはとりもなおさず、市当局は指定管理者制度が失敗したと認めていることなんですよね、市長さん。

平成23年度から26年度までの天城会館指定管理料、合計7,675万6,000円、これまだ払っていないやつもありますけれども、恐らく払われるでしょう、平成26年度は終わっておりませんから払っていないやつもありますけれども、合計7,675万6,000円は、伊豆市民から見ればどぶにうちちゃっているようなものじゃありませんか。その天城会館の指定管理料等について、今裁判で審理中ということなので、いずれその責任の所在が明らかになってくると思います。

私は、この天城会館の指定管理者制度については非常に問題があると前から言ってきているところではありますが、ここで今出てきた指定管理者制度を廃止するという、この条例改正は、むしろ遅きに失した感がありますが、とにかく市民の税金が無駄に使われなくなったという意味で、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

議案第96号 伊豆市天城会館条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第97号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 伊豆市環境基本条例の制定について、討論を行います。

賛成討論、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

私も、たまには賛成討論をさせていただきたいと思います。

先ほどの質問で行いましたけれども、環境とは何ぞやと、そういう考えは全然議論されていないんですね。それで目的はと、ここで第1条に書いてあることぐらいは私も承知してい

るんですよ。書いてあります。目的があつて、定義があつて、それで基本理念もある。私はこれをぜひ実行してもらいたい。私は伊豆市の環境の劣化について危惧しているんですよ。

にやにやしているところじゃない、小説読んでいるあれじゃないですよ。議長、何を讀んでるかわかっていますか。とんでもない。ああいうの注意してください。

私は、伊豆市の最大の欠陥は緊張感がないということなんですね。緊張感がないから、現状分析が全くできていない。現状分析ができない限り伊豆市の進化はありませんよ。しっかりと分析して、問題点を洗い出して、それから、どうするかというのができてくるはずですよ。

環境問題しかりです。山の緑をどう守るか、大体この環境というのは、定義が大切なんですよ。何だって環境問題に結びつけられちゃう。自然環境だって、ここには載っていないでしょうが、住宅環境がとうなんだ、福祉環境はどうなんだ、環境問題、何でもいわゆる網羅しちゃうんです。しかし、ここでは自然環境を大切にしたいということが主目的だと思います。伊豆市の環境を住みよい環境にしたい、ぜひそういうふう到我々は邁進しなければならない。

この後の建設計画でも言いますけれども、伊豆市は、もう瀬戸際に立っているんですよ。皆さん、認識していますか。私は、まず自然環境の保護、育成から、森林環境しかりです。ぜひそういう観点で、この条例の目的、理念に沿って、伊豆市の環境をよりよくしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

議案第98号 伊豆市環境基本条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 伊豆市福祉事務所設置条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第99号 伊豆市福祉事務所設置条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の制定について、討論、採決を行います。

議案第100号について討論を行います。

賛成討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 木村建一です。

議案第100号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成討論を行います。

この条例は、少子化対策を施策の重点としている伊豆市として、子ども・子育て支援法に基づいて、子育て環境をどうするのかということで具体化されたものだというふうに認識しております。そして、今回提案されている条例の中身については、自治体の判断によって、ある意味では他の自治体と比べて差がつくという、自治体の裁量権が一定設けられております。条例全て事細かなところで理念とか、それから、委員長から報告がありましたように民間等とも含めたどういう施設をやっていくのかということが主なんですが、幾つか注文しながら賛成討論をしていきます。

子ども・子育て支援制度によって児童福祉法が改定されて、児童福祉法第24条の1項の保育所と24条2項の認定こども園、地域型保育というのことができました。このことが新制度の一番の特徴であります。そして、討論の中心点は、自治体の裁量ででき得る範囲が大きくなるであろうと推測する小規模保育、家庭的保育などの地域型保育について討論に参加しますが、これは24条の2項により、自治体は必要な保育を確保するための措置を行うということになります。すなわち保育しなければならないという行政処分の必要性は、法律上はなくなります。しかしながら、議会での議論を通じて市当局の政治姿勢は、子供が保育を必要とする場合、市の責任において保育するという立場であることがわかりました。

地域型保育事業の保育の担い手について、国の基準で、ほとんどの事業で保育資格を必要とせず研修のみでよいとなっております。しかし、伊豆市は保育士資格者を限とすることを私はそういう意味で求めたい。国が示した従うべき基準と参酌すべき基準に分類されているわけですが、参酌すべき基準、市町村が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準を活用する、このことをぜひとも求めたいと思います。

地域型保育事業を具体化するに当たって、施設の規模や保育料などにおいて認可保育所の基準を基本的に下回らないこと、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないとうたっている児童福祉法が、さまざまな保育事業の中で反映されることを求めて、賛成討論いたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

議案第100号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 伊豆市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第101号 伊豆市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 伊豆市立認定こども園条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第102号 伊豆市立認定こども園条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 伊豆市立学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第103号 伊豆市立学校設置条例及び伊豆市保育所条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 伊豆市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論、採決を行います。

議案第104号について、討論を行います。

賛成討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 議案第104号 伊豆市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成討論を行います。

学童保育は、97年に法制化され、児童福祉事業として位置づけられていましたが、施設や職員配置などの最低基準がありませんでした。児童福祉法の改正に伴い、学童保育の設備及び運営に関する条例化が市町村に義務づけられました。新制度を受けての条例の内容は、学童保育の目的を明確にしていること、子供の保育を受ける権利と自治体の責任を明確にしていること、施設を必要としていることを挙げているなどが条例の中にあります。

施設や職員配置など国が示した最低基準に基づくものの中に、1人当たりの面積を1.65平方メートルとしております。委員会でもお話ししましたが、この1.65平方メートルというのは、国基準によりますと、これは幼児と同じ面積であります。大きくなっている子供なのに同じ面積、畳約1畳分の面積が、これが施設の基準だということなのですが、国基準は幼児と同じ面積という、このことについては見直すべきだし、要求すべきだし、と同時に、早期に今、市として対策が求められているのは、伊豆市の学童保育の実態は、この1.65平方メートルにほど遠い学童保育があるということでありまして。

もう一つ、賛成するに当たって改善のために要求いたします。

先ほどの委員長報告の中で、この学童保育は委託をしているから職員の身分保障なんかや給料は市のほうとして決められないということだったんですが、冒頭お話ししましたように、これは自治体としてしっかりと責任を持って学童保育をやりなさいということです。たまたまそれを委託するかしないかというだけでありますから、もう一つのそういう意味での要求は、学童保育に従事する者、放課後児童支援員ということでは呼ばれるようになりまして、これは、ことし4月30日に新しい省令として、この放課後児童支援員はどういうふうな資格を持つべきなのかということがうたわれました。

保育資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、小、中、高校の教諭資格を有する者と、こういうふうな省令が出されましたが、でも現場では、全てが全てこの、いわゆる知識を持っている方、資格を持っている方全てが配置できませんと、実情に合わないということも要求されて、今は資格については、従事する者については保育士資格に準ずるといふ、そういうふうな規定しております。誰でもいいということではないんですね。そここのところをしっかりと押さえながら、委託先についてもそれなりの指導、それから、それなりの私は給与は考え直すべきだといふふうに思います。

と同時に、今の学童保育の指導員はパートと呼ばれます。雇用期間の定めのない雇用とすることが私は必要だと思います。そうしないから、なかなか学童保育の指導員も集まらないといふところも十分加味していただいて、単なる人件費だけで、この制度をいわゆる指導員

の方々の基本をそこに置くべきではないと、子供たちへの成長という立場から、もう一度市にできることは最大限見直していただいて、子供たちが放課後、安心して過ごせるような環境を前向きに捉えていただきたいというふうに要求しながら、賛成をいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

議案第104号 伊豆市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼の休憩といたします。

再開を午後1時とします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時58分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ開議を再開します。

次に、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について、討論、採決を行います。

議案第105号について討論を行います。

先に、反対討論を行います。

14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第105号について、反対討論をさせていただきます。

大分ヒットラー問題で議論されたようですけれども、ヒットラーもいいことやっているんですよ。ドイツの……

○議長（杉山 誠君） その発言はおやめください。

○14番（森 良雄君） ヒットラー発言をしなければ先に進めないじゃない。ヒットラーはなぜ総統までいったか。彼はドイツの国民が失業で困っているときに失業対策をやったんですね。

○議長（杉山 誠君） 森議員。

○14番（森 良雄君） 何だよ、人が演説しているときに妨害するなよ。

○議長（杉山 誠君） その発言は先ほど……

○14番（森 良雄君） ヒットラーもよいことをしているんだということを僕は言うんだよ。

菊地豊君の大好きなアウトバーン、彼は失業救済のために、金に糸目をつけずにあの道路をつくり出したんですね。そういういいこともやっているんですよ。それは当然戦争です。極悪非道なこともやっているんです。だから戦争はやっちゃいけないんです。

いいですか。この105号、この条例は何ですか。要はあそこに伊豆市のお宝、横山大観だの、大作なんでしょうね、僕はあれ上手だと思わんけれども、大作なんでしょう。そこで笑っている2人いるけれども、見たことあるのかな。僕は毎年一、二回見にいっているんです。その大作の展示場がなくなるんです。菊地豊君、僕はことしバチカン、それからパリのルーヴル、それから故宮、台湾まで行かなかったけれども、上野で白菜を見にいって。来年はプラザ美術館、ぜひ見たいと思っています。

世界の観光地は、やはり美術品、美術館、芸術品を見せ物にしているんですよ。見せ物というよりも売り物にしている。わかりますか、市長。ところが、この条例は伊豆市のお宝、市民の誇るお宝を展示するところをなくしちゃおうという条例ではありませんか。ヒットラーがどうのこうのじゃないんです。

先ほども言ったように、戦時中なんですからね。略奪じゃないんですよ。堂々と、ドイツの正規軍がベルリンに持って帰ろうとしただけなんです。木村君、笑うんじゃないよ。わからないんだね、君にはね。木村議員は笑っていますけれども、伊豆市のお宝をどこかへ持っていこうと、放浪の旅に出そうとしているんですよ。それを笑っている議員もいらっしゃるけれども。

私は、戦時中、ヒットラーがルーヴルから美術品を運び出そう、フランス政府はなくなっちゃっているんですから、美術品を管理する人がいなくなっちゃったんですよ。それを彼は管理しようとしたんだと思いますよ。要は、彼は美術品を愛していたんだ。

私は、きょうここまでこの展示場がなくなったときに、どこへしまっておくのか見せてくれと、再三言ったつもりだけれども、きょうまでとうとう見せてもらえない。菊地豊君は、平塚の職員は褒めていたと、よく管理していると言っていたというんですけれども、僕はまともな学芸員だったら、これからどこへしまおうか、僕は薄々はわかるけれども、穴蔵みたいなところへしまっ、よく管理されていますねとは言わないね。こういうのを何て言うか。まともな学芸員だったら、けなすことはできない。言葉で言えば、やゆされているんじゃないかなと僕は思いますよ。

芸術品は展示場によっても見方が変わるんです。故宮で、あそこで有名な白菜の工芸品というんですか、展示物があります。それをこの間、上野で見ました。やはり全然違うんですね。上野で見ると、単なる小さな白菜にすぎない。やはり美術品というのは、特に絵画の場合は、よく言われるのは額によって絵の価値も変わってくるんですね。それと同じなんです。穴蔵におさめておいたんじゃ絵の価値はなくなります。

我が町ではヒットラーが略奪して、ルーヴルのものをベルリンに運んだんだとおっしゃっ

ていますけれどもね。国際法では、国有財産のいわゆる接収については略奪とは言わないと思いますよ。ヒットラー問題があったから、旧ドイツの問題があったから、私たちは太平洋戦争で負けても賠償という責任は大幅に緩和されております。これは、やはりドイツ国民の第1次世界大戦の敗戦があったからです。

略奪と言うんだったら、この間トルコに行っているいろいろ見せてもらったんだけど、トルコのガソリンは高いんですね。リッター200円超えているんですよ。なぜかと、これは第1次世界大戦の敗戦国としての責任を負わされているんですね。我々は幸せです。

いわゆる欧米では、美術品は戦利品になるような価値があるんですね。早い話が、ナポレオンがエジプトに行ったときの、あれは何て言ったか、ロゼッタストーンですか、これはフランスだ、イギリスだと取りっこやっているんですね。これがお宝の定めかもしれません。残念ながら、我がまちは穴蔵へしまっちゃうと。穴蔵と言われるのが嫌だったら、早く見せてくださいね、教育長。私はもう幾日待っているんですか。見せられない理由があるわけじゃないんだな、平塚市の人にも見せているんでしょう、市長。

ヒットラー、ヒットラーと言って申しわけないですけどね。皆さんヒットラーが嫌いと言うから言っているだけで、私もヒットラーは好きじゃないです。でも、彼は美術品の価値を知っていたということです。残念ながら私は美術品を、伊豆市のお宝を、やはり散逸の危機から、あっちへ貸した、こっちへ貸したとやっていけば、どこかへ行って傷もつくだろし、なくなる可能性もある。

○議長（杉山 誠君） 森議員、先ほどから注意を命じて勧告してきましたヒットラーとの比較、またされましたけれども、この発言を撤回してください。

○14番（森 良雄君） 撤回なんかしませんよ。ヒットラーはお宝を大切にしていると言っているだけです。伊豆市は、その伊豆市の大切なお宝をあっちやったりこっちやったり……

○議長（杉山 誠君） もう一度お願いします。撤回してください。

○14番（森 良雄君） 撤回なんかしませんよ。何ですか、ヒットラーが悪いんですか。アウトバーンをごらんください。あれは建築基準なんて無視したつくり方しているんですよ。菊地豊さん。わかりますか。ヒットラーについてどうこう言っているんですよ。森島さん。

○議長（杉山 誠君） 森議員、先ほど注意をいたしましたけれども、議長の議事進行、これを妨害しておりますし、議会運営の……

よって、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで発言を禁止いたします。

自席にお戻りください。

次に、賛成討論を行います。

3番、小長谷朗夫議員。

〔3番 小長谷朗夫君登壇〕

○3番（小長谷朗夫君） 何か興奮さめやらずで大変やりにくいんですけども、3番、小長

谷朗夫です。

議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどの委員長報告の中で可決すべきということで報告をいたしましたけれども、それは委員会の要するに総意であって、私がここへ出てきても何のおかしいことはないと思うんですが、やらせていただきます。

それでは、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、郷土資料館に平成20年度から平成22年度まで3カ年勤めさせていただきました。そこでの経験からの実感と今回提案された条例の内容及び教育委員会の説明をあわせながら討論させていただきます。

議員の皆さんは、郷土資料館の役割、機能については百も承知だと思います。あえて総括して言えば、伊豆市における公民館、図書館などと同様、社会教育施設として生涯学習推進のための重要な拠点であることは御理解いただいていることと思います。したがって、市民の皆さんはもちろんこと、市外、県外からの観光客等、多くの方々に利用していただくことは資料館の望むところであります。また、役割でもあります。

そこで、今回は幾つか賛成の視点があるわけですが、入館者ということに視点を当てて討論します。

ここ20年間の来客数を見ると、その責に対応できない数で推移してきました。これは非常に残念なことですが、推移してきました。そこで、議員の皆さんは1年間にどのくらいの来館者があるのか御存じの方いらっしゃいますでしょうか。

平成6年から昨年度、要するに今年度はまだ集計中ですので、平成25年までの20年間の平均来客数は、詳しく言えば3,217人、1年間に3,217人なんです。この数字は、開館日日数等を考慮して考えると、1日に10人いくかいかないかなんです。ときにはゼロという日も、1年間を通しますと結構あることを覚えております。さらに言えば、平成9年度の5,660人がマックスで、平成10年度に至っては、わずか1,592人というありさまでした。

では、何が原因なのか、いろいろ考えられます。過去、歴代の館長が共通して言ってきたこと、また、指摘してきたことは、資料館の設置場所を指摘してきました。総合会館の1階部分になるわけですが、実際は階段をおりていくという地下になるイメージなんです。あそこの施設は。来館者の弁をかりれば、1点目、どこにあるかわからない、これはもう施設の設置場所がそうですから仕方ないわけですが、どこにあるかわからない。しかも、急な階段であり、梅雨時、きょうのように雨降りのときは、あの急な階段が異様に湿り、本当に危険な状態になります。しかもエレベーターもなく、障害者の方には大変入館しにくい施設です。

前々から関係者の間では、これは行政を抜いた関係者ということで押さえていただきたいと思っております。現在の場所からどこか別の場所にという話題はありました。それで今回、事業

の拠点を修善寺郷土資料館の後釜という提案と、郷土資料館を何とかしなければならないという課題がマッチした条例だと私は素直に考えます。

現在の展示物、所蔵品及び日本画については、大部分は、先ほど報告しましたように、行政の答弁にあったわけですが、中伊豆歴史民俗資料館を新たにリニューアルする伊豆市資料館へ持っていくこと、それから、現在収蔵している修善寺の限定して温泉場に関係した資料については、お寺、修禅寺の宝物殿への検討も考えている。それから、日本画については、通常の保管は最も環境のよい収蔵庫での保管、これは過去、修善寺町が寄贈を受けて、伊豆市になって、それで現在まで何の事故もなく、空調のきいた、すなわち日本画を当然管理しなければならない環境の中で保管がされております。ただ、資料館がなくなるということに関しては、これを皆さんのお目にかけるということがなかなか難しいことは私もわかります。

ですから、当局の説明にもあったように関係美術館への貸し出し、これはむやみに貸し出すということじゃないんですね。今もうこれだけのお宝ですので、細心の注意を注いで貸し出していくわけです。そして、契約のもとに貸し出していくわけです。並びに将来を見据えた伊豆市美術館構想なども、教育委員会の説明にはあったと思います。これは納得のいくものだと私は考えております。

今回の条例は、伊豆市資料館として伊豆市全体をカバーするものでございます。行き詰まっていた郷土資料館の再生と今後、伊豆市はもちろんのこと伊豆半島全域にあらゆる面で影響を与えるジオの拠点に大いに期待して、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について、賛成するところでございます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、反対討論を行います。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について反対討論を行います。

本条例案は、伊豆半島ジオパークの中央拠点なるものをつくるため、修善寺郷土資料館を無理やり廃止するものであります。同資料館は、昭和56年1月に現在地に開館し、以来三十数年間にわたり修善寺町、そして伊豆市の文化財、郷土資料の収集や調査研究を行い、また、児童・生徒への学習や一般市民、観光客に文化財、郷土資料の展示を行い、伊豆市の教育文化の発展に大きな役割を果たしてきました。

そして、地方の郷土資料館等ではめったにお目にかかれない横山大観、安田靉彦ほかの近代日本画の巨匠の作品百十数点を所蔵し、折に触れ特別展を催し、市民、観光客の観覧に供してきたことは伊豆市の誇りであります。修善寺郷土資料館は伊豆市にとって、まさにかげがえのない文化教育施設であります。

そこで、今般廃止するという条例案が出てきたわけではありますが、伊豆市修善寺郷土資料

館に収蔵されている膨大な郷土資料や貴重な文化財、美術品はどこへいってしまうのか。恐らくは散り散りばらばらになってしまい、市民の大きな損失になることは間違いありません。

市長、ジオパークのためにそんな無鉄砲なことをしていいんですか。市長は、新しい美術館建設を検討しているなどと言っておりますが、先ほどの賛成討論では、そのような話が出ましたが、どこへ建設する、いつまでにつくるという話は、ついぞ聞いたことがありません。ものの順序として、こういう美術館をつくったから郷土資料館はそちらへ移るから、だからこれをジオパークに使うという、そういうことだったら話はわかるんですけども、美術品、郷土資料の行き先もわからない、何が何だかわからない、これから学芸員もいるんだか職員もいるんだかわからない、そういうことをしていいんですか。新しい美術館建設などと言ったって、まるで夢物語でありますね。そんな絵空事は、いいかげんにしてもらいたい。

近隣自治体もうらやむ立派な文化教育施設も、議論の一つもせずになぜこう簡単に廃止してしまうのか、到底理解ができない。第2委員会では、そういう議論があったんですけども、根本的な、なぜ郷土資料館を廃止するのか、そういう議論がなされたとはまだ聞いておりませんね。

先ほど賛成討論では、入館者が少ないというようなことをおっしゃっていましたが、では中伊豆の民俗資料館は入館者がそんなに多いんですか。修善寺の郷土資料館と比べて何倍あるんですか。私もこの前行ってきましたが、ゼロだったですね。ほとんどお客さんはないところですね。それに、中伊豆郷土資料館で受け入れなんていうことは不可能だと、館長さんは言っておりましたですね。そういうことで、何の準備もなされていず、この郷土資料、文化財を先ほど森議員は放浪の旅と言いましたが、まさに本当に放浪の旅に出なければならぬんですよ。そのうちにどこかに行ってなくなっちゃうんですよ。

それで、当局側の説明では、私が質問したときに、なぜやめるんですかと、修善寺の郷土資料館やめるんですかと言ったら、ことしの夏にやった伊豆半島ジオパークの会議で決定したと、そんな言いぐさですよ。何も伊豆市のことは、考えていない。ジオパークの人はそれはそういう施設ができればいいに決まっていますけれども、それに対して、市長はそれで賛成したんですか。もっとも私は市長が誘導してそういうことにしたと思っているんですけどもね。全くどう考えてもわからないですね。市長は、カナダのジオパーク大会へ行って、世界のジオパークが非常に気に入ったようですが、郷土の伝統文化を、もうぜひないがしろにしないで守っていただきたいと思えますね。

それで最後に申し上げますけれども、先ほど来、森議員のヒットラー発言があつて問題だということになっておりますが、私はヒットラーの発言はしません。そのかわり違うことを言いますけれどもね。

今から何年前ですか、十何年前ですか、アフガニスタンにバーミヤンという仏教の石仏群があったわけです。

○議長（杉山 誠君） 西島議員、議案とかけ離れておりますけれども。

○10番（西島信也君） 例を言っているんです。バーミヤンというところに大仏があったんです。石仏、物すごく大きな大仏があった。それをイスラム過激派のタリバンという組織が爆破しちゃったんですね。私は、まさにこの修善寺の郷土資料館をなくすと、廃止するということは、まさにタリバンのその行為そのものじゃないかと、匹敵する行為であると思っております。

以上、私は修善寺郷土資料館を廃止する本条例案に反対し、討論を終わります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

議案第105号 伊豆市資料館条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第23、議案第106号 伊豆市建設計画の変更についてを議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第106号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

ただいま議長から報告を求められました議案第106号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第106号 伊豆市建設計画の変更については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、建設計画の人口について、「人口減少傾向を緩やかなものとし」と変更するということだが、6年後に2万9,870人になるという予測は、1年間で500人、6年間で3,000人減るだろうという予測であり、誰が見ても緩やかとは思えない。表現を見直したほうがよいのではないかという質疑に対し、平成7年から平成22年の人口移動をもとに推計すると、少子高齢化の影響や若年層の転出等により人口は今後も減少することが予測される。しかし、合併後の社会基盤整備や新産業育成などの施策によりということを受けて、人口減少を緩やかなものにするという意味合いで使っておりますので御理解をお願いしたい。また、推計人口につきましては、国の関係機関や県の推測する水準を無視して伊豆市独自の推計はできませんので、その数字を参考にしていますとの答弁がありました。

質疑の後、反対討論が1名、賛成討論が1名ありましたが、採決の結果、付託されました議案第106号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第106号につきまして委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中にただいまの委員長の報告に対する質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第106号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第106号について、討論、採決を行います。

議案第106号について討論を行います。

先に反対討論を行います。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第106号 伊豆市建設計画の変更について反対討論を行います。

私の伊豆市建設計画の変更について、市長の考えと異なる点はただ1点、これは市長が出した議案ですから、市長の考えと違うところがただ一つ、人口減少問題についてであります。なぜ、あえてこの建設計画に反対するかというと、人口減少問題は、この伊豆市建設計画の根幹にかかわることであり、伊豆市の将来に重大な影響を与えるものであるからであります。合併から10年、平成16年から現在の平成26年まで、実際の伊豆市の人口は約5,000人減少しております。3万8,000人が3万3,000人に、約5,000人減少しているわけです。その合併前の人口推計は、合併するときが3万8,000人、しかし10年後も3万8,200人だよという推計をそのときは出しているわけなんです。したがって、人口減少傾向に歯止めをかけたという表現は、現実、今になってみれば5,000人減っているんですけども、そのときの表現の仕方としては妥当であると思われるわけです。減らないという推計だったですから。

しかしながら、今回の変更は、今現在3万3,000人の人口を6年後の平成32年には2万9,870人と見込んでいるわけです。6年間で3,000人も減少するにもかかわらず、人口減少傾向を緩やかなものとしとするには、余りに現実を無視しているんじゃないですか。1年で500人ずつ減って、6年間で3,000人減るといふんですよ。この調子で500人ずつ減っていつ

たら、60年後に伊豆市は人口ゼロになっちゃうんですよ。有効な施策を打たない限り、伊豆市の人口はこれからもどんどん減少を続け、今言いましたけれども、何十年か後には消滅してしまうかもしれない。

実際、増田寛也さんという元総務大臣が本を出しておりますが、その中で「地方消滅」という題の本ですけども、静岡県の中で全部で35市町があるんですけども、伊豆市は上から5番目に消滅する度合いが高いとなっているわけなんです。そういう本を出しているんです。これは架空の話ではなくて、その危険性は、もう刻一刻と迫ってきているわけなんです。

したがって、今まで打ってきた手は何ら有効な施策とは言えないわけですよ。市長は何年か前に、政策の全てを人口減少問題に投入するなんて、そういう施策を打っていたんだけど、何も人口減少はとまっていなかったじゃないですか、かえって加速していますよ。

もとに戻りますが、それで伊豆市の人口減少傾向は緩やかなものとし、なんてトップが言っているようでは、危機感は全く感じられない、のんきとしか言いようがない。こんなことでは先が思いやられるということで、反対討論といたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論を行います。

1番、永岡康司議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

議案第106号 伊豆市建設計画の変更について、賛成討論を行います。

伊豆市建設計画の本文中の「平成16年度から平成26年度までの11カ年の計画とする。」を「平成16年度から平成31年度までの16カ年の計画とする。」に変更するものであり、計画の変更は、より現実に沿ったものと考えます。

人口指標の見直しについて、「平成7年から12年の人口移動をもとに推計」を「平成7年から22年の人口移動をもとに推計」に、「人口減少傾向に歯止めをかけ」を「人口減少傾向を緩やかなものとし」に、「平成27年における総人口は38,200人と見込む。」を「平成32年における総人口は29,870人と見込む。」に変更するは、より長期的な視野に立った現実的な変更であり、人口減少も今後、緩やかな現象になるように努力するものであり、何ら問題ないと思います。

よって、私の賛成討論といたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村です。

議案第106号 伊豆市建設計画の変更について、反対討論を行います。

主たる提案理由は、市町村の合併の特例に関する法律、その延長に基づいてということ

ですから、計画そのものをつくることについては当然のことだと私は思っています。

主たる問題、反対理由は一番最後に述べますが、今、人口推計の問題が出ました。私も調査いたしました。社会保障・人口問題研究所の伊豆市の将来人口推計について、伊豆市の社会状況がこのまま続くなれば、2040年には人口が2万人台になるということが国立社会保障・人口問題研究所、これ以降は社人研と言いますが、そのデータ、推計値をさらに踏まえて静岡県が人口推計ソフトを用いて算出した数字が、今言った2040年には2万810人になるということですが、今回提案されている一つは、人口がどのように推移するのかというところで、いろいろと私なりに分析しました。

2020年に2万9,870人という提案の中身であります。社人研推計では、これが2万9,660人と細かく出ているわけですが、人口減少は続くけれども、いわゆる社人研の推計よりも今回提案されているのが、減るんだが210人多いという計画であります。

それからもう一つの大事な視点というのは、少子化で本当に深刻です。本当に考え直さなければならぬというふうに思うんですが、これの推計、細かくは出ていなくて、ゼロ歳から14歳までの子供の数というのが出ましたが、この予測、今回提案されている計画では2,780人です。同年の社人研の推計を見ますと2,486人、この社人研というのは、いろいろと調べましたが、静岡が推計値を出したところには、残念ながら行き着きませんでしたので、国のほうで出した社人研のデータです。若干の狂いが当然、総人口の割合の中で狂いがあるんですけれども、今回提案されているのは、繰り返しになりますが、プラスと、約二百四十数人ということですが、ではこれを本当にとめることはできるのかと、可能性はあるのかと考えたときに、やはり私は日本の状況はどうなっているのかと、伊豆市だけストップさせてやれるということは、相当困難性があるなと思っています。

この人口減少問題というのは世界の問題ではなくて、世界的な流れではなくて、本当に特異です。先進国、よく言われるOECD加盟国34の国がありますが、この大半の国が人口増加するであるという、そういうOECDの推計なんです。日本はどうかと、減るであろうといった中で、これが人口が減るであろうというのが9カ国あるんですが、その中で減少するトップに、この日本が挙げられておる。だから、世界から見れば日本は特異な国、その中に伊豆市があるという認識を私は持つ必要がある。

したがって、人口減少に歯どめをかけるとしましたが、そう簡単には、私も歯どめはかからないだろうと。ただ、今言った人口減少を緩やかにという表現が適切なのかどうかわかりませんが、ストップするという事は、相当大変さが伴う。ましてや現実的ではないということでもあります。

さて、では今回提案されている平成31年の人口をどう見るのかということは、また緩やかにと言っているから、そういう意味では緩やかに少し人口推計の静岡県が出したよりも、両方とも少しはプラスしているのかなという見方を私はしましたが、肝心かなめのところ、討論に入ります。

人口が減るとということは地域の力がなくなるということに私はつながると思うんです。そういうことでは深刻であります。そのことを考慮しながらも、今回の計画で私は指摘をして、変更を求めたいというのが自主財源である市民税であります。人口減少によって、質疑の中で当局の考え方は一部わかりましたが、いわゆるこういう話でした。市民税が減ると予測するのは、人口減によって住民税が、多分家がなくなるということでしょうね。固定資産税が減る要因ということで言いました。そういう減る要因はあるでしょう。

一方、私はこここのところを本当に大事にして、真剣になってやはり取り組む必要があると思うのは、市長が雇用の創出、所得の向上、定住の促進の三本柱を掲げました。また、伊豆縦貫道の月ヶ瀬インター完成による地域おこしのことも述べております。人口減による住民税が減るが、自主財源である住民税が減るという計画でいいのかなと私は思っているんです。

平成26年度43億8,200万円が平成27年度43億円になり、8,200万円減る、それが将来ですらかなかなかわかりませんが、これが平成30年度まで続いて、平成31年度になると、またこれから5,000万円減ると。そうすると、今市長がずっと述べられていた三本柱のこと、また伊豆縦貫道の月ヶ瀬インター完成による地域おこしのことも述べてあるわけですから、このことを考えると、私は観光や林業を初めとした伊豆市ならではの産業おこしをどうするのかと、本当に考えて自主財源をどうしようか、ふやしていこうか、そのバロメーターの重要な要素の一つ、地域おこしの重要なバロメーターの一つが私は住民税だと思っています。

それからもう一つ、子育てしやすい環境という意味でどうつくるのか、このことも重要な課題だと、私は伊豆市にとって、近隣の自治体にとっても大事な課題だと思うんですが、ひとつ考えなくてはならないのは、子供を産む産まないはそれぞれの個人の問題ですよ。産みたくないという家庭もあるかもしれない、1人でいいとか2人でいいよとかという問題、だから個人の問題なんだから、余り数値がひとり歩きすると、逆に言うとプレッシャーになっちゃう。行政からの押しつけ的になるんだから、そうじゃなくて結果として若者が住みたくなくて子供がふえたねと、そういう施策が本当に私は今求められていると思います。結果です。子供をどうふやすのか。

だから、本当にそういう意味で元気な伊豆市をつくっていくのかという立場に立って、とりわけ自主財源をどうするのか、いわゆる地域おこしをどうするのかというところで、私はマイナスではなくて現状維持ないし将来に向かってどうやってふやしていくのかという立場が、本当に私は今回のこの計画の中で必要じゃないかなと、残念ながらそこは減っているということは、すごく私は危惧しております。そのところをぜひとも見直していただきたいと。

ただ単に私はだめだだめじゃなくて、きょうは大枠ですからね、さまざまな提案が、市長もやられたわけですから、それをいかに実効にしていけるのか、どうすればいいのかということをも自分なりの考え方を述べさせていただきました。ぜひとも市当局、市長を中心にして自主財源向上のための計画の見直しを求めて、反対討論を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

議案第106号 伊豆市建設計画の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第24、議案第107号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第107号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

[第1委員会委員長 山下尚之君登壇]

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第107号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第107号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任については、補足説明、質疑、討論ともになく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第107号について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中にただいまの委員長の報告に対する質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時52分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第107号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第107号について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第107号 伊豆市田沢財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第25、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）を議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議案第108号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

[第1委員会委員長 山下尚之君登壇]

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第108号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）は、補足説明、質疑はなく、反対討論が1名、賛成討論が1名ありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第108号について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中にただいまの委員長の報告に対する質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時54分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第108号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第108号について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第26、請願第2号 行政書士法違反書類の伊豆市各機関への提出排除に関する請願を議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

請願第2号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました請願第2号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

請願第2号 行政書士法違反書類の伊豆市各機関への提出排除に関する請願は、紹介議員である山田元康議員に本請願の趣旨について説明を求め、その後、質疑を行いました。

主な質疑として、行政書士という職があるのは聞いているが、どのような仕事をしているのかとの質疑に対し、項目的には多くのことを扱っているようです。例えば建設業協会の民地間の立会査定や飲食店の許可申請、産業廃棄物の許可申請などの業務を行っているようですとの説明がありました。

また、これは市に対する請願ということか、そして、窓口に来た申請人に対し行政書士であるか確認をし、そうでなければ受け付けしないということかとの質疑に対し、この請願は平成4年に県で採択され、各市町に伝えられました。現在、伊豆市役所の窓口にも看板を設置してありますが、ないところもあります。平成4年から20年以上もたっていますので、徹底されていない部署もあるようです。資格のない人に依頼して手続ができなかったなど、市民からの苦情もありますので、行政の窓口において本人確認、また行政書士を確認していただきたいという趣旨ですとの説明がありました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、付託されました請願第2号につきましては、4分の3以上の賛成多数で採択すべきものと決しました。

なお、請願第2号につきましては、会議規則137条及び議会運営規程8項5号の規定に基づき、市長その他の関係機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することといたしました。

以上、請願第2号について委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中にただいまの委員長の報告に対する質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより請願第2号について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

請願第2号 行政書士法違反書類の伊豆市各機関への提出排除に関する請願についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

◎日程の追加

○議長（杉山 誠君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、3議案について、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、3議案を日程に追加することに決定しました。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（杉山 誠君） 追加日程第1、報告第15号 専決処分の報告について（温泉使用料請求事件に関する和解について）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第15号について提案理由を申し上げます。

本件は、平成26年3月議会で報告しました温泉使用料請求事件に関する和解について、本年11月26日に専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定において報告するものです。

詳細について、総務部長より説明させます。

○議長（杉山 誠君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第15号の補足説明をさせていただきます。

先ほど市長が申しましたとおり、温泉使用料請求事件につきましては、被告との和解の可否について検討してまいりました。原告であります伊豆市としては、被告が所有しておりました3升分の温泉受給権、これの無償返納をまず前提として被告と交渉してきました。その結果、被告から9月に、その3升分の温泉受給権が伊豆市に無償返納されましたので、和解内容について協議してまいりました。その協議の結果、11月26日に和解内容が固まり、専決処分をいたし、同日付で和解が成立したものでございます。

また、和解の内容でございますが、追加議案書の3ページの専決処分書をごらんいただきたいと思えます。

そちら専決処分書の下での和解の要旨というところで、5項目の和解項目がございます。まず、1項としまして、被告は、原告に対し温泉使用料として300万円の支払いの義務があることを認めるというものです。

2項としまして、その300万円につきましては、本年12月から平成31年11月まで5年間、60回で5万円ずつを伊豆市へ振り込むというものです。

3つ目としまして、被告が分割金の支払いを怠った場合、その額が10万円に達したときは、被告は当然に期限の利益を失い、既に支払った金額を控除した残金を直ちに支払うというもので、この分割納付の権限がなくなるというものです。

4つ目、原告は、その余の請求を放棄する。

5つ目としまして、原告と被告は本件及びその他の温泉使用料に関し和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認をしましたというものです。

これは、本件というのが3月議会で報告させていただきましたこの裁判での伊豆市の請求金額304万2,900円、これが本件の合計額、それとその他の温泉使用料ということでございますが、支払い督促の申し立てをしました、それ以後にも温泉の受給権を持っておりました。その温泉使用料が平成26年2月請求分から10月までの使用料ということで、こちらも滞納額が21万7,404円ございました。被告が和解書の1項のところでは300万円の支払い義務を認めております。それによって、支払い督促額の304万2,900円と支払い督促後の滞納分21万7,404円を足しますと326万304円となります。それと被告が認めた300万円の差額26万304円、これについては、市は和解によって債権放棄をするということでございます。

6項目としまして、訴訟費用は各自、原告、被告それぞれの負担とするという内容で専決処分をいたしております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第2、発議第8号 軽油引取税に関する意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

[第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇]

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 発議第8号 軽油引取税に関する意見書の提出について、第2委員会を代表し、提案理由の説明をさせていただきます。

伊豆漁業協同組合代表理事組合長から、軽油引取税に関する意見書の国への提出を求める要望書の提出があり、第2委員会において協議した結果、要望書の一部を採択することに全会一致で決定いたしました。

漁船の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の免除措置は、平成27年3月31日までの時限的な措置となっておりますが、燃料価格の高騰によるコストの上昇に加え、免除措置が廃止されることは漁業経営者にとって非常に厳しく、深刻な状態に陥ることになりかねません。漁業のみならず農林業においても同様の死活問題であります。農林水産業の経営の自立化、安定化を図り、農林水産物の安定供給を確保するためにも軽油引取税の負担軽減は必要不可欠と考えます。

したがって、①農林漁業に使用する経費に係る軽油引取税の免税措置を存続すること、②農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税、還付措置について恒久化することの2項目について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣です。

以上、議員の皆様の御賛同をお願いいたしまして。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山 誠君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、発議第8号は原案のとおり提出することが決定いたしました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第3、発議第9号 伊豆市議会 議会改革特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、三田忠男議員。

[2番 三田忠男君登壇]

○2番（三田忠男君） 2番、三田忠男です。

議会改革特別委員会決議提案理由を述べさせていただきます。

全国的に地方議会の改革、活性化が取りざたされている中で、我が伊豆市におきましても、いかに議会を活性化させ、市民の代表として市民の声を聞き、一緒にまちづくりを進めていくことが大変重要であると考えております。そのためにもさまざまな角度から議会がどうあるべきか、また、市民に開かれた議会にしていくためにはどうしたらよいか、議会としての政策提案や条例制定等、特別委員会を設置し、調査検討していくことが大変重要であると考えております。

改めて議員各位におかれましては、御賛同をお願いしたく、次のとおり提案いたします。

お手元の資料、発議第9号として配られておると思いますが、よろしく申し上げます。

伊豆市議会 議会改革特別委員会設置に関する決議

次のとおり伊豆市議会 議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

1、名称

伊豆市議会 議会改革特別委員会。

2、設置の根拠

地方自治法第110条及び伊豆市議会委員会条例第5条。

3、付議事件

議会基本条例の制定や議会報告会の開催及び伊豆市議会例規の見直し等について課題を整

理し、その改革及び対策に関する調査、研究を行う。

4、委員の定数

6人。

5、調査期間

設置の日から調査終了まで（おおむね1年間とする）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第9号 伊豆市議会 議会改革特別委員会設置に関する決議について採決をいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○議長（杉山 誠君） 再開いたします。

◎伊豆市議会 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（杉山 誠君） 追加日程第4、伊豆市議会 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、永岡康司議員、三田忠男議員、青木靖議員、大川明芳議員、梅原正次議員及び小長谷順二議員の6名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を伊豆市議会 議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各委員は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、委員会条例第8条第2項の規定により御報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時24分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長より報告させます。

それでは、事務局長お願いします。

○議会事務局長（飯田勝久君） それでは、御報告いたします。

互選の結果、委員長に青木靖議員、副委員長に大川明芳議員が選出されました。

以上でございます。

◎閉会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には、長期間慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

これにて閉会します。

閉会 午後 2時25分